

平成29年度
包括外部監査結果報告書

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金及び交付金の財務事務等の執行

千葉県包括外部監査人
弁護士 石川英夫

目 次

第1部	包括外部監査の概要	1
第1	外部監査の種類	1
第2	包括外部監査人及び補助者	1
第3	監査の対象年度	1
第4	監査の対象とする事件	1
第5	監査の実施期間	11
第6	監査の進行	11
第2部	総論	14
第1	補助金等の定義	14
第2	補助金等適正化法の適用関係	15
第3	監査の視点	15
第4	監査の基準	17
第5	指摘と意見の区別	19
第6	監査結果	20
第7	総評	31
第3部	各論	38
第1編	補助金	38
第1	千葉県中小企業振興資金（環境保全資金）利子補給	38
第2	千葉県青少年協会育成費補助金	40
第3	千葉県青少年補導員連絡協議会活動費補助金	42
第4	千葉県文化振興財団総合文化振興事業費補助金	44
第5	ちば環境再生推進委員会運営費等補助金	46
第6	千葉県ポリ塩化ビフェニル （PCB）廃棄物処理基金造成事業補助金	48
第7	千葉県小中学校体育連盟事業補助金	50
第8	千葉県高等学校体育連盟事業補助金	53
第9	千葉県体育協会事業補助金	55
第10	介護老人保健施設整備資金利子補給事業	57
第11	地域福祉フォーラム設置支援推進事業補助金	59
第12	社会を明るくする運動補助金	62
第13	民間社会福祉団体等育成事業補助金 （千葉県民生委員児童委員協議会運営費補助金）	65

第14	民間社会福祉団体等育成事業補助金 (更生保護助成協会事業補助金)	67
第15	千葉県ホームヘルパー協議会運営指導事業費補助金	70
第16	千葉県介護保険苦情処理業務支援事業費補助金	73
第17	老人福祉施設整備費補助金	77
第18	明るい長寿社会づくり推進機構事業補助金	80
第19	一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会 活動促進事業費補助金	82
第20	民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金	87
第21	民間老人福祉施設職員設置費補助金	89
第22	軽費老人ホームサービス提供費補助金	93
第23	民間社会福祉施設整備資金 借入金補助金・利子補給金(保育所)	95
第24	保育所整備促進事業補助金	97
第25	母子寡婦福祉研修会等運営費補助金	100
第26	民間児童福祉施設職員待遇改善事業補助金	103
第27	民間社会福祉設備整備資金 補助金・利子補給金(児童養護施設・乳児院)	107
第28	結核予防事業補助	108
第29	千葉県ことばを育てる会事業補助金	113
第30	千葉県手をつなぐ育成会事業及び療育親子の旅事業補助金	115
第31	千葉県肢体不自由児協会事業補助金	118
第32	千葉県自閉症協会事業及び親子の旅事業補助金	120
第33	千葉県視覚障害者福祉協会運営費補助金	123
第34	東京オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援事業補助金	126
第35	千葉県精神医療審査会報告書料等補助金	130
第36	千葉県袖ヶ浦福祉センター利用者受入施設等整備費補助金	132
第37	民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金	134
第38	障害者グループホーム整備費補助金	137
第39	民間障害児入所施設等職員待遇改善事業補助金	139
第40	千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業	141
第41	千葉県観光振興事業補助金	144
第42	大規模イベント支援事業	147
第43	観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金	149
第44	千葉県映画・テレビ等撮影支援事業補助金	151

第45	千葉県立地企業補助金	156
第46	動産担保融資手数料補助	158
第47	千葉県産業振興センター補助金（設備資金貸付事業分）	160
第48	経営安定資金・再生資金信用保証料補助金	162
第49	千葉県商店街振興組合連合会補助金	164
第50	千葉県商店街連合会補助金	170
第51	千葉県地域商業活性化事業補助金 （地域商業活性化チャレンジ事業）	174
第52	千葉県地域商業活性化事業補助金（活性化実践事業）	180
第53	訪日観光客商店街おもてなし事業補助金	181
第54	公益財団法人ちば国際 コンベンションビューロー事業費補助金（コンベンション部門）	183
第55	千葉県国際会議開催補助金	185
第56	中小企業連携組織対策事業費補助金	187
第57	小規模事業経営支援事業費等補助金	190
第58	千葉県プロフェッショナル人材確保事業補助金	194
第59	中小企業人材採用サポート事業補助金	196
第60	千葉県高年齢者就業機会確保事業費補助金	199
第61	千葉県事業所内保育所整備緊急促進事業費補助金	202
第62	公益財団法人かずさDNA研究所事業費補助金	204
第63	下請取引振興事業費補助金	207
第64	新事業・新産業創出支援事業費補助金	210
第65	千葉県産業振興事業費補助金	212
第66	千葉県バス運行対策費補助金	214
第67	千葉県鉄道輸送対策事業費補助金	217
第68	公益財団法人ちば国際 コンベンションビューロー事業費補助金（国際交流部門）	220
第69	上水道繰出事業補助金	223
第70	南房総広域水道用水供給事業施設整備費等補助金	225
第71	簡易水道施設事業補助金	227
第72	千葉県私学教育振興財団退職資金事業補助金	228
第73	千葉県私立幼稚園教育振興事業補助金	231
第74	私立幼稚園特別支援教育振興事業補助金	234
第75	千葉県栽培漁業推進体制整備促進事業補助金	237
第76	東京湾漁業総合対策事業（種苗供給施設管理事業）費補助金	242

第77	印旛沼排水機場等維持管理費補助金	246
第78	北総中央用水土地改良区運営費補助金	248
第79	緑化推進委員会運営費補助	250
第80	東京湾漁業総合対策事業（海底障害物除去事業）費補助金	254
第81	東京湾漁業総合対策事業（製品規格対策促進事業）費補助金	256
第82	園芸産地強化・連携支援事業補助金	258
第83	千葉米改良協会事業活動費補助金	260
第84	中小漁業融資保証制度安定対策事業	264
第85	漁業経営保全対策共済加入助成事業補助金	268
第86	農業近代化資金利子補給	271
第87	肉豚生産安定対策事業補助金	274
第88	乳用牛群検定事業補助金	278
第89	肉用牛ブランド力向上対策事業費補助金	281
第90	「世界に飛び出せ千葉の農林水産物」 輸出促進事業（千葉の農林水産物輸出促進事業）	285
第91	千葉県地域ブランド化推進事業補助金	288
第92	消防振興事業補助金	291
第2編	負担金	294
第1	一般財団法人地域創造分担金	294
第2	学校音楽鑑賞教室共催負担金	295
第3	手賀沼水環境保全協議会負担金	296
第4	全国都道府県議会議長会都道府県分担金	298
第5	教育研究団体等負担金（特別支援学校）	300
第6	教育研究団体等負担金（全日制高校）	301
第7	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済加入掛金	302
第8	学校管理者賠償責任保険	303
第9	教育職員免許状授与管理事業負担金	304
第10	自治医科大学経常運営負担金	306
第11	市原健康福祉センター仮庁舎電気利用料金負担金	307
第12	技術職員研修会負担金	308
第13	一般社団法人公共建築協会負担金	309
第14	印旛沼開発施設管理費負担金	310
第15	黒部川水門管理費負担金	312
第16	千葉県魅力ある建設事業推進協議会負担金	313
第17	宅地建物取引業法主管者協議会分担金	316

第18	地方公務員等共済組合法に基づく地方公共団体負担金	317
第19	南房総地域交通円滑化対策事業負担金	318
第20	東京湾アクアライン料金割引事業負担金	319
第21	県単街路整備事業（整備費）負担金	321
第22	地方公務員等共済組合法に基づく負担金（千葉県土地開発公社）	324
第23	ちばプロモーション協議会負担金	325
第24	企業誘致推進役負担金	331
第25	独立行政法人日本貿易振興機構 千葉貿易情報センター支援事業に対する負担金	332
第26	内外情勢調査会会費負担金	334
第27	長期海外派遣研修事業負担金 （独立行政法人日本貿易振興機構に支払う事務負担金）	335
第28	中央旅券事務所の光熱費負担金（電気等使用料）	336
第29	中央旅券事務所の共益費負担金	337
第30	東葛飾旅券事務所の光熱費負担金（電気等使用料）	338
第31	東葛飾旅券事務所の共益費	339
第32	千葉県統計協会会費	340
第33	千葉県企業土地管理局及び千葉県水道局工業用水部 （旧企業庁）仮移転先賃貸オフィス共益費負担金	341
第34	住民基本台帳法に係る地方公共団体情報システム機構事務負担金	342
第35	総合行政ネットワーク負担金	343
第36	公的個人認証サービス負担金	345
第37	地方電子申告に係るシステム都道府県負担金	346
第38	WBG共益費等負担金	347
第39	一般財団法人救急振興財団負担金	348
第3編	交付金	350
第1	運輸事業振興助成交付金	350

第1部 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法252条の37第1項の規定による監査

第2 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人及び補助者の氏名及び職業は、以下のとおりである。

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象事件について、地方自治法252条の29が規定する利害関係がない。

包括外部監査人	石川英夫(弁護士)
同補助者	山口祐輔(弁護士)
同補助者	岩田康孝(弁護士)
同補助者	大平俊一(弁護士)
同補助者	鈴木智之(弁護士)
同補助者	松田浩一(弁護士)
同補助者	藤井 寿(弁護士・公認会計士)
同補助者	金子洋樹(公認会計士)

第3 監査の対象年度

監査の対象年度は、平成28年度を対象としたが、必要に応じて、平成29年度も対象とし、かつ平成27年度以前に遡及して対象とした。

第4 監査の対象とする事件

1 事件名

県が独自に行い、かつ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金及び交付金(以下「補助金等」という。)の財務事務等の執行

2 選定理由

- (1) 県の定義によれば、補助金とは、「特定の事業や研究等を育成又は助長するため、公益上必要な場合に補助するもの」であり、負担金とは「県が特別の利益を受ける法令上の特定の事業等に対し、一定額を負担するもの又は県が加入している各種団体への会費等」であり、交付金は、「一般的には市町村等に県の事務を委任等している場合において、その所要経費を交付するもの」である。そして、県は、係る定義

に基づいて、補助金等を分類し、ホームページで公開している。

(2) これらの県が行う補助金等につき、地方自治法232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定している。これは、寄附又は補助の根拠を定める趣旨であるが、同時に、寄附又は補助につき、公益上の必要性という要件を付す趣旨でもある。そして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金等適正化法」という。）第1条は、国が行う補助金等につき、「この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。」と定めている。この補助金等適正化法は、国が国以外の者に対して交付するものに適用され、自治体が行う補助金等には適用されない。しかし、上記の補助金等適正化法が目的とする補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化は、県が行う補助金等の財政事務等の執行においても同様に目的とされるべきところである。そして、同法第3条1項が補助金等を交付する者に対して「補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とし、同条2項が補助金等の交付を受ける側の者に対して「法令の定め及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」として、その根拠として指摘するところは、いずれも「補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものである」ということであるが、これは、普通地方公共団体が行う補助金等にもそのまま当てはまることである。すなわち、県が行う補助金等も、公益上の必要性に加えて、公正及び効率並びに交付の不正な申請及び不正な使用の防止が要請されることになる。それゆえ、千葉県補助金等交付規則は、「予算の執行の適正化を図ることを目的とする。」と規定し、その目的を達成するために、補助金等の交付申請、交付決定、事情変更による決定の取消、補助事業等及び間接補助事業等の執行、状況報告、実績報告、是正の措置、決定の取消及び補助金等の返還等を定めているのである。

(3) このように、補助金等の財務事務等については、予算の執行の適正化を図るために、地方自治法第232条の2の規定や補助金等適正化法の趣旨に基づき、公益上の必要性等の様々な要請に応えるものとしてなされなければならない。しかるに、県における包括外部監査においては、平成20年度に農林水産部の補助金等が特定の事件とされたことはあったが、それから9年が経過している上、補助金等についての全般的監査は、過去なされたことがない。加えて、補助金等の予算規模も、一般会計と特別会計を合わせた平成28年度当初の歳出予算額でみれば、公営企業等

も含めた総額が2兆9756億7800万円であるところ、補助金等の合計額は3811億9600万円（ただし事前に県の各部署に対して行った補助金等についてのアンケートに基づく金額であり、補正予算により予算化されたものを含む。）であって、予算総額の約12.8%を占めていて、予算規模も比較的多額である。それゆえ、補助金等を包括外部監査の特定の事件とすることにした。

- (4) 監査の対象とする補助金等の選定は、県に対するアンケートに基づき、国の施策とは関係なく、県が独自の施策に基づいて単独で行うものであって、国や地方自治体以外の者に交付するものであり、かつ予算額が500万円以上であるものを抽出し、これに平成26年度から平成29年度までの予算額が定額であるものは500万円以下であっても抽出することによって、合計308件を選定した。そこから、監査対象を150件以下に絞ることとし、名称に基づいて類似するものを除外して、補助金92件、負担金39件、交付金1件、合計132件を選定したが、その際、アンケートで該当した事例、すなわち、開始年度が古いもの、終期の定め又は見直し期間の設定がないもの、根拠法令がないもの等は、優先的に監査の対象とした。

3 監査の対象とする補助金等及びこれを所管する部課等

監査の対象とした補助金等及びこれを所管する部課等は、以下の「監査対象補助金等及び所管部課一覧表」に記載のとおりである。

監査対象補助金等及び所管部課一覧表

第1 補助金

部局	所管課・所名	所管室・班名	番号	補助金等の種類・名称
環境生活部	環境政策課	環境影響評価・指導班	1	千葉県中小企業振興資金(環境保全資金)利子補給
	県民生活・文化課	子ども・若者育成支援室	2	千葉県青少年協会育成費補助金
			3	千葉県青少年補導員連絡協議会活動費補助金
		文化振興班	4	千葉県文化振興財団総合文化振興事業費補助金
	循環型社会推進課	環境保全活動推進班	5	ちば環境再生推進委員会運営費等補助金
	廃棄物指導課	指導企画班	6	千葉県ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金造成事業補助金

教育庁教育振興部	体育課	学校体育班	7	千葉県小中学校体育連盟事業補助金
			8	千葉県高等学校体育連盟事業補助金
		スポーツ推進室競技スポーツ班	9	千葉県体育協会事業補助金
健康福祉部	医療整備課	法人指導班	10	介護老人保健施設整備資金利子補給事業
	健康福祉指導課	地域福祉推進班	11	地域福祉フォーラム支援推進事業
			12	社会を明るくする運動補助金
			13	民間社会福祉団体等育成事業補助金(千葉県民生委員児童委員協議会運営費補助金)
			14	民間社会福祉団体等育成事業補助金(更生保護助成協会事業補助金)
		福祉人材班	15	千葉県ホームヘルパー協議会運営指導事業費補助金
	高齢者福祉課	介護保険制度班	16	千葉県介護保険苦情処理業務支援事業費補助金
		施設整備班	17	老人福祉施設整備費補助金
		生きがい活動推進班	18	明るい長寿社会づくり推進機構事業補助金
		法人支援班	19	一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会活動促進事業費補助金
			20	民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金
			21	民間老人福祉施設職員設置費補助金
	22		軽費老人ホームサービス提供費補助金	
	子育て支援課	企画調整班	23	民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金(保育所)
保育推進班		24	保育所整備促進事業補助金	

健康福祉部	児童家庭課	ひとり親家庭班	25	母子寡婦福祉研修会等運営費補助金
		虐待防止対策室	26	民間児童福祉施設職員待遇改善事業補助金
			27	民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金(児童養護施設・乳児院)
	疾病対策課	感染症医療班	28	結核予防事業補助
	障害者福祉推進課	障害保健福祉推進班	29	千葉県ことばを育てる会事業補助金
			30	千葉県手をつなぐ育成会事業及び療育親子の旅事業補助金
			31	千葉県肢体不自由児協会事業補助金
			32	千葉県自閉症協会事業及び親子の旅事業補助金
			33	千葉県視覚障害者福祉協会運営費補助金
			34	東京オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援事業補助金
		精神保健福祉推進班	35	千葉県精神医療審査会報告書料等補助金
	障害福祉事業課	県立施設改革班	36	千葉県袖ヶ浦福祉センター利用者受入施設等整備費補助金
		事業支援班	37	民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金
			38	障害者グループホーム整備費補助金
療育支援班		39	民間障害児入所施設等職員待遇改善事業補助金	
県土整備部	都市整備局住宅課	住宅支援班	40	千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金

商工労働 部	観光企画課	観光企画室	41	千葉県観光振興事業補助金
		観光事業・団体支援 班	42	大規模イベント支援事業補助金
			43	観光地トイレ整備スピードアップ事業 補助金
	観光誘致促進課	国内プロモーション班	44	千葉県映画・テレビ等撮影支援事業
	企業立地課	企画・誘致推進班	45	千葉県立地企業補助金
	経営支援課	金融支援室	46	動産担保融資手数料補助
			47	千葉県産業振興センター補助金(設 備資金貸付事業分)
			48	経営安定資金・再生資金信用保証料 補助金
		商業振興班	49	千葉県商店街振興組合連合会補助 金
			50	千葉県商店街連合会補助金
			51	千葉県地域商業活性化事業補助金 (地域商業活性化チャレンジ事業)
			52	千葉県地域商業活性化事業補助金 (活性化実践事業)
			53	訪日観光客商店街おもてなし事業
	経済政策課	MICE 誘致推進室	54	(公財)ちば国際コンベンションビュ ーロー事業費補助金 (コンベンショ ン部門)
			55	千葉県国際会議開催補助金
		中小企業・団体支援 室	56	中小企業連携組織対策事業費補助 金
			57	小規模事業経営支援事業費等補助 金
	雇用労働課	企画調整班	58	千葉県プロフェッショナル人材確保 事業補助金
		若年者就労支援班	59	中小企業人材採用サポート事業補 助金

商工労働部	雇用労働課	女性・高齢者就労支援班	60	千葉県高年齢者就業機会確保事業費補助金
		働き方改革推進班	61	千葉県事業所内保育所整備緊急促進事業費補助金
	産業振興課	バイオ産業振興班	62	(公財)かずさDNA研究所事業費補助金
		ベンチャー・地域産業振興班	63	下請取引振興事業費補助金
		産業技術班	64	新事業・新産業創出支援事業費補助金
65	千葉県産業振興事業費補助金			
総合企画部	交通計画課	企画調整班	66	千葉県バス運行対策費補助金
		鉄道事業室	67	千葉県鉄道輸送対策事業費補助金
	国際課	国際政策推進班	68	(公財)ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金(国際交流部門)
	水政課	水道事業室	69	上水道繰出事業補助金
			70	南房総広域水道用水供給事業施設整備費等補助金
71			簡易水道施設事業補助金	
総務部	学事課	企画宗務班	72	千葉県私学教育振興財団退職資金事業補助金
		幼稚園振興班	73	千葉県私立幼稚園教育振興事業補助金
			74	私立幼稚園特別支援教育振興事業補助金
農林水産部	水産局漁業資源課	栽培漁業班	75	千葉県栽培漁業推進体制整備促進事業補助金
			76	東京湾漁業総合対策事業(種苗供給施設管理事業)費補助金
	耕地課	管理調整班	77	印旛沼排水機場等維持管理費補助金

農林水産部	耕地課	事業計画室	78	北総中央用水土地改良区運営費補助金
	森林課	森林政策室	79	緑化推進委員会運営費補助
	水産局水産課	振興班	80	東京湾漁業総合対策事業(海底障害物除去事業)
			81	東京湾漁業総合対策事業(製品規格対策促進事業)
	生産振興課	園芸振興室	82	園芸産地強化・連携支援事業
		農産班	83	千葉米改良協会事業活動費補助金
	団体指導課	経営支援室	84	中小漁業融資保証制度安定対策事業
			85	漁業経営保全対策共済加入助成事業
			86	農業近代化資金利子補給
	畜産課	企画経営室	87	肉豚生産安定対策事業補助金
		生産振興班	88	乳用牛群検定事業補助金
			89	肉用牛ブランド力向上対策事業費補助金
	流通販売課	販売・輸出促進室	90	「世界に飛び出せ千葉の農林水産物」輸出促進事業(千葉の農林水産物輸出促進事業)
			91	千葉県地域ブランド化推進事業
防災危機管理部	消防課	企画指導班	92	消防振興事業補助金

第2 負担金

部局	所管課・所名	所管室・班名	番号	補助金等の種類・名称
環境生活部	県民生活・文化課	文化振興班	1	一般財団法人地域創造分担金
			2	学校音楽鑑賞教室共催負担金
	水質保全課	湖沼浄化対策班	3	手賀沼水環境保全協議会負担金

議会事務局	政務調査課	調査政策室	4	全国都道府県議会議長会都道府県分担金
教育庁企画管理部	財務施設課	財務指導室財務・助成班	5	教育研究団体等負担金(特別支援学校)
			6	教育研究団体等負担金(全日制高校)
教育庁教育振興部	学校安全保健課	安全室	7	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済加入掛金
	教職員課	管理室	8	学校管理者賠償責任保険
		免許班	9	教育職員免許状授与管理事業負担金
健康福祉部	健康福祉政策課	人事班	10	自治医科大学経常運営負担金
		総務班	11	市原健康福祉センター仮庁舎電気利用料金負担金
県土整備部	営繕課	企画調整班	12	技術職員研修会負担金
			13	(一社)公共建築協会負担金
	河川環境課	河川海岸管理室	14	印旛沼開発施設管理費負担金
	河川整備課	河川整備班	15	黒部川水門管理費負担金
	建設・不動産業課	建設業班	16	千葉県魅力ある建設事業推進協議会負担金
		不動産業班	17	宅地建物取引業法主管者協議会分担金
	都市整備局住宅課	指導調整室	18	地方公務員等共済組合法に基づく地方公共団体負担金
	道路計画課	管理調整班	19	南房総地域交通円滑化対策事業
		高速道対策・館山道促進班	20	東京湾アクアライン料金割引事業
	道路整備課	街路整備班	21	県単街路整備事業(整備費)負担金
用地課	土地取引調査室	22	地方公務員等共済組合法に基づく負担金(千葉県土地開発公社)	

商工労働部	観光誘致促進課	国内プロモーション班	23	ちばプロモーション協議会負担金
	企業立地課	企画・誘致推進班	24	企業誘致推進役負担金
	経済政策課	国際経済推進室	25	日本貿易振興機構千葉貿易情報センター支援事業
			26	内外情勢調査会会費
		総務班	27	長期海外派遣研修事業
総合企画部	国際課	国際政策推進班	28	中央旅券事務所の光熱費
			29	中央旅券事務所の共益費
			30	東葛飾旅券事務所の光熱費
			31	東葛飾旅券事務所の共益費
	統計課	管理調整班	32	千葉県統計協会会費
総務部	管財課	庁舎管理室	33	千葉県企業土地管理局及び千葉県水道局工業用水部(旧企業庁)仮移転先賃貸オフィス共益費負担金
	市町村課	行政班	34	住民基本台帳法に係る地方公共団体情報システム機構事務負担金
	情報システム課	計画評価班	35	総合行政ネットワーク負担金
		電子申請システム班	36	公的個人認証サービス負担金
	税務課	管理調整班	37	地方電子申告に係るシステム都道府県負担金
総務ワークステーション	管理班	38	WBG 共益費等負担金	
防災危機管理部	消防課	企画指導班	39	(一財)救急振興財団負担金

第3 交付金

部局	所管課・所名	所管室・班名	番号	補助金等の種類・名称
商工労働部	経済政策課	中小企業・団体支援室	1	運輸事業振興助成交付金

第5 監査の実施期間

監査を実施した期間は、平成29年8月8日から平成30年2月21日までである。

第6 監査の進行

1 事前ヒアリング

県と事前協議の上、平成29年5月19日、「特定の事件」選定のためのヒアリング等の実施通知をし、同年5月29日、健康福祉部保険指導課から後期高齢者医療給付費県負担金につき、総務部学事課から私立学校経常費補助（一般補助）につき、及び商工労働部経済政策課から運輸事業振興助成交付金につき、それぞれヒアリングを実施した。

2 アンケート調査

その上で、監査の対象とする補助金等を選定するために、補助金等につき問題が所在する可能性がある事情を複数選び、平成26年度から平成29年度を対象として、補助金等を所管する全ての部課に対して、平成29年5月28日、アンケートを実施した。そのアンケートの回答がそろふことを待ち、これに基づき補助金等を308件に絞り、そこから予算が500万円以上のものを選び、これに開始年度が古いもの、予算額が同額で推移しているもの、類似の制度を比較検討するに適切と思われるものや、交付要綱があるものとなないものとの比較対照するに適切なものを選び、特定の分野、所管の部課に偏らないようにして、監査対象補助金等132件を選定した。

3 簿冊の閲覧等

そして、県に対し、平成29年7月25日、監査実施通知をした。その後、選定した補助金等を所管する部課から、監査対象の補助金等の概要説明書の交付を受け、これを参照しながら監査対象補助金等132件の平成26年度から平成28年度、一部平成29年度の簿冊を閲覧して分析し、県の担当者に質問し、関連資料を収集して補助金等の交付事務の実態把握に努めた。他方、これと並行して、浮かび上がってきた疑問点につき、関係法令を調査して検討した。

4 関係人調査

県の簿冊の閲覧等によって調査を進めた結果、補助金等の受給者を関係人として調査する必要性が生じた。そこで、22名の関係人を選定し、監査委員に対し、平成29年11月9日、関係人調査を通知し、関係人から領収書等の会計資料の提供を

受け、必要に応じて訪問して調査した。

関係人調査対象一覧表

NO.	補助金等の名称	受給者	住所
補 4	千葉県文化振興財団総合文化振興事業費補助金	公益財団法人千葉県文化振興財団	〒260-8661 千葉市中央区市場町 11 番 2 号
補 5	ちば環境再生推進委員会運営費等補助金	一般財団法人千葉県環境財団	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1 - 1 1 - 1
補 9	千葉県体育協会事業補助金	公益財団法人千葉県体育協会	〒263-0011 千葉市稲毛区天台町 323 千葉県総合スポーツセンター内 (2F)
補 11	地域福祉フォーラム支援推進事業	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会	〒260-8508 千葉市中央区千葉港 4 番 3 号
補 15	千葉県ホームヘルパー協議会運営指導事業費補助金	一般財団法人千葉県ホームヘルパー協議会	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4 番 3 号
補 16	千葉県介護保険苦情処理業務支援事業費補助金	千葉県国民健康保険団体連合会	〒263-8566 千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号
補 19	一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会活動促進事業費補助金	一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4 番 3 号
補 32	千葉県自閉症協会事業及び親子の旅事業補助金	千葉県自閉症協会	〒260-0856 千葉市中央区亥鼻 2 丁目 9 番 3 号千葉県発達障害者支援センター内
補 33	千葉県視覚障害者福祉協会運営費補助金	社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会	〒284-0005 千葉県四街道市四街道 1-9-3
補 34	東京オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援事業補助金	一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会 (なお健康福祉部障害者福祉推進課所管の補助金に関するもの)	〒263-0016 千葉市稲毛区天台 6-5-1 千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター内

補 41	千葉県観光振興事業補助金	公益社団法人千葉県観光物産協会	〒260-0015 千葉市中央区富士見2丁目3-1 塚本大千葉ビル9階
補 49	千葉県商店街振興組合連合会補助金	千葉県商店街振興組合連合会	〒260-0015 千葉市中央区富士見2丁目22番2号
補 62	(公財) かずさDNA研究所事業費補助金	公益財団法人かずさDNA研究所	〒292-0818 千葉県木更津市かずさ鎌足2-6-7
補 65	千葉県産業振興事業費補助金	公益財団法人千葉県産業振興センター	〒261-7123 千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBG マリブイースト 23F
補 75	千葉県栽培漁業推進体制整備促進事業補助金	公益財団法人千葉県水産振興公社	〒260-0013 千葉市中央区中央3丁目3番1号
補 76	東京湾漁業総合対策事業(種苗供給施設管理事業)費補助金	公益財団法人千葉県水産振興公社	〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 7ジモト第一生命ビルディング 3階
補 79	緑化推進委員会運営費補助	公益社団法人千葉県緑化推進委員会	〒299-0265 千葉県袖ヶ浦市長浦拓2号 580-148
補 83	千葉米改良協会事業活動費補助金	千葉米改良協会	〒260-0031 千葉県千葉市中央区新千葉3丁目2-6
補 84	中小漁業融資保証制度安定対策事業	千葉県漁業信用基金協会	〒260-0021 千葉市中央区新宿2丁目3番8号水産会館内
補 87	肉豚生産安定対策事業補助金	公益社団法人千葉県畜産協会	〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3 K&T千葉ビル3F
補 91	千葉県地域ブランド化推進事業	市原市農業協同組合	(経済部) 〒290-0205 千葉県市原市山田591番地

補 92	消防振興事業補助金	公益財団法人千葉県消防協会	〒260-0801 千葉県千葉市中央区仁戸名町666 番地 2 千葉県消防会館内
負 16	千葉県魅力ある建設事業推進協議会負担金	千葉県魅力ある建設事業推進協議会	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 千葉県県土整備部建設・不動産業課内

5 全体会議

以上の調査は、1箇月2回の包括外部監査人・補助者で構成する全体会議で協議して進行させた。

6 包括外部監査結果報告書作成

このような調査に基づいて、監査結果報告書の原案を作成し、これに基づき県と補助金等交付事務についての事実認定の確認を行い、その上で監査基準に照らして補助金等交付事務の監査を行い、その判断の可否を全体会議で協議して、平成29年度包括外部監査結果報告書を完成させ、平成30年2月21日、県に提出した。

(なお、監査した補助金等の予算・決算は、平成28年度及び平成29年度が予算額、平成27年度及び平成26年度が決算額であり、金額は百円の位を四捨五入した千円以上の表示である。)

第2部 総論

第1 補助金等の定義

1 補助金・負担金・利子補給金

補助金は、国又は地方自治体が、特定の事務又は事業を補助するために交付する金銭をいい、負担金は、国又は地方自治体が、一定の義務若しくは責任を負う事務又は事業について交付する金銭をいう。そして、利子補給金は、国又は地方自治体が、特定の事務又は事業を奨励するために、その事業又は事務を実施するための借入金の利子相当額を補助する金銭をいう。

2 交付金

交付金とは国又は地方自治体が特定の目的をもって交付する金銭を広く指す。

第2 補助金等適正化法の適用関係

1 補助金・負担金・利子補給金

負担金及び利子補給金のうち、国が交付するものは、そのいずれもが、補助金等適正化法の適用を受けるが、地方自治体が交付するものは、補助金等適正化法の適用はない。

2 交付金

交付金は、特定の目的をもって交付する金銭であるが、補助金等適正化法2条1項4号に規定する「その他相当の反対給付を受けない給付金であって政令で定めるもの」であるから、国が交付するものであり、政令で定められたものは、補助金等適正化法の適用を受けるが、地方自治体が交付するものは、補助金等適正化法の適用はない。

3 補助金等を区分する意味の有無

補助金等適正化法は、国が交付する補助金、負担金及び利子補給金並びに国が交付する相当の反対給付を受けない給付金であって政令で定められたものは、一つにまとめて「補助金等」として同法の適用において同じ扱いをしている。したがって、補助金等適正化法の適用を受ける補助金等につき、その区分の基準は重要ではない。

第3 監査の視点

1 包括外部監査人が留意すべき事項

- (1) 地方自治法252条の37第2項は、包括外部監査をするに際しては、「当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第2条14項及び15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。」と規定している。そして、同法2条14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、同条15項は、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らねばならない。」と定めている。
- (2) 地方自治法2条14項も同条15項も、地方公共団体の事務の規準を定める規定である。監査は、県がこれらの規準を遵守しているかどうかを調査し、判断し、意見を述べることであるから、これらの規準は、監査する際の判断基準となる。
- (3) そこで、まず同条14項を検討すれば、住民の福祉は、その概念が広範であるた

め、適法性・相当性を判断する基準として機能しない。そして、住民の福祉は、地方公共団体を創設した第一義的目的であり、地方公共団体の事務は、全て住民の福祉を実現することを目的として執行されることから、「住民の福祉の増進に努める」という言葉は、その後続く「最少の経費で最大の効果を挙げる」という言葉と併せて読むべきいわば枕詞のようなものであり、それゆえ、同項は、事務を執行するときは、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めなければならないという規準を規定していると解すべきである。これはひと言でいえば、効率性であり、その概念は具体的であるから、監査の基準となる。

- (4) 次に、同条15項が定める「組織及び運営の合理化」と「規模の適正化」を規定しているが、これらは、いずれも組織の創設と改廃、組織の在り方を意味するものであり、事務の執行自体の適法性・相当性を判断する際の基準とはなり得ないが、類似する複数の事務を関連させて判断する場合には、監査の基準となり得る。しかし、この監査は、個々の補助金等の事務の執行を対象とするものであるため、組織及び運営の合理化と規模の適正は、効率性の中に含めることにした。

2 普通地方公共団体が交付する補助金等の法的根拠

監査の対象とした補助金等の根拠規定である地方自治法232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定めている。これは、地方自治体に補助金等を交付する権限を授与するとともに、その権限行使に公益上の必要性という要件を課す趣旨である。公益も広範な概念ではあるが、公益を不特定多数の住民が利益を直接間接に享受することと定義すれば、公益上の必要性は、具体的判断に馴染み、監査する基準となる。

3 補助金等適正化法の趣旨

- (1) 国が交付する補助金等の交付と受給を規定する補助金等適正化法は、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるべきことを定めるとともに（同法3条1項）、事業が法令の定めや交付の目的に従って誠実に実施されるべきことを定め（同条2項）、これを遵守させるための手続として、交付申請、交付決定、経費の配分の変更や補助事業の変更等、状況報告、実績報告及び補助金等の返還等の事務を定めている。
- (2) 補助金等適正化法は、地方自治体が交付する補助金等には適用されないが、そこに定められている規定は、補助金等を交付する行政事務を律する規範として普遍性をもつものであるがゆえに、地方自治体が交付する補助金等にも同様に当てはまるものである。それゆえ、補助金等適正化法が定める行政事務の規範、すなわち、適法性、公平性、効率性は、監査の基準となる。

- (3) なお、補助金、負担金及び利子補給金は、地方財政法の適用においてはその取扱いが異なるため、これを区別する基準は重要であるが、補助金等適正化法は、補助金等をまとめて「補助金等」として同じ扱いをしているため、これを区分することは重要ではない。
- (4) 県知事は、千葉県補助金等交付規則(以下「交付規則」という。)を制定しているが、これは、予算の執行の適正化を図ることを目的とし、補助金等の交付の申請及び決定等に関する事項及び予算の執行に関する基本的事項を規定したものであり(同規則第1条)、県の補助金等の交付事務についての法規である。これに対し、補助金ごとに定めている交付要綱は、行政機関の内規であり、規範ではない。しかし、交付要綱は、交付規則を遵守するための内規であるから、これに従わない事務の執行は、交付規則に違反することになるため適正ではなく、したがって、交付要綱に反する事務の執行は、相当性を欠くことになる。

4 監査の基準の整理・分類

補助金等の行政事務につき、以上の法律に定められている行政事務の規準を整理すると、適法性、公平性、公益性、効率性及び手続の適正に分類することができるので、補助金等の交付事務がそれらの規準を遵守して行われているかどうかの視点から監査することが、監査を的確に行うことになるものと考え、これを監査の視点とするという趣旨で監査の基準とした。それゆえ、監査基準は、問題の所在としての分類を示すものであり、必ずしも評価した結論ではない。

第4 監査の基準

1 適法性

地方自治法2条16項は、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定している。それゆえ、補助金等の交付事務が法令に違反するかどうかは適法性の基準となる。要綱は、規範ではないからこれに反することは適法性に分類することは相当ではなく、手続の適正に分類した。これに対し、規則は法令に分類する考え方もある。しかし、規則が法令かどうかはここでは検討すべきことではなく、規則も要綱も、地方自治体が定めるものは、手続に関する事項であり、そして、それは、法律や条例を遵守することを目的としていることをどう考えるかということを検討する必要がある。法令に反することはまず規則や要綱に反することとして現れるからである。そこで、法令を法律、政令及び条例に限定し、規則や要綱に反することが直ちに法令に違反するおそれがあるものは、適法性の基準に分類し、そうでないものは、手続の適正の基準に分類した。公平性、公益性及び効率

性も同様である。

2 公平性

補助金等適正化法が補助金等の事務及び使用について定める公正には、公平性が含まれている。補助金等は、特定の事業者又は特定の種類の事業を営む事業者等に対して交付するものであるがゆえに、元々形式的には公平ではないが、住民の福祉の具体化において政策的判断が働き、その判断が民意によって正当化されるため、形式的な不公平は解消される。しかし、同じ状況にある複数の事業者らから合理的な理由なしに特定の事業者又は複数の事業者等を選んで、これらの事業者に対してのみ交付する補助金等は、制度として公平性を欠くことになる。また、制度として一定範囲の者に受給資格を与えているのに、特定の者が受給する状況が複数年度にわたって継続している場合や、配分が偏っている場合は、制度の運用が公平性に欠けていることになる。申請がないからという理由は、正当な理由ではない。当該補助金交付制度を周知させる方法や申請者を選ぶ方法が、公平でない場合もあり得るからである。このように考えて、これらの視点を公平性の監査基準の具体的内容とした。

3 公益性

地方自治体は、住民の福祉を図ることを目的とし、その事務を執行する経費に充てる費用として国民から徴収する租税を財源としている。そして、補助金等は、特定の事業を支援するためにその事業を行うために交付されるものである。その補助金等の交付が住民の福祉にかなうとすれば、それは、その事業の実施が住民の福祉を増進する効果を持たなければならない。住民の福祉なる概念は多義的であるから、ここでは不特定多数の者がその事業によって直接的・間接的に利益を享受する効果をどの程度持つかを判断基準とした。

4 効率性

補助金等の交付に求められる効率性とは、最少の経費で最大の効果を挙げることである(地方自治法2条14項)。これは、補助金等全体と個々の補助金等の双方において考慮されなければならない。前者は、予算の配分が合理的になされているかであるが、この監査では、補助金等の一部を監査の対象としているため、個々の補助金等について効率性を判断した。その判断は、補助金等が特定の目的を持って補助対象事業について交付されるということから、補助金等の交付目的と補助対象事業が持つ効果との関係、補助金額と補助対象事業の経費又は収支との対照において補助の必要性の程度の両面から検討した。前者について具体的にいえば、補助

金等の交付目的が具体的ではなく、補助対象事業との関係が曖昧である場合や、補助金等の交付目的と補助対象事業が持つ効果とにずれがある場合には、効率性に問題があることになり、後者について具体的にいえば、補助対象事業者がその資力又は収支において補助を必要としていない場合が、効率性に問題があることになる。

このように考えて、これらの視点を効率性の監査における具体的基準とした。

5 手続の適正性

補助金等適正化法も、これを踏まえて制定されたと推測できる交付規則も、交付手続の規準を定めているが、その趣旨は、補助金等の交付に求められる適法性、公平性、公益性及び効率性を確保するために手続の適正化を図ることも目的とするものである。交付要綱もまた手続の適正化を図ることを目的とする内規である。それゆえ、補助金等の交付事務は、交付規則及び交付要綱に基づいて行われねばならない。そこで、監査の基準として、手続の適正性(以下「手続の適正」という。)という基準を設けた。しかし、交付規則等が適法性、公平性、公益性及び効率性を確保するために手続の適正化を図ることも目的とするものであるがゆえに、適法性、公平性、公益性及び効率性に関わる事項もまず手続違反として現れることになる。これを手続の適正に分類すれば、全て手続の適正に分類されてしまい、問題の所在が曖昧になってしまう。そこで、交付規則、交付要綱に反することも、それが直ちに適法性、公平性、公益性及び効率性を損なうおそれがあるというものは、それぞれ適法性、公平性、公益性及び効率性の基準に分類し、そうでないものを手続の適正に分類した。

第5 指摘と意見の区別

指摘及び意見は、補助金等に係る事務につき、上記各基準を視点として監査した結果を示すものであり、指摘・意見として記述するだけの問題点が存在することを示すものである。そして、指摘と意見の具体的な差異は、以下のとおりである。

1 指摘

指摘は、補助金等に係る事務につき、前述の適法性、公平性、公益性、効率性及び手続の適正を判断基準として監査した結果、法令に反するものと認めため、あるいは法令に反するとまでは認めに至らないものの、その趣旨に照らして相当でないと認めため、それを是正することを求め、是正のための具体的措置を提示するものをいう。

2 意見

意見は、補助金等に係る事務につき、上記監査基準によって監査した結果、法令に反すると認めるに至らない、あるいは法令の趣旨に照らして相当ではないと認めるに至らないものの、一定程度の疑問が残るので、その問題点を示してその解決のための検討を促したり、疑問点について県民に対する説明を求めるものをいう。

第6 監査結果

個々の補助金等について監査した結果は、第3部の各論に記述するとおりであるが、これを監査の基準ごとに整理すると、以下の「指摘・意見の一覧表」に記載のとおりとなる。

指摘・意見一覧表

補助金					
	補助金指摘				
	適法性	公平性	公益性	効率性	手続の適正
1					暴力団排除条項の制定
4					支出証拠書類添付の必要性
7					①暴力団排除条項の制定 ②支出証拠書類添付の必要性
8					①暴力団排除条項の制定 ②支出証拠書類添付の必要性

補助金指摘					
	適法性	公平性	公益性	効率性	手続の適正
9					①暴力団排除条項の制定 ②支出証拠書類添付の必要性
10					暴力団排除条項の制定
12	双方代理			補助対象事業の特定	
14				補助対象事業の特定	
15	交付要綱の解釈の誤り				
19	①再就職者への人件費補助につき職歴の調査 ②再就職者への人件費補助の公表				①補助対象事業の経費の区別 ②支出証拠書類添付の必要性
20					暴力団排除条項の制定
23					暴力団排除条項の制定
24					県警への照会
25					①交付要綱の制定 ②暴力団排除条項の制定

補助金指摘					
	適法性	公平性	公益性	効率性	手続の適正
26					①交付申請書の添付書類 －要綱改定の必要性 ②事業実績報告書の添付書類 ③暴力団排除条項の制定
27					暴力団排除条項の制定
29					交付要綱の制定
30					①交付要綱の制定 ②手続書類における補助金対象事業の明示化 ③添付書類の不備 ④実績報告書の内容不備 ⑤支出証拠書類添付の必要性

補助金指摘					
	適法性	公平性	公益性	効率性	手続の適正
31					①交付要綱の 制定 ②手続書類に おける補助 金対象事業 の明示化 ③支出証拠書 類添付の必 要性
32					①交付要綱の 制定 ②手続書類に おける補助 金対象事業 の明示化 ③添付書類の 不備 ④支出証拠書 類添付の必 要性
33				補助対象事業 の特定	交付要綱の制 定
34					支出証拠書類 添付の必要性
36					暴力団排除条 項の制定
37					暴力団排除条 項の制定
38					暴力団排除条 項の制定

補助金指摘					
	適法性	公平性	公益性	効率性	手続の適正
39					①暴力団排除条項の制定 ②支出証拠書類添付の必要性
44					暴力団排除条項に基づく県警への照会
46					暴力団排除条項の制定
48					暴力団排除条項の制定
49	補助金管理及び補助金対象事業の事務を第三者へ委託				支出証拠書類添付の必要性
50	補助金管理及び補助金対象事業の事務を第三者へ委託				支出証拠書類添付の必要性
59					①暴力団排除条項の制定 ②支出証拠書類添付の必要性
60					支出証拠書類添付の必要性
62					暴力団排除条項の制定
63					暴力団排除条項の制定

補助金指摘					
	適法性	公平性	公益性	効率性	手続の適正
69					交付要綱の制定
73					暴力団排除条項の制定
74					①交付申請に際しての書類不備 ②暴力団排除条項の制定
77					支出証拠書類添付の必要性
78					支出証拠書類添付の必要性
79	①再就職者への人件費補助につき職歴の調査 ②再就職者への人件費補助の公表				暴力団排除に係る県警への照会
83	権利能力なき社団の要件の確認				①支出証拠書類添付の必要性 ②暴力団排除条項の制定
84	①再就職者への人件費補助につき職歴の調査 ②再就職者への人件費補助の公表				

補助金指摘					
	適法性	公平性	公益性	効率性	手続の適正
86					暴力団排除条項の制定
88					支出証拠書類添付の必要性
92					支出証拠書類添付の必要性

補助金意見					
	適法性	公平性	公益性	効率性	手続の適正
4					補助金額の決定基準
5				資力ある者への補助金交付	
7			役員飲料について	①補助金支出の効果の検討について ②戻入について	
8				終期の設定について	
9				終期の設定について	
12				繰越金が補助額よりも多額	実績報告書の事業完了日の未記載
14				繰越金が補助額よりも多額	
16				補助金額算定方法の見直しの必要性	

補助金意見					
	適法性	公平性	公益性	効率性	手続の適正
19			人件費補助		
21				効果の検討	
22					申請時の過誤の多発防止策について
24					①保育所等整備交付金との手続的連動 ②交付要綱の改定
25				財務状況に応じた補助金の交付	
28					出先機関による補助金交付事務
29					補助金額算出根拠の記録化の必要性
30					補助金額算出根拠の記録化の必要性
31					補助金額算出根拠の記録化の必要性
32					補助金額算出根拠の記録化の必要性

補助金意見					
	適法性	公平性	公益性	効率性	手続の適正
33				繰越金が補助額よりも多額	補助金額算出根拠の記録化の必要性
35					①補助金の額の根拠 ②要綱の整備
37				補助金支出の効果の検討	提出書類の日付を空白とする指示
38					入札・見積り合わせについて
39				補助金支出の効果の検討	要綱別表1第6号様式の協議書について
41				補助率の明示	
42				制度の見直しの必要性	
43				制度の見直しの必要性	
44				効果の検討	
49					交付要綱の改定
56				終期の設定・支援内容の重複について	補助対象経費について
57				終期の設定について	過払いについて
58				効果の検討	
61		予算の配分について			

補助金意見					
	適法性	公平性	公益性	効率性	手続の適正
63				①終期の設定 について ②数値目標等 について	
67					積算根拠
68					実績報告書の 記載が不十分
75			人件費補助	多額の資産を 持つ者への補 助金交付の必 要性	
79			人件費補助		
80				見直しの必要 性	
83	補助金対象経 費の計上				
84			人件費補助		
87				昨今の状況を 踏まえた見直 の検討	
89				目標達成後の 見直し	
91				見積り合わせ について	①交付要綱の 改定 ②債務不履行 (履行遅滞 等)時におけ る対処方針

負担金					
負担金指摘					
	適法性	公平性	公益性	効率性	手続の適正
3	双方代理				
21				ガспラント 会社の事業費 算定	①支出証拠書 類添付の必 要性 ②暴力団排除 条項の制定
26				負担金交付の 要否について の検討	

負担金意見					
	適法性	公平性	公益性	効率性	手続の適正
4				経費の分析の 必要性	
16	職務専念義務			効果の検討	
19				効果の検討	
20				効果の検討	
21					①工事現場の 視察 ②交付要綱の 制定
23	職務専念義務			事業の効果の 判断	
25				効果の検討	
26				情報源として の重要性等の 検討	

交付金					
	交付金指摘				
	適法性	公平性	公益性	効率性	手続の適正
1					支出証拠書類添付の必要性

第7 総評

1 適法性を基準とする監査

(1) 交付要綱の解釈

交付規則、交付要綱は、補助金等の交付事務の基準を示すものであり、これを定める目的は、補助金等の交付の適法性、公平性、公益性及び効率性を確保することにある。それゆえ、県は、交付事務をする場合は、まず、交付規則及び交付要綱を読み、内容を確認し、これに従って交付事務を進めなければならない。仮に、その解釈を間違えて補助金等を交付すれば、適法性、公平性、公益性及び効率性に問題を生ずるおそれがある。その事例として、交付要綱が定める補助金額算出方法の解釈を誤り、交付要綱が定める金額を超えた金額を交付して、適法性に問題を生じた補助金15がある。

(2) 補助金管理及び補助対象事業の第三者への事務委託

① 県は、特定の施策に基づき、補助金等の受給者が特定の事業等を補助するために補助金等を交付する。他方、受給者は、補助事業等を実施することを約束して、その事業等について補助金等の交付申請をする。それゆえ、受給者は、「自ら補助事業等を行う」義務を負う。補助金等適正化法3条2項は、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定しているが、これは、補助事業者等又は間接補助事業者等が「自ら補助事業等を行う」ことを当然の前提として、これを誠実に行うべき義務を課した規定である。この規定は、国の補助金等に適用されるが、その趣旨は全ての補助金等に当てはまる原理原則である。交付規則11条2項は、補助金等の目的外支出を禁ずる規定であるが、その前提として「善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わねばならず」と規定しているが、これも「自ら補助事業等を行う」ことを当然の前提としている。

② この原理原則に触れて適法性が問題となった事例として、補助金49、50がある。これらは、自らは、事務所を設けず、事務員を雇用せず、補助金の受給及

び管理事務並びに補助対象事業を実施する事務の全てを包括して第三者に委託している事例であり、そのため、「自ら補助事業等を行う」義務を果たしているかにつき問題を生じ適法性に分類した事例である。このような事務の第三者への委託が補助金等適正化法や交付規則が求めるところの「自ら補助事業を行う」ことになる要件として、事務の処理につき個々具体的に受給者の指揮命令が行われ、第三者がその指揮命令に従って事務処理をしていることが必要である。県は、このように自ら事務処理能力を持たない者に対して補助金を交付するのであれば、補助金の管理及び事業等の実施が受給者の指揮命令に従って行われていることにつき監視する必要がある。この監視を怠れば、当該補助金交付事務の適法性が問われることになる。

- ③ なお、このような事例において適法性の問題が生ずることを避ける方法として、間接補助事業者を受給者とする制度に改定することが、適法性のみならず、効率性の視点からも、最も優れている。

(3) 職務専念義務等

- ① 地方公務員法30条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しているが、同法35条は、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定し、法律又は条例に特別の定めがある場合には、職務専念義務が免除されることを認めている。そして、職務に専念する義務の特例に関する条例2条は、研修を受ける場合、職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合のほか、人事委員会が定める場合には、任命権者のあらかじめの承認を得てその職務専念義務を免除されることができると定め、そして、人事委員会は、「職務に専念する義務の特例に関する規則」を定め、職務専念義務が免除される場合を具体的に定めるほか、人事委員会の承認を得て任命権者が定める場合も職務専念義務が免除されることを認めている。それゆえ、県は、人事委員会の承認を得て職員の職務専念義務を免除することができる。

- ② そして、同法38条は、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事してはならない。」と定めている。それゆえ、地方公務員は、任命権者の許可を受ければ、他の職務に従事することができる。

- ③ しかし、35条は、任命権者が職務専念義務の免除をする手続的根拠を定める

趣旨であり、職務専念義務を免除する包括的な権限を任命権者に授与する趣旨ではない。そして、条例や規則は、法令の範囲内でしか効力を有しない。それゆえ、任命権者が、条例及び人事委員会規則に基づいて職務専念義務を免除し、あるいは、他の職務に従事することを命じたとしても、その職務専念義務免除の有効性が問われることになる。最高裁判所平成10年4月24日判決は、この法理を示した判例である。

- ④ この視点から補助金等の事業の事務を県職員が行っているものにつき監査し、適法性に係る意見を述べたものが負担金16、23であり、23が詳しい。前者は、建設業のイメージアップを図るため、産・学・官の代表者を構成委員とする協議会の事務を行っている事例である。後者は、職員が県も会員となって観光に関連する会社等とともに設立した民間団体の事務を行っている事例である。

(4) 再就職者への人件費補助

- ① 県を退職した職員が民間の諸団体の役職に再就職することがあるが、この場合において、再就職した元職員が離職後2年以内に離職前5年間に在籍していたことがある部課の職員に対し、その部課の処分について職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することは禁止され(地方公務員法38条の2第1項)、これに違反すると刑罰が課される(同法60条4号)。
- ② この「職務上の行為」には、補助金等の交付が含まれるので、補助金の交付請求や交付を依頼することも含まれる。それゆえ、元職員が再就職する民間団体の職責に対してその人件費を補助する場合(以下「人件費補助」という。)、元職員がその交付請求をすることも、自らは交付請求をする職責にはないとしても補助金の交付を事実上要請することも、禁止されることになる。
- ③ そこで、元職員が民間団体に再就職する場合は、離職後2年を経過しているか、離職前5年間に在籍していた部課が担当していた業務が、再就職先の業務と関係がある者かをあらかじめ確認する必要がある。再就職先に人件費補助をしている場合は、補助金の交付請求が伴い、刑罰が課される事態が生ずる可能性が格段と高まるため、なおさらに元職員の離職時期と離職前の履歴の調査をする必要がある。
- ④ そして、同法38条の2の制定と同時に、38条の6が制定され、地方公務員の退職管理の適正を確保するために必要な措置を講ずることが求められることになったため、総務省自治行政局公務員部高齢対策室は、平成26年6月、地方公務員の退職管理の適正の確保についての説明資料で、必要な措置の例として、再就職状況の公表を示した。47都道府県がこれを採用し、県は、「千葉県退職職員の再就職状況の公表に関する要綱」を定め、再就職を公表している。
- ⑤ 以上の退職職員の再就職の適正確保の視点から人件費補助の適法性を検討し

た事例が、補助金19、75、79及び84である。そのうち、補助金19、79及び84は、指摘とした。他方、補助金75は、その受給者が、同法38条の2第6項1号後段に基づく人事委員会規則によって、同条1項が適用されない団体とされていて、そして、同号は、人事委員会規則によって適用されない団体とするには、その団体の業務が地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する場合であることを要件としているが、補助金75の受給者は県の事務若しくは事業と密接な関連を有しないとはいえないため、指摘・意見から外した。

(5) 双方代理（県が構成員となる団体への補助金等の交付）

- ① 県が特定の施策を実施するため、自らも構成員となって民間団体を設立し、その団体が行う事業によってその施策を展開することにし、その事業について補助金等を交付している事例が幾つかある。このような場合、知事が民間団体の代表を務めることが多く、その結果、補助金等の交付につき、県と民間団体の双方につき、知事が代表者を務めることになる。このような行為につき、最高裁判決は、民法108条の双方代理が類推適用されると判示している。双方代理の場合、法律効果が本人に帰属しないため、双方がそれぞれ追認手続をする必要がある。
- ② これに対し、県は知事が代表者であることを認識し、民間団体も知事が代表者であることを認識しているので、わざわざお互いに追認手続をする必要があるとすることは、現実的ではないという考え方はあり得る。しかし、契約は利害が対立する者同士が合意に達することであり、そして、代表者は、組織の最終的決裁権者であり、組織の意思決定において、最も強い影響力を有しているため、同一人が双方の組織の代表者である場合、双方の利害が対立する事柄について組織の意思決定をする際に、相手方の利益を考慮する判断が、組織において明確に認識されないまま、あるいは反対し難い雰囲気の中で、その組織の意思決定に入り込むことはあり得るのであり、これによって組織の利益は不当に損なわれることになる。それゆえ、そもそも、利害が対立することにつき、双方の組織の代表者が同一人であることは、不健全なことなのである。双方代理の類推適用を認めるということは、この不健全な意思決定を健全にするための法理であり、双方の組織において、これを認識した上での意思決定として、追認手続があるのである。
- ③ このように考えると、民間団体の代表者である知事が、双方代理となる契約締結について、下位の職責にある者を復代理人として選任しても、双方代理の類推適用を避けることができないということになる。しかし、前述の最高裁判決が前述の考え方に基づくものか明確ではなく、知事が復代理人を選任することによって双方代理の類推適用はなくなるか否かにつき判例はない。
- ④ そこで、この監査では、知事が民間団体の代表者として県と契約を締結することについて双方代理の類推適用はありとし、その場合に追認を不要とすることは

双方代理の類推適用を否定することになるため、不採用とし、事前に知事が民間団体のする法律行為につき下位の職責を持つ者を復代理人として選任している場合については、この場合も双方代理の類推適用があるとの考え方は、前述の理由で不採用とした。こうした考え方にに基づき双方代理として指摘を記述したものが、補助金12と負担金3である。

(6) 権利能力なき社団

受給者は、補助金等を管理し、事業を行う者であるから、権利の主体となることのできる権利能力が必要である。その例外として、社団に準じた扱いがなされる権利能力なき社団がある。権利能力なき社団とは、実体が社団であるものをいい、その要件として、団体としての組織を備え、代表の方法・総会の運営・財産の管理・その他社団としての主要な点が規則によって確定していることが必要である。法人格を有しない団体につき、権利能力なき社団としての要件具備を確認していないために指摘を述べたものが、補助金83である。

2 公平性を基準とする監査

公平性は、複数の事業者を受給者として想定している制度において、受給者の選定について公平性が求められる場合と、受給対象と想定する事業の範囲を限定して同種の事業を営む者の一部を受給者とする制度を創設するような場合において、受給対象を限定することにつき公平性が求められる場合とがあり得る。前者の視点から公平性の意見を記述したものは、補助金61であり、そのほかにはなかった。制度において申請を前提として補助金等の交付決定がなされていて、申請に至る事情は見えないため、当然の結果である。後者の視点からの監査は現実的でなく、施策の当否に及ぶところもあり、指摘・意見は、1件もなかった。

3 公益性を基準とする監査

公益性は、不特定多数の県民が直接間接に利益を享受しているかという基準であるが、補助金等が元々特定の業種を選んで受給者としているため、公益性も広い概念として捉えざるを得ないことから、指摘はなかった。意見は、飲み物代について問題とした補助金7、人件費補助について疑問を示した補助金19、75、79及び84がある。

4 効率性を基準とする監査

補助金等の交付目的と補助対象事業が持つ効果の視点では、補助金等の金額が補助対象事業全体の経費との関係で僅少であるために、補助金等の交付目的と補助対象事業との関係が曖昧になっていて、補助金等の交付による効果が具体的にはない

に等しいため、広範な補助対象事業のうち、補助金額に見合う事業に絞ることを求めた指摘として、補助金12、14、33がある。これらの補助金は、同時に、補助金等の金額と補助対象事業の収支との関係で、補助金の交付の在り方の検討を求める意見を記述している。これは、補助対象事業の収支において繰越金が発生している、補助の必要性に疑問があるため、補助対象事業を特定しても、繰越金が発生する状況が続き、補助金交付の必要性がないことが明確になった場合に適切な措置を求める趣旨である。補助金87も、これに類する意見である。これに対し、同じく補助の必要性を問題としながら、その理由が補助対象事業の事業者が多額の資金を持つことにあるものについては、補助金交付の必要性を県民に説明することを求める意見を記述したが、これらは、補助金の交付目的がその事業の経費を賄うこと自体を目的とするものであるためである。この意見を述べたものとして、補助金5、75がある。その外、補助金等を交付することの効果について一定程度の疑問があるため、検討を求める意見を記述したが、その件数は多かった。

5 手続の適正を基準とする監査

(1) 暴力団の排除

① 補助金等は税金等が原資であるから、暴力団やその関係者にこれを交付することがあってはならない。県は、千葉県暴力団排除条例9条1項で、「県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（略）を県の事務等から排除するため、県が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする」と規定し、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」にて、関係部署に対し、交付要綱に暴力団の排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている。

これを履行していないため、指摘を述べたものが、多数に上った。

② 金融機関から融資を受けた者に対し、借入金の利子の支払について補助金を交付する利子補給金の場合、補助金を、受給者を經由せずに直接金融機関に交付するものがある。この場合、実質的受給者は融資を受けた者であるから、実質的受給者を対象として、暴力団関係者であるか否かにつき県警に照会することになる。

この視点から指摘を述べたものが、補助金1及び86である。

(2) 支出証拠書類の確認

① 補助金等は、受給者が行う事業に充てる費用として交付されるものであるから、受給者は補助金を補助対象事業以外の費用に充ててはならない。県は、受給者が補助金等を補助対象事業に充てたことを確認する必要があるが、それを確実に

う方法としては、領収書や振込伝票等の支出証拠書類を提出させて確認することに優るものはない。職員が往査して会計書類を見ている事例も幾つかあったが、支出証拠書類を添付する報告書を作成提出しなければ県が確認したとは認められず、支出証拠書類を添付する報告書を作成提出するのなら受給者にこれを提出させて確認し、必要に応じて往査する方が事務の効率が良い。

この視点から指摘を述べたものも、比較的多数に上った。

- ② これに対し、公益財団法人の場合、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が制定されていて、同法 27 条は、公益財団法人に対し、「その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる」と定め、同法 66 条 3 号は、「第二十七条第一項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき」に 50 万円以下の過料に処することを定めている。そして、県では、幾つかの公益財団法人につき、「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」によって職員を派遣することができる団体に指定し、そして、地方公務員法 38 条の 2 第 6 項に基づき、「職員の退職管理に関する規則」により、職員を派遣することができる団体については、同条 1 項、2 項の適用がない団体と指定しているが、その指定は、それらの公益的法人等が同法 6 項の「地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務」をする団体であると認めたことを前提としている。そして、補助金 62 の公益財団法人かずさ DNA 研究所、75 の公益財団法人千葉県水産振興公社及び 82 の公益社団法人千葉県園芸協会も、それらの団体として規定され、県の職員が派遣され、その業務に従事している。それゆえ、この 3 つの公益財団法人については、支出証拠書類添付の必要性の指摘対象から外した。

(3) 交付申請書・実績報告書の不備

交付申請書や実績報告書に不備があるのに見逃しているものは、交付申請や実績報告の内容を確認せず、公平性、公益性及び効率性を検討していない蓋然性が高いものである。これに類する指摘を述べたものが、補助金 30、32 及び 74 があり、意見を述べたものが、補助金 12、37、56 がある。

(4) 交付要綱の制定

交付要綱がそもそもないものは、適法性、公平性、公益性及び効率性を損なうおそれがあることから、交付要綱の制定を求めた。この視点から指摘を述べたものは、補助金 25、29、30、31 から 33、69 があり、負担金の実質補償金であって、受給者が毎年現れるとは限らないため意見にとどめたものが負担金 21 である。

第3部 各論

第1編 補助金

第1 千葉県中小企業振興資金（環境保全資金）利子補給

一 補助金の内容

1 概要

千葉県中小企業振興資金（環境保全資金）利子補給は、金融機関に対し、同金融機関から環境保全資金の融資を受けた中小企業が同金融機関に対して支払義務を負う利子相当額を交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、630万円である。平成29年度の予算額は、510万である。平成27年度の決算額は、684万円、平成26年度の決算額は、462万円である。

3 経緯

現行の制度は平成22年度から開始された（昭和45年度から利子補給事業は開始されている。）。

資金力の弱い中小企業者の環境保全の取組を支援するため、昭和45年度に、公害防止施設の整備及び公害防止のための工場移転を対象に、「公害防止施設改善資金」が開始された。その後、平成8年度に低公害車やエネルギー有効利用施設等にも融資対象が広げられ、平成13年度にはディーゼル規制に対応した自動車及び装着装置にも融資対象が拡大された。

平成26年度をもって利子補給の新規受付を終了している。

4 受給者

形式的受給者は中小企業に融資をする金融機関、実質的受給者は金融機関から融資を受ける中小企業である。

5 交付要綱

(1) 目的

中小企業者等の環境保全対策を促進するためである。

(2) 事業

環境保全資金の融資である。

(3) 交付申請

① 申請書

環境保全資金利子補給金交付申請書

② 添付書類

定めなし

(4) 実績報告

① 報告書

実績報告書

② 添付書類

定めなし

6 交付申請

(1) 申請書

7月末及び1月末までに金融機関から、交付申請書及び実績報告書の提出を受け、書類の確認及び額の確定を行っている。

(2) 添付書類

支払利息の計算書

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

7月末及び1月末までに金融機関から、交付申請書及び実績報告書の提出を受け、書類の確認及び額の確定を行っている。

(2) 添付書類

支払利息の計算書

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項は、県が暴力団排除に必要な措置を講ずることが求められているところ、県は、関係部署に対し、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」にて、暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている。中小企業振興資金（環境保全資金）利子補給の実質的な受給者は融資を受けた中小企業であるから、その中小企業を対象とする暴力団排除条項を制定し、かつその中小企業の役員につき、県警に対し、暴力団関係者か否かを照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第2 千葉県青少年協会育成費補助金

一 補助金の内容

1 概要

青少年の健全な育成を図るため活動する公益財団法人千葉県青少年協会に対し、交付される補助金である。

対象事業は千葉県青少年協会が実施する次の事業である。

- ・ 青少年の生きる力を育む実践的な体験活動事業
- ・ 青少年の自立と社会参加を促進する事業
- ・ 困難を抱える青少年への支援事業
- ・ 青少年の健全な成長を支える地域・社会づくりを推進する事業
- ・ 青少年の健全育成活動の普及・啓発事業
- ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、4059万7000円である。平成29年度の予算額は、2799万4000円である。平成27年度の決算額は、4059万7000円、平成26年度の決算額も、4059万7000円である。

3 経緯

昭和49年度に開始されている。資料が保存されておらず経緯は不明である。

4 受給者

公益財団法人千葉県青少年協会

5 交付要綱

(1) 目的

青少年の健全な育成を図るため活動する公益財団法人千葉県青少年協会に対して補助金を交付することである。

(2) 事業

千葉県青少年協会が実施する次の事業である。

- ・ 青少年の生きる力を育む実践的な体験活動事業
- ・ 青少年の自立と社会参加を促進する事業
- ・ 困難を抱える青少年への支援事業
- ・ 青少年の健全な成長を支える地域・社会づくりを推進する事業
- ・ 青少年の健全育成活動の普及・啓発事業
- ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

補助率は次（要綱別表）のとおりである。平成28年度に、補助対象事業を概要レベルで特定する必要があるため、要綱別表が設定された。

事業名	補助対象経費	補助率
青少年健全育成事業（人件費及び管理運営費）	協会が行う青少年健全育成事業の実施に必要な人件費及び管理運営費	85/100 以内
青少年健全育成事業（中核事業）	協会が行う下記の青少年健全育成事業の実施に必要な経費 ・中学生の主張県大会 ・青少年育成県民会議推進大会 ・青少年育成市町村民会議	10/10 以内
青少年健全育成事業（その他）	協会が行う中核事業以外の青少年健全育成事業の実施に必要な経費	1/2 以内

(3) 交付申請

① 申請書

青少年協会育成費補助金交付申請書

② 添付書類

収支予算書、事業計画書

(4) 実績報告

① 報告書

青少年協会育成費補助金事業実績報告書

② 添付書類

収支決算（見込）書、事業報告書

6 交付申請

(1) 申請書

青少年協会育成費補助金交付申請書

(2) 添付書類

収支予算書、事業計画書

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

青少年協会育成費補助金事業実績報告書

(2) 添付書類

収支決算（見込）書、事業報告書である。当該実績報告書に、収支計算書や事業報告にかかる資料も添付される。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第3 千葉県青少年補導員連絡協議会活動費補助金

一 補助金の内容

1 概要

青少年の非行防止と健全育成を図ることを目的として、市町村が設置運営する青少年補導（指導）センターに所属する青少年補導（委）員をもって組織する千葉県青少年補導員連絡協議会の活動費の一部に対し交付される補助金である。

この補助金の対象となる事業は、千葉県青少年補導員連絡協議会が実施する次の事業である。

- ・少年の補導活動に対する調査研修に関すること。
- ・街頭補導並びに少年相談に関すること。
- ・社会環境の浄化に関すること。
- ・その他1条の目的を達成するために必要と認める事項。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、54万円である。平成29年度の予算額も、54万円である。平成27年度、平成26年度の決算額も、54万円である。

3 経緯

昭和53年度に開始されている。関連書類は以下のとおりである。

- ・「要望書について（供覧）」（昭和51年11月27日）

千葉県青少年補導員連絡協議会代表幹事から、要望書（協議会活動への助成）の提出

- ・「補助金交付要望書について」（昭和52年11月22日）

千葉県青少年補導員連絡協議会会長から、補助金交付要望書の提出

4 受給者

千葉県青少年補導員連絡協議会

5 交付要綱

(1) 目的

青少年の非行防止と健全育成を図ることを目的として、市町村が設置運営する青少年補導（指導）センターに所属する青少年補導（委）員をもって組織する千葉県青少年補導員連絡協議会の活動費の一部に対し、補助金を交付することである。

(2) 事業

千葉県青少年補導員連絡協議会が実施する次の事業である。

- ・少年の補導活動に対する調査研修に関すること。
- ・街頭補導並びに少年相談に関すること。
- ・社会環境の浄化に関すること。
- ・その他1条の目的を達成するために必要と認める事項。

補助率は市町村が支出する当該事業費の2分の1以内とされている。

(3) 交付申請

① 申請書

千葉県青少年補導員連絡協議会活動費補助金交付申請書

② 添付書類

収支予算書、事業計画書、千葉県青少年補導員連絡協議会規約及び役員名簿、各青少年補導センター補導(委)員数

(4) 実績報告

① 報告書

千葉県青少年補導員連絡協議会活動実績報告書

② 添付書類

収支決算(見込)書、事業報告書

6 交付申請

(1) 申請書

千葉県青少年補導員連絡協議会活動費補助金交付申請書

(2) 添付書類

収支予算書、事業計画書、千葉県青少年補導員連絡協議会規約及び役員名簿、各青少年補導センター補導(委)員数

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

千葉県青少年補導員連絡協議会活動実績報告書

(2) 添付書類

収支決算(見込)書、事業報告書

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第4 千葉県文化振興財団総合文化振興事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

少年少女の豊かな音楽活動の促進とオーケストラ活動の普及に努めるとともに、演奏活動を通じて、地域との交流やふれあいを深め、千葉県文化の振興に寄与するため、千葉県によって設置された千葉県少年少女オーケストラの育成に係る以下の経費を助成するための補助金である。

- ・少年少女オーケストラ育成に係る賃金、報酬費
- ・楽器消耗品費等の経費
- ・楽器修繕の経費

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、3673万4000円である。平成29年度の予算額も、3673万4000円である。平成27年度の決算額は、3573万4000円、平成26年度の決算額は、3460万2000円である。

3 経緯

平成8年4月に、平成8年度からスタートした「ちば新時代5カ年計画」の重点施策として、21世紀を担う少年少女の豊かな音楽文化活動の促進と、オーケストラの普及啓蒙に努めるとともに、演奏活動を通じて地域の交流やふれあいを深め、千葉県の文化振興に寄与するため、県レベルでは全国初となる「千葉県少年少女オーケストラ」を県が創設した。当該少年少女オーケストラの管理運営については、千葉県の音楽振興に寄与するため、財団法人千葉県文化振興財団が行うこととし、財団内に事務局を設置した。

音楽監督を含む少年少女オーケストラ担当職員の人件費及び楽器購入費・講師費等運営費については、設立当初から県から文化振興財団への補助という形をとっている。

4 受給者

公益財団法人千葉県文化振興財団

5 交付要綱

(1) 目的

少年少女の豊かな音楽活動の促進とオーケストラ活動の普及に努めるとともに、演奏活動を通じて、地域との交流やふれあいを深め、千葉県文化の振興に寄与することである。

(2) 事業

千葉県少年少女オーケストラの育成である。

(3) 交付申請

① 申請書

千葉県文化振興財団総合文化振興事業費補助金交付申請書

② 添付書類

収支予算書、事業計画書

(4) 実績報告

① 報告書

千葉県文化振興財団総合文化振興事業実績報告書

② 添付書類

収支決算（見込）書、事業報告書

6 交付申請

(1) 申請書

千葉県文化振興財団総合文化振興事業費補助金交付申請書

(2) 添付書類

収支予算書、事業計画書

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

補助対象経費は、財団が行う文化振興事業、青少年育成に資する文化事業、その他芸術文化事業の実施に必要な経費であり、客観的な基準はない。少年少女オーケストラの管理運営費として600万円、人件費として2773万円を定額補助している。また、楽器に関しては購入後20年以上経過しており、平成20年以来修繕していないことから、平成28年度から平成30年度までの3か年計画で修繕を行っている。

積算内訳は以下のとおりである。

少年少女オーケストラ管理運営費600万円

練習経費523万6000円、楽器消耗品費43万5000円、

募集経費7万1000円、選考会経費15万8000円、運営事務費10万円、
楽器修繕費300万円

8 実績報告

(1) 報告書

千葉県文化振興財団総合文化振興事業実績報告書

(2) 添付書類

収支決算（見込）書、事業報告書

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

実績報告が単に費目別の金額が掲載された決算書を添付するのみで、実際に支出があったことの裏付けとなる書類が添付されていない（要綱10条に証拠書類を保管しなければならない旨の定めがあり、必要に応じて県が確認をすることは可能であるが、県が証拠書類の確認をしたことはない。）。実績報告書に支出を明らかにする領収書等の支出証拠書類を添付させて確認しなければ、補助対象事業が実際に行われたか否か、補助金はその事業に充てられたか否かが明らかにならない。よって、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。

2 意見

(1) 手続の適正

① 補助金額の決定基準

補助金額の決定基準について要綱に定めがなく、補助金の支給金額の決定過程において客観性が担保されていない。補助金額の決定につき、客観的な基準を設けることが望ましい。

第5 ちば環境再生推進委員会運営費等補助金

一 補助金の内容

1 概要

ちば環境再生計画を適正に実施するため、一般財団法人千葉県環境財団が設置するちば環境再生推進委員会に必要な経費のうち、ちば環境再生推進委員会運営費等補助金交付要綱3条に掲げる経費（委員会及び部会の開催経費、委員会運営に伴う人件費及び事務費）について、予算の範囲内において交付される補助金である。

対象事業は、ちば環境再生推進委員会の運営事業である。補助金の使途は、ちば環境再生推進委員会運営費等補助金交付要綱3条に掲げる経費（委員会及び部会の開催経費、委員会運営に伴う人件費及び事務費）である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1194万4000円である。平成29年度の予算額も、1194万4000円である。平成27年度の決算額は、1140万円、平成26年度は1143万7000円である。

3 経緯

平成14年度から開始されている。

関連簿冊が保存期間満了により廃棄済のため確認不能である。

4 受給者

一般財団法人千葉県環境財団

平成28年度の収支決算について、収入は1899万円（補助金収入1122万円を含む）、支出は2488万円、当期収支差額は△589万円、基金残高は8億5678万円である。

5 交付要綱

(1) 目的

ちば環境再生計画を適正に実施するため、一般財団法人千葉県環境財団が設置するちば環境再生推進委員会に必要な経費のうち、ちば環境再生推進委員会運営費等補助金交付要綱3条に掲げる経費（委員会及び部会の開催経費、委員会運営に伴う人件費及び事務費）について補助することである。

(2) 事業

ちば環境再生推進委員会の運営事業である。

(3) 交付申請

① 申請書

ちば環境再生推進委員会運営費等補助金交付申請書

② 添付書類

収支予算書、事業計画書

(4) 実績報告

① 報告書

ちば環境再生推進委員会運営費等補助金実績報告書

② 添付書類

収支決算（見込）書、事業報告書

6 交付申請

(1) 申請書

ちば環境再生推進委員会運営費等補助金交付申請書

(2) 添付書類

収支予算書、事業計画書

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

ちば環境再生推進委員会運営費等補助金実績報告書

(2) 添付書類

収支予算書、事業計画書

なお、収支決算（見込）書について、補助対象となる運営費等については確定している。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 資力ある者への補助金交付

基金の残高は、平成15年度には10億円を超え、平成22年度以降逡減しているものの、平成28年度も8億5000万円を超えている。他方、平成28年度の補助金額は1194万4000円である。それゆえ、資金面だけを見れば、少なくとも当面は補助の必要性はない。それでも補助金を交付し続けるには理由がある筈であるが、その理由につき、収支が支出超過で基金の残高が逡減しつつあるというだけでは説明として十分ではない。県は、県民に対し、多額の資産を持つ者に対して補助金を交付し続けていることにつき、その理由を具体的に説明する必要があると考える。

第6 千葉県ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金造成事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

負担能力の小さい中小企業者等が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という）廃棄物について円滑な処理を促進するため、国及び都道府県が協調して支援し、変圧器等の処理費用の低減を図るために交付される補助金である。

対象事業は、高濃度PCB廃棄物の処理事業である。国及び地方公共団体等の拠出により平成13年度から独立行政法人環境再生保全機構にPCB廃棄物処理基金を創設し、中小企業事業者等の高濃度PCB廃棄物処理費用に対して助成を行う。原則として処分費用の70%を基金から助成するが、対象者が個人の場合は処分費用の95%を基金から助成する。

平成27年度の助成総額は、全国で21億3989万円である。

制度の見直しについて、当初は、平成13年度から平成26年度にかけて国及び

都道府県が毎年20億円ずつ（千葉県は9300万円）拠出する予定であったが、平成22年度に行われた行政刷新会議での評価結果を受けて、平成23年度から毎年15億円（千葉県は6975万円）に引き下げを行い、さらに平成26年度から毎年7億円（千葉県は3268.4万円）に引き下げる事となった。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、3268万4000円である。平成29年度の予算額も、3268万4000円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、3268万4000円である。

3 経緯

平成13年度に開始されている。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の創設について（依頼）（環廃産第486号）

4 受給者

独立行政法人環境再生保全機構・PCB廃棄物処理基金

5 交付要綱

(1) 目的

負担能力の小さい中小企業者等が保管する高濃度PCB廃棄物について円滑な処理を促進するため、国及び都道府県が協調して支援し、変圧器等の処理費用の低減を図ることである。

(2) 事業

PCB廃棄物の処理事業である。

(3) 交付申請

① 申請書

千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金造成事業補助金交付申請書

② 添付書類

基金の造成計画及び支出計画

(4) 実績報告

① 報告書

千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金造成事業実績報告書

② 添付書類

事業実績報告書

6 交付申請

(1) 申請書

千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金造成事業補助金交付申請書

(2) 添付書類

基金の造成計画及び支出計画

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金造成事業実績報告書

(2) 添付書類

事業実績報告書

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第7 千葉県小中学校体育連盟事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

受給者を千葉県小中学校体育連盟とした、各種体育大会の開催や派遣事業、その他教育委員会が必要と認める事業に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は562万2000円である。平成29年度の予算額は1838万1000円である。平成27年度の決算額は、974万9000円、平成26年度の決算額は885万9000円である。

(1) 交付の始期

昭和43年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

開始年度が古く、記録が保存されておらず、詳細は不明である。

4 受給者

千葉県小中学校体育を振興し、児童・生徒の体力とスポーツ精神を養うことを目的とする団体である（千葉県小中学体育連盟規約2条）。

連盟の加盟単位は、千葉県内の小・中学校とし、それぞれの学校は、その所在地の支部に所属する（同規約4条）。

5 交付要綱

(1) 目的

小中学校体育の普及と振興を図るため、千葉県小中学校体育連盟が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する（1条）。

(2) 事業

- ・千葉県中学校総合体育大会開催事業
- ・千葉県中学校新人体育大会開催事業
- ・千葉県中学校駅伝大会開催事業
- ・千葉県中学校陸上競技大会開催事業
- ・千葉県中学校水泳競技大会開催事業
- ・全国中学校体育大会派遣事業
- ・その他、千葉県教育委員会が必要と認める千葉県小中学校体育連盟が行う事業

6 交付申請

申請書の必要的記載事項：交付申請額、実施計画書（補助事業の目的、補助事業の内容、実施（参加）種目及び参加人員、会場及び日程）、収支予算書

7 交付決定

千葉県教育委員会補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知（交付要綱に特段の定めはない。）。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

報告書の添付書類：実施報告書、収支決算書

9 公益的な効果

小中学校体育の普及と振興に役立っているとのことである。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項において「県は、公共工事その他の県の事務又は事業（略）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（略）を県の事務等から排除するため、県が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする」旨規定する。そして、県は、関係部署に対し、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」で、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている。千葉県小中学校体育連盟事業補助金の受給者は、教職員であるが、県警への照会は、暴力団排除の理念を社会の隅々まで浸透させるために必要な手続であり、職種による例外を認めるものではないため、受給者である千葉県小中学校体育連盟の役

員につき、県警に対し、暴力団関係者か否かを照会すべきである。

② 支出証拠書類添付の必要性

実績報告書に、領収書等の支出証拠書類が添付されていない。補助対象事業が実際に行われ、補助金がこれに充てられたことを確認するために、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 補助金支出効果の検討について

補助金支出の効果について、補助金の要件、額、存否等の検討のための資料とするための評価を行うことは重要であり、その有効な手段として、客観的な成果目標を立て、その達成度を測ることが考えられる。補助金交付は、事業の公益目的等を設定した上で、交付を行うはずである。そのため、客観的な成果指標によることができる場合にはそれを設定し、それが難しい場合も、客観化し得る方法を模索することが望ましい。そうしなければ、補助金を交付した目的がどの程度達成されたかを具体的に判断することができず、事業の内容を改善しようにもどこをどのように改善すべきか分からないし、そもそも事業内容を見直すという発想が浮かばない可能性もあり得る。それゆえ、補助金の交付に際しては、具体的な成果指標を設定し、実績報告書に基づいて、事業を行ったことによって成果指標をどの程度達成したかを検討することが望ましい。

② 戻入について

過去の実績を基に派遣費を算出し、概算払いをした上で戻入を行っている。平成27年度の戻入額は、434万2342円と多額である。概算払いの金額算定が結果として相当ではなかったと認められる。仮に、毎年概算払いと戻入をすることになれば事務処理の効率も悪い。よって、概算払いの算定方法を検討することが望ましい。

(2) 公益性

① 役員飲料について

支出項目に「飲料費」が含まれており、摘要欄に「役員飲料」と記載されている。平成28年度収支予算書では、全日本中学校通信陸上競技千葉県大会では10万円、千葉県中学校水泳競技大会では5万円、千葉県中学校総合体育大会では34万円（摘要欄が「氷代、役員・審判員飲料等」）が計上されている（千葉県中学校駅伝大会では飲料費が計上されていない。）。金額も比較的多額であり、主役の競技参加者よりも役員が優遇されているという印象も悪いので、公益性に疑問が生ずる。よって、役員飲料については、再検討することが望ましい。

第8 千葉県高等学校体育連盟事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県高等学校体育連盟を受給者とする、各種体育大会の開催や派遣事業、その他教育委員会が必要と認める事業に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1665万4000円である。平成29年度の予算額は、1178万8000円である。平成27年度の決算額は、1390万6000円である。平成26年度の決算額は、548万3000円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

昭和36年度から交付されている。

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

開始年度が古く、記録が保存されておらず、詳細は不明である。

4 受給者

高等学校の体育を振興し、生徒の体力向上とスポーツ精神の涵養を目的とする団体である（千葉県高等学校体育連盟規約3条）。

千葉県の高等学校をもって組織する（同規約5条）。

5 交付要綱

(1) 目的

高等学校体育の普及と振興を図るため、千葉県高等学校体育連盟が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する（1条）。

(2) 事業

- ・ 関東高等学校体育大会千葉県予選会開催事業
- ・ 千葉県高等学校総合体育大会開催事業
- ・ 千葉県高等学校新人体育大会開催事業
- ・ 千葉県高等学校定通体育大会開催事業
- ・ 全国高等学校総合体育大会派遣事業
- ・ 全国高等学校定時制通信制体育大会派遣事業
- ・ その他、教育委員会が必要と認める千葉県高等学校体育連盟が行う事業

6 交付申請

(1) 申請書（必要的記載事項）

申請額、目的、事業内容（実施種目、人員、会場、日程）

(2) 添付書類

実施計画書、収支予算書

7 交付決定

千葉県教育委員会補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知(交付要綱に特段の定めはない。)

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

報告書の添付書類：実績報告書、収支決算書

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている趣旨は、暴力団排除の理念を社会の隅々まで浸透させるために必要な手続であるから、受給者の役員につき、そこに教職員がいても、暴力団との関係につき県警へ照会すべきである。

② 支出証拠書類添付の必要性

実績報告書に、領収書等の支出証拠書類が添付されていない。補助対象事業が実際に行われ、補助金がこれに充てられたことを確認するために、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 終期の設定について

補助金は一度交付を開始すると廃止するのが難しく、公益性等の要件を満たしている補助金については廃止する積極的な理由がない限り、長期間にわたり補助金が交付され続ける。しかし、県の財政的及び人的資源には限りがあり、県の施策を実現するためには補助金を交付する事業について優先順位を付けざるを得ない場合がある。どの事業に補助金が必要となるかどうかは状況の変化によって変わっていくにもかかわらず、補助金に終期を設定することなく、補助金交付を結果として長期化させ又は固定化することになれば、外に必要な新規事業が適時に行われぬおそれもある。当該補助金の効果は高等学校体育の普及と振興とされ、その重要性は認められるが、補助金交付が昭和43年から約50年間も継続しているため、終期の設定を検討することが望ましい。

第9 千葉県体育協会事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

公益財団法人千葉県体育協会を受給者とした、体育・スポーツの振興のための事業に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、738万3000円である。平成29年度の予算額も738万3000円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、いずれも738万3000円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

昭和43年度から交付されている。

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

開始年度が古く、記録が保存されておらず、詳細は不明である。

4 受給者

県民の体力向上とスポーツ活動に関する事業を行い、スポーツ精神の昂揚と県民スポーツの振興に寄与することを目的とする法人である（公益財団法人千葉県体育協会定款3条）。

5 交付要綱

(1) 目的

千葉県の体育・スポーツの振興を図るため、公益財団法人千葉県体育協会が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する（1条）。

(2) 事業

公益目的事業としての(1)競技会事業、(2)生涯スポーツ振興事業、(3)青少年スポーツ育成事業、収益事業としての(1)販売事業、(2)施設管理事業（平成28年度事業報告）。

6 交付申請

(1) 申請書（必要的記載事項）

補助事業の目的及び内容、経費の配分等の補助事業に関する計画、申請額及び算出の基礎、収支予算

(2) 添付書類

実施計画書、収支予算書

7 交付決定

千葉県教育委員会補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知(交付要綱に特段の定めはない。)

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付書類 なし

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者が否かを県警に対して照会することを求めている趣旨は、暴力団排除の理念を社会の隅々まで浸透させるために必要な手続であるから、受給者の役員につき、そこに教職員がいても、暴力団との関係につき県警へ照会すべきである。

② 支出証拠書類添付の必要性

実績報告書に領収書等の支出証拠書類が添付されていない。領収書等の支出証拠書類を確認しなければ、事業の実施の有無、補助金の実際の使途を確認できず、不正支出を見逃す可能性もあるし、事業の具体的内容の把握が不十分になり、効果的に事業を見直すことにもならない。よって、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 終期の設定について

補助金は一度交付を開始すると廃止するのが難しく、公益性等の要件を満たしている補助金については廃止する積極的な理由がない限り、長期間にわたり補助金が交付され続ける。しかし、県の財政的及び人的資源には限りがあり、県の施策を実現するためには補助金を交付する事業について優先順位を付けざるを得ない場合がある。どの事業に補助金が必要となるかどうかは環境の変化によって変わっていくにもかかわらず、補助金に終期を設定することなく長期化又は固定化することによって、補助金が必要となる新規事業が適時に行われずおそれも生ずる。補助金の交付を開始した昭和43年度から約50年間に経過したこともあり、終期を設定することを検討することが望ましい。

第10 介護老人保健施設整備資金利子補給事業

一 補助金の内容

1 概要

介護老人保健施設の整備の促進及び円滑な運営を図るため、介護老人保健施設の整備を行う者に対し、当該施設整備資金に係る支払利息について利子補給金を交付する補助金である。

対象事業は、社会福祉・医療事業団（現在の独立行政法人福祉医療機構）の新築資金、増改築資金又は設備備品購入資金を借り入れて行う介護老人保健施設の整備である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1億3320万円である。平成29年度の予算額は、1億3755万5000円である。平成27年度の決算額は、1億7506万円、平成26年度の予算額は、2億567万円である。

3 経緯

平成4年度に開始されている。平成14年度の介護老人保健施設の整備に係る借入れまで（実際の借入時期は平成15年度まで）が対象であり、平成16年度以降の新規の借入れは補助対象外としている。

文書が保存されていないため経緯は不明である。

4 受給者

受給者は、平成15年度までに社会福祉・医療事業団から介護老人保健施設の整備のための借入れをし、補助金の交付年度にその借入れの返済を行った者である。

5 交付要綱

(1) 目的

介護老人保健施設の整備の促進及び円滑な運営を図るため、介護老人保健施設の整備を行う者に対し、当該施設整備資金に係る支払利息について利子補給金を交付することである。

(2) 事業

社会福祉・医療事業団（現在の独立行政法人福祉医療機構）の新築資金、増改築資金又は設備備品購入資金を借り入れて行う介護老人保健施設の整備である。

補助金額は、借入金の年平均残高に、2%または借入利率の1/2のうち低い方の率を乗じて得た額となる。

(3) 交付申請

① 申請書

介護老人保健施設整備資金利子補給金交付申請書・実績報告書

② 添付書類

該当なし

(4) 実績報告

① 報告書

介護老人保健施設整備資金利子補給金交付申請書・実績報告書

② 添付書類

該当なし

6 交付申請

(1) 申請書

介護老人保健施設整備資金利子補給金交付申請書・実績報告書

(2) 添付書類

該当なし

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

介護老人保健施設整備資金利子補給金交付申請書・実績報告書

(2) 添付書類

該当なし

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項は、県が暴力団排除に必要な措置を講ずることが求められているところ、県は、関係部署に対し、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」にて、暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている。介護老人保健施設整備資金利子補給金の受給者は融資を受けた者であるから、その役員につき、県警に対し、暴力団関係者か否かを照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第11 地域福祉フォーラム設置支援推進事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

地域福祉フォーラムとは、平成16年3月に策定された「第一次千葉県地域福祉支援計画」において、「誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすことができる新たな地域福祉像の実現」を目指すために提案された、支え合い・助け合いのネットワークのことである。地域福祉に関係する様々な分野の団体や個人が参加・協同し「地域づくりのあり方・取り組み方を考えていく組織」のことをいう。

かかる地域福祉フォーラムの設置を推進する主体たる社会福祉法人千葉県社会福祉協議会の県地域福祉フォーラムの設置・運営などの事業を補助するものが、本補助金である。

なお、本補助金の交付指針となる千葉県地域福祉フォーラム設置要綱1条において、「千葉県社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図るため、千葉県地域福祉支援計画に基づき、県全域を対象とした千葉県地域福祉フォーラムを設置し、この名称を地域福祉ちば県民会議とする」と規定する。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、2517万2000円である。平成29年度の予算額も、2517万2000円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

平成16年3月に策定された「千葉県地域福祉支援計画」の中で盛り込まれた、千葉県独自の地域福祉を推進するための施策である。現在の「千葉県地域福祉支援計画（第三次計画）」へ引き継がれ、千葉県及び千葉県社会福祉協議会が今後も推進を予定している。

4 受給者

要綱上は、「県地域福祉フォーラムの設置の運営及び、広域・基本・小域福祉圏域における地域福祉フォーラムの設置の支援を行う団体」とされ、千葉県においては、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会に対して補助金が支払われている。

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会は、千葉県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。

5 交付要綱

補助金の交付事務の基準として「地域福祉フォーラム設置支援事業補助金交付要綱」が定められている。

(1) 目的

地域福祉の推進をするために、地域福祉フォーラムの設置の支援を行う団体を補助するものである（要綱1条）。

(2) 事業

補助対象事業は以下のとおりである。

対象事業	対象経費		基準額	補助額
県地域福祉フォーラム設置・運営事業	県地域福祉フォーラム事務局職員の人件費、活動費及び事務費	1 人件費（給料、諸手当、法定福利費等）	知事が別途定める額	実支出額か基準額のいずれか低い額（ただし、予算の範囲内）
		2 活動費及び事務費（旅費、需要品費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等）		
広域福祉圏タウンミーティングなど開催事業	広域福祉圏域を単位として開催されるタウンミーティングなどの開催に要する経費	会議費及び事務費（需用費、役務費、使用料及び賃借料）	知事が別途定める額	実支出額か基準額のいずれか低い額（ただし、予算の範囲内）

(3) 交付申請

① 申請書

地域福祉フォーラム設置支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）

② 添付書類

要綱別記第1号様式において、補助金申請額調書、事業計画書、団体に関する調書を添付するよう定められている。

補助金申請額調書には算出内訳、算出基礎（県地域福祉フォーラム設置・運営事業（人件費内訳・活動費及び事務費内訳）、広域福祉圏タウンミーティング等

開催事業)の記載が求められる。

事業計画書においては、県地域福祉フォーラム設置・運営事業(事業(活動)の内容)、広域福祉圏タウンミーティング等開催事業(広域福祉圏名・開催予定年月日・開催予定の概要)の記載が求められる。

団体に関する調書には、「団体名」、「所在地」、「代表者氏名」、「設立年月日」、「設立目的」、「主な活動内容」、「団体の財政規模」の記載が必要となる。

(4) 実績報告

① 報告書

地域福祉フォーラム設置支援事業補助金実績報告書(別記第2号様式)を提出して行うことと定められている(要綱7条)。同報告書においては、「事業の目的及び内容」、「事業完了年月日」の記載が求められる。

② 添付書類

添付書類として、補助金精算額調書、事業実績書、収支決算見込書抄を添付しなければならないとされる。

6 交付申請

要綱が要求するとおりの申請書が提出されている。別紙として補助金申請額調書、事業計画書、団体に関する調書が付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

要綱が要求する書式どおりの実績報告書が提出されている。

① 添付書類

I 補助金額精算額調書

本補助金の使途先は、人件費

補助金額の精算額に関する算出内訳、算出基礎が記載されている。

II 事業実績書

平成28年度に千葉県、千葉県域において行われた地域福祉フォーラム推進事業が記載されている。

III 収支決算見込書抄

平成28年度の収支計算書が添付されている。

事業活動における収入は2517万2000円であり、全額が補助金である。

申請時において、経費として支出が想定されていた事業は、県地域福祉フォーラム設置・運営事業であり、人件費として2357万3000円、活動費及び事

務費として159万9000円である。決算における内訳は異なるものの、総事業費は同額である。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第12 社会を明るくする運動補助金

一 補助金の内容

1 概要

社会を明るくする運動補助金は、「社会を明るくする運動千葉県推進委員会」（以下、単に「委員会という。」）に対し、委員会が行う「すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動」について交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、4万円である。平成29年度の予算額も、4万円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、4万円である。

3 経緯

昭和26年より、法務省が主唱し全国的に行われている。千葉県においても、司法、警察、教育などの諸々の機関により構成され、運動が行われている。

4 受給者

上述のとおり、「社会を明るくする運動千葉県推進委員会」である。

千葉県も当該委員会に参加しており、他には、千葉地方裁判所、千葉地方検察庁、千葉県弁護士会、千葉県警察本部、千葉県銀行協会、千葉県社会福祉協議会、千葉県教育委員会、ジェフユナイテッド市原・千葉など各分野から約100の団体が参加している。

委員会の平成28年度の収入は191万8629円である。当該委員会の事業収入はなく、助成金、負担金、寄付金などが収入源となる。そのうち、千葉県からの補助金が4万円である。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては「社会を明るくする運動補助金交付要綱」が定められている。

(1) 目的

青少年の犯罪や非行を防止し、非行に陥った少年の更生を支え、青少年の健全育

成の推進を目的として、社会を明るくする運動千葉県推進委員会が行う事業に要する経費に対して補助金を交付している（要綱1条）。

(2) 事業

要綱上、補助対象事業は、「社会を明るくする運動の推進のために行う事業」とされ、当該事業のうち、「知事が必要と認めた経費について予算の範囲内で補助する」とされる（要綱2条）。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

要綱別記第一号様式によるものとされている（要綱3条）。

II 必要的記載事項

上記様式には、補助事業の目的及び内容、交付申請額、社会を明るくする運動事業計画書、社会を明るくする運動歳入歳出予算書、事業完了年月日を記載することが求められている。

② 添付書類

社会を明るくする運動歳入歳出予算書

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

社会を明るくする運動実績報告書（要綱別記第三号様式）によるものとされている（要綱6条）。

II 必要的記載事項

上記様式には、事業報告書と歳入歳出決算書を別紙として付することとされ、事業完了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までの、年1回の実績報告が義務付けられている。

② 添付書類

なし

6 交付申請

(1) 申請書

要綱の要求するとおりの交付申請がなされている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

要綱が要求するとおりの内容の実績報告書が提出されている。

② 記載内容

別紙として、事業報告書、歳入歳出決算書がつづられている。

事業報告書を参照すると、実施事業に関する詳細な説明がなされている。

歳入歳出決算書を参照すると、平成28年度の歳入歳出については、歳入が191万8629円、歳出が169万2958円であったことが認められる。

(2) 添付書類

なし

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 適法性

① 双方代理

I 委員会の会長は知事であり、本補助金の交付申請は知事が委員会を代表して行い、交付決定は、知事が県を代表して行っているため、知事が県と委員会の双方を代表する形式で行われている。地方公共団体の長が締結する契約について、民法108条の双方代理の禁止の規定が類推適用されるとの最高裁判所平成16年7月13日判決・民集58巻5号1368頁によれば、本補助金の交付申請及び交付決定についても、双方代理の禁止の規定が類推適用され、県と委員会の双方とも法律効果が帰属していないことになると思われる。

II 双方代理を回避するために、知事が復代理人を選任するという手法によることも考えられるが、復代理人の選任によっては民法108条の適用を免れることはできないとする見解も存在するため、この方法によった場合は、なお双方代理と解する余地がある。そこで、双方代理の問題が生ずる余地を無くすため、委員会が県に対する補助金の交付申請を行う際の代表権を知事以外の者に付与するなどし、双方代理とならないよう措置をとるべきである。

III 過去に交付された補助金については、双方代理のため、追認を得る措置をとるべきである。前記最高裁判例は、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表するとともに相手方を代理し又は代表して契約を締結した場合において、議会が長による上記行為を追認したときは、民法116条の類推適用により、当該普通地方公共団体に法律効果が帰属するとしているため、県においては、県議会から追認を得るとともに、委員会に対しても、委員会決議で追認を得る措置をとるよう促すべきである。

(2) 効率性

① 補助対象事業の特定

補助金額は4万円であるが、補助対象事業は、受給者が行う事業全般であり、補助金交付の効果が見え難い。補助対象事業を補助金額に見合う具体的な事業に特定し、補助金交付と補助対象事業との関連性を明確にし、補助金交付の効果が見えるようにすべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 繰越金が補助額よりも多額

収支計算書によると、平成28年度は、歳入が191万8629円であるのに対し、歳出は169万2958円であり、繰越金が発生している。他方、補助金は、4万円である。それゆえ、収支の推移と事業の実施状況を注視し、補助金交付の在り方を検討することが望ましい。

(2) 手続きの適正

① 実績報告書の事業完了日の未記載

要綱6条において定められている期限を遵守できているかとの関係で、実績報告書には、事業完了日を記載させることが望ましい。

第13 民間社会福祉団体等育成事業補助金(千葉県民生委員児童委員協議会運営費補助金)

一 補助金の内容

1 概要

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会に対して、社会福祉事業及び更生保護事業の育成を目的とし、同事業の推進に必要となる人件費及び事務費を補助している。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、626万8000円である。平成29年度の予算額は、732万3000円である。平成27年度の決算額は、584万3000円であり、平成26年度の決算額は、583万9000円である。

3 経緯

不明

4 受給者

上述のとおり、本補助金の受給者は、公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会(以下、「協議会」という。)である。

協議会は、民生委員法及び児童福祉法に定めるところにより、千葉県内の民生委員児童委員活動に関する知識及び技術の普及並びに理解の促進を図るとともに、地域福祉サービスの質の向上に関する調査研究を行い、もって県民の福祉増進に寄与することを目的とする団体である（協議会定款3条）。

主たる事業は、①民生委員児童委員の資質向上に関する研修などの実施、②委員活動に関する調査研究及び普及啓蒙、③情報及び資料の提供、④市町村民生委員児童委員協議会の育成指導、⑤関係団来への協力及び連携などである。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては「民間社会福祉団体等育成事業補助金交付要綱」が定められている。

(1) 目的

社会福祉事業及び更生保護事業の育成を図るため、民間の社会福祉団体、更生保護団体が行う事業を補助するものである（要綱1条）。

(2) 事業

補助対象となる経費は、人件費（給料、諸手当、法定福利費、退職掛金）、事務費（旅費）、全国民生委員児童委員大会に要する経費、関東ブロック民生委員活動研究協議会に要する経費（要綱2条、別表）である。

その基準額は、知事はその都度定める額とされ、補助額は対象経費か県補助基準額のいずれか低い額とされている。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

交付申請は、民間社会福祉団体等育成事業補助金交付申請書を提出して行う（要綱3条・別記第1号様式）。

同申請書には、申請額、事業の目的及び内容、補助金額調書、事業計画書、事業完了予定年月日を記載する。

II 必要的記載事項

上記様式には、申請額、事業の目的及び内容、補助金額調書、事業計画書、事業完了予定年月日を記載する。

② 添付書類

正味財産増減計算書を添付する。

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

民間社会福祉団体等育成事業補助金実績報告書を提出して行う（要綱6条）。

II 必要的記載事項

② 添付書類

決算見込書

6 交付申請

(1) 申請書

要綱の要求するとおりの交付申請がなされている。補助金申請額調書には、人件費、全国民生委員児童委員大会派遣費等が具体的に記載され、要綱が定めるとおりの記載がなされている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

実績報告書についてはいずれの受給者においても要綱別記第二号様式に必要な事項を記載したものが提出されている。

② 記載内容

5項(4)①IIに記載した項目とおりの記載がされている。

(2) 添付書類

決算（見込）書が添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第14 民間社会福祉団体等育成事業補助金（更生保護助成協会事業補助金）

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、更生保護法人千葉県更生保護助成協会に対して、更生保護事業の推進を支援するために、同協会の行う更生保護事業に要する経費の一部を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、10万円である。平成29年度の予算額も、10万円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、10万円である。

3 経緯

不明

4 受給者

更生保護法人千葉県更生保護助成協会である。更生保護法人は、法務大臣の許可を受け、更生保護事業を行っている民間団体で、千葉県内には2団体存在する。更生保護法人千葉県更生保護助成協会はそのうちの1つで、更生保護事業の連絡・助成を行っている。

平成28年度の法人の収入は、2478万9223円であり、そのうち、補助金額は10万円である。その他の主たる収入は、会費収入が1865万6000円、寄付金収入が290万円などである。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては「民間社会福祉団体等育成事業補助金交付要綱」が定められている。

(1) 目的

社会福祉事業及び更生保護事業の育成を図るため、民間の社会福祉団体、更生保護団体が行う事業を補助するものである（要綱1条）。

(2) 事業

対象事業は、千葉県更生保護助成協会の行う更生保護事業で、対象となる経費は、事業費（帰住旅費、医療費、就職活動費、仮泊費、損害見舞金、更生保護施設助成金、その他の更生援護費）である。

その基準額は、知事が都度定める額とされる。補助額は、対象経費か県補助基準額のいずれか低い方となる。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

交付申請は、民間社会福祉団体等育成事業補助金交付申請書を提出して行う（要綱3条・別記第1号様式）。

同申請書には、申請額、事業の目的及び内容、補助金額調書、事業計画書、事業完了予定年月日を記載する。

II 必要的記載事項

上記様式には、申請額、事業の目的及び内容、補助金額調書、事業計画書、事業完了予定年月日を記載する。

② 添付書類

歳入歳出見込み抄本を添付する。

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

民間社会福祉団体等育成事業補助金実績報告書を提出して行う（要綱6条）。

II 必要的記載事項

本書には、事業の目的及び内容、補助金額精算書、事業実績書、事業完了年月日を記載する。

② 添付書類

平成28年度収支計算書

6 交付申請

(1) 申請書

要綱の要求するとおりの交付申請がなされている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

実績報告書については要綱別記第二号様式に必要事項を記載したものが提出されている。

② 記載内容

補助金額精算書、事業実績書が別紙として付され、補助金額の使途、実際に行われた助成事業の具体的な内容が記載されている。

(2) 添付書類

平成28年度収支見込計算書が添付されている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 効率性

① 補助対象事業の特定

補助金額は10万円であるが、補助対象事業は、事業費（帰住旅費、医療費、就職活動費、仮泊費、損害見舞金、更生保護施設助成金、その他の更生援護費受給者が行う事業全般）であり、補助金交付の効果が見え難い。補助対象事業を補助金額に見合う具体的な事業に特定し、補助金交付と補助対象事業との関連性を明確にし、補助金交付の効果が見えるようにすべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 繰越金が補助額よりも多額

収支計算書によると、平成28年度においては、168万8696円の繰越金が発生している。前年度においても、150万6381円の繰越金がある。他方補助金は、10万円である。それゆえ、繰越金の推移と事業の実施状況を注視し、補助金交付の在り方を検討することが望ましい。

第15 千葉県ホームヘルパー協議会運営指導事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

一般社団法人千葉県ホームヘルパー協議会に対し、予算の範囲内で交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、120万円である。平成29年度の予算額も、120万円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

不明

4 受給者

一般社団法人千葉県ホームヘルパー協議会である。同会は、千葉県で働くホームヘルパーを中心に介護職員が自らの資質を高め、相互交流を深めることによって、職業として確固たる社会的地位を築こうと設立した職能団体である。

主たる活動は、介護技術向上のための実技演習をはじめ、調理実習、事例討議、訪問介護計画などの「現任者研修」、また介護福祉士などの資格取得のための「学科・実技講習」、学識経験者や介護のスペシャリストを招いての「講演」、日頃の悩みや介護についてのアイデア、さらに利用者とのコミュニケーションのとり方に関する体験を語り合う「意見発表・交流会」などである。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては「千葉県ホームヘルパー協議会運営指導事業費補助金交付要綱」が定められている。

(1) 目的

地域において派遣されるホームヘルパーの資質の向上とホームヘルプサービスをはじめとする在宅福祉サービスの普及拡充を図り、もって地域における寝たきり老人、ひとり暮らし老人などの福祉の増進に寄与する事業を実施する千葉県ホームヘルパー協議会に対してする補助である（要綱1条）。

(2) 事業

同協議会の行う研修事業及び広報、啓発事業に対して交付する補助金である。補助金額は、基準額として、①当該事業の総事業費から寄付金、その他の収入を控除した額、②補助対象経費、③240万円のいずれか低い額を選択し、これに2分の1を乗じて算出される額である。本事業の平成28年度の予算額は1283万円である。その内120万円が補助金である。なお、平成27年度の決算額は、1154万3610円である。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

千葉県ホームヘルパー協議会運営指導事業費補助金交付申請書（要綱4条、別記第1号様式）。

II 必要的記載事項

上記様式には、補助金交付申請額、補助事業の目的及び内容、ホームヘルパー協議会運営指導事業費補助金所要額調書、同内訳書、同実施計画を記載する。

② 添付書類

歳入歳出見込み抄本を添付する。

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

千葉県ホームヘルパー協議会運営指導事業費補助金実績報告書を提出して行う（要綱6条）。

II 必要的記載事項

本書には、事業の目的及び内容、補助金精算書、事業実績書、事業完了年月日を記載する。

② 添付書類

平成28年度収支計算書

6 交付申請

(1) 申請書

要綱の要求するとおりの交付申請がなされている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

実績報告書については要綱別記第3号様式に必要な事項を記載したものが提出されている。

② 記載内容

以下の別紙がつづられている。

I ホームヘルパー協議会運営指導事業費補助金精算書

本精算書が補助金額に対する算定式となる。

交付申請と同様に、「総事業費」として、下記Ⅱの所要額内訳書の総収入が記載されている。

Ⅱ ホームヘルパー協議会運営指導事業費補助金所要額内訳書

その内訳は以下のとおりである。

まず、「収入」の内訳については、「県補助金」として120万円、「その他補助金助成金」として56万円、「負担金」として556万2500円、「寄付金」として0円、「雑収入」として428万円1754円と記載され、「計」として1160万4254円の記載が認められる。

そして、「支出」については、「補助対象経費」（詳細な科目は省略する）の「小計」として311万403円の記載が認められる。「対象外経費」の「小計」として738万18円の記載が認められる。その「合計」は、1049万421円との記載である。

Ⅲ 収支決算書

(2) 添付書類

平成28年度収支見込計算書が添付されている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 適法性

① 交付要綱の解釈の誤り

I 平成26年度以降の簿冊によれば、県は、ホームヘルパー協議会に対して、年間120万円宛て補助している。120万円の算定根拠は、①総事業費を1160万4254円とし、寄付金その他の収入を控除した金額を1104万4254円と算定、②対象経費実支払出額を311万403円と算定、これと③240万円のうち、もっとも低い金額である③240万円を選択し、これに1/2を乗じた額である120万円を補助金額としている。

Ⅱ しかし、まず①の総事業費を1160万4254円と算定しているが、この金額は、ホームヘルパー協議会の「収入」の合計である。一般的に総事業費とは、

事業に要した経費の総額、すなわち「支出」の合計額である1049万421円を指す。したがって、ここに収入を記載することは誤りである。

Ⅲ 次に、要綱上、基準額として、総事業費から「寄付金その他の収入」を控除した額を算出するとされているが、県の算定では、「寄付金その他の収入」として、「その他補助金助成金」である56万円のみしか控除していない。しかしながら、「寄付金その他の収入」については、要綱上、特段の限定も認められないことから、文理上、「負担金」や「雑収入」を控除しない理由はない。

Ⅳ これを前提に再計算すると、「総事業費」である1049万421円から、「寄付金その他の収入」である1040万4254円（その他補助金助成金56万円＋負担金556万2500円＋雑収入428万1754円）を控除した8万6167円が、「総事業費から寄付金その他の収入を控除した額」となり、「補助対象経費」、「240万円」のうち、最も低い金額となる。補助額は、この金額を基準として補助率1/2を乗じるものであるので、補助金額は、4万3083円が適正な金額である。

Ⅴ したがって、補助額を120万円とした補助金の算出が誤っているので、支出した補助金との差額について返還を求めるべきである。

2 意見

意見はない。

第16 千葉県介護保険苦情処理業務支援事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、千葉県国民健康保険団体連合会（以下「千葉県国保連合会」という。）が介護保険法176条に基づき行う介護保険に関する苦情処理業務について、業務に要する経費の一部を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、991万8000円である。平成29年度の予算額も、991万8000円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

介護保険制度創設と同時期に、国（厚生労働省）が「苦情処理業務支援事業実施要綱」（国庫補助）を制定したことに伴い、県も平成12年度に、「千葉県介護保険苦情処理業務支援事業費補助金交付要綱」を制定し、本補助金が制度として創設さ

れた。本補助金は、制度創設当初、国庫補助事業だったが、平成15年度以降は一般財源化され、地方交付税により予算措置がなされている。

4 受給者

千葉県国保連合会は、各都道府県に一団体ずつ設立されている国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の千葉県における設立団体である。国保連合会は、会員である保険者（市町村・国民健康保険組合）が共同して目的を達成するために設立された団体であり、その性格は公法人である（国民健康保険法83条）。

千葉県国保連合会の主な事業は、①保険者の事務の共同処理（国民健康保険事務電算共同処理等）、②診療報酬の審査及び支払、③特定健康診査・特定保健指導に関する事業、④保健事業、⑤調査、研究、広報、研修事業、⑥介護給付費及び障害介護給付費等の審査及び支払、⑦介護サービス苦情処理である。

千葉県国保連合会の介護保険事業関係業務の平成28年度特別会計予算は、介護保険業務勘定につき歳入・歳出それぞれ10億7191万9000円、介護給付費等支払勘定につき歳入・歳出それぞれ4003億5600万2000円である。

5 交付要綱

本補助金に関する交付要綱として、「千葉県介護保険苦情処理業務支援事業費補助金交付要綱」（以下「本要綱」という。）が定められている。

(1) 目的

千葉県国保連合会が行う苦情処理業務に要する経費の一部又は全部を補助することにより、介護保険制度の円滑な施行に資することを目的とする（本要綱2条）。

(2) 事業

介護保険法176条1項2号に基づき千葉県国保連合会が行う介護保険に関する苦情処理業務を交付の対象事業とする（本要綱3条）。

千葉県国保連合会は、苦情処理担当職員を配置するとともに、学識経験のある介護サービス苦情処理委員（県OB等）が苦情対応に当たっている。また、本来、県が対応すべき指定基準に関する通報や運営に関する苦情についても、一次的に千葉県国保連合会が対応している。苦情処理業務は、「相談」（介護保険サービスの運営及びサービスの質に関する苦情又は相談のうちアドバイスや回答、関係機関の紹介等により申立に至らなかったもの）、「申立」（苦情申立書が提出され、調査、指導・助言等の処理が行われたもの）及び「通報」（県が対処すべき不正請求や体制等の基準違反に関するもの）に分類される。

(3) 交付申請

① 申請書

交付申請書には、申請額を記載し、別紙として介護保険苦情処理業務支援事業

費補助金所要額調（別紙１）及び業務計画書（別紙２）を添付すべきとされている（本要綱６条、別紙様式第２）。このうち介護保険苦情処理業務支援事業費補助金所要額調には、総事業費、寄付金その他の収入額、差引額、対象経費支出予定額、基準額（知事が必要と認めた額）、県補助基本額及び県補助所要額等を記載する。業務計画書には、支出予定額の区分（報酬、共済費、旅費、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料）ごとに対象経費支出予定額及び積算内訳を記載し（支出予定額内訳書）、実施体制及び業務計画についても記載しなければならない。

② 添付書類

その他交付申請書には、補助金の交付対象年度の歳入及び歳出予算の見込みを記載した書面の抄本である歳入歳出予算書（見込書）抄本を添付しなければならない。

(4) 実績報告

① 報告書

実績報告書には、別紙として介護保険苦情処理業務支援事業費補助金精算書（別紙１）及び業務実績報告書（別紙２）を添付すべきとされている（本要綱９条、別紙様式第４）。このうち介護保険苦情処理業務支援事業費補助金精算書には、総事業費、寄付金その他の収入額、差引額、基準額（知事が必要と認めた額）、県補助基本額、県補助所要額、県補助金交付決定額、県補助金受入済額等を記載する。業務実績報告書には、支出実績額の区分（報酬、共済費、旅費、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料）ごとに対象経費支出実績額及び積算内訳を記載し（実施状況報告書）、実施体制及び業務実施状況についても記載しなければならない。

② 添付書類

その他実績報告書には、補助金の交付対象年度の歳入及び歳出決算の見込額を記載した書面の抄本である歳入歳出決算書（見込書）抄本を添付しなければならない。

6 交付申請

(1) 申請書

① 本要綱が求める書式どおりの申請書が提出されている。

② 平成２８年度の交付申請額は９９１万８０００円である（なお、交付申請額は平成２４年度以降同額（９９１万８０００円）で推移している。）。別紙１の介護保険苦情処理業務支援事業費補助金所要額調によれば、本事業の総事業費は１９３９万５０５０円、寄付金その他の収入額は０円、差引額及び対象経費支出予定額は１９３９万５０５０円、基準額、県補助基本額及び県補助所要額は

991万8000円である。別紙2の業務計画書中の支出予定額内訳書によれば、平成28年度の対象経費支出予定額は、報酬1491万8400円、共済費254万7246円、旅費41万160円、需要費38万4800円、役務費7万4040円、使用料及び賃借料106万404円である。

(2) 添付書類

- ① 歳入歳出予算書（見込書）抄本として千葉県国保連合会の予算書が提出されており、本要綱が求める添付書類が提出されている。
- ② これによれば、千葉県国保連合会の平成28年度の歳入歳出はそれぞれ、介護保険業務勘定につき10億7191万9000円、介護給付費等支払勘定につき4003億5600万2000円である。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

- ① 本要綱が求める書式どおりに実績報告書が提出されている。
- ② 介護保険苦情処理業務支援事業費補助金精算書によれば、本事業の総事業費は1780万849円、寄付金その他の収入額は0円、差引額及び対象経費支出予定額は1780万849円、基準額、県補助基本額、県補助所要額、県補助金交付決定額及び県補助金受入済額は991万8000円である。

業務実績報告書中の実施状況報告書によれば、平成28年度の対象経費支出実績額は、報酬1339万2000円、共済費262万5588円、旅費34万6540円、需用費30万2317円、役務費7万4000円、使用料及び賃借料106万404円である。また、実施体制として、苦情処理担当職員4名（正職員3名、臨時職員1名）、介護サービス苦情処理委員4名、調査員4名、その他1名、合計13名が業務の実施に当たったことが報告されている。実施状況として、苦情処理委員会の開催、顧問弁護士への相談、都道府県国保連合会との連携、市町村介護保険担当者との連携、苦情申立に係る現地調査、苦情・相談事例集の作成を実施したことが報告されている。苦情処理状況として、苦情申立件数が2件、苦情相談件数が130件、通報件数が30件であったことが報告されている。

(2) 添付書類

- ① 歳入歳出決算書（見込書）抄本として決算書が提出されており、本要綱が求めるとおりに添付書類が提出されている。
- ② これによれば、千葉県国保連合会の平成28年度の介護保険業務勘定の歳入（県

支出金・収入済額) は1102万9000円、歳出のうち総務費の支出済額は3億1404万317円、審査委員会費の支出済額は308万4857円である。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 補助金額算定方法の見直しの必要性

本補助金の交付対象事業の平成28年度の総事業費は1780万849円であり、本補助金(991万8000円)によりその半額以上(約56%)を賄っていることになる。他方で、平成28年度の苦情件数計162件のうち、本来県が対応すべき「通報」の件数は30件、割合にして約19%であった。県が本補助金を交付する最も大きな理由は、千葉県国保連合会が本来県の対応すべき通報案件の一次的な対応窓口となっている点にあると考えられるが、苦情件数全体に占める通報件数の割合(約19%)との関係で、総事業費の半額以上を県の補助金により賄うことの合理性の有無は、慎重に検討しなければならない。他県では、本補助金と同種の補助金を廃止した例もあるようだが、本来県が対応すべき通報案件が相当件数あり、千葉県国保連合会がその一次的な対応窓口となっている現状に照らせば、現時点で本補助金を直ちに廃止することまでは相当とはいえない。

そこで、例えば、千葉県国保連合会が実際に処理した通報件数に応じて補助金額の確定を行うなど、事案処理の実態に即した算定方法に改めるなどの見直しを検討することが望ましい。

第17 老人福祉施設整備費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、特別養護老人ホームの整備にかかる事業者の金銭的負担を軽減することで、特別養護老人ホームの整備を促進し、特養入所待機者が確実にサービスを利用できる環境を整備することを目的とし、市町村及び社会福祉法人が老人福祉施設を整備する場合に、その経費に対して交付されるものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は26億6800万円、平成29年度の予算額は61億4520万円、平成26年度の決算額は50億800万円、平成27年度の決算額

は26億7600万円である。

3 経緯

本補助金は昭和38年度に国庫補助として開始されたものであるが、いわゆる三位一体の改革により、平成17年度からは国交付金、平成18年度からは県単独補助事業へ変更されて実施されている。平成18年度に県単独補助事業へ移行して以降、平成21年度及び平成27年度に補助単価の見直し（加算）がなされている。

4 受給者

- (1) 本補助金の受給者は市町村（政令市、中核市を除く）及び社会福祉法人であり、平成28年度予算では8つの社会福祉法人が受給している。
- (2) 補助の対象は、特別養護老人ホームの整備（創設・増改築）であり、市町村の公募により選定された定員30人以上の広域型特別養護老人ホームの整備予定事業者に対し、1床あたり450万円の整備費が補助されている。

5 交付要綱

- (1) 目的
要綱には補助金の目的の規定はない。
- (2) 事業
補助金の交付対象は、次の表の①欄の施設の種類ごとに②欄の設置根拠等により③欄に定める設置者が④に定める整備区分により設置する施設である。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④整備区分
ア 特別養護老人ホーム (定員30人以上)	老人福祉法15条 3項、同条4項	市町村（政令市及び 中核市を除く。） 社会福祉法人	創設、増築、改築
イ アの創設に併設される ユニット型老人短期入所 用居室	老人福祉法15条 2項	同上	創設
ウ 軽費老人ホーム (定員30人以上の特定施 設入居者生活介護の指定を 受けるケアハウス)	社会福祉法62条 1項	同上	創設
エ 養護老人ホーム (特定施設入居者生活介護 の指定を受けるもの)	老人福祉法15条 3項、4項	同上	改築

- (3) 交付申請

① 申請書

交付申請書の別紙として申請額算出内訳書と事業計画書を添付することとされており、申請額算出内訳書には施設の種類ごとに総事業費、対象経費の実支出予定額、算定基準による算定額、補助金所要額等を、事業計画書には施設の概要、施設の規模等、整備費内訳、財源内容、施工計画等を記載することが求められている。

② 添付書類

申請書の添付書類として、歳入歳出予算書（見込）抄本、建築基準法上の確認済証又はそれに代わるもの、工事費見積書、工事費目別内訳書、工事事務費費目内訳書等の写し、工事に係る設計図面等の写し、整備工事個所の写真（工事着工前）、法人の役員に暴力団関係者がいない旨の誓約書、役員名簿を提出することが求められている。

(4) 実績報告

① 実績報告書

実績報告の別紙として、実績報告書と精算額内訳書の添付が求められている。実績報告書の記載事項は申請時の事業計画書の記載事項と同様である。また、精算額内訳書には、施設の種類ごとに総事業費、対象経費の実支出予定額、算定基準による算定額、補助金所要額、交付決定額、受入れ済み額、差引き不足額を記載することとされている。

② 添付書類

その他の添付書類としては、歳入歳出予算書（見込）抄本、請負の場合は工事請負契約書の写し、直営の場合は支払領収書の写し、工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書等の写し、建築基準法上の検査証の写しまたはそれに代わるもの、工事に係る設計図及び平面図等の写し、整備工事箇所の写真（着工後）の添付が求められている。

6 交付申請

交付申請は、要綱で定められている書式を用いて行われ、添付が求められている書類も添付されており、交付申請の手続は適正に行われているものと認められた。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告は、要綱で定められている書式を用いて行われ、添付が求められている書類も添付されており、実績報告の手続は適正に行われているものと認められた。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第18 明るい長寿社会づくり推進機構事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

豊かで活力ある長寿社会の実現を図るため、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会が行う明るい長寿社会づくり推進機構事業に対し交付される補助金である。

対象事業は以下のとおりである。

- ・推進機構事業を実施するために要する管理費
- ・高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を促進するための組織作り事業に要する経費
- ・高齢者の社会活動を振興するための指導者等育成事業に関する経費
- ・高齢者の仲間づくり支援事業に要する経費

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、3347万円である。平成29年度の予算額は、2899万8000円である。平成27年度の決算額は、2661万2000円、平成26年度の決算額は、2346万3000円である。

3 経緯

平成18年度に開始されている（他法人への補助金交付は平成3年度より開始）。

「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について」（平成元年10月19日厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）において、以下を目的としている。

- ・高齢者の社会活動についての国民啓発
- ・高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動及び地域活動等を推進するための組織づくり
- ・高齢者の社会活動の振興のための指導者等育成事業の推進

4 受給者

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

5 交付要綱

(1) 目的

豊かで活力ある長寿社会の実現を図るため、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会が行う明るい長寿社会づくり推進機構事業に対し補助金を交付することである。

(2) 事業

- ・推進機構事業を実施するために要する管理費

・高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を促進するための組織作り事業に要する経費

・高齢者の社会活動を振興するための指導者等育成事業に関する経費

・高齢者の仲間づくり支援事業に要する経費

補助率はいずれも10分の10以内である。

(3) 交付申請

① 申請書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会明るい長寿社会づくり推進機構事業補助金交付申請書

② 添付書類

収支予算書、事業計画書

(4) 実績報告

① 報告書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会明るい長寿社会づくり推進機構事業補助金実績報告書

② 添付書類

収支決算（見込）書、事業報告書

6 交付申請

(1) 申請書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会明るい長寿社会づくり推進機構事業補助金交付申請書

(2) 添付書類

収支予算書、事業計画書

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会明るい長寿社会づくり推進機構事業補助金実績報告書

(2) 添付書類

収支決算（見込）書、事業報告書

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第19 一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会活動促進事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会活動促進事業費補助金（以下「高齢者福祉施設協会活動補助金」という。）は、一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会（以下「高齢者福祉施設協会」という。）に対し、老人福祉施設を設置する社会福祉法人の健全な発展を図ることを目的とする「運営管理推進員設置事業」、「施設運営指導事業」及び「研修事業」の経費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、567万3000円であり、平成29年度の予算額、平成27年度及び平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

高齢者福祉施設協会は、昭和7年に全国養老事業協会千葉支部として誕生し、平成5年4月に千葉県高齢者福祉施設協会に組織替され、平成12年3月に社団法人化された。それと同時に、千葉県から県職員退職者が職員として採用されることになり、その人件費について補助金の交付が始まった。そして、平成23年度に要綱が制定され、県職員退職者の人件費補助は運営管理推進員設置事業として補助金を交付することが定められ、現在に至っている。

4 受給者

高齢者福祉施設協会は、民間の福祉施設を運営する社会福祉法人を会員とし、高齢者福祉・介護に係る正しい知識を普及させ、サービスの質の向上に係る調査研究を行うことによって、高齢者福祉及び介護事業の健全な発展に寄与することを目的とする社団法人である。高齢者福祉施設協会の平成28年度の収入は4790万6000円であり、そのうち、会費収入が1893万3000円、事業収入が1951万円、補助金が567万3000円、負担金収入が347万8000円、その他が131万2000円である。

5 交付要綱

(1) 目的

国民の急激な高齢化の進展に伴い、多様化・高度化・専門化・広範化した高齢者福祉の諸問題の解決に資するため、老人福祉施設の地域福祉における中核的拠点化や、その健全な発展を図ることを目的とする。

(2) 事業

補助対象事業の具体的内容及び各交付額は、以下のとおりである。

① 運営管理推進員設置事業

I 協会の運営管理に携わる事務職員の人件費が補助の対象となっている。

II 交付額は、522万5000円である。

② 施設運営指導事業

I 会員に対し、施設の運営や労務管理について相談を受ける者を置く事業であり、その者に対する報酬費や旅費が補助の対象となっている。

II 交付額は、16万8000円

③ 研修事業

I 会員施設の職員に対する研修を行う事業である。

II 交付額は、28万円である。

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には、実施する事業を説明する事項として、事業の種類、事業の目的及び内容を記載し、別紙として、補助金所要額調書、補助事業実施計画書、誓約書及び役員等名簿をつづることが定められている。

② 添付書類

歳入歳出予算書抄本の添付が必要である。

(4) 実績報告

① 報告書

報告書には、①事業の種類、②事業の目的及び内容を記載することが定められている。

② 添付書類

添付書類として、補助金実績調書、補助事業実施報告書及び歳入歳出決算（見込）書抄本が定められている。

6 交付申請

(1) 申請書

① 以下の別紙がつづられている。

I 「事業の種類」、「事業の目的及び内容」

要綱の2条1項に定められた表とほぼ同じ内容の「事業の種類並びに目的及び内容」と題する表である。

II 補助金所要額調書

事業毎に、総事業費、当該事業に係る収入、補助基本額の最大額を意味する交付基準額、補助基本額、補助所要額が記載された一覧表である。

III その他

その他、補助事業実施計画書、誓約書及び役員名簿は、交付要綱に定められた書式で作成されている。

② 添付書類

歳入歳出予算書抄本が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 以下の別紙がつづられている。

I 「事業の種類」、「事業の目的及び内容」

交付申請書別紙項に定められた表と同一の「事業の種類並びに目的及び内容」がつづられている。

II 補助金所要額調書

交付申請の別「補助金所要額調書」に交付決定額、受入済額、差引不足額の欄が加えられた表である。総事業費は実績額が記載され、差引不足額は0円と記載されている。

III 補助事業実施報告書

事務局に事務局次長外職員2名が設置されている。

IV 歳入歳出決算（見込）書抄本

平成28年度の一般会計趣旨計算書、一般会計貸借対照表が添付されている。

(2) 添付書類

① 事業の種類並びに目的及び内容

② 補助金額実績調書

明細書、領収書等は添付されていない。そこで、関係人調査をしたところ、高齢者福祉施設協会は、年度毎に全ての収支の決算書を作成し、補助事業の経費として計上する金額は、その事業のために支出した経費の積算額ではなく、高齢者福祉施設協会の全経費の支出原因行為と補助事業に係る経費の支出原因行為との割合によって算出した金額であり、しかも、その割合についての計算式は定められていなかった。それゆえ、補助事業の経費支出と領収書とを照合して支出を確認することはできなかった。そして、交付申請に添付される補助金所要額調書記載の総事業費は、前年度の補助事業の経費として算出された割合的金額であることが判明した。他方、収入については、研修事業につき、一人5000円の参加費収入があることも判明したが、研修事業の収支についての決算は作成されていない。

- ③ 補助事業実施報告書
- ④ 歳入歳出決算（見込）

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 適法性

① 再就職者への人件費補助につき職歴の調査

I 運営管理推進員設置事業は、県職員の退職者を高齢者福祉施設協会の運営管理推進員に配置する事業であり、これに対する補助金は、県職員の退職者の人件費に充てられている。

II 平成26年6月に地方公務員法38条の2が規定され、同条1項によって離職後に営利企業等に再就職した元職員が離職後2年間に、契約等の事務であって、離職前5年間の職務に関する要求又は依頼することが禁止され、これに違反した再就職者は、同法60条4号により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることになった。同条1項に規定されている「営利企業等」とは、営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいい、「契約等事務」は、売買、賃貸、請負その他の契約又は当該営利法人等に対してなされる行政手続法2条2号に規定される処分に関する事務のことをいう。補助金の交付は、法律行為としては贈与であり、受給者に対する処分であるから、再就職した元職員が、離職後2年以内に、離職前5年間に在籍していたことがある部課が所管する補助金等の交付を要求し又は依頼すれば、地方公務員法38条の2第1項に該当することになる。これらの要件の一つでも欠ければ地方公務員法38条の2第1項違反にはならないものの、元職員としての立場を利用して補助金の交付を要求又は依頼する行為が適正な行為になるわけではない。

III このように、再就職者に人件費補助がなされる場合は、離職時期、離職前過去5年間の所属先が重要であるから、交付決定に際してはこれらの事実を調査し、確認すべきであり、かつ、その資料を交付決定の記録につづるべきである。

② 再就職者への人件費補助の公表

I 地方公務員法38条の6の制定によって、地方自治体は、元職員の退職管理の適正確保に必要な措置をすることが求められることになったため、県は、その措置として、再就職状況を公表して透明化することにし、平成26年6月、「千葉県退職職員の再就職状況の公表に関する要綱」を定め、退職職員の再就職状況を公表している。ところが、再就職した職員についてその人件費補助がなされる場合も、人件費補助についてはこの要綱では公表事項とされていない。県は、人件

費補助を補助金として公表しているが、運営管理推進員設置事業に対する補助金という公表の仕方では、人件費補助とは理解できないし、再就職と結びつけて理解することもできないことであり、再就職に人件費補助がなされている事実が公表されているとは認められない。

Ⅱ 犯罪行為ではない元職員の再就職につき、再就職の適正確保のために再就職を公表して県民の監視の下に置いているのに、地方公務員法38条の2第1項の犯罪が成立することがあり得る、あるいはそれを疑われる人件費補助付き再就職について、公表しないのであれば、再就職の適正確保の措置を講じていないことにほかならない。よって、再就職の公表の際、人件費補助がなされる事実（人件費の金額は除く）も併せて公表すべきである。

(2) 手続の適正

① 補助対象事業の経費の区別

施設運営指導事業及び研修事業の実績報告には、支出の領収書等が添付されていない。関係人調査の結果、補助事業の経費として計上された金額は、前述のとおり、高齢者福祉施設協会の全経費の支出原因行為と補助事業の経費の支出行為との割合によって算出された金額であり、補助事業の経費として計上された金額に、他の経費が紛れ込んでいる可能性を否定できないことが判明した。

よって、補助対象事業の経費とその他の経費とを区別すべきである。

② 支出証拠書類添付の必要性

職員が往査して会計調査をしても、それを報告書にまとめて領収書等の支出証拠書類の写しを添付して県の簿冊につづられなければ、会計が適正になされた事実は調査した職員の主観に止まり、県が調査したことにはならない。

よって、実績報告書には、領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。

2 意見

(1) 公益性

① 人件費補助

高齢者福祉施設協会の活動には公益性が認められるが、運営管理推進員や運営指導委員への人件費補助は、離職した元職員の再就職と密接不可分であり、かつ当該元職員の個人的利益に直接に結びついているため、公益上の必要性につき疑問が生ずる。県は、県民に対し、高齢者福祉施設協会の性格、業務の内容、運営管理推進員や運営指導委員の職務の内容、県の福祉施策との関係、運営管理推進員や運営指導委員を配置する必要性、それらの者に必要とされる能力、資質及び経験、人材確保の必要性、人件費及び補助額の相当性を積極的に説明する必要があると考える。

第20 民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金

一 補助金の内容

1 概要

民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金（以下「民間社会福祉施設補助金」という。）は、救護施設や老人福祉施設等の社会福祉施設を運営する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）に対し、同法人が社会福祉施設の創設又は増改築事業の費用に充てるために独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）から借り入れた福祉貸付金に係る償還元金相当額を交付する借入金補助金（社会福祉施設整備事業のうち平成15年度以降を初年度として整備する施設を除く。）、並びに同法人が社会福祉法2条に定める社会福祉事業のうち社会福祉施設の創設又は増改築の費用に充てるために福祉医療機構から借り入れた福祉貸付金及び千葉県社会福祉協議会から借り入れた千葉県社会福祉事業振興資金に係る償還利子相当額を予算の範囲内で交付する利子補給金をいう。

2 予算・決算

- (1) 民間社会福祉施設補助金の平成28年度の予算額は、3億1951万9000円、平成29年度の予算額は2億4288万4000円、平成27年度の決算額は3億9420万2900円、平成26年度の決算額は4億3716万8000円である。
- (2) 借入金補助金は、当該年度中に償還した元金の総額を対象とし、補助率は2分の1であり、一施設当たり325万円を上限とし、毎年度の交付額の累計額は6500万円を上限とする。利子補給金は、当該年度に支払った利子の総額を対象とし、施設の種類毎に補給基本額と補給率を定めている。

3 経緯

民間社会福祉施設補助金の償還利子相当額の利子補給金の交付は、昭和63年度に「社会福祉施設整備資金等利子補給金交付要綱」の下に交付が始まり、同借入金の償還元金相当額の借入金補助金の交付は、平成3年度に「民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付要綱」の下に交付が始まった。この二つの制度は、平成11年度の外部監査を受けて、事務の省力化を図る目的で二つの交付手続を統合するため、平成13年9月に「民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金交付要綱（以下「要綱」という。）」が制定されて、今日に至っている。同要綱は、平成15年、平成16年に改定され、平成18年から平成21年までは毎年改定されているが、改定内容は補助基準額等の交付額についてである。

4 受給者

- (1) 民間社会福祉施設補助金の受給者は、老人福祉施設及び認知症高齢者グループホーム等であり、平成27年度積算においては、136の社会福祉法人が163施設について受給している。なお、借入金補助金については、介護保険施設は平成12年度整備分まで、それ以外の施設は平成14年度整備分までが補助金交付の対象となる。また、利子補給金については、介護保険施設は平成15年度整備分まで、それ以外の施設は平成14年度整備分までが交付対象となっている。
- (2) 民間社会福祉施設補助金の補助対象施設は、以下のとおりである。
 - ① 償還元金に対する補助金一要綱別表1に掲げる施設
救護施設（生活保護法）、老人福祉施設（老人福祉センターを除く）（老人福祉法）、身体障害者更生救護施設・知的障害者援護施設（障害者自立支援法）、重症心身障害児（者）通園事業施設（除外あり）（平成8年厚生労働省児童家庭局長通知）
 - ② 償還利子に対する補給金一要綱別表2に掲げる施設

5 交付要綱

民間社会福祉施設補助金の交付事務の基準として、要綱が定められている。その内容は、以下のとおりである。

- (1) 目的
民間社会福祉施設の整備の促進、社会福祉事業の振興を図るとともに、施設経営の健全化及び入所者等の処遇の向上を図ることを目的とする。
- (2) 事業
社会福祉法人が施設の設置・整備のために福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金の償還元金及び償還利子相当額並びに千葉県社会福祉協議会から借り入れた千葉県社会福祉事業振興資金に係る償還利子相当額を交付する事業である。
- (3) 交付申請及び実績報告
当該年度の交付申請と当該年度の実績報告を一つの書面で同時に行い、申請額算出内訳調書、年度別補助金額一覧表、申請年度の収支決算（見込）書抄本、領収書の写し又は通帳の写しを添付すべきことが定められている。

6 交付申請及び実績報告

交付要綱に定められた書式を用いて行われ、償還元金又は償還利子の支払につき領収書の写し又は預金通帳の写しが添付されている。

二 指摘・意見

1 指摘

- (1) 手続の適正
 - ① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項において、県が暴力団排除のために必要な措置を講ずべき義務が定められ、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、各関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき暴力団関係者か否かを照会すべきことを定めている以上、交付決定に際し、受給者の役員につき暴力団との関係の有無を県警に照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第21 民間老人福祉施設職員設置費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、県の条例で定める基準を上回って職員を配置した民間老人福祉施設（養護老人ホーム・軽費老人ホーム）に対し、その雇用に伴う経費を補助するため交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、2億4323万4000円である（補助対象施設数67施設・補助対象職員数92名）。平成29年度の予算額は、2億5500万円である。平成27年度の決算額は、2億2126万2000円（補助対象施設数60施設・補助対象職員数89名）、平成26年度の決算額は、2億1136万8000円（補助対象施設数61施設・補助対象職員数87名）である。

3 経緯

養護老人ホーム等の施設入所者へのサービス向上のためには、職員の配置増が必要であることや施設職員の慢性的な人手不足に対応する必要があることなどから、昭和51年度に本補助金が創設された。なお、特別養護老人ホームは、平成12年の制度変更により介護保険提供施設となったため、本補助金の対象外とされた。また、平成17年には、補助基準額が県上級行政職初任給相当額から中級行政職初任給相当額に引き下げられた。

4 受給者

社会福祉法人設立の養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（ただし、千葉市、船橋市及び柏市所在の施設は除く。）のうち条例で定める基準を上回って職員を配置した施設である。民間老人福祉施設に勤務する生活相談員、介護職員、支援員及び看護職員のうち条例で定める基準を上回って雇用される専任の常勤職員の雇用に係

る経費が補助の対象経費とされ、①認定職員1名について知事が定める額（補助基準額）と②職員雇用経費を比較していずれか少ない額が補助額とされる。

5 交付要綱

本補助金の交付要綱として、「千葉県民間老人福祉施設職員設置費補助金交付要綱」（以下「本要綱」という。）が定められている。

(1) 目的

老人福祉法にいう養護老人ホーム及び軽費老人ホームで地方公共団体以外の者が設置したもの（民間老人福祉施設）の職員の待遇改善及び入所者の処遇向上を図るため、民間老人福祉施設を設置運営する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することを目的とする（本要綱1条）。

(2) 事業

民間老人福祉施設に勤務する生活相談員、介護職員、支援員及び看護職員のうち条例で定める基準を上回って雇用される専任の常勤職員の雇用に係る経費が補助の対象経費とされる（本要綱2条、3条）。

(3) 交付申請

① 申請書

本補助金の交付を申請する者は、知事が定める期日までに民間老人福祉施設職員設置費補助金交付申請書（別記2号様式）を知事に提出しなければならない（本要綱7条）。

申請書には、交付申請額、事業の目的及び事業計画を記載し、別紙として補助金所要額調書（別紙1）及び事業費算出内訳表（別紙2）を添付しなければならない。このうち補助金所要額調書には、対象経費支出予定額、補助基準額（認定職員1名について知事が定める額。現行では、県職員中級行政職初任給の月額及び期末・勤勉手当の年間支給月数）、補助所要額（補助基準額と職員雇用経費を比較していずれか少ない額）及び補助金申請額を記載しなければならない。また、事業費算出内訳表には、認定職員の氏名、認定期間、雇用予定月数、補助基準額、職員雇用経費（本俸及び各種手当等）の内訳と合計及び補助所要額を記載しなければならない。

② 添付書類

申請書の添付書類として、収支予算（見込み）書抄本及び誓約書及び役員等名簿を提出しなければならない。このうち収支予算（見込み）書抄本には、当該施設の老人福祉事業収入の見込額及び人件費支出の見込額を記載しなければならない。また、誓約書は補助金交付申請者（法人の場合は役員等）が本要綱4条各号（いわゆる暴力団排除条項）のいずれにも該当しないことを誓約するものであ

る。

(4) 実績報告

① 報告書

本補助金の交付を受けた者は、当該年度の3月31日までに民間老人福祉施設職員設置費補助金実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない（本要綱10条）。

報告書には、事業の目的を記載し、別紙として補助金精算書と支出済額内訳表を添付しなければならない。このうち補助金精算書には、対象経費実支出額、補助基準額、補助所要額、補助金交付決定額、補助額（補助所要額又は補助金交付決定額の低い方の金額）及び補助金受入済額等を記載する。支出済額内訳表には、認定職員毎に、認定期間、雇用月数、雇用経費（本俸、各種手当）の内訳及び合計等を記載する。

② 添付書類

実績報告書の添付書類として、収支決算（見込み）書抄本、職員雇用証明書及び補助対象職員認定書の写しを提出しなければならない。このうち収支決算（見込み）書抄本には、当該施設の収入（経常経費・補助金収入）及び支出（人件費支出）の決算見込額を記載しなければならない。

6 交付申請

(1) 申請書

① 平成28年度は、本補助金の補助対象施設72施設のうち58施設から本補助金の交付申請がなされているが、いずれも本要綱が求める書式どおりの申請書が提出されている。

② いずれの申請書においても、事業の目的は「職員を配置することにより、職員の待遇改善及び入所者の処遇向上を図る」こととされ、事業計画は「条例の定める配置基準を上回って介護職員（又は生活相談員、支援員、看護職員）を雇用すること」とされている。配置基準を上回って雇用する補助対象職員数は施設によって異なり、1名の場合と2名の場合がある。補助金の交付申請額も施設によって異なり、16万3200円から528万7680円である（交付申請額のうち最も件数として多いのは264万3840円）。

(2) 添付書類

いずれの申請書にも本要綱が求める添付書類が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

いずれの受給者からも、本要綱が求める書式どおりに実績報告書が提出されている。なお、実績報告の結果、平成28年度の本補助金の受給者（全58施設）のうち6施設は、補助対象職員の雇用経費の減少や異動により交付金確定額が交付決定額を下回る事態となり、補助金の戻入の対象となった（戻入額の合計は189万7617円）。県は、戻入の対象とされた施設に対し差額の返還請求を行っており、既に全額回収済みである。同様に、平成26年度には5件・116万4316円、平成27年度には6件・119万1938円の補助金が戻入の対象となったが、県はいずれも全額回収済みである。

(2) 添付書類

いずれの受給者からも本要綱が求めるとおりに添付書類が提出されている。

9 その他（調査及び認定取消等）

本補助金の不正受給等の防止のため、2年に1回の頻度で県職員が補助金受給施設へ赴き、補助対象職員の勤務状況等に関する調査を行っている。調査の対象となる資料は、職員の勤務割表、タイムカード又は出勤簿、辞令、雇用契約書等、資格書類及び給与台帳等である。チェックポイントは、例えば給与台帳であれば、①雇用開始年月日・職種・勤務施設が認定協議書等と一致するか、②給与の支払が実績報告書等と一致するか、③特殊勤務手当の種類や支払状況などの点である。

調査の結果、補助対象職員の欠勤等の取消事由が認められた場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した上で、年10.95%の加算金を付加して返還請求を行っている。平成28年度に実施された調査では、対象施設30のうち2施設に一部取消事由（職員の欠勤）が認められ、返還請求が行われている。また、取消事由が認められなくとも、手続上の不備が認められた場合には、県は改善指示を行っている。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 効果の検討

本補助金は、養護老人ホーム等の施設入所者へのサービス向上を目的に導入されたものであるから、本補助金の交付によって、施設のサービスがどの程度向上し、入所者の満足が得られたのかについて、効果の検討作業を行うことが必要である。県は、平成18年度の包括外部監査の意見を受けて、施設職員に対する聴

取調査により、施設職員の負担軽減の程度や、職員の加配による入所者処遇の向上(夜勤体制の整備、通院のための送迎等)の効果を確認しているとのことだが、サービス向上という目的に照らせば、職員のみならず、サービスの受益者である入所者及びその家族からも聴取調査を実施することが望ましい。また、的確な検討を行うためには、調査項目にはできる限り客観的な指標を盛り込むことが望ましい。そして、調査及び検討の結果、本補助金の交付によって期待された効果が得られていないことが判明したら、その原因に応じた見直し策を検討することが望ましい。

第22 軽費老人ホームサービス提供費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、支出基準額単価と本人徴収上限額との差額を補填する目的で交付されるものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、16億3400万円、平成29年度の予算額は、16億4000万円である。平成27年度の決算額は、16億6220万2000円、平成26年度の決算額は、16億991万円である。

3 経緯

本補助金は、昭和49年度より実施されているものである。当初は国庫補助により実施されていたものであるが、平成16年度から一般財源化されている。補助額の各種加算措置(入所者処遇特別加算、施設機能強化推進費、民間施設給与等改善費)について、平成26年度から平成28年度にかけて、一部が段階的に廃止されるなど、補助額の見直しがなされている。また、平成22年度以前は公立の軽費老人ホームも補助対象となっていたが、平成23年度以降は補助対象から除外されている。

4 受給者

本補助金の受給者は、軽費老人ホームを運営する社会福祉法人である。平成28年度は、59法人65施設が本補助金を受給している。

5 交付要綱

(1) 目的

要綱には目的規定はない。

(2) 事業

本補助金の対象事業は軽費老人ホーム事業である。軽費老人ホームは、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者が入所する施設であり、利用者の収入に応じて利用料の一部が減額されるため、収入の少ない高齢者が比較的利用しやすい施設である。

軽費老人ホームの利用料には、サービス提供費、生活費、居住費があり、施設ごとにその上限額が定められている。このうち、サービス提供費については、入所者の収入に応じて入所者から徴収できる上限額（本人徴収上限額）が定められており、収入の少ない入所者ほど低額で利用できる仕組みとなっている。また、施設の運営に必要なかつ十分な1人1月当たりのサービス提供費の基準額として支出基準額単価が定められており、これは施設の規模や立地に応じて定められている。軽費老人ホームの運営者は、入所者から本人徴収上限額までしか徴収することができないため、支出基準額単価と本人徴収上限額との差額が不足することとなる。本補助金は、この不足部分を補填する。

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には、交付申請額を記載し、別紙として補助金所要額調書と補助金所要額内訳書を添付する。そのほかに、役員に暴力団関係者がいない旨の誓約書及び役員名簿の添付も求められている。

② 添付書類

当該年度の歳入歳出予算書抄本と施設の管理規程の添付が求められている。

(4) 実績報告

① 報告書

実績報告書には別表として補助金精算書と補助金精算内訳書を添付することとされている。

② 添付書類

当該年度の歳入歳出決算書と施設の管理規程の添付が求められている。

6 交付申請

交付申請は、要綱で定められている書式を用いて行われ、添付が求められている書類も添付されており、交付申請の手続きは適正に行われているものと認められた。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告は、要綱で定められている書式を用いて行われ、添付が求められている

書類も添付されており、実績報告の手続は適正に行われているものと認められた。

9 実績報告後の現地調査

県が平成21年度から平成22年度にかけて補助金を受給している全施設で現地調査を行ったところ、補助金の申請に問題のある事例が複数見られたため、県の職員が2年に1回施設に赴き、補助金の申請が適正になされているかどうかを調査している。県の調査によって過誤等が発見された場合には過大に支給された補助金を返納させている。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 手続の適正

① 申請時の過誤の多発防止策について

県の調査によって発見される過誤は同種のものが多く、毎回多数の施設で発見されている。また、同一の施設において過去に指摘を受けたのと同様の過誤を再度指摘されている例も見られた。県の調査によって発見されている過誤は、収入の算定方法を誤解したために入所者の収入額の認定を誤ったり、収入認定のための資料の保存が不十分であったりするなど単純な過失によるものであり、過大に支給された補助金の額も比較的少額ではあるものの、できる限り未然に過誤の発生を防止することが望ましい。県は、平成21年度に、交付申請に当たっての注意事項等をまとめたマニュアルを発出しているほか、現地調査の際に施設側に間違いの指摘や注意すべき事項を直接説明したり、軽費老人ホームの施設長会議の場で行政説明を行ったりするなど、適正な申請が行われるよう努力しているところであるが、過誤の発生を防止するためにより一層の指導・注意喚起が望まれる。

第23 民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金（保育所）

一 補助金の内容

1 概要

民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金（保育所）（以下「保育所整備補助金」という。）は、保育所を運営する社会福祉法人に対し、同法人が社会福祉施設の創設又は増改築事業の費用に充てるために独立行政法人福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金の償還元金相当額を交付する補助金並びに同法人が社会福祉法2条に定める社会福祉事業のうち社会福祉施設の創設又は増改築の費

用に充てるために福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金及び千葉県社会福祉協議会から借り入れた千葉県社会福祉事業振興資金に係る償還利子相当額を交付する利子補給金をいう。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、4480万6000円である。平成29年度の予算額は、4046万5000円である。平成27年度の決算額は、4815万4000円、平成26年度の決算額は、5553万9000円である。

3 経緯

補助金第20の民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金と同じである。

4 受給者

保育所整備補助金の受給者は、保育所を運営する社会福祉法人である。平成26年度の受給者は48法人であった。

5 交付要綱

保育所整備補助金の交付要綱は、上記の補助金第20の交付要綱と同じである。

6 交付申請及び実績報告

交付要綱に定められた書式を用いて行われ、償還元金又は償還利子の支払いにつき預金通帳の写しが添付されている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項において、県が暴力団排除のために必要な措置を講ずべき義務が定められ、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、各関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき暴力団関係者か否かを照会すべきことを定めている以上、交付決定に際し、受給者の役員につき暴力団との関係の有無を県警に照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第24 保育所整備促進事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

保育所整備促進事業補助金は、保育所等を運営する事業者に対し、保育所等の施設の創設、増築及び増改築をする保育所整備事業について交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、10億円である。平成29年度の予算額も10億円である。平成27年度の決算額は、8億2375万1000円、平成26年度の決算額は、8億5183万5000円である。

3 経緯

保育所整備促進事業補助金は、平成21年度に、待機児童の早期解消を図るとともに、労務単価の上昇による工事費の高騰に対応するため、国の「保育所等整備交付金」又は国の「安心こども基金」事業に基づき保育所の緊急整備事業として行う「千葉県安心こども基金事業費補助金」に県単独で上乗せするものとして開始された。

4 受給者

保育所整備促進事業補助金の受給者は、保育所等を千葉市以外に設置する事業者である。

5 交付要綱

保育所整備促進事業補助金の交付事務の基準として、保育所整備促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）が定められている。その内容は、以下のとおりである。

(1) 目的

保育所整備促進事業補助金は、待機児童の早期解消を目的とする。

(2) 事業

① 保育所整備促進事業補助金が対象とする事業は、「安心こども基金管理運営要領」に定められている「保育所等緊急整備事業」及び「保育所等整備交付金交付要綱」に定める「保育所等の区分における創設、増築及び増改築」であって、千葉市以外の地域に設置する事業である。

② 暴力団員等である事業者又は役員が暴力団員等である事業者が行う事業は、補助の対象にならない。

(3) 交付申請

① 交付申請書

交付申請書は、交付申請額を記載し、申請額算出内訳書、事業計画書、誓約書

及び役員名簿を別紙としてつづることが定められている。

② 添付書類

添付書類は、(Ⅰ) 建築基準法上の建築確認済証又はこれに代わるもの、(Ⅱ) 工事費に係る工事費見積書、工事費費目別内訳書及び工事事務費費目別内訳書の写し、(Ⅲ) 工事に係る設計図、平面図（建築面積を明記したもの）及び立面図の各写し、(Ⅳ) 各室ごとに室名と面積を明らかにした表、(Ⅴ) 整備工事箇所の写真である。

(4) 実績報告

① 実績報告書

実績報告書には、精算額を記載し、その内訳書及び事業実施報告書を別紙としてつづるべきことが定められている。

② 添付書類

添付書類は、(Ⅰ) 建築基準法上の検査済証又はこれに代わるもの、(Ⅱ) 工事請負契約書の写し、支払領収書の写し、(Ⅲ) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書等の写し、(Ⅳ) 工事に係る設計図、平面図（建築面積を明記したもの）及び立面図の写し、(Ⅴ) 整備工事箇所の写真である。

6 交付申請

- (1) 保育所等の定員・現員については、厚生労働省が毎年2回市町村を介して調査している。市町村は、各地域の保育需要の見込みに基づき保育所等の整備計画を立て、事業者である社会福祉法人等と保育所等設置の協議を経て、厚生労働省の地方支分部局である関東信越厚生局に対し、県を経由して、平成28年10月頃、平成28年度「保育所等整備交付金」の交付申請をしている。その際、市町村は、県に対し、保育所等整備交付金の交付申請書副本を提出する。「千葉県安心こども基金事業費補助金」については、監査対象としていないため、詳細は不明であるが、その交付申請も、「保育所等整備交付金」の交付申請と同時期になされていると思われる。
- (2) 保育所整備促進事業補助金は、同補助金が上限とする280万円に入所人数を乗じて算出した金額と総事業費を比較して、いずれか少ない金額から、「保育所等整備交付金」又は「千葉県安心こども基金事業費補助金」を差し引いた金額の2分の1を補助する仕組みである。それゆえ、事業者である社会福祉法人等は、これらの補助金の交付決定を待って、県に対し、保育所整備促進事業補助金の交付申請をしている。交付申請は、交付要綱に従ってなされている。

7 交付決定

交付申請の事業が保育所整備促進事業補助金の対象とする事業であるかについ

ては、前述の保育所等整備交付金の交付申請書副本で確認している。事業者である社会福祉法人の役員については、交付決定の前に県警に対し暴力団員等であるかにつき照会しているものとしていないものがあった。

8 実績報告

実績報告は、保育所等の建設工事終了後になるところ、平成28年度は、保育所等の建設工事完了が年度末であったため、平成29年度（会計年度は平成28年度）になされている。実績報告は、要綱のとおりになされている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 県警への照会

交付決定に際して、事業者の役員につき、千葉県警に対する暴力団関係者であるかの照会を行っていない事例が複数あった。千葉県暴力団排除条例に基づき、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」により、各関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることのみならず、受給者の役員につき県警から提供を受けた書式を用いて暴力団関係者か否かを照会すべきことも求めているのであるから、一律に県警への照会をすべきである。

2 意見

(1) 手続の適正

① 保育所等整備交付金との手続的連動

保育所整備促進事業補助金は、「保育所等整備交付金」又は「千葉県安心こども基金事業費補助金」に県単独で上乗せする補助金であるが、交付申請する事業者としては、「保育所等整備交付金」を利用する場合でいえば、施設設置を計画する時点において、「保育所等整備交付金」のみならず保育所整備促進事業補助金も交付されるものと見込み、そして、市町村との協議を経て、市町村が県を経由して関東信越厚生局に対して交付申請をする時点においては、「保育所等整備交付金」も保育所整備促進事業補助金も交付決定されるものと期待することになり、「保育所等整備交付金」の交付決定がなされて、市町村から「保育所等整備交付金」の交付を受けることが決まれば、その後に県に交付申請する保育所整備促進事業補助金が交付されることについてはこれを予算に組み入れて事業に着手することになる。それゆえ、県が、「保育所等整備交付金」の交付決定がなされた後に保育所整備促進事業補助金の交付申請を却下することになれば、事業者の予算が不足し、施設の創設、増改築に支障が生ずることもあり得る。これを防

ぐため、市町村がする「保育所等整備交付金」の交付申請と事業者がする保育所整備促進事業補助金交付申請とを同時期にし、保育所整備促進事業補助金の交付決定と保育所整備促進事業補助金の交付決定を同時期にすることを検討することが望まれる。

② 交付要綱の改定

要綱が複雑で制度の理解が困難になっている。要綱を分かりやすいように改定することが望ましい。

第25 母子寡婦福祉研修会等運営費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会（以下「千葉県母子連」という。）が実施する指導者研修会に要する経費を補助することを目的に交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、22万円である。平成29年度の予算額も、22万円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、22万円である。

3 経緯

県は、千葉県母子連の団体運営の強化と組織の活性化を促進するため、昭和41年度以降、毎年度本補助金を交付している。なお、近年、母子家庭等を取り巻く社会環境や考え方は多様化しているが、県は、千葉県母子連及びその傘下の母子寡婦福祉会が果たす福祉上の役割は依然として重要であるとの考えの下、本補助金の交付を継続している。

4 受給者

千葉県母子連は、昭和24年に設立された千葉県未亡人連合会を母体とし、平成25年4月に一般財団法人に改組された。千葉県母子連は、ひとり親家庭の母、父及び寡婦が集い情報を交換しながら互いの生活を向上するため作られた全国組織（全国母子寡婦福祉団体協議会）の加盟団体であり、千葉県内において各種ひとり親家庭等福祉事業を展開している。

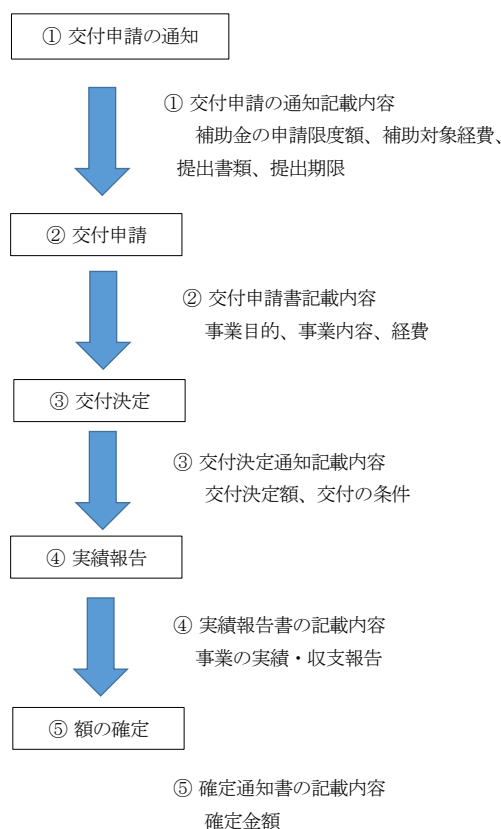
千葉県母子連の平成28年度の財務状況は、ウェブページ上で公表されている。経常収益の合計は3520万6825円であり、その内訳は受取利息22万6375円、受取会費39万6800円、事業収益3240万8377円、受取補助金等74万4000円、受取負担金117万6000円及び雑収益25万

5273円である。経常費用は4278万2002円であり、その内訳は事業費4200万4099円及び管理費77万7903円である。資産の合計は、実施事業等会計で976万2551円、その他の会計を合算すると1億7734万2028円である。負債の合計は、実施事業等会計で19万709円、その他の会計を合算すると1億239万858円である。

本補助金は、千葉県母子連が実施する県内各市町村の母子寡婦福祉会役員や若年母子会員、母子・父子自立支援員を対象とした指導者研修会を対象事業とし、同事業に要する経費のうち報償費、旅費交通費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料及び雑費（保険料）を補助金の交付対象としている。

5 交付要綱

本補助金に関する交付要綱は定められていない。ただし、千葉県補助金等交付規則の規定に従い、次のような手続に沿って補助金の交付等の事務が行われている。



このうち交付申請では、運用上、補助金申請限度額が22万円とされ、補助対象経費は研修会の事業に要する経費のうち報償費、旅費交通費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料及び雑費（保険料）とされている。また、交付申請書のほか予算書を提出すべきとされている。

実績報告では、対象事業（研修事業）に係る収支状況のほか、経費支出の事実を裏付ける領収書の写し及び事業実施の事実を裏付ける研修会資料等を添付書類として提出させる運用となっている。

6 交付申請

(1) 申請書

運用どおりに申請書が提出されている。

申請書によれば、平成29年1月22日に市町村指導者約200名を対象として開催される全体研修会（平成28年度母子寡婦福祉指導者研修会）、及び平成28年10月16日にひとり親家庭を対象として開催される母子部活動（草笛・マジック・サイエンスショー）が対象事業とされ、補助金22万円の交付申請がなされている。

(2) 添付書類

運用どおり予算書が添付書類として提出されている。

予算書によれば、収入は母子連負担金33万円及び県補助金22万円、支出は報償費（講師謝礼等）23万円、旅費交通費（研修会出席旅費）5万円、消耗品費（事務用品代）5万円、会議費（入館料・食糧費）8万円、印刷製本費（資料・封筒印刷代）1万円、通信運搬費（郵便・メール便）2万円、賃借料（会場借上料）10万円、雑費（保険料）1万円とされる。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 運用どおりに実績報告書が提出されている。

② 実績報告書によれば、平成28年度の対象事業に係る支出は、賃借料（会場借上料等）6万4720円、消耗品費9万8561円、通信運搬費6772円、旅費交通費3498円、諸謝金（講師謝金）3240円、会議費（食糧費）8万4050円、保険料6980円、合計26万7821円である。他方、収入は、本補助金が22万円、千葉県母子連の自己負担金が4万7821円である。

(2) 添付書類

① 運用どおりに添付書類が提出されている。

② 領収書によって実績報告書記載の経費支出の事実を確認することができる。また、研修会の配布資料により、事業実施の事実を確認することができる。

(3) なお、本補助金の交付対象事業である指導者研修会には、県の担当者も参加し、円滑に研修会の運営がなされているか、研修会の内容がひとり親家庭の福祉に資す

るものかを確認している。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 交付要綱の制定

現在、本補助金に関する交付要綱は存在しない。そこで、交付手続の適正を図るため、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定すべきである。

② 暴力団排除条項の制定

本補助金には要綱が存在しないため、暴力団排除条項も存在しないが、県暴力団排除条例の趣旨に照らし、制定する要綱には、他の補助金の交付要綱と同様に、暴力団排除条項も規定すべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 財務状況に応じた補助金の交付

本補助金の交付申請に際して、千葉県母子連の財務状況を示す資料の提出は求められておらず、同連合会の財政上本補助金の交付がどの程度必要なのかを県が判断するための材料を欠いている。千葉県母子連及びその傘下の母子寡婦福祉会がひとり親家庭の福祉のために果たす役割が現在も重要であり、対象事業には相応の公益性が認められると思われるが、対象事業の経費支出のうち80%を超える部分を本補助金により賄うことの合理性について、受給者である千葉県母子連の実際の財務状況に即して具体的な検討を行うことが望ましい。とりわけ、本補助金の交付開始は昭和41年に遡り、半世紀以上にわたり補助金の交付が継続されていることから、その必要性についても再検討の時期に差し掛かっているととも考えられる。

第26 民間児童福祉施設職員待遇改善事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

民間児童福祉施設職員待遇改善事業補助金（以下「福祉施設職員待遇改善補助金」という。）は、児童福祉法に規定する乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期医療施設を千葉市以外の千葉県内の地域に設置し経営する者に対し、国が定める基準を上回って直接処遇職員を雇用する事業について交付する補助金をいう。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、4494万6000円である。平成29年度予算額は、4563万9000円である。平成27年度の決算額は、2683万3000円、平成26年度の決算額は、2732万3000円である。

3 経緯

- (1) 県は、昭和51年、児童福祉法に規定する乳児院及び養護施設につき、県内の民間施設の職員待遇改善と児童処遇の向上を図るため、民間児童福祉施設職員設置費補助金交付要綱（以下「旧交付要綱」という。）を定めて、国が定める職員設置基準を上回って雇用する保母及び児童指導員について、1施設1名を限度として、補助対象職員として認定して、その雇用に要する経費の補助を始めた。
- (2) 県は、平成5年に「民間児童福祉施設職員待遇改善事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」を定め、旧交付要綱は廃止した。旧交付要綱と交付要綱との主な相異点は、対象施設に情緒障害児短期治療施設が加えられたことと、対象施設の所在地から千葉市が除かれたことの二点である。

4 受給者

福祉施設職員待遇改善補助金の受給者は、児童福祉法に規定する乳児院等の社会福祉施設を運営する社会福祉法人であるが、実質的には、受給者である社会福祉法人が雇用する職員であって、入所している児童を直接処遇する児童指導員や保育士であり、受給した社会福祉法人は、受給した福祉施設職員待遇改善補助金を当該職員の給与の支払に充てなければならない。

5 交付要綱

- (1) 目的
福祉施設職員待遇改善補助金は、民間児童福祉施設の職員の待遇を改善し、もって入所児童の処遇向上を図ることを目的とする。
- (2) 事業
福祉施設職員待遇改善補助金が補助対象事業は、受給者である社会福祉法人が、国が定める基準を上回って雇用する直接処遇職員であって、県が認定する職員1名を雇用する事業である。
- (3) 交付申請
 - ① 交付申請書
 - I 交付申請書には、申請額、事業の目的及び事業の計画を記載し、補助金所要額調書及び事業費算出内訳書を別紙としてつづることが定められている。
 - II 補助金所要額調書には、事業名を記載するほか、対象経費支出予定額、補助基準額及び補助所要額を記載することが定められている。対象経費支出予定額とは、

補助金交付の対象となる認定職員の雇用に要する経費として支出を予定している金額であり、補助基準額とは、事業に係る経費に対する補助の限度額を知事が定めたものをいい、補助所要額とは、対象経費支出予定額と補助基準額とを比較していずれか少ない額をいう。

② 添付書類

施設の歳入歳出予算（見込）書抄本、県が当該職員を補助対象職員であると認定したことを記載した認定書の写しを添付すべきと定められている。

(4) 実績報告

① 実績報告書

事業実績報告書には、事業の目的、事業の概要、事業費精算状況及び支出済額内訳書を記載すべきと定められている。

② 添付書類

施設の歳入歳出決算見込書及び認定書の写しを添付すべきと定められている。

6 交付申請

(1) 交付申請書

① 交付申請に先立ち、県は、社会福祉法人に対し、平成28年12月頃、補助基準額を通知し、当該年度に補助金の交付を受けようとする職員につき認定協議の申出を催告している。これを受けて、社会福祉法人は、県に対し、職員の氏名、職種、生年月日及び認定申請期間等を記載した「平成28年度職員待遇改善事業認定協議書」を提出し、県は、その協議書に認定した旨を記載した認定書を社会福祉法人に対し交付する。そして、社会福祉法人は、その認定書を添付して交付申請をしている。

② 申請書は、交付要綱に定められた書式で記載すべき事項が記載されている。

(2) 添付書類

① 施設の歳入歳出予算（見込）書抄本は、補助金の収入とその使途の概要を期した表である。

② 認定書の写しは、認定協議書に県が補助対象職員として認定した旨を記載した書面である。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 事業実績報告書

① 事業実績報告は、認定職員の認定期間が経過した後の平成29年4月3日になされている。

② 事業実績報告書には、交付要綱に定められた書式で記載すべき事項が記載されている。

(2) 添付書類

交付要綱に定められた書類が添付されている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 交付申請書の添付書類－要綱改定の必要性

I 福祉施設職員待遇改善補助金は、国が定めた施設の直接処遇職員配置の目標水準（以下「目標水準」という。）を上回って直接処遇職員を雇用する事業を補助するものである。目標水準は、当該施設に入所している児童の年齢別の人数（以下「入所児童に係る事実」という。）と、施設に雇用されて稼働している直接処遇職員の数（以下「直接処遇職員に係る事実」という。）との比較に基づいて定められている。交付申請は、当該施設の直接処遇職員が目標水準を上回っていることを前提とするのであるから、県は、交付決定に際して、これを確認する必要がある。そのために、これを確認することができる資料を添付させる必要がある。ところが、交付申請書に添付される書類は、前述のとおり、施設の歳入歳出予算（見込）書抄本と認定書の写しであり、入所児童に係る事実及び直接処遇職員に係る事実を確認することができない。交付申請に先立って受給者から提出される申請年度の職員待遇改善事業認定協議書の添付書類も、職員現員表のみであり、入所児童に係る事実を明らかにする資料はない。しかも、職員現員表も、それだけでは直接処遇職員に係る事実を確認することができず、目標水準を満たす人数の直接処遇職員が実際に稼働していることを明らかにする労働契約書や賃金台帳の各写し等が必要である。

II よって、交付要綱を改定し、交付申請書に際して、入所児童に係る事実を明らかにする資料として入所児童の名簿（住所氏名及び生年月日記載）、直接処遇職員に係る事実を明らかにする資料として労働契約書や賃金台帳の各写しを提出させるべきである。

② 事業実績報告書の添付書類

I 事業実績報告書の添付書類は、「施設の歳入歳出決算見込書」及び「認定書の写し」であるが、この添付書類では、補助対象職員として認定した職員が交付決定後も実際に認定期間を通して雇用され、稼働していた事実を確認することができない。

II よって、交付要綱を改定し、事業実績報告書の添付書類として、直接処遇職員

に係る事実を確認することができる労働契約書及び賃金台帳等の各写しを提出させるべきである。

③ 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項が、暴力団排除に必要な措置を講ずることを求め、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、各関係部署に対し、暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めているのであるから、交付要綱に暴力団排除条項を定め、受給者である社会福祉法人の役員につき、県警に対し、暴力団関係者か否かを照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第27 民間社会福祉設備整備資金借入金補助金・利子補給金(児童養護施設・乳児院)

一 補助金の内容

1 概要

民間社会福祉設備整備資金借入金補助金・利子補給金(児童養護施設・乳児院)(以下「児童養護施設等整備補助金」という。)は、児童養護施設・乳児院を運営する社会福祉法人に対し、児童養護施設・乳児院を設置又は整備する事業について交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、796万6000円である。平成29年度の予算額は、788万4000円である。平成27年度の決算額は、804万7000円、平成26年度の決算額は、812万9000円である。

3 経緯

補助金20と同じである。

4 受給者

児童養護施設等整備補助金は、借入金補助金と利子補給金とに分かれるが、前者は、平成14年度以前を整備初年度とする福祉貸付金(設置・整備資金に限る。)を借り入れた社会福祉法人が受給者であり、後者は、平成17年度以前を整備初年度とする福祉貸付金を借り入れた社会福祉法人が受給者である。

5 交付要綱

児童養護施設等整備補助金の交付要綱は、補助金20及び同23の交付要綱と同

一である。即ち、補助金 20、同 23 及び同 27 の三つの補助金の交付事務は、同じ交付要綱の下で運用されている。

6 交付申請及び実績報告

交付要綱に定められた書式を用いて行われ、償還元金又は償還利子の支払につき、返済一覧表及び振込伝票の各写しが添付されていて、交付申請及び実績報告は交付要綱のとおりになされている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例 9 条 1 項において、県が暴力団排除のために必要な措置を講ずべき義務が定められ、平成 24 年 3 月 1 日付け生交安第 866 号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、各関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき暴力団関係者か否かを照会すべきことを定めている以上、交付決定に際し、受給者の役員につき暴力団との関係の有無を県警に照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第 28 結核予防事業補助

一 補助金の内容

1 概要

学校又は施設の長が行う、結核に係る定期の健康診断の費用の一部を補助するものである。

2 予算・決算

平成 28 年度の予算額は、1374 万 1000 円である。平成 29 年度の予算額は、2164 万 2000 円である。平成 27 年度の決算額は、1178 万 1000 円であり、平成 26 年度の決算額は、1133 万 3000 円である。

3 経緯

結核予防法（旧法。現在は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に移行。）の規定により、学校又は施設の長には、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者であって政令で定めるものに対し、結核にかかる定期の健康診断を行う必要があり、その

定期の健康診断費用につき、学校又は施設の設置者が負担すべきものとされている（いた）。そして、同法により、かかる費用の一部を都道府県が補助するものとされていたことから、昭和32年から現在まで制度化されている補助金である。

この点、感染症法の附則には、人類がこれまで感染症などによって多大の苦難を経験してきており、感染症を根絶することが人類の悲願であること、そして感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応することが求められていることなどから、同法を制定した旨が記載されている。

4 受給者

本補助金は、感染症法に基づいて定期の健康診断を行うこととされている学校又は施設の設置者に対するものである（感染症法60条1項、58条の3）が、政令指定都市である千葉市、中核市である船橋市及び柏市の区域にある学校又は施設においては、それぞれの市において独自に補助事業が行われているため、本補助金の対象外とされている。なお、ここでいう「学校」とは、専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除くものとされ、「施設」とは、矯正施設その他の施設で政令で定めるものとされている（感染症法53条の2第1項）。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては、感染症法、感染症法施行令のほか、交付要綱が定められている。

(1) 目的

感染症法に基づいて千葉県結核予防事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）が制定されているが、要綱には、「結核の発生を予防し、公共の福祉の増進を図るため」（要綱1条）本補助金を交付する旨が記載されている。

(2) 事業

感染症法53条の2第1項に規定されている事業（学校又は施設の長が行う結核にかかる定期の健康診断）である。

補助率は、上記事業にかかる経費の実支出額と交付要綱別表に基づいて算出された金額の少ない方の3分の2である（要綱2条2号）。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

要綱別記第一号様式によるものとされている（要綱3条）。

II 必要的記載事項

上記様式には、①学校又は施設の名称、②所在地、③交付申請額、④事業の目的、⑤事業の内容及び経費として別紙1及び別紙2にそれぞれ記載するよう求められている。

そして別紙1には、結核予防事業費の予算額、歳入額や交付基準による算定額、県費補助申請額を記載することとされ、別紙2には、結核予防事業計画及び所要額の内訳として、各種健康診断の受診人員や支出予定額等を記載することとされている。

② 添付書類

要綱上、交付申請においては、上記様式以外についての添付書類は特に求められていない。

しかし、受給希望者には事前に、「結核予防業務の手引き」（平成26年3月、千葉県健康福祉部疾病対策課作成、以下「手引き」という。）が配布されており、そこでは交付申請において更に、歳入歳出予算書抄本を添付することが求められている。

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

要綱別記第三号様式によるものとされている（要綱6条）。

II 必要的記載事項

上記様式には、①学校又は施設の名称、所在地、補助金精算額、②補助金精算額の明細（決算額の内訳等）、③結核予防事業補助金内訳、④結核予防事業費精算内訳（実際の各種健康診断の受診人数や受診率等）⑤結核予防事業実施成績を記載するよう求められている。

② 添付書類

要綱上、実績報告においては、上記様式以外についての添付書類は特に求められていない。

しかし、手引きにおいては、実績報告において更に、⑥歳入歳出決算書抄本及び⑦健康診断費算出根拠書類の提出が求められている。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

県から提供を受けたファイルにとじられていた書類に限るが、交付申請書についてはいずれの受給者においても要綱別記第一号様式に必要な事項を記載した書類が提出されている。もっとも、具体的事務を行っている健康福祉センター（保

健所) によっては、県に係る書類を送付していないところもあり、それらについては受給者からどのような書式で申請を受けているのか、不明である(なお事務委任については9項参照)。

② 記載内容

県から提供を受けたファイルにとじられていた交付申請書に限るが、いずれの受給者においても5項(3)①Ⅱに記載した項目どおりの記載がされている。

(2) 添付書類

県から提供を受けたファイルにとじられていた受給者に関する添付書類に限るが、添付を求めている歳入歳出予算書抄本が添付されていないものが見られた。この点につき、各健康福祉センター(保健所)が実際に受給者から同書類の提出を受けていないのか、受けてはいるものの県担当部課へ写しの送付がされていないに過ぎないのかは不明である。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

県から提供を受けたファイルにとじられていた書類に限るが、実績報告書についてはいずれの受給者においても要綱別記第三号様式に必要な事項を記載したものが提出されている。もっとも、具体的事務を行っている健康福祉センター(保健所)によっては、県に係る書類を送付していないところもあり、それらについては受給者からどのような書式で実績報告を受けているのか、不明である(なお事務委任については9項参照)。

② 記載内容

県から提供を受けたファイルにとじられていた実績報告書に限るが、5項(4)①Ⅱに記載した項目どおりの記載がされている。

(2) 添付書類

県から提供を受けたファイルにとじられていた受給者に関する実績報告書に限るが、添付を求めている歳入歳出決算書(見込)抄本や健康診断費算出根拠書類が添付されていないものが見られた。この点につき、各健康福祉センター(保健所)が実際に受給者から同書類の提出を受けていないのか、受けてはいるものの県担当部課へ写しの送付がされていないに過ぎないのかは不明である。

9 事務委任

本事業は、千葉県事務委任規則5条48号により、県内13カ所の健康福祉セン

ター（保健所）長に事務委任されている。

そして県は、各健康福祉センター（保健所）から毎年1回、本件補助金事務に関する報告を受けており、その際、各受給者から提出された書類（補助金交付申請書、補助金変更承認申請書（該当がある場合）、補助金交付請求書、実績報告書）などの提出を受けている。しかし、その報告の際に県に提出される書類が健康福祉センターごとにまちまちである。例えば市原、習志野の各健康福祉センターからは、各受給者から提出された書類は一切提出されておらず、単に事業終了及び交付先、交付額の一覧表のみが県に提出されている。その他にも、補助金交付申請書が一部しか添付されていないものや、添付書類として受給者に提出を求めている書類が添付されていないものもあった。

もっともこの点について、県は、県（担当主務課）として改めての確認をしていない（徹底していない）理由について、事務委任されていることに加え、支出に関しては出納局又は各地域振興事務所出納課における審査の上で適切に行われているためとの回答であった。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 手続の適正

① 出先機関による補助金交付事務

本補助金交付事務を委任している各健康福祉センター（保健所）から県への報告にばらつきがあり、報告を受ける主務課が報告内容の把握、整理に余分な事務負担が生じている可能性があり、また、事業実施の確認のための往査が増えている可能性もある。それゆえ、各健康福祉センターにおいて報告書の作成を効率的にし、その報告書を読む主務課において、報告書の内容把握を正確かつ迅速に行い、これを容易に整理することができるようにするために、その書式を改良すべきところはないのか、事業実施を確認するための証拠書類としてどのような書類を提出させれば足りるのか、各健康福祉センターの報告にばらつきがでないようにするためにはどうすれば良いのかにつき、各健康福祉センターとの協議を重ねて、報告書の書式、添付資料を再検討することが望ましい。

第29 千葉県ことばを育てる会事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県ことばを育てる会の運営費（一般）を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、19万2000円である。平成29年度の予算額も、19万2000円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も同額である。

3 経緯

昭和46年に本制度は創設されたが、その際の文書等は保存年限経過につき破棄済みであり、創設に際しどのような議論、やり取りがなされたかについては不明である。

4 受給者

千葉県ことばを育てる会である。同団体の概要は以下のとおりである（全国ことばを育む会のHP（<http://b.zkotoba.jp/>）、千葉県ことばを育てる会の会則などを参照した。）。

千葉県ことばを育てる会は、NPO法人全国ことばを育む会の下部組織（地区組織）である。千葉県ことばを育てる会は、40年以上前に設立された、全国言語障害児をもつ親の会を前身とする組織であり、耳の不自由な子どもやことばの発達が遅い子ども、知的な遅れはないのに発達に気になる特徴がある子どもたちの親たちが結束して、障害児教育の専門家の先生たちと子どもたちの教育、福祉、医療の充実のための活動を行っている団体である。

同団体の会則によると、行う事業としては、①難聴・言語障害教育の推進、通級指導教室の促進、充実、②学習会、講演会、相談会などの開催、③啓発活動、会報等の発行、④NPO法人全国ことばを育む会との連携、⑤その他、会の目的を達成するために必要な事業、とされている。

また、同団体が平成28年度に行った主な活動内容としては、役員会や理事会、総会のほか、50周年記念誌編集会議、言語障害教育研究部会の研修会、50周年記念講演会の開催、親子ふれあい療育キャンプ（協同募金助成事業）の実施や、通級指導教室担当者の安定配置と養成に関する請願署名活動、千葉県教育委員会への要望書提出、会報誌の発行などである。

5 交付要綱

本補助金に関する交付要綱は作成されていない。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

交付申請に先立って、県から交付先団体へ送付される補助金の内示通知において、交付申請書の書式が指定されており、それに基づいている。

② 記載内容

事業の目的、事業の計画・内容、補助金申請額算出内訳がそれぞれ記載されている。

(2) 添付書類

千葉県ことばを育てる会歳入歳出予算書、役員名簿、会則が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

実績報告に先立って、県から交付先団体へ送付される補助金の交付決定書において、実績報告書の書式が指定されており、それに基づいている。

② 記載内容

上記書式に従い、事業の目的、事業の概要、事業費精算状況についてそれぞれ記載されている。

(2) 添付書類

千葉県ことばを育てる会の歳入歳出決算書が添付されている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 交付要綱の制定

本補助金に関しては、交付要綱が作成されていない。そこで、交付手続の適正を図るため、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定すべきである。

2 意見

(1) 手続の適正

① 補助金額算出根拠の記録化の必要性

県の担当者の回答によると、本補助金に関しては、少なくとも平成24年度以降、補助金額が同額となっているとのことである。

この点、本補助金は受給団体の運営費（一般）を補助するものであるが、補助

金額決定の過程においてどのような検討を経たものなのか、記録上明らかとはいえない。本来、補助金額の算出及び決定においては、補助対象事業の内容や規模、補助の必要性などについての実質的な検討を経ている必要がある。そこで、補助金額決定に際しどのような検討がなされたのかということに関する書類を作成しておくことが望ましい。

第30 千葉県手をつなぐ育成会事業及び療育親子の旅事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県手をつなぐ育成会の事業費（一般）、及び同団体が行う療育親子の旅事業の運営費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、58万4000円（内訳は、同団体の事業費（一般）として13万6000円、療育親子の旅事業の運営費として44万8000円）である。平成29年度の予算額も、58万4000円である。平成27年度の決算額も、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

昭和49年に本制度は創設されたが、その際の文書等は保存年限経過につき破棄済みであり、創設に際しどのような議論、やり取りがなされたかについては不明である。

4 受給者

千葉県手をつなぐ育成会である。同団体の概要は以下のとおりである（千葉県手をつなぐ育成会のHP（<http://www.chi-ikuseikai.com/>）などを参照した。）。

千葉県手をつなぐ育成会は、知的障害者の人達が地域社会の中で人権が守られる生涯を通して「完全参加と平等」の生活が保障されることを願ってその諸対応の実践を推進することを目的として、全国手をつなぐ育成会の下部組織として昭和32年に設立された団体である。

また、同団体が平成28年度に行った主な活動内容としては、役員会や会長会、総会の開催のほか、会報誌等の発行、各種研修会や講演会の開催、各地区会員研修会の開催、レクリエーション事業（親子の旅事業、親子の地引網大会、日帰りバス旅行）の実施などである。

5 交付要綱

本補助金に関する交付要綱は作成されていない。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

特に県から定められた書式は提供されていない。

② 記載内容

補助金額を交付申請する旨が記載されているのみである。もっとも、交付申請に先立って、交付先団体から県へ送付される補助金の事前協議書において、事業の目的や内容についての書類が添付されている。

(2) 添付書類

療育親子の旅事業の実施要領、予算書及び事業計画書（主要行事日程表）が添付されている。そして上記実施要領には、療育親子の旅事業における日程や、参加者に負担を求める参加費等が明記されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

実績報告に先立って、県から交付先団体へ送付される補助金の交付決定書において、実績報告書の書式が指定されており、それに基づいている。

② 記載内容

上記書式に従い、事業の目的、事業の概要、事業費精算状況などが、交付先団体の事業費一般と療育親子の旅事業それぞれについて記載されている。

(2) 添付書類

千葉県手をつなぐ育成会の事業報告書、決算報告書、会計監査報告書が添付されている。なお、療育親子の旅事業に関する実績報告書中、添付とされている「実施要領」は添付されていない（少なくとも県から提供されたファイルにはとじられていない。）。また、決算報告書に関する原資料（領収書など）は添付されていない。

この点、療育親子の旅事業に関する実績報告書に記載されている「支出済額」（242万3748円）と、決算報告書の支出の部で同事業に支出したとされる金額（236万4318円）とが異なっている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 交付要綱の制定

本補助金に関しては、交付要綱が作成されていない。そこで、交付手続の適正を図るため、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定すべきである。

② 手続書類における補助金対象事業の明示化

県から交付先団体へ送付される、補助金の交付決定書や額の確定通知書においては、交付対象事業毎の補助金額ではなく、それらを合計した金額のみが記載されていた。しかし、使途が交付先団体の事業費一般と療育親子の旅事業とに分かれているのであれば、明確性、手続の適正化のため、それぞれの書類にも内訳を明示して記載すべきである。

③ 添付書類の不備

療育親子の旅事業に関し、実績報告書で別紙として添付されているはずの実施要領が添付されていない点については（一八項(2)参照）、主務課において交付先団体から提出された実績報告書について十分な検討を行っていない可能性を示唆するものである。そのため、交付先団体に追完を求めるべきである。

④ 実績報告書の内容不備

療育親子の旅事業に関し、実績報告書に記載されている事業費の支出済額（242万3748円）と、添付されている決算書に記載されている同事業の支出額（236万4318円）が異なる（一八項(2)参照）ため、県としてはその点につき受給先への確認をすべきである。

⑤ 支出証拠書類添付の必要性

療育親子の旅事業に対する補助金に関しては、実績報告の際、実際の支出資料（領収書など）の写しの提出を求め、確認すべきである。

2 意見

(1) 手続の適正

① 補助金額算出根拠の記録化の必要性

県の担当者の回答によると、本補助金に関しては、少なくとも平成24年度以降、補助金額が同額となっているとのことである。

この点、本補助金は受給団体の運営費（一般）を補助するものであるが、補助金額決定の過程においてどのような検討を経たものなのか、記録上明らかとはいえない。本来、補助金額の算出及び決定においては、補助対象事業の内容や規模、補助の必要性などについての実質的な検討を経ている必要がある。そこで、補助金額決定に際しどのような検討がなされたのかということに関する書類を作成しておくことが望ましい。

第31 千葉県肢体不自由児協会事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

公益財団法人千葉県肢体不自由児協会の運営費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、255万4000円（内訳は、ボランティア事業の運営費として49万6000円、親子の旅事業の運営費として44万8000円、機能訓練機器貸与事業の運営費として91万2000円、療育キャンプ事業の運営費として68万8000円）である。平成29年度の予算額も、255万4000円である。平成27年度の決算額も、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

昭和39年に本制度は創設されたが、その際の文書等は保存年限経過につき破棄済みであり、創設に際しどのような議論、やり取りがなされたかについては不明である。

4 受給者

公益財団法人千葉県肢体不自由児協会である。同団体の概要は以下のとおりである（千葉県肢体不自由児協会のHP（<https://www.chiba-sikyoku.com/>）などを参照した。）。

公益財団法人千葉県肢体不自由児協会は、肢体不自由児の自立及び社会参加を支援するため、地域における医療機関及び教育機関等と連携し、地域社会における体験活動、療育相談並びに車いす・訓練器具の無償貸与等の事業を行うとともに、肢体不自由児に対する地域社会の理解の促進を図るため、肢体不自由児療育思想の普及啓発活動、バリアフリーに関する調査及び情報提供並びにボランティアの育成等の事業を行い、もって、肢体不自由児の福祉の向上とすべての人々がお互いに助け合い共に生きる地域社会づくりに寄与することを目的とする団体である。

同団体の定款によると、同団体が行う事業は以下のとおりである。

- ① 肢体不自由児の自立を支援する事業
- ② 肢体不自由児の社会参加を支援する事業
- ③ 肢体不自由児の療育相談及び助言事業
- ④ 肢体不自由児に対するバギー・車いす・訓練器具の無償貸与事業
- ⑤ 肢体不自由児に対する理解及び療育思想の普及啓発事業
- ⑥ 肢体不自由児に対するバリアフリーなどに関する調査及び情報提供事業
- ⑦ 肢体不自由児に対するボランティアを育成する事業
- ⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

また、同団体が平成28年度に行った主な活動内容としては、理事会や評議員会の開催のほか、肢体不自由児支援事業（就労意欲向上支援事業の実施、研修会の実施、療育キャンプや親子の旅の実施、車いす等の器具貸与など）、肢体不自由児理解促進事業（募金活動やボランティア育成事業など）の実施などである。

5 交付要綱等

本補助金に関する交付要綱は作成されていない。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

特に県から定められた書式は提供されていない。

② 記載内容

補助金申請額の算出内訳（総事業費、補助基本額及び補助所要額）が記載されている。

(2) 添付書類

補助事業に関する計画書、補助事業収支計画書及び交付先団体全体の事業計画書と収支予算書が添付されている。これらにより、補助対象事業の内容、収支予定（補助率も含む）について把握することができる。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

実績報告に先立って、県から交付先団体へ送付される補助金の交付決定書において、実績報告書の書式が指定されている。

② 記載内容

上記書式に従い、各事業の目的、各事業の概要、事業費精算状況が記載されている。

(2) 添付書類

事業ごとの収支決算書が添付されている。これにより、各事業に掛かった費用や補助率、支出の内訳がわかるが、各支出に関する原資料（領収書など）は添付されていない。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 交付要綱の制定

本補助金に関しては、交付要綱が作成されていない。そこで、交付手続の適正を図るため、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定すべきである。

② 手続書類における補助金対象事業の明示化

県から交付先団体へ送付される、補助金の交付決定書や額の確定通知書においては、交付対象事業ごとの補助金額ではなく、それらを合計した金額のみが記載されていた。しかし、補助対象事業が複数に分かれているのであれば、明確性、手続の適正化のため、それぞれの書類にも内訳を明示して記載すべきである。

③ 支出証拠書類添付の必要性

実績報告の際、実際の支出資料（領収書など）の写しの提出を求め、確認すべきである。

2 意見

(1) 手続の適正

① 補助金額算出根拠の記録化の必要性

県の担当者の回答によると、本補助金に関しては、少なくとも平成24年度以降、補助金額が同額となっているとのことである。

この点、本補助金は受給団体の運営費（一般）を補助するものであるが、補助金額決定の過程においてどのような検討を経たものなのか、記録上明らかとはいえない。本来、補助金額の算出及び決定においては、補助対象事業の内容や規模、補助の必要性などについての実質的な検討を経ている必要がある。そこで、補助金額決定に際しどのような検討がなされたのかということに関する書類を作成しておくことが望ましい。

第32 千葉県自閉症協会事業及び親子の旅事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県自閉症協会の運営費（一般）及び親子の旅事業の運営費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、51万2000円（内訳は、同団体の運営費（一般）6万4000円、親子の旅事業の運営費44万8000円）である。平成29年度の予算額も、51万2000円である。平成27年度の決算額も、平成26年度の

決算額も同額である。

3 経緯

昭和49年に本制度は創設されたが、その際の文書等は保存年限経過につき破棄済みであり、創設に際しどのような議論、やりとりがなされたかについては不明である。

4 受給者

千葉県自閉症協会である。同団体の概要は以下のとおりである（千葉県自閉症協会のHP（<http://www.interq.or.jp/japan/aschiba/>）などを参照した。）。

千葉県自閉症協会は、千葉県内に生活する自閉症児者が一人ひとりの個性を尊重され、人としての尊厳を保障される地域社会を創り、本人とその家族の福祉の増進に寄与することを目的とする団体である。

同団体の定款によると、同団体の行う事業は、上記目的を達成するための以下の事業とされている。

- ① 自閉症児者の教育、福祉、就労に関する相談
- ② 自閉症に関する研修会の開催及び図書の出版
- ③ 自閉症に関する正しい知識及び理解の普及に資する啓発活動
- ④ 会員への情報提供、会報の発行
- ⑤ 専門家、関係機関、他の障害者団体とりわけ発達障害者関連団体との協力及び連携
- ⑥ 正会員である地域の自閉症児者団体の活動支援
- ⑦ 自閉症児者に対する就労支援事業・療育事業
- ⑧ 一般社団法人日本自閉症協会からの委託業務
- ⑨ 国および地方公共団体等からの委託業務
- ⑩ 正会員である地域の自閉症児者団体の会員情報の管理
- ⑪ その他、本協会の目的達成に必要な事業

また、同団体が行った平成28年度の主な活動内容としては、総会や懇談会の開催のほか、講演会の開催や、親子の旅事業（年4回）の実施などである。

5 交付要綱

本補助金に関する交付要綱は作成されていない。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

交付申請に先立って、県から交付先団体へ送付される補助金の内示通知書において、交付申請書の書式が指定されており、それに基づいている。

② 記載内容

上記書式に従い、事業の目的、事業の概要（計画）、補助金申請額算出内訳がそれぞれ記載されている。しかし、事業の概要欄には、「別紙計画書」と記載があるものの実際には添付されていない。

(2) 添付書類

千葉県自閉症協会予算書、同団体の役員名簿、同団体の定款が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

実績報告に先立って、県から交付先団体へ送付される補助金の交付決定書において、実績報告書の書式が指定されており、それに基づいている。

② 記載内容

上記書式に従い、事業の目的、事業の概要、事業費精算状況についてそれぞれ記載されている。なお、事業の概要に関しては、事業報告書が提出されている。

(2) 添付書類

千葉県自閉症協会の収支報告書、親子の旅事業の収支報告書が添付されている。しかし、補助事業にかかる収支決算書に関する原資料（領収書など）は添付されていない。また、親子の旅事業について、上記事業報告書によると、平成28年度には4カ所に行っているようであるが、収支報告としては全てがまとめられた内容となっているため、それぞれの事業（旅行）における収支の内訳が不明となっている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 交付要綱の制定

本補助金に関しては、交付要綱が作成されていない。そこで、交付手続の適正を図るため、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定すべきである。

② 手続書類における補助金対象事業の明示化

県から交付先団体へ送付される、補助金の交付決定書や額の確定通知書においては、交付対象事業ごとの補助金額ではなく、それらを合計した金額のみが記載されていた。しかし、補助対象事業が複数に分かれているのであれば、明確性、

手続の適正化のため、それぞれの書類にも内訳を明示して記載すべきである。

③ 添付書類の不備

交付申請に関し、別紙として添付されているはずの計画書が添付されていない点につき、交付先団体に追完を求めるべきである。

④ 支出証拠書類添付の必要性

実績報告の際、実際の支出資料（領収書など）の写しの提出を求め、確認すべきである。

2 意見

(1) 手続の適正

① 補助金額算出根拠の記録化の必要性

県の担当者の回答によると、本補助金に関しては、少なくとも平成24年度以降、補助金額が同額となっているとのことである。

この点、本補助金は受給団体の運営費（一般）を補助するものであるが、補助金額決定の過程においてどのような検討を経たものなのか、記録上明らかとは言えない。本来、補助金額の算出及び決定においては、補助対象事業の内容や規模、補助の必要性などについての実質的な検討を経ている必要がある。そこで、補助金額決定に際しどのような検討がなされたのかに関する書類を作成しておくことが望ましい。

第33 千葉県視覚障害者福祉協会運営費補助金

一 補助金の内容

1 概要

社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会の運営費（一般）を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、22万円である。平成29年度の予算額も、22万円である。平成27年度の決算額も、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

昭和53年に本制度は創設されたが、その際の文書等は保存年限経過につき破棄済みであり、創設に際しどのような議論、やりとりがなされたかについては不明である。

4 受給者

社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会である。同団体の概要は以下のとおりである（同団体のHP（<http://www.tisikyo.jp/>）などを参照した。）。

同団体は、近年増加する中途視覚障害者をはじめ、多くの視覚障害者に対して、「視覚障害とともに生きる」ことができるよう、情報とリハビリテーションの一貫した支援サービスを提供することによって、視覚障害者の社会自立を総合的に支援している団体である。

そして、同団体の主な事業は以下のとおりである。

- (1) 情報サービス
- (2) 点字と録音図書の製作・貸出・閲覧、点字・テープ広報紙の発行
- (3) 生活支援サービス
- (4) 視覚障害者のための生活訓練、用具の販売
- (5) 研修事業
- (6) 同行援護技術研修の実施、ガイドヘルパー等の養成、障害者のITの利用に関するサポート（障害者ITサポートセンター）

また、平成28年度に行った主な活動内容としては、総会や理事会のほか、同団体の自主事業としての広報活動（広報誌発行など）や同行援護従業者養成研修事業、ボランティア研修、ヘルパー研修会の開催、受託事業としての教養講座や点字教室、サウンドテーブルテニス教室などの開催、社会福祉法人日本盲人会連合関連の理事会や懇談会への担当者の出席、啓蒙啓発活動としての講師派遣、他団体との交流の一環として関係行事への担当者の出席などである。

5 交付要綱

本補助金に関する交付要綱は作成されていない。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

特に県から定められた書式は提供されていない。

② 記載内容

補助金申請額のみが記載されている。

(2) 添付書類

特に添付されていない。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

県から実績報告に先立って、交付先団体へ送付される補助金の交付決定書にお

いて、実績報告書の書式が指定されており、それに基づいている。

② 記載内容

上記書式に従い、事業の目的、事業の内容（事業実施報告書（案）を別添）、事業費精算状況が記載されている。

(2) 添付書類

収支決算書（案）が添付されている。

また、同書によると、交付先団体の事業全体の収支差額は500万円以上の黒字であり、前期からの繰越金を合わせて、次期への繰越額は1700万円以上となっていることがわかる。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 効率性

① 補助対象事業の特定

補助金額は22万円であるが、補助対象事業は、受給者が行う事業全般であり、補助金交付の効果が見え難い。補助対象事業を補助金額に見合う具体的な事業に特定し、補助金交付と補助対象事業との関連性を明確にし、補助金交付の効果が見えるようにすべきである。

(2) 手続の適正

① 交付要綱の制定

本補助金に関しては、交付要綱が作成されていない。そこで、交付手続の適正を図るため、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定すべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 繰越金が補助額よりも多額

社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会は、平成28年度決算書（案）において当期収支が500万円以上の黒字である上に、次期繰越金が1700万円以上にも及んでいる。他方、県からの補助金額は22万円であり、繰越額を下回っている。それゆえ、収支の推移と事業の実施状況を注視し、補助金交付の在り方を検討することが望ましい。

(2) 手続の適正

① 補助金額算出根拠の記録化の必要性

県の担当者の回答によると、本補助金に関しては、少なくとも平成24年度以降、補助金額が同額となっているとのことである。この点、どのような検討を経

て補助金額が決定されているのか、記録上明らかとはいえない。本来、補助金額の算出及び決定においては、補助対象事業の内容や規模、補助の必要性などについての実質的な検討を経ている必要がある。そこで、補助金額決定に際しどのような検討がなされたのかに関する書類を作成しておくことが望ましい。

第34 東京オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

2020年に開催される東京パラリンピックに千葉県出身選手を一人でも多く輩出するため、障害者アスリートの強化・支援の充実に向け、トップ選手の強化と併せて、支援体制の整備や掘り起こしを実施する一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会へ助成するものである。なお、監査の対象としたのは、健康福祉部障害者福祉推進課所管の補助金部分のみである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1500万円（内訳は、障害者競技組織体制の整備事業の事業費として980万円、障害者スポーツ選手の掘り起こし事業の事業費として520万円）である。平成29年度の予算額も、1500万円である。平成27年度の決算額も、同額である。

3 経緯

県では、2020年に開催される東京オリンピックに向けて、平成26年度から「めざせ東京オリンピック・ちばジュニア強化事業」（教育庁体育課所管）を開始し、競技力向上推進本部の行うジュニア世代の選抜選手を強化する取組に対して助成してきた。そして、平成27年度からは、上記と同様に東京パラリンピックに向け、障がい者スポーツ選手を強化する取組等への助成を開始するために、本事業が創設された。

なお、本事業に関して、2項記載の各事業のほか、パラリンピックアスリート強化事業にも県から補助金が交付されているが、同補助金については所管が教育庁教育振興部体育課であるため、今回の監査対象からは外している。

4 受給者

一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会である。同団体の概要は以下のとおりである（同協会から提供を受けた事業計画などを参照した。）。

同協会は、千葉県の障がい者スポーツ団体を総括する団体として障がいのある人のスポーツの振興を図り、その社会参加の促進と健康の維持増進に寄与することを

目的に事業を実施している団体である。そして事業の一環として、東京パラリンピックに千葉県選手を一人でも多く輩出するため、障がい者アスリートの強化及び支援を行っている。

同協会の主な事業内容としては、千葉県障害者スポーツ大会の開催（平成28年度は約2200名が参加）、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣、障がい者スポーツの指導者養成講習会などの開催、障がい者アスリート部会の運営、障がい者スポーツ選手掘り起こし事業、その他普及及び広報事業などがある。

5 交付要綱

本補助金の交付基準としては、東京オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援事業補助金及び交付金交付要綱（以下「要綱」という。）が定められている。

(1) 目的

東京オリンピック・パラリンピックに千葉県出身の選手が1人でも多く出場し、その活躍により県民に元気と勇気を与えることが目的とされている（要綱1条）。

(2) 事業

本補助金の対象事業は以下のとおりである（要綱別表1-1に記載）。

① 障害者競技組織体制の整備

対象組織	(一社)千葉県障がい者スポーツ協会に設置される「障がい者アスリート部会」
対象事業	上記対象組織の実施する下記事業に要する経費 ①有力選手の調査・把握 ②競技団体の育成 ③障害者スポーツの普及・啓発 ④障害者アスリートの発掘・強化 ⑤強化対象選手の選定・強化支援額の算定 ⑥各種会議の開催

② 障害者スポーツ選手の掘り起こし

対象競技	東京パラリンピック実施競技（22競技） アーチェリー、ウィルチェアーラグビー、車椅子フェンシング、車椅子テニス、 車椅子バスケットボール、ゴールボール、視覚障害者5人制サッカー、シッティ ングバレーボール、自転車、柔道、水泳、卓球、射撃、馬術、パワーリフティン グ、バドミントン、テコンドー、ボート、ボッチャ、陸上、カヌー、トライアス ロン
年齢	12歳以上

対象選手	範囲	①千葉県内の中学校、高等学校、特別支援学校、大学、スポーツクラブに在籍する生徒又は学生で競技団体等から推薦された者 ②千葉県内に在住する者で競技団体等から推薦された者 ③千葉県内の中学校、高等学校、特別支援学校を卒業した者で競技団体等から推薦された者
	資質	障害者スポーツ選手のうち、優れた能力を有し、継続してパラリンピック競技に取り組む意志を持つ者
	備考	選手を継続的に指導する監督・コーチ等及び強化活動に必要とされる介助者は対象事業における支援の対象とすることができる。
対象事業	競技体験会 トップアスリートによる実技指導及びパラリンピック競技体験	

また、対象となる経費は、以下の経費である（要綱別表2参照）。なお負担割合は経費全額とされている。

上記①の事業につき、報酬（委員報酬）、旅費（交通費、雑費等）、給料（職員の給与）、賃金（日々雇用職員経費）、職員手当等（通勤手当等）、共済費（社会保険料等）、需用費（事務用品、コピー用紙、資料印刷代等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、使用料及び賃借料（会場借上料等）、備品購入費（パーソナルコンピュータ等）。

上記②の事業につき、講師謝金（技術指導等）、旅費（交通費、雑費等）、需用費（事務用品、コピー用紙、資料印刷代等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、会場及び競技用具使用料（体験会会場、ミーティング会場、競技用具使用料等）、食糧費（昼食等）、競技用具費（団体に帰属する競技用具備品購入費及び修理費等）、保険料（行事保険等）、消耗品費（ボール、ラケット、医薬品等）。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

要綱別記第1号様式によるものとされている（要綱4条）。

II 必要的記載事項

上記様式には、交付申請額を記載することとされており、そのほかは②記載の添付書類によることとされている。

② 添付書類

事業実施計画書、収支予算書、その他関係書類を添付することとされている。

なお事業実施計画書においては、事業の目的、事業の内容としての事業名及び実施期日を記載することとされている。

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

要綱別記第3号様式によるものとされている（要綱7条）。

II 必要的記載事項

実績報告書には事業の完了年月日のみを記載することとされ、そのほかの報告については②記載の添付書類によるものとされている。

② 添付書類

事業実施報告書、収支決算書、その他関係書類を添付することとされている。

なお事業実施報告書には、事業の目的、事業の内容としての事業名及び実施期日、事業の成果につき記載することとされている。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

要綱別記1号様式に基づいている。

② 記載内容

同書には交付申請額のみが書かれ、そのほかは(2)記載の添付書類によっている。

(2) 添付書類

事業実施計画書、収支予算書、障害者スポーツ掘り起こし事業に関する予定及び予算表、同事業の支出内訳書が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

要綱別記第3号様式に基づいている。

② 記載内容

同書には事業の完了年月日のみが記載されており、そのほかは(2)記載の添付書類によるものとされている。

(2) 添付書類

事業実施報告書、収支決算書、その他関係書類が添付されている。なお事業実施報告書には事業の成果として、「競技体験会を実施し、東京パラリンピックに向け

て幅広く有望選手を掘り起こし、運動能力の高い障がい者の競技への興味、関心を高めることができた」と記載されている。

また、収支決算書には、収入及び支出の内訳が記載されているが、それぞれの支出項目（「会議費」や「人件費」など）の具体的な内容（内訳）は記載されていない。

もともと、支出項目のうち障害者スポーツ選手掘り起こし事業に関しては、競技体験会を実施した各競技団体から障がい者スポーツ協会に競技体験会の実績報告書の提出があった都度、県担当者に同報告書（領収書付きのもの）がメールで送られてくるため、県としては支出につきその都度確認しているとのことである。

その他関係書類としては、補助対象事業のうち障がい者競技組織の体制整備事業に関しては障がい者アスリート部会を開催した旨及びその概要を、障害者スポーツ選手掘り起こし事業に関しては12競技の体験会を実施した旨及びその概要（参加人数を含む）が記載されている。なお、同書によると、上記体験会に参加した人数は合計525名であった。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

補助対象事業のうち障害者競技組織体制の整備事業に関しても、実績報告の際、実際の支出資料（領収書など）の写しの提出を求め、確認すべきである。

また、補助対象事業のうち障害者スポーツ選手の掘り起こし事業に関しても、担当者による領収書データでの確認だけでなく、他の関連資料とともに書面でファイルにとじておき、他の職員によっても（いつでも）確認できる体制にしておくべきである。

2 意見

意見はない。

第35 千葉県精神医療審査会報告書料等補助金

一 補助金の内容

1 概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則13条1号に規定する医療保護入院届、同細則13条の5第1項に規定する措置入院者の定期病状報告書及び同条2項に規定する医療保護入院者の定期病状報告書を作成するに当たり要する

経費に対して支給される補助金である。

2 予算

平成28年度の予算額は、1000万円である。平成29年度の予算額も、1000万円である。平成27年度の決算額は、1229万6000円である。平成26年度の決算額は、1256万6000円である。なお、交付金額は1件当たり1500円であり、平成22年度に補助金の額を1件当たり2000円から現状に引き下げている。

3 経緯

精神科病院に入院する患者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保を図ることを目的に平成19年度に開始された。

4 受給者

受給者は千葉県下の精神科病院である。

5 交付要綱

(1) 目的

医療保護入院届、措置入院者及び医療保護入院者定期病状報告書を作成するに当たり要する経費に対して支給される補助金である。

(2) 事業

千葉県下の精神科病院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則13条1号に規定する医療保護入院届、同細則13条の5第1項に規定する措置入院者の定期病状報告書及び同条2項に規定する医療保護入院者の定期病状報告書を作成する。

(3) 交付申請

① 申請書

千葉県精神医療審査会報告書料等補助金交付申請書（第1号様式）による。

② 添付書類

定めなし。

(4) 実績報告

① 報告書

千葉県精神医療審査会報告書料等補助金実績報告書（第3号様式）による。

② 添付書類

定めなし。

6 交付申請

(1) 申請書

千葉県精神医療審査会報告書料等補助金交付請求書（第4号様式）による。

(2) 添付書類

定めなし。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

定めなし。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 手続の適正

① 補助金の額の根拠

開始当初は1件当たり2000円としていたものを平成22年度に1500円としているが、この金額の根拠が明確ではないため、その妥当性を評価することができない。補助金の額の妥当性を検討するためにも1500円の根拠を明確にすることが望ましい。

② 要綱の整備

要綱と実際の事務手続の流れ（千葉県精神医療審査会報告書料等補助金事務の流れ）を比較すると、実績報告書の提出を受けて精神医療審査会台帳との突合を行っており、それにより、報告ミス等も発見されている。しかしながら、当該事務手続は要綱に記載がない。実効性の高い手続であることから、要綱に記載することが望ましい。

第36 千葉県袖ヶ浦福祉センター利用者受入施設等整備費補助金

一 補助金の内容

1 概要

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人を受給者とした、千葉県袖ヶ浦福祉センター利用者受入施設等整備に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、6107万円である。平成29年度の予算額は、4623万9000円である。平成27年度の決算額は、2060万円である。なお、平成26年度は、制度が創設されていない。

3 経緯

(1) 交付の始期

平成27年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会から提出された答申で、千葉県袖ヶ浦福祉センターの利用者を計画的に民間施設・地域移行することにより、定員規模を現行の半分程度に縮小することと提言されたことによる。

4 受給者

袖ヶ浦福祉センターの利用者を受け入れた社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人

5 交付要綱

(1) 目的

千葉県袖ヶ浦福祉センター利用者受入施設等整備費を補助することにより、袖ヶ浦福祉センター更生園及び養育園の利用者の民間・地域移行を推進することを目的とする（2条）。

(2) 事業

平成27年3月31日時点で袖ヶ浦福祉センターに入所している強度行動障害等のある利用者を受け入れるための施設整備に係る下記の費用。

- ① グループホームを新たに創設する場合は、グループホーム整備費用
- ② 障害者支援施設を改修する場合は、施設改修費用

6 交付申請

(1) 申請書（必要的記載事項）

申請金額、事業の目的及び内容

(2) 添付書類

申請額算出内訳、事業計画書、歳入歳出予算書（見込書）抄本、受入対象者の状況

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知（交付要綱に特段の定めはない。）。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付書類

- ・施設整備費精算書（総事業費、補助対象経費額、補助所要額）
- ・事業実績報告書（対象施設の概要、支出済事業費額、施工期間）
- ・工事請負契約書及び設計監理業務契約書の写し
- ・工事完了検査済証

- ・各室面積表
- ・配置図、建物平面図、立面図
- ・建物内外写真
- ・歳入歳出決算書（見込書）抄本
- ・受入対象者の状況（受入対象者の氏名、障害の状況、入所合意状況）

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項において「県は、公共工事その他の県の事務又は事業（略）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（略）を県の事務等から排除するため、県が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。」旨規定する。また、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」により、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めること等を求めている。

暴力団排除が条例上の要求であるので、交付要綱に暴力団排除規定を整備し、誓約書を求め、警察本部への照会をするなど、徹底を図るべきである。

2 意見

意見はない。

第37 民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金

一 補助金の内容

1 概要

社会福祉法人、社会福祉事業を行う施設を受給者とした、施設整備借入金に対する補助金・利子補給金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1億424万5000円である。平成29年度の予算額は、8538万3000円である。平成27年度の決算額は、1億2401万1000円、平成26年度の決算額は、1億3819万5000円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

平成13年度

- (2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

平成13年度に社会福祉課（現：健康福祉指導課）が制定した「民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金交付要綱」に基づく。

従来「民間社会福祉施設整備資金借入金補助金交付要綱」と「社会福祉施設整備資金等利子補給金交付要綱」の2つの要綱があり、それぞれの要綱に基づき、借入金の元本に対する補助と、利子に対する補助を別々に行っていたものを統合し、新たな要綱とした。

4 受給者

社会福祉法人

- (1) 償還元金に対する補助金の対象施設

救護施設等、要綱別表1に掲げる施設

- (2) 利子に対する補給金の対象施設

社会福祉事業（社会福祉法2条）を行う施設（除外施設については要綱別表2）

5 交付要綱

- (1) 目的

民間社会福祉施設の整備を促進し、社会福祉事業の振興を図るとともに、施設経営の健全化及び入所者等の処遇の向上を図るため、社会福祉法人が要綱別表1に掲げる目的で独立行政法人福祉医療機構から借り入れた福祉貸付金（設置・整備資金に限る。）に係る償還元金に対する補助金（社会福祉施設整備事業のうち平成15年度以降を初年度として整備する施設を除く。）並びに別表2に掲げる目的で法人が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた福祉貸付金（設置・整備資金に限る。）及び社会福祉法人千葉県社会福祉協議会から借り入れた千葉県社会福祉事業振興資金に係る利子に対する補給金を、予算の範囲内において、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例、千葉県補助金等交付規則及び要綱に基づき交付する。

- (2) 事業

民間社会福祉施設の整備

6 交付申請・実績報告

- (1) 申請及び実績報告書（必要的記載事項）

補助金・補給金交付申請額等

- (2) 添付書類

申請額算出内訳調書（要綱別紙1）、収支決算（見込）書抄本、原本証明書、福祉医療機構（旧社会福祉・医療事業団）等から発行された償還年次表の写し、償還一部免除がある場合には、その決定通知書の写し、償還元金及び利子の領収書の写し又は通帳の写し

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知（交付要綱に特段の定めはない）。

交付決定書には同規則14条1項（確定）の規定によりとの記載もある。

交付決定額は申請額と同額である。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項において「県は、公共工事その他の県の事務又は事業（略）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（略）を県の事務等から排除するため、県が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。」旨規定する。また、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」により、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めること等を求めている。

暴力団排除が条例上の要求であるので、交付要綱に暴力団排除規定を整備し、誓約書を求め、警察本部への照会をするなど、徹底を図るべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 補助金支出の効果の検討

補助金支出の効果について、補助金の要件、額、存否等の検討のための資料とするための評価を行うことは重要であり、その有効な手段として、客観的な成果目標を立て、その達成度を測ることが考えられる。補助金交付は事業を進めるための手段であり、事業の方向性に基づいて個々の補助金の公益目的等を設定した上で、交付を行うはずである。そのため、客観的な成果指標によることができる場合にはそれによって行い、それが難しい場合も、主観的な要素が含まれても工夫次第で客観化し得る方法を模索することが望ましい。補助金交付を開始した経緯が不明であったり、必要性や公益性（成果）に関して抽象的にしか捉えていなかったりすると、財政状況が悪化して削減や廃止の対象となった場合に反論ができず、真に必要な補助金であるにもかかわらず削減・廃止されて公益目的が達成されず、かえって住民の福祉に反する結果となりかねない。

借入れをしている社会福祉法人を実質的に優遇することによる効果を検証できているか、検討することが望ましい。

(2) 手続の適正

① 提出書類の日付を空白とする指示

押印させた文書について、日付は空白とする旨指示をしている。

本来は作成名義人である補助金受給者が実際に作成した年月日、あるいは提出年月日を記載させるべきである。あえて上記の指示をすることについて目的やその合理性が認められない。仮に期限徒過を実質的に救済するためであるなら、期限を設定した意味がない（あるいは設定した期限自体が不合理である。）。上記の指示が単なる協力依頼でなく拘束力を有するという運用、つまり年月日の記載がある書類を受け付けないという運用をしている場合は、そのような運用を改めるべく検討することが望ましい。

第38 障害者グループホーム整備費補助金

一 補助金の内容

1 概要

受給者を社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等の法人とした、既存の建物の買取りに必要な費用及び既存建物の買取りに係る事務費、スプリンクラー設備整備に必要な工事費に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、4700万円である。平成29年度の予算額は、4046万6000円である。平成27年度の決算額は、1120万円、平成26年度の決算額は、1680万円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

平成4年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

不明

4 受給者

障害者グループホームを運営する社会福祉法人等である。

なお、施設の運営は補助金がなくとも財政的には問題ないとのことである。

5 交付要綱

(1) 目的

社会福祉法人等が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律5条15項に規定する共同生活援助を行う住居（グループホーム）を整備する場合に、その施設整備に要する経費に対して、補助金を交付する。

(2) 事業

障害者グループホーム整備（既存の建物の買取り、スプリンクラー設備整備）

6 交付申請

(1) 申請書（必要的記載事項）

申請金額、事業の目的及び内容

(2) 添付書類

事業計画書、申請額内訳書、歳入歳出予算書（見込書）抄本

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知（交付要綱に特段の定めはない。）。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付書類：事業実績報告書、精算額内訳書、歳入歳出決算書（見込書）抄本

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項において「県は、公共工事その他の県の事務又は事業（略）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（略）を県の事務等から排除するため、県が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。」旨規定する。また、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」により、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めること等を求めている。

暴力団排除が条例上の要求であるので、交付要綱に暴力団排除規定を整備し、誓約書を求め、警察本部への照会をするなど、徹底を図るべきである。

2 意見

(1) 手続の適正

① 入札・見積り合わせについて

工事費等の補助金対象経費に関しては、見積り合わせ等をしたかどうかに関する書類の提出は求めている（県から求めなくとも受給者の判断により入札や見積り合わせを行っているケースもあった）。賃借した建物に対する工事において、

賃貸人が、運営法人の代表者と同一人物となっている賃貸借契約があった。

賃料は本件の補助対象経費ではないものの、賃料が近傍同種と比べて不相当に高額となっていないか、逆に代表者が私財を投入する趣旨で名目的な賃料額としているか等は、賃貸借契約書上明らかとなっていない。補助金対象経費の金額について入札や見積り合わせをしていないとすれば、上記の賃貸借契約と同様、金額の妥当性が不明となる。

そのため、補助金対象経費の金額の客観的な妥当性を確保するため、入札や見積り合わせによることが望ましい。

第39 民間障害児入所施設等職員待遇改善事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

民間の障害児入所施設及び児童発達支援センターのうち、国の定める職員配置基準を上回って指導員等を雇用した（している）施設を受給者とした、職員の待遇改善及び入所児童等の処遇の向上を図るための補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、8460万3000円である。平成29年度の予算額は、8989万1000円である。平成27年度の決算額は、6479万2000円、平成26年度の決算額は、5539万1000円である。

年度	H26	H27	H28
補助対象施設数	8施設	9施設	10施設
補助対象人数計	22人	25人	26人

3 経緯

(1) 交付の始期

平成5年度に補助金交付が開始されている。

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

福祉分野における人手不足やそれに伴う利用者の処遇の低下等を背景として平成5年度より開始された。

社会的なニーズや関係法令の改正等を受けて、これまでに何度も要綱改正が行われている。

4 受給者

(1) 受給者の概要

民間の障害児入所施設及び児童発達支援センター

(2) 二次受給者

施設職員

5 交付要綱

(1) 目的

障害児入所施設（児童福祉法7条）及び児童発達支援センターのうち、千葉市を除く千葉県内に設置する民間施設に勤務する職員の待遇改善を図り、もって入所等児童の処遇向上を目的とする。

(2) 事業

民間の障害児入所施設等で働く職員への人件費

6 交付申請

(1) 申請書（必要的記載事項）

申請額、事業の目的、補助金所要額調書、事業費算出内訳書

(2) 添付書類

施設の歳入歳出予算（見込）書抄本、認定書の写し

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知（交付要綱に特段の定めはない）。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

施設の歳入歳出決算（見込）書抄本、認定書の写し

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項において、暴力団排除に必要な措置を講ずべき義務が定められ、また、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」により、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めることと、受給者の役員につき暴力団関係者か否かを県警に照会すべきことが定められている以上、暴力団排除規定を制定し、県警に照会すべきである。

② 支出証拠書類添付の必要性

実績報告書に領収書等の支出証拠書類が添付されていない。領収書等の支出証拠書類を確認しなければ、事業実施の有無やその内容を確認することができず、不正受給や不正支出を招くおそれもあり、事業の見直しも不十分となる可能性も

ある。よって、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 補助金支出の効果の検討

補助金支出の効果について、補助金の要件、額、存否等の検討のための資料とするための評価を行うことは重要であり、その有効な手段として、客観的な成果目標を立て、その達成度を測ることが考えられる。補助金交付は、事業の公益目的等を設定した上で、交付を行うはずである。そのため、客観的な成果指標によることができる場合にはそれを設定し、それが難しい場合も、客観化し得る方法を模索することが望ましい。そうしなければ、補助金を交付した目的がどの程度達成されたかを具体的に判断することができず、事業の内容を改善しようにもどこをどのように改善すべきか分からないし、そもそも事業内容を見直すという発想が浮かばない可能性もあり得る。それゆえ、補助金の交付に際しては、具体的な成果指標を設定し、実績報告書に基づいて、事業を行ったことによって成果指標をどの程度達成したかを検討することが望ましい。

(2) 手続の適正

① 要綱別表1第6号様式の協議書について

様式は要綱に設定されており、要綱2条において「補助の対象となる事業の種類目、経費及び補助額は別表1のとおり」としており、別表1において「民間障害児入所施設等職員待遇改善事業認定（再）協議書により知事が認定した職員の雇用にかかる経費」を対象と定めているものの、協議を行うことについての要綱上の直接の根拠が不明である。協議を行うのであれば、協議を行う旨を要綱に定めることが望ましい。

第40 千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業

一 補助金の内容

1 概要

高齢者の居住の安定確保に関する法律5条1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の建築主に対して、その事業を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の当初予算額は、2億8000万円である。平成29年度の予算額も、2億8000万円である。平成27年度の決算額は、2億8318万9000円である。なお、平成26年度決算額は、予算を全額翌年度に繰り越したため、0

円である。

3 経緯

介護サービス事業所及び医療機関との連携が図られているなど、高齢者が将来支援を必要とする状態になっても住み続けることができる、より良質なサービス付き高齢者向け住宅の供給を図る目的で設計された制度である。

4 受給者

交付を受けようとする事業者である。

5 交付要綱

補助金の交付事務の基準として「千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱」が定められている。

(1) 目的

高齢化が進む千葉県において、高齢の単身・夫婦のみの世帯の増加、要介護の高齢者の増加に対応するため、介護サービス事業所及び医療機関との連携が図られているなど、高齢者が将来支援を必要とする状態になっても住み続けることができる、良質なサービス付きの高齢者向け住宅の供給を図る目的で行う補助金。

(2) 事業

対象となるためには、原則として以下の条件を満たす必要がある。

- ① 国補助金交付要綱4条1号に定める国のサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助事業（以下「国補助事業」という。）として採択を受けていること。
- ② 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- ③ スプリンクラー設備を設置すること。
- ④ 都市計画区域の用途地域内に整備されるものであること。
- ⑤ 緑地又は空地の面積が敷地面積の3%以上であること。
- ⑥ 介護サービス事業所及び医療機関等との連携が確保されていること。
- ⑦ 住宅の供給予定地の市町村長と整備に関し事前協議が整っていること。
- ⑧ 高齢者住まい法に基づく登録が10年以上継続するものであること。

上記の要件を満たすことを前提として対象となる経費及び補助額は以下のとおりである。

I サービス付き高齢者向け住宅を新築する場合

国補助事業の補助対象となった経費のうち、サービス付き高齢者向け住宅の建設に係る経費の20分の1以内の額とする。ただし、当該住宅の戸数に60万円（夫婦型サービス付き高齢者向け住宅にあっては67万5000円とする。）を乗じた額を限度とする。

II サービス付き高齢者向け住宅及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又

は小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所も可）を新築する場合
国補助事業の補助対象となった経費のうち、サービス付き高齢者向け住宅の建設に係る経費の10分の1以内の額とする。ただし、当該住宅の戸数に120万円（夫婦型サービス付き高齢者向け住宅にあつては135万円）を乗じた額を限度とする。

Ⅲ 既存の建物を改良してサービス付き高齢者向け住宅にする場合

国補助事業の補助対象となった経費のうち、サービス付き高齢者向け住宅の改良に係る経費の6分の1以内の額とする。ただし、当該住宅の戸数に60万円（既存ストック型サービス付き高齢者向け住宅にあつては75万円、夫婦型サービス付き高齢者向け住宅にあつては67万5000円とする。）を乗じた額を限度とする。

Ⅳ 既存の建物を改良して、サービス付き高齢者向け住宅及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所も可）にする場合

国補助事業の補助対象となった経費のうち、サービス付き高齢者向け住宅の改良に係る経費の3分の1以内の額とする。ただし、当該住宅の戸数に120万円（既存ストック型サービス付き高齢者向け住宅にあつては150万円、夫婦型サービス付き高齢者向け住宅にあつては135万円とする。）を乗じた額を限度とする。

Ⅴ 他の補助金等（国補助事業による補助金を除く。）において補助対象とする経費を除く。

(3) 交付申請

① 事前協議

交付を受けようとする事業者は、交付申請前までに住宅の供給予定地の市町村長と事前協議を行うものとされる。市町村長は、事前協議において、内容を審査し、当該市町村の住宅政策又は介護保険事業計画等の観点から整合性について調整するとともに、当該住宅整備に関する意見について、サービス付き高齢者向け住宅整備の事前協議に係る意見書に記載して回答する。

② 交付申請

I 申請書

千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付申請書

II 記載内容

申請額、事業の目的、事業完了予定年月日、事業計画書、補助額の算定表、補助要件等の確認表、誓約書、申請事業者と登録事業者が異なる場合には登録事業

者名と事業所などの所在地を記載する。

③ 添付資料

国の補助金の交付決定書の写し、耐火又は準耐火建築物であることが確認できるもの、スプリンクラー設備の設置が確認できるもの、緑地又は空地の面積が敷地面積の3%以上であることが確認できるもの、用途地域内に整備されることが確認できるもの、介護サービス事業所及び医療機関等との連携に関する協定書の写し、市町村長からの意見書、その他知事が必要と認める書類

(4) 実績報告

① 報告書

千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業実績報告書

② 記載内容

事業実績報告書、補助額内訳書

③ 添付書類

添付書類として、国の実績報告書類一式の写し、国の補助の額の確定通知書の写し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所を含む。）が適切に運用されることが確認できるもの

6 交付申請

任意に選択した簿冊を閲覧した限り、要綱が要求するとおりの申請書が提出されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

要綱が要求する書式どおりの実績報告書が提出されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第41 千葉県観光振興事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

本県観光産業の振興及び地域の活性化を図るため、(公社)千葉県観光物産協会が行う観光振興事業に要する経費に対する補助金である。

対象事業は以下のとおりである。

- ・観光宣伝事業（観光イベント等出展等）
- ・物産振興事業（県産品普及宣伝等）
- ・地方共同事業（日本観光振興協会共同キャンペーン実施）
- ・人材育成事業（観光人材育成支援等）
- ・その他（人件費）

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、6793万4000円である。平成29年度の予算額は、6954万5000円である。平成27年度の決算額は、6783万2000円である。平成26年度の決算額は、6046万5000円である。

3 経緯

平成8年度から開始されている。

関連簿冊が保存期間満了により廃棄済のため確認不能である。

4 受給者

公益社団法人千葉県観光物産協会

5 交付要綱

(1) 目的

本県観光産業の振興及び地域の活性化を図るため、(公社)千葉県観光物産協会が行う観光振興事業に要する経費を補助することである。

(2) 事業

- ・観光宣伝事業（観光イベント等出展等）
- ・物産振興事業（県産品普及宣伝等）
- ・地方共同事業（日本観光振興協会共同キャンペーン実施）
- ・人材育成事業（観光人材育成支援等）
- ・その他（人件費）

補助の範囲・割合が明らかにされていない（要綱2条2項で「知事が予算の範囲で別に定める額」と規定されている。）。補助率については、観光人材育成支援事業などの実際に行う事業内容（これは県と協議して決める。）に照らして検討することになるとのことであり、基本的に2分の1補助で行っている。なお、予算内示の時点で、(公社)千葉県観光物産協会に補助率を伝えているが、通知書では示していない。

(3) 交付申請

① 申請書

観光振興事業補助金交付申請書

② 添付書類

収支予算書、事業計画書

(4) 実績報告

① 報告書

観光振興事業実績報告書

② 添付書類

収支決算（見込）書、事業報告書

6 交付申請

(1) 申請書

観光振興事業補助金交付申請書

(2) 添付書類

収支予算書、事業計画書

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

観光振興事業実績報告書

(2) 添付書類

事業終了報告（事業報告書）、観光振興事業実績報告書（事業報告書、収支決算、経費配分）が添付される。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 補助率の明示

要綱で補助の範囲・割合が明らかにされていない理由として、すそ野の広い観光産業にあっては、特定業種の業界団体の支援とは異なり、支援の形態も単純に決めることが難しいという事情がある。

しかしながら、補助の客観性及び効率性をできる限り確保するとともに、補助率を明確化する観点から、例えば事業の内容等で類型化して、補助対象ごとに一定の幅をもって補助率を示すなど、補助率等をどのようにして定めているか、記録に添付することが望ましい。

第42 大規模イベント支援事業

一 補助金の内容

1 概要

県外、海外から相当数の参加者、観光客等の来訪があり、宿泊や終日滞在が見込まれる大規模イベントを支援することにより、地域における観光振興を図ることを目的とする補助金である。

対象事業は、県外、海外から参加者、関係者等の相当数の来訪があり、宿泊や終日滞在が見込まれるイベントである。補助金の使途は、賃金（一定の期間を定めて単純な労務に従事する臨時的な勤務形態の職員に対して支払われるものに限る。）、報償費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料である。

県外、海外から参加者、関係者等については、100名以上の宿泊又は300名以上の来訪を最低要件とするが、300名以上の宿泊または5000名以上の来訪が望ましいものとしている。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、3000万円である。平成29年度の予算額も、3000万円である。平成27年度の決算額は、607万7000円であり、平成26年度の決算額は、2997万7000円である。

3 経緯

平成25年度より開始されている。

東日本大震災により県内への観光客が減少したことから、通常のイベントよりも地域経済への影響が大きく、PR効果やイメージの向上が期待できる大規模なイベントの開催を支援することを目的として、大規模イベント支援事業を実施することとした。

4 受給者

- (1) 市町村（政令指定都市を含む。）
- (2) 市町村が構成員となる団体（代表者は市町村から選出。）
- (3) 県または市町村が後援等により支援する大規模イベント事業を開催する団体。

5 交付要綱

(1) 目的

県外、海外から相当数の参加者、観光客等の来訪があり、宿泊や終日滞在が見込まれる大規模イベントを支援することにより、地域における観光振興を図ることである。

(2) 事業

県外、海外から参加者、関係者等の相当数の来訪があり、宿泊や終日滞在が見込

まれるイベントである。

補助率は4分の1以下、イベントごとの補助限度額は1000万円である。

(3) 交付申請

① 申請書

大規模イベント支援事業補助金交付申請書

② 添付書類

ア 団体に関する調書

イ 実施計画書

ウ 補助事業に係る歳入歳出予算書又は予算計上確約書

エ 補助事業に係る収支予算書

オ 事業内容が明確にわかるもの（企画書、委託仕様書、見積書等の写し）

カ その他参考となる資料

(4) 実績報告

① 報告書

大規模イベント支援事業実績報告書

② 添付書類

補助事業に関する写真、資料等

6 交付申請

(1) 申請書

大規模イベント支援事業補助金交付申請書

(2) 添付書類

ア 団体に関する調書

イ 実施計画書

ウ 補助事業に係る歳入歳出予算書又は予算計上確約書

エ 補助事業に係る収支予算書

オ 事業内容が明確にわかるもの（企画書、委託仕様書、見積書等の写し）

カ その他参考となる資料

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

大規模イベント支援事業実績報告書

(2) 添付書類

補助事業に関する写真、資料等

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 制度の見直しの必要性

本補助金が制定された理由として、起案文の記述によれば、東日本大震災により減少した県内への観光客の減少があるところ、観光統計整備事業の成果である統計結果によると、観光入込客数は近年増加傾向にあり、平成28年度には過去最高を記録している。

したがって、本補助金の制定目的がある程度は達成されたことがうかがわれ、制度の見直し及び、補助を継続するとしても、事業効果（費用対効果）に今以上の伸びしろが見えるかどうかの検討、予算や補助割合を減少させることの議論を行うことが望ましい。

第43 観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

多くの観光客が利用する観光公衆トイレのうち、民間企業等が所有するトイレの整備にかかる経費の一部を助成するための補助金である。

対象事業は、観光公衆トイレの新設、建替、改修等トイレの整備である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1億円である。平成29年度の予算額も、1億円である。平成27年度の決算額は、8434万9000円である。なお、平成26年度は、制度創設前である。

3 経緯

県では、平成21年度から、観光地の利便性を高め魅力向上を図るため、多くの観光客が利用する公衆トイレや駐車場、観光案内所等の設置・改修について、その経費の一部を助成する「観光地魅力アップ整備事業」を実施している。観光客受入体制のより一層の強化のため、平成27年度から、民間事業者及び市町村以外の団体が所有する観光公衆トイレを対象に観光地トイレ整備スピードアップ事業を行うこととした。

4 受給者

市町村以外の者（民間企業の場合、中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）2条1項に規定する会社・個人に限る。）

5 交付要綱

(1) 目的

多くの観光客が利用する観光公衆トイレのうち、民間企業等が所有するトイレの整備にかかる経費の一部を助成することである。

(2) 事業

観光公衆トイレの新設、建替、改修等トイレの整備である。

補助率は4分の3以内、補助限度額500万円である。東京オリンピック・パラリンピックに向けて、トイレの更なる整備により外国人旅行客の受入体制の強化を図るにあたり、民間企業の投資意欲を誘発（ゆえにスピードアップ）するため、平成27年度から補助率を3分の2以内から4分の3以内に引き上げている。

設置場所の選定基準や利用人数についての定めはない。

(3) 交付申請

① 申請書

観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金交付申請書

② 添付書類

事業計画書、誓約書、見積書及び事業工程表、事業費にかかる自己資金または融資計画を証明できるもの、図面、事業実施前の現況写真、整備・改修後の維持管理方針等

(4) 実績報告

① 報告書

観光地トイレ整備スピードアップ事業実績報告書

② 添付書類

支出関係書類（契約書・請求書・支出伝票等）、出来高完成写真、当該補助金により整備・改修した施設の維持管理計画書等

6 交付申請

(1) 申請書

観光地トイレ整備スピードアップ事業補助金交付申請書

(2) 添付書類

事業計画書、誓約書、見積書及び事業工程表、事業費にかかる自己資金又は融資計画を証明できるもの、図面、事業実施前の現況写真、整備・改修後の維持管理方針等

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

観光地トイレ整備スピードアップ事業実績報告書

(2) 添付書類

支出関係書類（契約書・請求書・支出伝票等）、出来高完成写真、当該補助金により整備・改修した施設の維持管理計画書等

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 制度の見直しの必要性

本補助金は、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、トイレの更なる整備により外国人旅行客の受入体制の強化を図るにあたり、民間企業の投資意欲を誘発（ゆえにスピードアップ）するため、補助率を引き上げたものである。また、制度の終了時期の議論は既に行われているところであり、アンケート調査の結果や、補助金の利用状況、トイレ美化の意識が浸透してきたかどうかなど、総合的に判断して見極めたいと考えているとのことである。

この点について、上記制度趣旨からして、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年が一つの節目と言え、トイレの美化の意識等の浸透を図った上で、改めて本制度の終了時期の議論を行うことが望ましい。

第44 千葉県映画・テレビ等撮影支援事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、千葉県内で映画及びテレビ等の撮影を行う者に対し、その経費の一部を補填する目的で交付されるものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額（増額交付決定分117万8000円を含む）は、2000万円である（ただし、これとは別に平成27年度繰越分予算額が250万円存在する。）。平成29年度の予算額も、2000万円である。平成27年度の決算額は、806万円（1団体）であり、平成26年度の決算額は、25万4000円（2団

体)である。

3 経緯

千葉県は、首都圏に位置する好立地にあり、豊かな自然・多彩な街並みなどロケーションの宝庫であるが、一方で、道路や学校、病院といった観光客誘致に難しいロケ撮影地も少なくなく、直接観光客誘致につながる中身の伴った作品の数を増やしていくことが課題となっていた。このような事情を踏まえ、千葉県の様々な魅力を発信し、知名度の向上、観光客の誘致及び県内経済の活性化を目的として、本補助金は平成26年度に創設された。なお、本補助金に関する事務の一部（募集、相談、申請の受付等）は、「千葉県フィルムコミッション運営事業」の一環として、公益財団法人ちば国際コンベンションビューローに委託されている。

4 受給者

映画等の製作を主たる目的とする団体（製作会社等）が受給者とされる。平成28年度は、東京都内の映画製作会社1社が本補助金を受給している。

5 交付要綱

本補助金の交付のため、「千葉県映画・テレビ等撮影支援事業補助金交付要綱」（以下「本要綱」という。）が定められている。

(1) 目的

千葉県の様々な魅力を広く県外に発信し、知名度の向上、県内の経済活性化及び観光客誘致を図るため、県内で映画及びテレビ等の撮影を行う者に対し、補助金を交付することを目的とする（本要綱1条）。

(2) 事業

映画等の製作を主たる目的とする団体（製作会社等）が実施する以下のすべてに該当する事業が対象とされる（本要綱2条）。

- ① 千葉県内で宿泊を伴った撮影が行われるもの。
- ② 一般に広く公開される映画。全国放送又はこれに準ずる放送エリアのテレビ番組。
- ③ 千葉県の様々な魅力を広く発信し、知名度の向上、県内の経済活性化及び観光客誘致に資するものと認められるものであること。
- ④ 申請した年度内又はその翌年度内に、映画等の公開又は放送を行い、成果品等を提出すること。
- ⑤ 政治的又は宗教的意図を有していないこと。
- ⑥ 公序良俗に反するなど反社会的非難を受けるおそれのあるものでないこと。
- ⑦ 補助金の交付を前提としたものでないこと。
- ⑧ 補助金の交付対象となる経費が、他の補助金の交付対象でないこと。

補助金の交付対象となる経費は、宿泊費、交通費、車両・機材等借上料、燃料費、施設使用料、設営・撤去費、現地人件費及び食糧費と定められている(本要綱3条)。

(3) 交付申請

① 申請書

補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない(本要綱6条1項)。申請書には、映画等の作品名、補助事業に要する経費及び補助金交付申請額及び補助事業の完了予定期日(映画等の公開・放送日等)を記載しなければならない。

② 添付書類

申請書には、次の書類を添付しなければならない(本要綱6条1項)。

- ・事業計画書(第2号様式)
- ・収支予算書(第3号様式)
- ・補助対象者概要(第4号様式)
- ・誓約書(第5号様式)
- ・その他知事が必要と認める書類

このうち事業計画書には、映画等の内容、千葉県に関する情報発信の内容、撮影期間、公開・放送予定期間、主な出演者、スタッフ、総製作費及び後援者・協賛者等を記載しなければならない。収支予算書には、収入及び支出の項目毎の内訳・内容、金額を記載しなければならない。支出については、補助対象経費と補助対象外経費の区別が求められている。補助対象者概要には、団体名、代表者名、設立年月日、構成員、沿革、実績(作品名、公開日、公開地域)等の記載が求められ、添付書類として定款・寄附行為又はこれに類する規約等、直近の財務諸表等の提出が求められる。誓約書は、補助金交付申請者(法人の場合は役員等)が、本要綱5条2項各号(いわゆる暴力団排除条項)のいずれにも該当しないことを誓約するものである。

(4) 実績報告

① 報告書

本補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又はその翌年度の4月10日のいずれか早い日まで、事業実績報告書(第8号様式)を知事に提出しなければならない(本要綱12条)。事業実績報告書には、映画等の作品名、補助事業に要した経費及び補助金交付実績額及び補助事業の完了期日を記載しなければならない。

② 添付書類

事業実績報告書には、次の書類を添付しなければならない(本要綱12条)。

- ・事業報告書（第9号様式）
- ・収支決算書（第10号様式）
- ・補助金の交付対象となる経費に係る領収書、受領証等支払を証明するものの写し
- ・その他知事が必要と認める書類

このうち事業報告書には、映画等の内容、千葉県に関する情報発信の内容、撮影期間、公開・放送期間、フィルムツーリズムに対する協力内容、総製作費及び後援者・協賛者等を記載しなければならない。また、添付書類として撮影スケジュール結果の詳細、観客動員数や視聴率などの実績を証明する書類及び成果品等の提出が求められる（ただし、その提出が困難な場合は、県と協議の上、提出が免除される場合もある。）。収支決算書には、収入及び支出の項目毎の内訳・内容、金額を記載しなければならない。支出については、補助対象経費と補助対象外経費の区別が求められている。

6 交付申請

(1) 申請書

本要綱の書式どおりに申請書が提出されている。

なお、平成28年度の受給者は、平成27年度に本補助金の交付申請を行い、平成28年度には補助金の増額交付申請を行っている。

(2) 添付書類

本要綱が求めるとおりに添付書類が提出されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 本要綱が求める書式どおりの事業実績報告書が提出されている。

② これによれば、平成28年度の受給者（1団体）が映画1作品（題名「夏美のホタル」）を撮影し、補助事業に要した経費は735万7609円、補助金交付実績額は367万8000円（うち平成27年度の交付決定額250万円、平成28年度の増額交付決定額117万8000円）であり、補助事業完了期日は平成28年7月11日である。

(2) 添付書類

① 本要綱が求める添付書類が提出されている。

② 事業実績報告書によれば、千葉県に関する情報発信の内容として、撮影を千葉県内で行い、宣伝時にホームページやパンフレットで県内ロケ地を紹介し、エン

ドクレジット、チラシ、ポスター等に「千葉県」の表示等をしたとされている。
 収支決算書によれば、収入は出資金5000万円、支出は補助対象経費が735万7609円で、その内訳は宿泊費400万2284円、交通費5万1050円、車両・機材等借上料18万8204円、燃料費33万5647円、施設使用料102万828円、食糧費175万9596円である。補助対象外経費は県内撮影に要する経費が1272万8643円、その余の経費が2991万3748円である。かかる支出は、添付書類として提出された領収書の写し一式によって確認することができる。その他映画の撮影状況を撮影した写真、興行実績を記載した書類等も提出されている。

9 その他

本補助金の趣旨・目的は、本要綱1条記載のとおり、「千葉県の様々な魅力を広く県外に発信し、知名度の向上や県内の経済活性化及び観光客誘致を図ること」にある。本補助金の交付により、この趣旨・目的がどの程度達成されたかについて、効果測定及び検証が必須と考えられるが、県では、「県内の経済活性化」の観点から、本補助金の交付対象を県内撮影に要する経費に限定し、実績報告において受給者が県内で直接消費した金額の報告を求めている。

平成26年度から平成28年度までに、本補助金の受給者が県内撮影に要した経費は次の表のとおりである。いずれの年度においても、受給者は補助金交付額を大幅に上回る経費を県内において支出しており、本補助金は一定の経済効果を上げていると評価することができる。

年度 () 内は交付件数	作品 種別	県内撮影に 要する経費	参 考	
			補助対象経費 (※)	交付額
平成26年度 (2件)	テレビ	41万3031円	40万1241円	20万円
	テレビ	10万9531円	10万9531円	5万4000円
平成27年度 (1件)	テレビ	1612万0222円	1612万0222円	806万円
平成28年度 (1件)	映画	2008万6252円	735万7609円	367万8000円

(※) 県内撮影に要する経費のうち、本補助金交付要綱別表第1記載の以下の経費。

「宿泊費」「交通費」「車両・機材等借上料」「燃料費」「施設使用料」「設営・撤去費」「現地人件費」「食糧費」

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 県警への照会

本要綱には暴力団排除条項が規定され、これに基づき、本補助金の受給者は自らが暴力団関係者ではないことを誓約する誓約書を県に提出している。しかし、県は、県警に対し、申請者が暴力団関係者に該当するか否かの照会を行っていない。平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」は、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めることと、受給者の役員につき暴力団関係者か否かを県警に照会すべきことを定めている。よって、受給者につき、県警に照会すべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 効果の検討

上記のとおり、県は、本補助金の目的である「県内の経済活性化」との関係で、実績報告において受給者が県内で直接消費した金額の報告を求めている。他方で、県は、「知名度の向上」や「観光客誘致」という目的との関係では、作品を観たことをきっかけに本県を訪れた人の人数の測定が難しいことなどから、その効果を検討する措置を講じていないとしている。確かに、これらの目的は実証的な効果の検討が困難とも考えられるが、各種アンケート調査等によって参考情報を得ることは可能と思われる。「知名度の向上」や「観光客誘致」といった目的も本補助金の交付目的である以上、本補助金の交付によりこれらの目的がどの程度達成されたのか、効果を検討するための措置をとることが望ましい。

第45 千葉県立地企業補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県の経済の発展及び県民生活の向上を図るために、千葉県内に企業が工場、研究所その他の事業所又は事務所を立地する際に交付される補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の当初予算額は、5億円である。平成29年度の予算額も、5億円である。平成27年度の決算額は、1億6532万3000円、平成26年度の決算額は、1億7247万7000円である。

3 経緯

千葉県企業立地の促進に関する条例に基づき、隣接する自治体との誘致競争の状況や助成措置の効果等を勘案し、県内への新規立地等を行う企業に対して補助金を交付するものである。

4 受給者

受給者は、千葉県内に立地を行おうとする企業である。

5 交付要綱

(1) 目的

千葉県の経済の発展及び県民生活の向上を図るために、千葉県内に企業が工場、研究所その他の事業所又は事務所の立地を促すことである。

(2) 事業

千葉県内に工場、研究所その他の事業所又は事務所を立地しようとする企業に対して補助金を交付するものである。

(3) 交付申請

① 申請書

千葉県立地企業補助金交付申請書（第5号様式）による。

② 添付書類

定めなし。

(4) 実績報告

① 報告書

操業を開始する日から起算して10年を経過する日の属する県の会計年度の末日までの間、補助事業の遂行状況について事業状況報告書を提出する。また、補助事業が完了した場合には補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに千葉県立地企業補助金実績報告書（第8号様式）を提出する必要がある。

② 添付書類

定めなし。

6 交付申請

(1) 申請書

千葉県立地企業補助金交付請求書（第9号様式）による。

(2) 添付書類

定めなし。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

定めなし。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第46 動産担保融資手数料補助

一 補助金の内容

1 概要

中小企業の機械設備や車両などの導入を支援するため、制度融資に、機械設備等を担保として融資を行うメニューを追加し、同制度の利用促進を図るため、機械設備などを担保として提供する際に生じる手数料に対して助成をするために交付される補助金である。

補助対象は、中小企業（機械設備、車両等を購入する資金を必要とする、業歴1年以上の県内中小企業者）が負担する、担保評価費用、担保の買取りや債務保証に係る費用などの手数料である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、2000万円である。平成29年度の予算額は、920万円である。平成27年度の決算額は、1876万7000円である。なお、平成26年度は、制度創設前である。

3 経緯

平成27年度に開始されている。

- (1) 小規模企業者等設備導入資金事業が廃止され、それに代わる中小企業者にとっての設備資金需要に応える資金メニューが必要となったこと。
- (2) 経営者保証に係るガイドラインが平成26年2月に適用されるなど、経営者保証に依存しない取組が求められたこと。

県制度融資取扱金融機関に対しては、平成26年度に説明会を実施し合意を得ている。

4 受給者

形式的受給者は、動産担保融資を実行する金融機関、実質的受給者は金融機関から動産担保融資を受ける中小企業である。

5 交付要綱

(1) 目的

中小企業の機械設備や車両などの導入を支援するため、制度融資に、機械設備等を担保として融資を行うメニューを追加し、同制度の利用促進を図るため、機械設

備などを担保として提供する際に生じる手数料に対して助成をすることである。

(2) 事業

中小企業（機械設備、車両等を購入する資金を必要とする、業歴1年以上の県内中小企業者）が負担する、担保評価費用、担保の買取りや債務保証である。

補助率について、以下のとおり見直しを行った（平成29年1月1日要綱等改正、同日以降に融資実行したものが対象）。改正理由は、本来、担保評価を行うリース会社等に支払う手数料が、信用保証料と比較し割高となることを想定して補助制度を設立したが、実績を検証した結果、補助が過剰であることが判明したためである。

旧：手数料に対し全額補助（上限：融資金額の4%）

新：「信用保証料相当額」※を設定し、手数料が当該額を上回る部分に対し全額補助（上限：融資金額の4%）

※信用保証料相当額算定式

「融資金額×融資期間×1.15%×0.55」

(3) 交付申請

① 申請書

動産担保融資手数料補助金交付申請書・実績報告書

② 添付書類

ア 動産担保融資手数料補助対象者一覧表

イ 動産担保融資手数料補助金計算書

ウ 中小企業者等が手数料を支払ったことを確認できる書類等（写）

エ 取扱金融機関による原本証明書

オ モニタリングの実施計画

(4) 実績報告

① 報告書

動産担保融資手数料補助金交付申請書・実績報告書

② 添付書類

ア 動産担保融資手数料補助対象者一覧表

イ 動産担保融資手数料補助金計算書

ウ 中小企業者等が手数料を支払ったことを確認できる書類等（写）

エ 取扱金融機関による原本証明書

オ モニタリングの実施計画

6 交付申請

(1) 申請書

動産担保融資手数料補助金交付申請書・実績報告書

(2) 添付書類

- ア 動産担保融資手数料補助対象者一覧表
- イ 動産担保融資手数料補助金計算書
- ウ 中小企業者等が手数料を支払ったことを確認できる書類等（写）
- エ 取扱金融機関による原本証明書
- オ モニタリングの実施計画

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

動産担保融資手数料補助金交付申請書・実績報告書

(2) 添付書類

- ア 動産担保融資手数料補助対象者一覧表
- イ 動産担保融資手数料補助金計算書
- ウ 中小企業者等が手数料を支払ったことを確認できる書類等（写）
- エ 取扱金融機関による原本証明書
- オ モニタリングの実施計画

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

暴力団排除について、千葉県暴力団排除条例9条1項が、暴力団排除に必要な措置を講ずることを求め、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めることと、受給者の役員につき暴力団関係者か否かを県警に照会すべきことを定めている。よって、暴力団排除条項を定め、受給者につき県警に照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第47 千葉県産業振興センター補助金（設備資金貸付事業分）

一 補助金の内容

1 概要

平成12年度以降は旧小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき公益財団法人千葉県産業振興センターが実施している「設備資金貸付制度」（平成25年度末で新規貸付停止）において、事業の実施に必要な人件費及び事務費を補助するための補助金である。

「設備資金貸付制度」は小規模企業者等を対象に無利子で貸付けを行っていた制度であり、センターは利ざやにより人件費及び事務費を賄うことができないので、県が補助することにより円滑な事業の実施を図っている。

補助金の使途は、人件費（平成28年度は1名分）及び事務費（貸付先企業の経営状況調査に必要な費用、債権管理システム使用料、通信費等）である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1301万8000円である。平成29年度の予算額は、1292万円である。平成27年度の決算額は、1421万1000円、平成26年度の決算額は、1178万8000円である。

3 経緯

昭和49年度に開始されている。

資料が保存されておらず経緯は不明である。

4 受給者

公益財団法人千葉県産業振興センター

5 交付要綱

(1) 目的

旧小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき公益財団法人千葉県産業振興センターが実施している「設備資金貸付制度」において、事業の実施に必要な人件費及び事務費を補助することである。

(2) 事業

公益財団法人千葉県産業振興センターが実施している「設備資金貸付制度」における事業の実施である。

(3) 交付申請

① 申請書

千葉県産業振興センター補助金交付申請書

② 添付書類

予算書、事業実施計画書

(4) 実績報告

① 報告書

千葉県産業振興センター補助金実績報告書

② 添付書類

事業に係る決算書

6 交付申請

(1) 申請書

千葉県産業振興センター補助金交付申請書

(2) 添付書類

予算書、事業実施計画書

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

千葉県産業振興センター補助金実績報告書

(2) 添付書類

事業に係る決算書

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第48 経営安定資金・再生資金信用保証料補助金

一 補助金の内容

1 概要

経営状況が苦境にある小規模企業の資金調達に係る負担を軽減するため、千葉県信用保証協会が徴収しなかった保証料相当額を、同協会に交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、871万3000円である。平成29年度の予算額は、1072万7000円である。平成27年度の決算額は、602万4000円、平成26年度は、461万8000円である。

3 経緯

平成7年度に開始されている。

長引く景気の低迷及び急激な円高により、経営基盤の立て直しが必要な中小企業者を対象とした特別経営安定対策資金を創設するにあたり、特に小規模企業者の負担の軽減を図るため、同資金の利用に係る信用保証料の一部を補助することとしたものである（文書名「特別経営安定対策資金（経済変動対策資金）信用保証料補助の創設及び同補助金交付要綱の制定について」）。

4 受給者

千葉県信用保証協会

5 交付要綱

(1) 目的

経営状況が苦境にある小規模企業の資金調達に係る負担を軽減するため、千葉県信用保証協会が徴収しなかった保証料相当額を、保証協会に交付することである。

(2) 事業

中小企業信用保険法で定める小規模企業者が、千葉県中小企業振興資金融資要綱に基づく経営安定資金又は再生資金を借り入れた場合で、適用される保証料率が1.15%を超える者のうち、1件当たりの保証料額から保証料率1.15%に相当する額を控除した額を補助する。補助の概要は以下のとおりである。

対 象 者	補助額	備考
中小企業信用保険法2条、3条1号、2号及び7号で定める小規模企業者のうち、適用される保証料率が1.15%を超える者	保証料 1件当たりの保証料額から保証料率1.15%に相当する額を控除した額	補助事業の補助額は、毎年2月1日から翌年1月31日までの期間で算出するものとする。

(3) 交付申請

① 申請書

経営安定資金・再生資金信用保証料補助金交付申請書・実績報告書

② 添付書類

経営安定資金・再生資金信用保証料請求明細書

(4) 実績報告

① 報告書

経営安定資金・再生資金信用保証料補助金交付申請書・実績報告書

② 添付書類

経営安定資金・再生資金信用保証料請求明細書

6 交付申請

(1) 申請書

経営安定資金・再生資金信用保証料補助金交付申請書・実績報告書

(2) 添付書類

経営安定資金・再生資金信用保証料請求明細書

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

経営安定資金・再生資金信用保証料補助金交付申請書・実績報告書

(2) 添付書類

経営安定資金・再生資金信用保証料請求明細書

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

暴力団排除について、千葉県暴力団排除条例9条1項は、暴力団排除に必要な措置を講ずることを求め、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」は、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めることと、受給者の役員につき暴力団関係者か否かを県警に照会すべきことを定めている。よって、実質的に補助対象となる小規模企業者につき、暴力団排除条項を定め、受給者につき県警に照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第49 千葉県商店街振興組合連合会補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県商店街振興組合連合会補助金（以下「商店街振興組合補助金」という。）は、千葉県商店街振興組合連合会（以下「商店街振興組合連合会」という。）が実施する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の活性化を図るための研修会等及び指導事業について交付する補助金をいう。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、150万円である。平成29年度の予算額も、150万円、平成27年度及び平成26年度の決算額も、150万円である。

3 経緯

全国商店街振興組合連合会（以下「全振連」という。）は、各都道府県の商店街振興組合連合会の上部組織として、昭和43年に設立された。これに伴い、国は、

都道府県の商店街振興組合連合会が傘下組合に対して行う研修会等及び指導事業について、全振連を経由して補助金の交付を開始した。この制度は、平成3年度に改正され、この国の補助金を存続させつつ、これと協調して、各都道府県が国と同額の割合にて、各都道府県の商店街振興組合連合会がその傘下の商店街振興組合に対して行う研修会等及び指導事業について補助金の交付を開始した。これに呼応して、県も、同年度から、商店街振興組合補助金の交付を開始した。

4 受給者

(1) 受給者の概要

商店街振興組合補助金が交付される商店街振興組合連合会は、商店街振興組合法に基づいて、県内各地の商店街振興組合を会員として設立された団体である。商店街振興組合も、商店街振興組合法に基づき、小売商業又はサービス業を営む者を組合員として設立された団体であり、販売等の共同事業、組合員及びその従業員の福利厚生に関する事業、組合員の研修及び情報を提供する事業等、商店街の振興に有益な事業を行う。商店街振興組合は、商店街振興組合法に基づいて設立される小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の組合であり、販売等の共同事業、組合員及びその従業員の福利厚生に関する事業、組合員の研修及び情報を提供する事業等、商店街の振興に有益な事業を行う。

(2) 商店街振興組合連合会につき、関係人調査を行うために、その事務所に赴いたところ、住所地に事務所は存在しなかった。そこで、商店街振興組合連合会に電話したところ、千葉県中小企業団体中央会（以下「中小企業中央会」という。）商業連携支援部の職員が応対し、中小企業中央会の会議室に通され、同所で同職員から説明を受け、資料の提示を受けた。その後、商店街振興組合連合会の実態につき調査を進めたところ、商店街振興組合連合会は事務所を持たず、かつ職員を雇用せず、その電話番号は中小企業中央会の商業連携支援部の電話番号であり、商店街振興組合補助金の事務は、同部の職員2名が代行していることが確認できた。なお、補助金番号50の千葉県商店街連合会の状況も、商店街振興組合連合会と同様である。

5 交付要綱

商店街振興組合補助金の行政事務の基準として、「千葉県商店街振興組合連合会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」が定められている。その内容は、以下のとおりである。

(1) 目的

商店街振興組合補助金の目的は、商店街振興組合連合会が実施する県の施策に関する調査研究、商店街の計画策定、運営に関する指導等について補助することにより、県内各地の商店街の活性化を図り、地域経済の振興に寄与することにある。

(2) 事業

商店街振興組合補助金の交付対象事業は、以下のとおりである。

① 重点施策推進事業

I 広域連携事業

異なる商店街が連携して集客向上を図る施策の調査・研究・実施、及び商店街運営の先進的な情報の収集・提供する事業をいう。

II 計画策定促進事業

a 地域商店街活性化法に基づく計画策定促進等、県の重点施策を推進するための勉強会等を行う事業をいう。

b 地域商店街活性化法は、商店街振興組合等の法人化された商店街が作成した商店街活性化事業計画が経済産業大臣から認定を受けた場合に、国からの補助金の優先採択や信用保証協会が行う信用保証の保証限度額が2倍に拡大される等の支援が受けられる制度を定めた法律であり、平成21年に制定された。

② 指導事業

県内の商店街振興組合を指導する事業

③ 知事が特に必要と認めた事業

(3) 交付申請

① 交付申請書

交付申請書には、「事業の目的」、「事業に要する経費及び補助金交付申請額」及び「補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分」を記載すべきと定められている。

② 添付書類

「当該年度の収支予算書」、「暴力団と関わりがないことの誓約書」及び「役員等名簿」等が添付書類とされている。役員等名簿は、受給者の役員につき、千葉県警察に暴力団との関わりの有無を照会する名簿とする趣旨である。

(4) 実績報告

① 実績報告書

実績報告書には、「補助金交付決定額及び補助事業に要した経費」、「補助事業に要した経費の配分」を記載し、「補助事業実績書」を別紙としてつづり、最後に「補助事業完了日」を記載すべきと定められている。

② 添付書類

「年度収支決算書」が添付書類として定められている。

6 交付申請

交付申請の事務は、中小企業中央会の商業連携支援部の職員が行っている。

(1) 交付申請書

交付要綱が定める書式に従って交付申請がなされている。その記載内容は、以下のとおりである。

① 事業の目的

商店街振興組合に対する運営指導や研究会事業を実施し、商店街機能の再生や商店街の振興に寄与することを目的とする。

② 事業に要する経費及び補助金交付申請額

事業に要する経費は154万円、補助金交付申請額は150万円である。

③ 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

事業の内容及び経費の配分は、補助事業計画書にまとめられているが、それによれば、以下のとおりである。

I 補助事業の内容

a 重点施策推進事業

ア 広域連携事業

商店街、行政、大学等が連携して、インターネット等を通して入手できる公開された情報、様々の分野で集積され、整理された情報を活用した商店街の活性化策の調査・研究及び今後の活動拠点の検討を、柏二番街商店会を対象として行う。

イ 計画策定促進事業

国や県の重点施策を推進するための勉強会を5回実施する。

b 指導事業

会員への巡回を行い、運営指導や情報提供を行い、全振連が実施する研修会に参加する。会員とは、商店街振興組合のことである。

II 補助事業に要する経費の配分等

事業実施に必要な経費は、重点施策推進事業のうち、広域連携事業は小計119万5000円、計画策定促進事業は小計26万5000円、合計146万円、指導事業は8万円、総計154万円であり、補助対象経費及び補助金交付申請額は、総計150万円である。

(2) 添付資料

① 平成28年度収支予算額

I 収入の部

事業収益が162万5780円、賦課金等収入が140万9560円、事業外収益が2万700円、収入合計305万6040円である。

II 支出の部

事業費用が219万5000円、一般管理費が67万2500円、税等が10万円、支出合計305万6040円である。

② 誓約書及び役員等名簿

要綱に定められた記載内容となっている。

③ 平成28年度商店街振興組合連合会補助事業内訳

平成28年度補助事業収支予算書、積算書及び旅費明細書が添付されているが、その記載内容は、具体的に詳細に記載されている。

7 補助事業変更承認申請

年度途中で、補助事業の変更承認申請がなされているが、これも中小企業中央会の商業連携支援部の職員が行っている。その記述内容は、以下のとおりである。

(1) 変更科目

重点施策推進事業のうちの広域連携事業が変更されている。

(2) 変更の理由

検討会に招く専門家の回数を6回から8回に増やすことにした結果、専門家への謝金の増額が必要になったが、他方、資料作成費及び消耗品費を使わず、また調査に係る委託費の支出が減額されたことが変更の理由である。

(3) 変更の内容

専門家への謝金は45万円から64万円に、旅費は7000円から1万円にとそれぞれ増額されたが、他方、事務費は5万6500円から1万6500円に、事業費は68万1500円から52万8500円にとそれぞれ減額した結果、広域連携事業の経費合計は、119万5000円と変わらず、従って、事業全体の経費合計も150万円のままで増減はない。

8 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

9 実績報告

実績報告は、中小企業中央会の商業連携支援部の職員が行っていて、交付要綱で定められた書式に概ね従ってなされている。

(1) 補助金交付決定額及び補助事業に要した経費

補助金交付決定額及び補助金変更交付決定額は150万円、補助事業に要した費用は154万9347円と記載されている。

(2) 補助事業に要した経費の配分

補助事業実績報告書に詳細に記載されているが、その記載内容は、補助事業変更承認申請に記載されている経費の配分と同じである。

(3) 実施した補助対象事業の内容

交付要綱では、補助対象事業の実施状況は実績報告書の記載事項ではないが、商店街振興組合連合会は、これを補助事業実績報告書に補助事業実績の内容等として、具体的かつ詳細に記載されていて、分かりやすい。

(4) 支出内訳及び支出疎明資料

支出内訳は、概要の記載に止まり、支払先の記載はなく、領収書等の疎明資料は添付されていない。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 適法性

① 補助金管理及び補助金対象事業の事務を第三者へ委託

I 関係人調査として、受給者である商店街振興組合連合会の調査を実施した結果、商店街振興組合連合会は、事務所を設けず、固定電話は設置せず、かつ事務員は雇用せず、事務は、中小企業中央会に対し月額2万5000円で委託していることが判明した。この事務委託は、平成13年10月1日に始まり、以後毎年自動更新されて16年が経過している。その経緯は、商店街振興組合連合会が財政面でぜい弱化し、事務所を設置し、職員を雇用することができなくなったためである。

II 補助金は、補助対象事業を実施する者に対して交付するものであり、補助金の受給者は、善良なる管理者の注意をもって補助対象事業を実施しなければならない。事業及びその会計の事務全般を第三者に委託している場合、その事務処理が受給者の指揮命令に基づくことが必要であり、そうでなければ適法ではない。事務処理が受給者の指揮命令に基づいてなされているといえるためには、受給者自らが、事業計画書、事業実施の行程表を作成し、事業計画実施に必要な業務及び会計を整理分類し、これに基づいて事業実施に必要な事務の内容、事業との関係、事務処理の時期を記載した指示書を作成し、これらの書類を事務の受託をしている第三者に示して説明して理解させ、その後は、現場に赴き、あるいはメールや電話で指揮監督し、報告書や業務日誌を提出させる等がなされていることが必要である。県は、受給者が事務を委託している第三者に対し、このような指揮命令、監督を行っているかを確認する必要がある。交付要綱を改定して、交付申請書及び実績報告書に、事業の実施及び会計処理が受給者の指揮命令に従ってなされていることが確認できる資料を添付させるべきである。

(2) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

実績報告書は、実施した事業内容の記載が具体的かつ詳細であるが、支出内訳

には支払先の記載がなく、領収書等の疎明資料も添付されていないため、実績報告書からは、補助金の具体的使途、その内訳が確認できない。支出の確認は、不正支出を防ぐための最も重要な事務である。県では、職員が往査して支出を確認しているとのことであるが、報告書を作成し、その報告書に領収書の写しを添付しなければ、往査の結果は客観的な資料として残らず、上司の管理監督も内容には及ばず、支出を確認したとは言えない。往査して作成する報告書に支出証拠書類の写しを添付するのであれば、実績報告書のその写しを添付させる方が事務処理の効率が良い。よって、実績報告書には、支出証拠書類を添付させるべきである。

2 意見

(1) 手続の適正

① 交付要綱の改定

交付要綱には実績報告書に収支決算書を添付すべきことが定められているが、実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までと定められているのに、商店街振興組合連合会の総会開催時期は翌年度5月であるため、実績報告書提出期限には収支決算書を提出できない。それゆえ、交付要綱を改定し、収支決算書の提出期限を翌年度の5月総会開催後ただちに提出させることに改定することが望ましい。

第50 千葉県商店街連合会補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県商店街連合会補助金（以下「商店街連合会補助金」という。）は、千葉県商店街連合会（以下「商店街連合会」という。）に対し、同会が実施する商店街活性化事業について交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、150万円である。平成29年度の予算額も同額であり、平成27年度及び平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

商店街連合会補助金は、昭和53年度から交付が始まっているが、その経緯は記録が保存されてなく、不明である。

4 受給者

(1) 受給者の概要

商店街連合会は、県内の13市町内にそれぞれ設立されている組合組織の商店街連合会又は商店会連合会（以下「商店街連合会等」という。）を会員とする団体である。各市町の商店街連合会等には、その地域の商店街がそれぞれ加盟しているが、その合計は281である。そして、それらの商店街は、それぞれその地域の商店等を会員としているが、その合計は8935である。

(2) 受給者の実態

商店街連合会は、関係人調査の対象としなかったため、詳細は不明であるが、補助金番号49の千葉県商店街振興組合連合会と同様に、自力で活動できないほどに財政的基盤がぜい弱化したため、事務全般を千葉県中小企業団体中央会（以下「中小企業中央会」という。）に委託し、自らは事務員を雇用せず、事務所は設けず、事務所の電話番号は、中小企業中央会の商業連携支援部の電話番号である。商店街連合会補助金の交付申請、入金口座の管理、補助対象事業の事務は、全て、中小企業中央会の商業連携支援部の職員が行っている。

5 交付要綱

商店街連合会補助金の行政事務の基準として、千葉県商店街連合会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）が定められている。

その内容は、以下のとおりである。

(1) 目的

商店街連合会補助金の目的は、商店街の活性化であるが、その交付相手が商店街連合会であることから、商店街連合会の会員である商店街の活性化を図ることに目的があるといえる。

(2) 事業

以下の事業が、商店街連合会補助金の交付対象事業である。

① 重点施策推進事業

以下の事業を行うための講師等の外部専門家等を招くための謝金や旅費、事務費、会議費及び資料作成費等の事務費、会場の使用料、印刷製本費、広告宣伝費等の事業費等の経費について補助する。

I アドバイザー派遣事業

地区の商店会連合会が行う共同事業等に対する指導及び相談並びに中小商業者の経営指導及び経営相談に税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、一級建築士、その他専門知識を有する者を派遣する事業

II 法人化促進事業

任意団体である商店街の法人化を促進する事業

III 商業機能強化事業

一店逸品運動等の勉強会や講演会の開催、商店街運営の先進的情報の提供をする事業

② 指導事業

商店街連合会の会員である商店会等への指導及び研修の実施

③ その外商店街連合会の健全な発展を図るために特に知事が必要と認めた事業

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には、以下の事項を記載すべきと定められている。

I 事業の目的

II 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

III 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

書式を定めた「補助事業計画書」に記載し、これを別紙として申請書につづることが指示されている。

② 添付書類

以下の書類を添付すべきと定められている。

I 当該年度の収支予算書

II 誓約書及び役員等名簿

III 知事が特に必要と認めるもの

(4) 実績報告

実績報告は、翌年の4月20日までに実績報告書を提出して行うこととされ、その書式と添付書類が定められている。

① 実績報告書

以下の事項を記載すべきと定められている。

I 補助金交付決定額及び補助事業に要した経費

II 補助事業に要した経費の配分

書式を定めた「補助事業実績書」に記載し、これを別紙として報告書につづることが指示されている。補助事業実績書は、補助事業の種目と概要、事業区分毎の経費を記載する書式になっている。

III 補助事業完了日

② 添付書類

当該年度の収支決算書を添付すべきことが定められている。

6 交付申請

交付申請は、中小企業中央会の商業連携支援部の職員が行っている。

(1) 申請書

① 実施する事業として、要綱に定められた4つの事業名が記述されている。

② 別紙「事業計画書」の記載状況は、以下のとおりである。

I 補助事業の内容

4つの事業につき、実施期間、事業内容の概要が記載されている。

II 補助事業に要する経費の配分等

経費区分として4つの事業名、経費区分として謝金、旅費、事務費及び事業費が記載され、その区分毎に補助事業に要する経費（合計189万500円）、補助対象経費（合計150万円）及び補助金申請額（合計150万円）が記載されている。

(2) 添付書類

平成28年度収支予算（案）、誓約書及び役員等名簿が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

交付申請は、中小企業中央会の商業連携支援部の職員が行っている。

(1) 報告書

① 補助金交付決定額及び補助事業に要した経費

補助金交付決定額 150万0000円

補助事業に要した経費 173万9568円

② 補助事業に要した経費の配分

「補助事業実績書」が提出されている。これによれば、経費の配分の概要は、以下のとおりである。

I 重点施策推進事業

アドバイザー派遣事業 92万3736円

法人化促進事業 9万6772円

商業機能強化事業 40万1404円

II 指導事業 31万7656円

合計173万9568円

③ 補助事業の遂行状況

I 商店街アドバイザー派遣事業

商店街アドバイザー派遣事業として、平成28年7月13日から平成29年3月16日までの間に、合計15の協同組合等を対象として、合計31回のアドバイザー派遣事業を実施し、「キャラクター作成」や「ポイントカードの移行について」等のテーマで相談や指導を実施している。

II 法人化促進事業

松戸市の法人化していない商店会を対象として、平成29年1月12日に「法人化に向けた商店街活動の活性化策について」とのテーマで相談、指導を実施している。

III 商業機能強化事業

商業機能強化事業として、平成28年9月5日から平成29年3月21日までの間に、茂原市商店会連合会等合計4の商店会連合会を対象として、「ビッグデータオープンデータを活用した商業活性化について」等のテーマで会議を実施している。

IV 指導事業

平成29年2月9日に、「経済産業省の平成29年度支援等について」と題して商業4団体が参加する新春講演会を実施している。

④ 補助事業完了日

補助事業完了日は、平成29年3月29日である。

(2) 添付書類

- ① 報告書に添付書類の記載がない。
- ② 要綱が定める実績報告書の書式の添付書類に記載がないが、各実施事業の概要を記載した「平成28年度補助事業遂行状況表」が添付されている。
- ③ 当該年度の収支決算書は添付されていない。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 適法性

- ① 補助金管理及び補助金対象事業の事務を第三者へ委託
補助金49と同じである。

(2) 手続の適正

- ① 支出証拠書類添付の必要性
補助金49と同じである。

2 意見

意見はない。

第51 千葉県地域商業活性化事業補助金（地域商業活性化チャレンジ事業）

一 補助金の内容

1 概要

千葉県地域商業活性化事業補助金（地域商業活性化チャレンジ事業）（以下「地域商業活性化チャレンジ補助金」という。）は、地域商業活性化事業補助金のうち、商工団体、商店街団体、NPO法人等に対し、同団体等が実施する当該地域商業が抱える課題を解決するための取組であって、当該年度内に実施可能な事業について交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、500万円、平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額は、466万2000円、平成26年度の決算額は、408万9000円である。

3 経緯

県は、平成24年度に、県内の商店街の課題や活性化に向けた商店街の意向を把握することを通じて、地域商業の活性化のための新たな支援策を検討することを目的として、「商店街のあり方検討会」を設置した。そして、県は、同検討会での議論を踏まえ、平成25年度から県内の地域商業を活性化することを目的とした「地域商業活性化事業」を開始した。

4 受給者

(1) 法的根拠と団体名

地域商業活性化チャレンジ補助金の受給者は、商業に係わる法律に根拠を持つ諸団体である。それらの法律と団体は、以下のとおりである。

- ① 商工会法 商工会
- ② 商工会議所法 商工会議所
- ③ 商店街振興組合法 商店街振興組合
- ④ 中小企業団体の組織に関する法律

組合員の大部分が中小小売商業又は中小サービス業に属する事業を営む者によって構成されている事業協同組合

- ⑤ 商店街振興組合法等の法律によって組織されている商店街振興組合連合会等の連合会
- ⑥ 中小企業基本法
同法に規定する中小企業者5名以上で構成されている法人格を有しない団体であって、その構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの
- ⑦ 以上に類するものであって知事が認めるもの
- ⑧ 特定非営利活動促進法

特定非営利活動法人（NPO法人）であって、商店街振興組合等の商店街団体と連携して地域商業の活性化に資するもの

⑨ 中心市街地の活性化に関する法律 特定会社

(2) 暴力団排除条項

受給者団体又は事業実施団体に暴力団関係者がいる場合は補助対象事業とすることはできない。

5 交付要綱

地域商業活性化事業補助金の行政事務の基準となるものは、「千葉県地域商業活性化事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」である。その内容は、以下のとおりである。

(1) 目的

地域商業活性化事業補助金の目的は、商店街団体や商工団体等が主体となって取り組む事業を補助することにより、地域商業の活性化を図ることにある。

(2) 事業

① 地域商業活性化事業補助金の対象事業は、以下のとおりである。

I コンセンサス形成事業

II 活性化実践事業

III 地域商業活性化チャレンジ事業

IV 訪日観光客商店街おもてなし事業

② ①の I 及び II は、市町村と共同して補助すると定められている。

③ ①の I から IV の事業のうち、II については、知事が政策的に重要と判断する社会的課題に対応した事業を、規則 4 条の補助金交付決定において優先した扱いをすると定められている。

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には、以下の事項を記載すべきことが定められている。

I 事業に要する経費及び補助金交付申請額

II 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

書式を定めた「補助事業計画書」に記載することが指示されている。その記載すべき事項は、以下のとおりである。

a 事業内容

ア 補助対象事業

イ 事業実施団体（対象商店街等）の概要

ウ 事業名及び事業内容等

事業の目的、事業内容及び期待される効果を記載する書式になっている。これによって、申請者が地域商業の活性化効果を意識しながら事業計画を立案する

ことになり、計画される事業の質が向上することが期待でき、県としても、補助金交付の決定に際して、その事業によって期待される地域商業活性化効果の内容、効果の程度を認識して決定することができ、補助金の効率性を高めることができる。

エ 整備する施設等の名称・仕様、所要経費及び設置場所

オ 中心市街地活性化法への対応等

 b 補助事業に要する経費の配分等

Ⅲ 補助事業完了予定期日

② 添付書類

以下の書類を添付すべきことが定められている。これらの添付書類によって、申請者が、補助金を交付するにふさわしい団体か否か、信頼できるか、実行力があるか、不正受給をするおそれは無いか、暴力団員が紛れ込んでいないか等につきおおその判断ができる資料がそろっており、それらの資料に基づき、質疑応答、追加資料の提出要請等によって、更に詳細な調査も可能である。

Ⅰ コンセンサス形成事業等によりまとめた計画等

地域商業活性化チャレンジ補助金は、この記載は不要である。なお、補助金第53の訪日観光客商店街おもてなし事業補助金も、この記載は、不要である。

Ⅱ 当該年度の事業計画、収支予算書

Ⅲ 定款又は規約及び組合員名簿

Ⅳ 位置図、見取り図、設計概要図等の事業計画図

Ⅴ 誓約書、役員等名簿

Ⅵ その他知事が必要と認める書面

(4) 実績報告

① 報告書

報告書には、以下の事項を記載すべきことが定められている。

Ⅰ 事業に要した経費及び補助金交付決定額

Ⅱ 補助事業に要した経費の配分

書式を定めた「補助事業実績書」に記載することが指示されている。補助事業実績書の記載内容は、以下のとおりである。

a 補助事業実績の内容等

「事業団体名」、「代表者及び所在地」、「事業名」、「事業内容」及び「事業を実施したことによる効果及び今後の展開」を記載する必要がある。

b 補助事業に要した経費の配分等

6 交付基準

交付要綱とは別に、「千葉県地域商業活性化事業補助金交付基準（以下「商業活性化交付基準」という。）」として、『「コンセンサス形成事業等によりまとめた計画等』に盛り込む事項」との項目の外7の項目の下に、交付する基準が具体的かつ詳細に定められている。

7 交付申請

(1) 申請書

平成28年度における地域商業活性化チャレンジ補助金の交付件数は、次の5件である。いずれも、要綱の交付申請に係る定めに従ってなされている。

① 稲毛商店街振興組合

I 事業に要する経費及び補助金交付申請額

- a 補助事業に要する経費 172万3910円
- b 補助金交付申請額 100万0000円

II 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

補助事業計画書に記載された事業内容は、「稲毛商店街において、アート作家によるワークショップ開催を目玉とし、これと連動させて商店街各店でまちゼミを開催する等の催しを実施する事業」である。

② 松戸駅周辺商業協同組合

I 事業に要する経費及び補助金交付申請額

- a 補助事業に要する経費 115万0358円
- b 補助金交付申請額 63万9000円

II 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

補助事業計画書に記載された事業内容は、「地元住民を対象として、歴史的建造物や街中を案内し、それらの魅力を知ってもらうツアーや、外国人を主な対象として、日本の日常文化に触れるツアーを催す事業」である。

③ アイラブふなばし実行委員会

I 事業に要する経費及び補助金交付申請額

- a 補助事業に要する経費 46万6096円
- b 補助金交付申請額 31万0730円

II 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

補助事業計画書に記載された事業内容は、「街中ツアー及び商店会内でステージを設置して地域団体が参加するショーを開催する事業」である。

④ 木更津商工会議所青年部

I 事業に要する経費及び補助金交付申請額

- a 補助事業に要する経費 165万4702円

b 補助金交付申請額 100万0000円

II 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

補助事業計画書に記載された事業内容は、「木更津潮浜公園を会場にして民間のサークル団体40団体、商店街関係11店舗と協力し、スタンプラリー形式で回る体験ブースを設置し、小学生に参加してもらい木更津市の文化や歴史を学んでもらう等の事業」である。

⑤ 千葉都心イルミネーション実行委員会

I 事業に要する経費及び補助金交付申請額

a 補助事業に要する経費 1879万4297円

b 補助金交付申請額 100万0000円

II 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

補助事業計画書に記載された事業内容は、「中央公園やその周辺にイルミネーション電飾を設置し、各種イベントを実施する事業」である。

8 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

9 実績報告

(1) 報告書

5件の交付申請につき、それぞれ実績報告がなされている。いずれの実績報告も交付要綱の実績報告に係る定めに従ってなされている。

① 事業に要した経費及び補助金交付決定額

事業に要した経費は、7のIの③のアイラブふなばし実行委員会の事業については、交付申請額と同額である。その他の事業については、事業に要した経費は交付申請額から変更しているが、その変更はいずれも交付要綱及び交付基準に定める「軽微な変更」の範囲内である。

② 補助事業に要した経費の配分

別紙補助事業実績書に記載された事業内容は、交付申請の「補助事業計画書」に記載された内容と同じである。

(2) 添付書類

5件の実績報告とも、要綱に定められた書類が添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第52 千葉県地域商業活性化事業補助金（活性化実践事業）

一 補助金の内容

1 概要

千葉県地域商業活性化事業補助金（活性化実践事業）は、地域商業活性化事業補助金のうち、商工会、商工会議所及び商店街団体等が実施する商店街の街路灯のLED化や防犯カメラの設置等の施設整備や商店街活性化のためのイベント等を行う事業について交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、2700万円である。平成29年度の予算額も、同額である。平成27年度の決算額は1400万9000円、平成26年度の決算額は1202万7000円である。

3 受給者

補助金51と同じである。

4 経緯・交付要綱・交付基準

第51の千葉県地域商業活性化事業補助金（地域商業活性化チャレンジ事業）に記述したとおりである。

5 交付申請

複数の団体から交付申請がなされているが、そのうち、佐原商工会議所の申請内容は、以下のとおりである。

(1) 申請書

① 事業に要する経費及び補助金交付申請額

I 補助事業に要する経費	365万0400円
II 補助金交付申請額	115万9200円

② 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

I 補助対象事業	環境配慮型事業
II 事業実施団体	横宿商店会

III 事業名及び事業内容

事業名 LED街路灯への頭部改装事業

事業内容 既存の街路灯39基のうち23基をLED化する。

IV 期待される効果

街路灯の落下防止、電気代の減額、夜間通行の安全、デザインを刷新することによる観光促進の一助になる。

③ 補助事業完了予定期日

(2) 添付書類

- ① 平成28年度事業計画書
- ② 平成28年度一般会計収入支出予算書

6 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

7 実績報告

複数の団体から実績報告がなされているが、いずれも実績報告も、要綱に従って適切になされている。そのうち、佐原商工会議所の報告内容は、以下のとおりである。

(1) 報告書

① 事業に要した経費及び補助金交付決定額

I 補助事業に要した経費	360万7200円
II 補助金交付決定額	115万9200円

② 補助事業に要した経費の配分

補助事業実績書に、既存の街路灯39基のうち23基をLED街路灯に替えたことが報告されている。併せて、補助金対象事業ではないが、事業の実施に伴って、老朽化した街路灯15基を除去したとの参考事項も記載されている。

(2) 添付書類

報告書には、要綱に従って、領収書や写真等が添付されていて、事業の実施及び補助金の使途を明確に確認することができる。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第53 訪日観光客商店街おもてなし事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

訪日観光客商店街おもてなし事業補助金（以下「訪日観光補助金」という。）は地域商業活性化事業補助金のうち、商工会、商工会議所及び商店街団体等が実施する訪日観光客を迎え入れるための接客講習会や情報発信をする等の事業について交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算は、1000万円である。平成29年度の予算も、同額である。平成27年度の決算額は、404万2000円である。なお、平成26年度は、制度創設前である。

3 受給者

補助金51と同じである。

4 経緯・交付要綱・交付基準

第51の千葉県地域商業活性化事業補助金（地域商業活性化チャレンジ事業）に記述したとおりである。

5 交付申請

複数の団体から交付申請がなされている。そのうち、富里市商工会の申請内容は、以下のとおりである。

(1) 申請書

① 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

I 補助事業に要する経費 70万4480円

II 補助金交付申請額 35万2240円

② 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

I 補助対象事業 訪日観光客商店街おもてなし事業

II 事業実施団体 日吉商店会

III 事業名及び事業内容

a 事業名

日吉商店会体験ツアー調査事業

b 事業内容

訪日観光客を対象とした体験ツアーの企画、体験ツアー参加者の募集とツアーの実施、体験ツアー参加者への調査（委託）

③ 補助事業完了予定期日

(2) 添付書類

① 平成28年度事業計画書（案）

② 平成28年度一般会計収入支出予算書

6 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

7 実績報告

複数の団体から実績報告がなされている。そのうち、富里市商工会の実績報告の内容は、以下のとおりである。

(1) 報告書

① 事業に要した経費及び補助金交付決定額

いずれも、交付申請書に記載された「事業に要する経費」及び「交付申請額」の各金額と同額である。

② 補助事業に要した経費の配分

補助事業実績書に、着物の着付け体験等の体験ツアーを企画し、台湾人観光客を対象とした商店会体験ツアーを実施し、その体験ツアーに参加した台湾人観光客に対しアンケート調査を実施し、その調査結果の報告書を作成したことが記述されている。

③ 補助事業完了期日 平成29年2月15日

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第54 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金（コンベンション部門）

一 補助金の内容

1 概要

公益財団法人ちば国際コンベンションビューローが行う事業に要する経費に対して行う補助金。なお、本補助金は、公益法人ちば国際コンベンションビューローのコンベンション部門に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、9416万2000円である。平成29年度の予算額は、9435万6000円である。平成26年度決算額は9315万3000円、平成27年度決算額は8744万4000円である。

3 経緯

平成3年に千葉県におけるコンベンションの振興を図るために補助を開始されたものである。

4 受給者

公益財団法人ちば国際コンベンションビューローである。

定款によれば、その目的は、千葉県の有する歴史、文化、経済その他の地域的特性を生かし、千葉県で開催される会議、報償・研修旅行、国際会議及びイベント事業などを推進するとともに、国際交流の推進などを図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては「公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金交付要綱」が定められている。

(1) 目的

千葉県内におけるコンベンションの振興、国際化及び国際交流の推進を図るため、当該法人が行う事業に対する経費について予算の範囲で補助する。(要綱1条)。

(2) 事業

補助金が交付される対象事業は、①誘致、開催支援事業、②広報宣伝事業、③企画・調査・開発事業、④情報収集事業、⑤特別事業、⑥①ないし⑤にまでに掲げる業務の管理、⑦特別対策(要綱2条・別表)である。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金交付申請書(要綱別記第一号様式)によるものとされている(要綱4条)。

II 必要的記載事項

上記様式には、補助金交付申請額、補助事業の内容、補助事業の経費の配分についての記載が求められている。

② 添付書類

なし

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

ちば国際コンベンションビューロー事業実績報告書(要綱別記第4号様式)。

II 必要的記載事項

上記様式には、補助金交付決定額、事業内容、経費の内訳を記載することとされている。

② 添付書類

なし

6 交付申請

(1) 申請書

要綱の要求するとおりの交付申請がなされている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

要綱の要求するとおり

② 記載内容

要綱の要求するとおり

(2) 添付書類

なし

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第55 千葉県国際会議開催補助金

一 補助金の内容

1 概要

国際会議の主催者に対して、予算の範囲内において千葉県国際会議開催補助金を交付する補助金である。

県内の国際会議の開催を増加させることで、地域経済の活性化、千葉県の知名度の向上、国際観光の振興及び国際交流の促進に資することに鑑み、補助金を交付する。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1250万円である。平成29年度の予算額は、2000万円である。平成27年度の決算額は、750万円、平成26年度の決算額は1660万5000円である。

3 経緯

平成23年度に開始された制度である。

4 受給者

当該国際会議の主催者である。

なお、平成28年度は、公益社団法人電気化学会電池技術委員会である。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては「千葉県国際会議開催補助金交付要綱」が定められている。

(1) 目的

県内の国際会議の開催を増加させることが、地域経済の活性化、千葉県の知名度の向上、国際観光の振興及び国際交流の促進に資することに鑑み、当該国際会議の主催者に対して補助金を交付することで、国際会議の県内への誘致を促進する。(要綱1条)。

(2) 事業

対象事業者は、国際会議の主催者である。対象となる国際会議は、県単独の場合①参加者が600人以上、そのうち外国人が120人以上であること、②会議の参加国が5か国以上、③開催期間が3日以上、④開催地が未定であり、千葉県が候補地となっていること、⑤主たる会合が千葉県で開催されること、⑥千葉県の産業、経済、学術、文化、国際交流のいずれかの振興に寄与するものであること、⑦政治的、宗教的または専ら営利的な意味合いを持つものでないこと、⑧公序良俗に反するものでないこと、⑨国、地方公共団体の主催事業でないことである（なお、市町村協調補助については別途定めがある。）。

補助金の使途先は、①会場借上費、②会場設営及び撤去費、③会議用機材借上費、④③の機材にかかる役務費、⑤外国人招聘費、⑥看板・印刷物製作費、⑦広告宣伝費とされる。補助額は、上記①ないし⑦の経費について、主催者が実際に負担した金額の2分の1以内の金額であり、以下の金額を限度額とする。

1200人以上 1000万円

600人以上1200人未満 750万円

市町村が主催者に対して交付した金額と次の金額のうち、低い金額を上限とする。

1200人以上 500万円

600人以上1200人未満 375万円

100人以上600人未満なら 300万円である。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

千葉県国際会議開催補助金交付申請書（要綱12条・別記第三号様式）によるものとされている。なお、国際会議の主催者は事前に補助対象会議として登録申請を行わなければならない（要綱6条、7条）。

II 必要的記載事項

上記様式には、会議の名称、開催日程、交付申請額、開催計画の概要についての記載が求められている。

② 添付書類

i 国際会議開催計画書、収支予算書、主催団体の定款、寄付行為、規約又は会則などの書類、ii 主催団体の組織体制及び役員名簿などの書類、iii その他当該国際会議に関する書類

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

千葉県国際会議開催補助金実績報告書（要綱15条、別記第6号様式）。

II 必要的記載事項

上記様式には、会議の名称、開催日程、補助金交付決定額及び補助事業に要した経費、開催実績の概要を記載することとされている。

② 添付書類

収支決算書、その他当該国際会議に関する書類

6 交付申請

(1) 申請書

要綱の要求するとおりの交付申請がなされている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

要綱の要求するとおりのものが提出されている。

② 記載内容

要綱の要求するとおりのものが提出されている。

(2) 添付書類

要綱の要求するとおりの書類が添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第56 中小企業連携組織対策事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県中小企業団体中央会を受給者とした、中小企業連携組織対策事業費に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1億6906万9000円である。平成29年度の予算額は、1億7153万7000円である。平成27年度の決算額は、1億6814万7000円である。平成26年度の決算額は、1億5862万8000円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

昭和45年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するため、千葉県中小企業団体中央会の人件費及び事業費について交付している。

元は県と国の協調補助金（補助率：人件費10/10、事業費：国・県1/2ずつ）だったが、三位一体の改革により平成18年度より一般財源化されたため、現在は各県で県単補助（補助率：人件費・事業費 県10/10）として実施している。

4 受給者

中小企業等協同組合法により各都道府県に一つずつ設置された、中小企業組合等を会員として設立された団体。

中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくことを主な目的とし、組合の設立や運営について相談に応じている。

5 交付要綱

(1) 目的

千葉県中小企業団体中央会が行う事業に要する指導員及び職員の設置費並びに運営・指導事業に要する経費について補助金を交付することにより、中小企業の連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進することを目的とする。

(2) 事業

（人件費）

- ・指導員21人、職員3人の給料・各種手当・福利厚生費等

（事業費）

- ・指導員等の資質向上を図る事業
- ・中小企業連携組織推進指導事業に必要な備品の取得等
- ・地域産業実態調査事業
- ・組合等情報提供事業
- ・中央会指導員等研究会開催事業
- ・組合指導情報整備事業
- ・中小企業団体情報連絡員の設置
- ・中小企業等連携組織等支援事業
- ・組合等基盤強化事業
- ・運営事業費 等

6 交付申請

(1) 申請書（必要的記載事項）

目的、申請額、実施期間、補助の内容、経費の配分、補助対象者及び補助事業に係る予算

(2) 添付書類

誓約書、役員等名簿

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知（交付要綱に特段の定めはない）。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付書類：補助金決算総表、補助金実績明細、事業内容明細、補助対象者名簿

9 公益的な効果

平成28年度の経営革新計画※承認支援件数は39社(全国2位)、組合設立件数27組合(全国1位)、また、事業協同組合等経営をはじめとする相談・指導件数も年間2万件を超え、指導員1人当たりでは962件となっており、都道府県中央会の中でも全国トップクラスの実績を挙げている、とのことである。

※「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業が激変する経営環境に対応し、市場の中で優位性を確保しつつ、厳しい競争を勝ち抜いていくため、経営計画を作成して「新事業活動」にチャレンジし、「経営の相当程度の向上」を図ること。申請者は県（又は国）に申請書を提出し、知事（又は国の地方機関等の長）の承認を得ると、県制度融資などの支援措置を受けることができる。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 終期の設定・支援内容の重複について

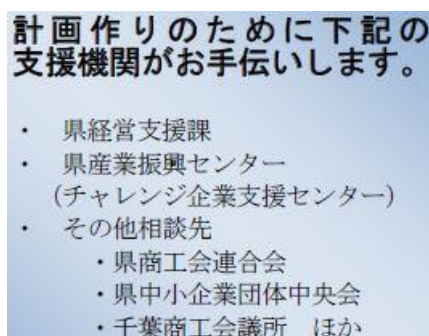
補助金は一度交付を開始すると廃止するのが難しく、公益性等の要件を満たしている補助金については廃止する積極的な理由がない限り、長期間にわたり補助金が交付され続ける。

しかし、県の財政的及び人的資源には限りがあり、県の施策を実現するためには補助金を交付する事業について優先順位を付けざるを得ない場合がある。

どの事業に補助金が必要となるかどうかは環境の変化によって変わっていく

にもかかわらず、補助金に終期を設定することなく長期化又は固定化することによって、補助金が必要となる新規事業が適時に行われないうリスクもある。

成果として挙げられた経営革新計画については、県のHPによると、当該補助金の受給者である千葉県中小企業団体中央会を含めて支援機関が複数あり、対象事業が同一ではないものの、それぞれの支援機関に補助金が交付されている（後述第57、第63の補助金）。



県としては、補助金を交付する場合には終期を設定し、終期として定めた事業年度において補助金の成果を精査した上で、終期以降も補助金を交付するか、補助内容を変更して継続するか、若しくは廃止するか、定期的に補助金交付の必要性等の見直しを行うことについて検討することが望ましい。

(2) 手続の適正

① 補助対象経費について

交付要綱別表において、補助対象経費を詳細に定めている。詳細に定めている理由について県は「補助対象経費を細かく設定することにより、本事業の目的達成のために必要な対象経費を明確にしている。また、本事業の補助対象経費の内容の妥当性を判断しやすい。」との見解を示している。

しかし、「中小企業連携組織対策事業費補助金確定検査に関して（担当メモ）」という書面では、「人件費の一部返還」「超過勤務手当に補助事業以外の業務が一部含まれていること」という記載がある。

このように過誤が生じていることから、詳細に定めている理由について不合理とまでは言えないものの、一部返還等をさせる必要がなくなる程度にできないか検討することが望ましい。

第57 小規模事業経営支援事業費等補助金

一 補助金の内容

1 概要

商工会、商工会議所、千葉県商工会連合会及び千葉県商工会議所連合会を受給者とする、小規模事業経営支援事業に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、22億3125万9000円である。平成29年度の予算額は、22億5020万6000円である。平成27年度の決算額は、21億6599万8000円であり、平成26年度の決算額は、21億325万5000円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

昭和45年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

商工会、商工会議所、千葉県商工会連合会及び千葉県商工会議所連合会が行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（経営改善普及事業）や県連合会（商工会連合会、商工会議所連合会）が傘下の商工会等に対し行う研修事業などに要する経費に対し、昭和45年度から千葉県小規模事業経営支援事業費等補助金交付要綱（昭和45年度～平成11年度「千葉県小規模事業指導費補助金」、平成11年度の改正中小企業基本法により名称変更）に基づき補助金を交付している。

平成4年度以前の補助率は国と県でそれぞれ1/2負担していたが、地方交付税措置による一般財源化（平成5年度以降）及び三位一体改革に伴う税源移譲により、平成18年度から全額県単補助（国の交付税措置あり）となっている。

4 受給者

（商工会）

地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体、国や都道府県の小規模企業施策（経営改善普及事業）の実施機関でもある。

（商工会議所）

その地区内における商工業者の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする、商工会議所法に基づく特別認可法人。

（千葉県商工会連合会）

商工会の発達を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的とする団体。

（千葉県商工会議所連合会）

千葉県商工業界の公正な世論を結集しその実現に努め、各地商工会議所及び各種経済団体の緊密な連絡を促進して、総合的に商工業の改善発達を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国経済の発展に寄与することを目的とする団

体（一般社団法人千葉県商工会議所連合会定款3条）。

5 交付要綱

(1) 目的

県内40商工会、21商工会議所、千葉県商工会連合会及び千葉県商工会議所連合会が行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（経営改善普及事業）や県連合会（商工会連合会、商工会議所連合会）が傘下の商工会等に対し行う研修事業などを補助することにより、小規模事業者の振興・安定及び地域経済の活性化を図る。

(2) 事業

・人件費

商工会、商工会議所、千葉県商工会連合会及び千葉県商工会議所連合会における補助対象職員（経営指導員、補助員、記帳専任職員、商工会指導員等計403名）の給料、各種手当等

・事業費

- ① 商工会、商工会議所、千葉県商工会連合会及び千葉県商工会議所連合会が行う経営改善普及事業並びに千葉県商工会連合会が行う商工会指導事業に要する経費。
- ② 千葉県商工会連合会及び千葉県商工会議所連合会が行う組織化の促進、経営の合理化、研修等の事業に要する経費の一部
- ③ 商工団体が提案する小規模事業者の経営の高度化や基盤強化、事業承継等に係る事業、地域経済活性化に資する事業

6 交付申請

(1) 申請書

必要的記載事項：目的、申請額、実施機関、補助事業の期間、補助事業の内容、経費の配分

(2) 添付書類

補助事業計画書、補助対象職員の人件費調書、経営改善普及事業実施計画書、記帳指導職員、記帳指導員の略歴書、誓約書、役員等名簿、商工会等の収支予算書（小規模事業経営支援事業費特別会計を設けている場合は、その収支予算書）、商工会等の組織規程、給与規程（商工会連合会の規程例と同一の場合は不要）、組織図及び配置図

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知（交付要綱に特段の定めはない。）。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付書類：補助金支払明細書、補助対象職員の人件費調書、事業実績報告書、講習会等の明細書、記帳専任職員、記帳指導職員及び記帳指導員の指導の明細書、商工会等の収支決算書又はその案（小規模事業経営支援事業費特別会計を設けている場合は、その収支決算書又はその案）、電子計算機賃借料については、賃借契約書（写）及び設置完了確認書（写）

9 公益的な効果

商工会等の経営指導員が平成28年度に行った相談指導の件数は11万5千件を超え、指導員1人当たりの年間件数は約501件であり、小規模事業者の身近な支援機関として大きな役割を果たしていると考えられる。

相談指導の中には、県の承認を得ると小規模事業者が制度融資など様々な公的支援を受けられる経営革新計画に関する相談指導があり、本県で平成28年度に承認された経営革新計画77件の12%に当たる9件が商工会や商工会議所の指導によるものである。

また、平成28年度の県下の商工会等の経営指導員の公的助成金等の獲得件数は955件、マル経融資の成立件数は1,589件、支援を通じた創業件数は405件となっている。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 終期の設定について

補助金は一度交付を開始すると廃止するのが難しく、公益性等の要件を満たしている補助金については廃止する積極的な理由がない限り、長期間にわたり補助金が交付され続ける。

しかし、県の財政的及び人的資源には限りがあり、県の施策を実現するためには補助金を交付する事業について優先順位を付けざるを得ない場合がある。

どの事業に補助金が必要となるかどうかは環境の変化によって変わっていくにもかかわらず、補助金に終期を設定することなく長期化又は固定化することによって、補助金が必要となる新規事業が適時に行われないうリスクもある。

県としては、補助金を交付する場合には終期を設定し、終期として定めた事業年度において補助金の成果を精査した上で、終期以降も補助金を交付するか、補

助内容を変更して継続するか、若しくは廃止するか、定期的に補助金交付の必要性等の見直しを行うことについて検討することが望ましい。

(2) 手続の適正

① 過払いについて

故意の不正受給や過失による過剰請求に対しては返還をさせているため、過払いに対するコントロール自体はできていると言える。もっとも、故意・過失双方の過払が生じていること、返還債権が回収不能となった場合に著しく公益に反する結果となることから、過払いが生じない仕組みを検討することが望ましい。

第58 千葉県プロフェッショナル人材確保事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、経営等に関し専門的な知識等を有する人材の県内への還流、集積を促進するため、県内中小企業に対し、県外から転職するプロフェッショナル人材を試用就業で受け入れるに当たり発生する人件費等と県内への転居費用等を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度及び平成29年度の予算額は、いずれも1000万円である。
なお平成27年度は、制度創設前である。

3 経緯

平成26年12月27日に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、これに関連する経済対策として創設された「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用し、平成27年12月1日に設置された「千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点」の効果を高めるため、平成27年度に本補助金が創設された。

4 受給者

本補助金の受給者は、県内に事務所又は事業所を置く中小企業である。平成28年度は5企業が本補助金を受給している。

5 交付要綱

(1) 目的

経営等に関し専門的な知識を有する人材の県内への還流、集積を促進することである。

(2) 事業

本補助金を申請できるのは、県内に事務所または事業所を有する中小企業で、雇

用保険の適用事業者であり、かつ、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、総勘定元帳等の帳簿類を備え付けている事業者である（ただし、補助対象として不適切な事業や県税に未納がある場合等一定の場合は補助対象から除外されている。）。

補助対象事業は、上記の事業者がプロフェッショナル人材（専門的な分野に関する知識や技能などを有し、事業創出力の強化に繋がる活躍が期待できる人材であると受け入れ先の事業者が認めた者であり、専門的な分野に関し、10年以上の実務経験を有する者）を正規雇用するため、当該事業者の有する県内の事務所又は事業所において実施する試用就業（原則として1か月以上3か月以内）である。補助対象となる経費は、試用就業中の当該人材にかかる給与及び社会保険料並びにプロフェッショナル人材に支給した転居等費用の2分の1以内の額であり、1人あたり250万円が上限である。

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には事業計画書が添付され、採用しようとするプロフェッショナル人材の経歴、当該人材を採用して行う事業の概要、交付申請額と積算根拠を記載することとされている。

② 添付書類

申請書の添付書類として、添付書類には、プロフェッショナル人材の履歴書・職務経歴書、試用就業に係る雇用契約書等の写し、事業活動の概要が分かる資料、県税の納税証明書、事業所別被保険者台帳、役員等に暴力団関係者がいない旨の誓約書、役員等名簿、知事への個人情報提供のプロフェッショナル人材の同意書の写し等を添付することとされている。

(4) 実績報告

① 報告書

実績報告書には、プロフェッショナル人材を採用して行った事業の成果、補助対象経費（実績報告額）の積算等を記載することとされている。

② 添付書類

補助対象経費の金額及びプロフェッショナル人材に対する支給が確認できる書類（賃金台帳など）の写しの添付が求められている。

6 交付申請

交付申請は、要綱で定められている書式を用いて行われ、添付が求められている書類も添付されており、交付申請の手続は適正に行われているものと認められた。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告は、要綱で定められている書式を用いて行われ、添付が求められている書類も添付されており、実績報告の手続は適正に行われているものと認められた。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 効果の検討

本補助金について特に効果測定は実施されておらず、補助金を利用して試用された人材が補助対象期間を経過した後も継続して定着したかどうかの調査は行われていない。本補助金によって達成されるべき目的は、プロフェッショナル人材が県内に還流、集積されること（交付要綱1条）であり、試用期間の終了後もプロフェッショナル人材の雇用が一定期間継続されていないのであれば、補助の目的が達成されているものとは言い難い。補助金の目的が達成されているかどうか不明なまま補助を継続することは適切とは言い難いため、試用期間終了後も補助を利用して採用された人材が継続雇用されているかどうかを調査するなどして、補助金の効果測定の方法を検討されたい。

第59 中小企業人材採用サポート事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、一般社団法人千葉県商工会議所連合会に対し、同連合会が商工会議所、商工会、商工会連合会や教育機関、その他関係機関で構成する連携会議を活用して実施する、県内中小企業における企業実習や大学等における就職セミナーなどの相互交流事業を行う「中小企業人材採用サポート事業」に要する経費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額及び平成29年度の予算額は、いずれも2000万円である。なお、平成27年度は、制度創設前である。

3 経緯

本補助金は、中小企業の人材確保と学生等の就職・地元定着を促進することを目的とし、中小企業関係団体の取組を支援するため、平成28年度から実施されてい

る。

4 受給者

本補助金の受給者は、一般社団法人千葉県商工会議所連合会である。同連合会は、千葉県内の商工会議所を会員として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された法人である。

5 交付要綱

(1) 目的

中小企業の人材確保と学生等の就職・地元定着を促進するため、一般社団法人千葉県商工会議所連合会が商工会議所、商工会、商工会連合会や教育機関、その他関係機関で構成する連携会議を活用して実施する、県内中小企業における企業実習や大学等における就職セミナーなどの相互交流事業を行う「中小企業人材採用サポート事業」に要する経費に対し、補助金を交付する。

(2) 事業

補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助上限額は次の表のとおりである。

補助対象事業	補助対象経費		補助率	補助上限額
	区分	内容		
千葉県商工会議所連合会が商工会議所等や教育機関、その他関係機関からなる連携会議を設置して行う、次の1～4の事業を対象とする。 1 教育機関等における就職セミナー、企業と学生の交流会 2 学生等の企業実習（企業実習のプログラム設計、各企業が実施する実習の受け入れ支援及び助言に関するものに限る） 3 中小企業の認知度向上・魅力発信手法の強化 4 人材採用力強化に関する研修	人件費	賃金、就業規則等に定める諸手当、福利厚生費、諸謝金	補助対象経費の全額	2000万円
	使用料・賃借料	事務室の賃料（冷暖房使用料及び光熱水費含む）、レンタル・リース料（パソコン、コピー機、プリンター、電話、ファックス等）		
	事業費	旅費、会議費、資料作成費、諸謝金（セミナー講師謝金）、使用料・賃借料（セミナー会場等借上費）、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、委託費（外注費）、保険料		
	雑役務費	振込手数料		
	その他経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費		

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には、事業の概要、人員体制（事務分掌）、事業スケジュール、補助対象経費の配分等を記載した補助事業計画書の提出が求められている。

② 添付書類

申請書に添付が必要な書類は、補助事業計画書のほか、補助対象職員の人件費

調書、補助金の不支給事由が存在しない旨の誓約書、収支予算書、連合会の定款、組織図の添付が求められている。

(4) 実績報告

① 報告書

実績報告書には、事業に要した経費の額及び補助金交付決定額、補助事業に要した経費の配分、補助事業完了期日の記載が求められている。

② 添付書類

補助事業実績報告書、補助対象職員の人件費調書、事業の現場写真、その他知事が必要と認める書類を添付することとされている。

6 交付申請

交付申請は、要綱で定められている書式を用いて行われ、添付が求められている書類も添付されており、交付申請の手続は適正に行われているものと認められた。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告は、要綱で定められている書式を用いて行われ、添付が求められている書類も添付されており、要綱に基づいた実績報告が行われている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

平成28年度の時点においては、本補助金の交付要綱には暴力団排除条項が設けられておらず、役員等に暴力団関係者の有無の照会も行われていなかったため、要綱を改訂し、暴力団排除条項を制定する必要がある。ただし、平成29年度からは、交付要綱に暴力団排除条項が加えられ、県警への照会も行っており、上記の点については既に対応済みとのことである。

② 支出証拠書類添付の必要性

本補助金の実績報告に際しては、補助対象経費の支出証拠書類の写しの添付が求められていない。県は、実地検査によって支出証拠書類を確認しているとのことであるが、支出の確認を実地検査のみによって行ったとしても、その際に確認した内容の記録が残されていないとすれば、第三者が支出の適正性を検証することができず、確認の方法として十分なものとは言えない。したがって、実績報告書に、支出証拠書類の写しの提出を求めるべきである。

2 意見

意見はない。

第60 千葉県高齢者就業機会確保事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会に対し、その運営費の一部を補助するために支給されるものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、900万円である。平成29年度の予算額並びに平成26年度及び平成27年度の決算額も、いずれも900万円である。

3 経緯

本補助金は、公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会の運営費の一部を補助し、同連合会を通じ、シルバー人材センター事業の地域への浸透と活動拠点のセンターの育成・指導等を行い、高齢者の就業機会の確保・提供を充実させ、もって、高齢者福祉の増進を図るため、平成8年度から実施されているものである。

4 受給者

本補助金の受給者は公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会である。同連合会は、県の高齢社会対策を受け、関係機関と円滑な連携の下に県下各シルバー人材センターの効率的な運営と発展を図ることを目的とする公益社団法人である。連合会は、平成8年10月に設立され、県内の47シルバー人材センター等の団体で構成されている。

5 交付要綱

(1) 目的

シルバー人材センターの健全な発展を図ることを目的とする（交付要綱1条）。

(2) 事業

本補助金の対象となる経費は次の表のとおりである。

区分		補助対象経費
人件費	職員俸給, 諸手当	職員基本給, 職員特別給与(賞与), 扶養手当, 通勤手当, 住居手当, 地域手当(都市手当, 寒冷地手当等), 超過勤務手当等
	社会保険料	健康保険料, 介護保険料, 厚生年金保険料, 厚生年金基金掛金, 労働保険料(労災保険及び雇用保険), 児童手当拠出金等の法定福利費のうち事業主負担分
	福利厚生費	職員の健康診断に要する費用
	職員退職給与引当金, 退職金掛金	職員退職給与引当金及び中小企業退職金共済等への掛金
管理費	賃金	臨時に雇用する職員の賃金
	社会保険料	臨時に雇用する職員に係る健康保険料, 介護保険料, 厚生年金保険料, 厚生年金基金掛金, 労働保険料(労災保険及び雇用保険), 児童手当拠出金等の法定福利費のうち事業主負担分
	福利厚生費	臨時に雇用する職員の健康診断に要する費用
	支払手数料	金融機関への振込手数料, 行政機関等の手数料
	光熱水料	電気料, 水道料
	公租公課	固定資産税, 都道府県民税
	借料及び損料	運営に要する事務所, 事務用機器等の借上料
	雑役務費	管理・運営の一部を第三者に依頼して行わせるもの, 各種保守料, 事務所の清掃料, 車検料, コピー機のカウンター料
事業費	役職員活動旅費	役職員が連絡・会議・経験交流, 研修, 調査及び事務実施に必要な事業開拓等のために要する旅費
	備品費	①事務所に必要な備品類の購入に要する次の経費 机, 椅子, 図書, 電話機(手数料及び架設費を含む。), 応接セット及びその必要な備品類の購入費 ②事業を運営するために必要な備品類の購入に要する次の経費 自動車(諸経費を含む。), 作業衣, かま, のこぎり, はさみ, 刷毛, 用具類の保管庫及びその必要な作業用具類の購入費(自動車以外の備品類の購入については, 単価が50万円未満のものとする。)
	消耗品費	事務用消耗品, 燃料費等
	印刷製本費	①図書, 文書, 図面, 議案, 罫紙類, 諸帳簿, 雑誌, 書類, 伝票等の製本代 ②就業に関する普及・啓発に要するポスター, パンフレット等の印刷代(用紙代を含む。)
	通信運搬費	①郵便料, 電信料及び電話料 ②事業用等の諸物品の荷造費及び運賃 ③近距離の乗船及び乗車の回数券 ④有料道路の通行料
	公租公課	自動車重量税
	借料及び損料	事業の運営に必要な駐車場及び作業場等の借上料
	保険料	自動車損害賠償責任保険料
	会議費	会議開催時に係る委員等の茶代
	雑役務費	①収入印紙等 ②機械器具及び自動車の修繕料 ③作業適応訓練等に要する経費 ④その他雑役務に要する経費
	諸謝金	①講師等に支払う謝金及び謝礼 ②事務, 事業等を委嘱された者等に対する報酬及び謝金
	賃金	臨時に雇用する職員の賃金
	社会保険料	臨時に雇用する職員に係る健康保険料, 介護保険料, 厚生年金保険料, 厚生年金基金掛金, 労働保険料(労災保険及び雇用保険), 児童手当拠出金等の法定福利費のうち事業主負担分
	福利厚生費	臨時に雇用する職員の健康診断に要する費用
	教材費	技能訓練用テキスト, 材料及び簡単な手工具類の購入費
訓練委託費	公共職業訓練施設等に依頼して行う訓練に係る委託費及び会員の授業料	

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には、事業の目的及び内容、申請額、補助金申請調書、事業完了予定年月日が記載されることされている。

② 添付書類

定款、当該年度の事業計画書及び収支予算書、会員名簿、役員等名簿、役員等に暴力団関係者がいない旨の誓約書の添付が求められている。

(4) 実績報告

① 報告書

別紙として補助金精算書を添付し、補助金交付決定額、総支出済額、補助対象経費支出済額、補助金基本額、補助金確定見込額、補助金返還額を記入することとされている。

② 添付書類

当該年度の事業報告書及び収支計算書を添付することとされている。

6 交付申請

交付申請は、要綱で定められている書式を用いて行われ、添付が求められている書類も添付されており、交付申請の手続は適正に行われているものと認められた。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告については、交付要綱に定める書式にしたがって行われており、添付が求められている書類の添付もなされている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

本補助金の実績報告書には、支出証拠書類の写しの添付がなされていないため、補助対象経費の支出が適正であるかどうかの確認することができない。実績報告を受けた際に、補助対象事業に係る支出が適正かどうかを審査できるようにするため、実績報告書には補助対象経費の支出に係る支出証拠書類の写しの添付を求めるべきである。

2 意見

意見はない。

第61 千葉県事業所内保育所整備緊急促進事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、企業主導型保育事業の実施者及び地域型保育事業に係る事業所内保育事業の実施者に対し、新たに整備する事業所内保育所に必要な備品の整備に要する経費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度及び平成29年度の予算額は、いずれも1000万円である。
なお、平成27年度は、制度創設前である。

3 経緯

子育てをしながら働きやすい職場環境づくりを促進するため、事業所内保育所に係る国の助成制度や県内企業からの要望等を踏まえ、県の補助制度を創設したものであり、平成28年度から実施されている。

4 受給者

本補助金の受給者は、企業主導型保育事業の実施者及び地域型保育事業に係る事業所内保育事業の実施者である。平成28年度は11の事業者が本補助金を受給している。

5 交付要綱

(1) 目的

本補助金の目的は、労働者が子育てをしながら働きやすい職場環境の整備を支援することである。

(2) 事業

① 補助事業は、次のⅠ及びⅡのいずれかに該当する事業所内保育所を整備する事業主に対して行われる。

Ⅰ 県内に保育施設を設置する者で、企業主導型保育事業助成要領に基づく企業主導型保育事業（整備費）の助成決定を受けていること

Ⅱ 県内において地域型保育事業にかかる事業所内保育事業の認可を受ける見込みがあること

② 補助対象経費、補助率、補助限度額

補助対象経費	補助率	補助限度額
事業所内保育所に必要な備品の整備(事故防止等に資する備品の整備, 保育室において使用する室内遊具の整備, 保育活動に必要な備品の整備)	補助対象経費の4分の3以内の割合	1施設あたり100万円

(3) 交付申請

① 申請書

申請書の別紙として事業所内保育所整備緊急促進事業計画書を添付し、購入物品の品名、規格、個数、購入予定時期等とこれらの購入に要した経費の額（補助対象経費の額）等を記載する。

② 添付書類

- I 企業主導型保育事業の助成決定を受けた事業主の場合は、公益財団法人児童育成協会に提出した企業主導型保育事業（整備費）助成申込書及び知事が必要と認める添付書類の写し並びに公益財団法人児童育成協会から通知を受けた企業主導型保育事業（整備費）助成決定通知書の写し
- II 地域型保育事業にかかる事業所内保育事業の認可を受ける見込みがある事業主の場合は、市町村長に提出した地域型保育事業に係る事業所内保育事業認可申請書の写し
- III 役員等に暴力団関係者がいないこと等を誓約した誓約書
- IV 役員等名簿
- V 県税事務所長が発行する千葉県税の納税証明書
- VI その他知事が必要と認める書類

(4) 実績報告

① 報告書

報告書には別紙として、事業所内保育所整備緊急促進事業精算書を添付することとされている。同精算書には、購入物品の品名、規格、個数、購入時期等とこれらの購入に要する経費の額（補助対象経費の額）等を記載する。

② 添付書類

- I 歳入歳出（収入支出）決算（見込み）書抄本または資金収支決算（見込み）書（補助事業に係るもの）
- II その他参考となる書類（写真等）

6 交付申請

交付申請に当たっては、交付要綱に定める書式に従い申請手続が行われており、添付書類には、購入予定の備品の見積書や備品設置のための工事費用の見積書などの補助対象事業に要する経費の額を確認できる書類も添付されている。

7 交付決定

予算が上限に達したため、交付申請額の一部について、交付決定を行った1件を除き、交付申請どおり、交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告については、交付要綱に定める書式に従い実績報告がなされており、添付書類には、補助対象経費を支出した際の領収書や購入した備品の写真等が添付されており、補助金が適正に支出されていることを確認できるようになっている。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 公平性

① 予算の配分について

平成28年度は、本補助金について予算が上限に達した後も、申請が1件、申請の希望が1件あったが、予算が上限に達していたため、それらについては受付ができなかった。平成28年度は、本補助金が開始された最初の年度であったため、申請件数の予測が難しく、年度途中で補助金が上限額に達してしまったこと自体はやむを得ないといえる。本補助金が多数利用されているということは、事業所内保育所の整備を促進するという成果が得られているということであり好ましいことであるが、他方で、公平性という観点からは交付を希望する全事業者が補助金を受給できることが望ましく、より多数の事業者が受給できるほうがより多数の施設の整備につながるものと思われる。次年度以降については、事前に補助金の需要を調査するなどして申請件数を予測し、予測される申請件数に合わせて1件あたりの補助金の上限額を設定するとか、予算を増額するとかして、年度内に交付申請をし、あるいはそれを希望する者が等しく受給をすることが出来るような制度運用方法を検討することが望ましい。

第62 公益財団法人かずさDNA研究所事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

公益財団法人かずさDNA研究所を受給者とした、同研究所の事業目的達成、運営体制維持のための補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、10億8405万円である。平成29年度の予算額は10億7320万9000円である。平成27年度の決算額は、10億9500万円である。平成26年度の決算額は、10億9500万円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

平成2年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

補助を開始した経緯に関する記録はないが、かずさDNA研究所の運営主体として県の主導で法人が設立され、本県の産業振興上で重要な役割を担っており、事業目的の達成、運営体制の維持のため補助を開始したと考えられる。

4 受給者

ゲノム研究を中心とした生命科学・技術に関する研究を通じ、生命科学・技術による医療・健康づくり、環境及び食糧問題の解決、新技術の産業への応用等を推進することにより、新産業の創出及び産業構造の高度化並びに科学技術の振興を促し、もって人類の福祉に貢献することを目的とする。

(沿革)

平成3年3月28日 公益法人として設立（通商産業大臣認可）

平成4年2月6日 特定公益増進法人の証明を受ける

平成5年6月24日 通商産業省及び科学技術庁の共管となる

平成6年10月26日 研究所開所

平成24年4月1日 公益財団法人に移行

(同研究所HPより)

5 交付要綱

(1) 目的

本県におけるDNA研究の進展を図り、新しい産業分野の創出及び産業構造の高度化を促すため、公益財団法人かずさDNA研究所が行う事業に要する経費について補助金を交付する。

(2) 事業

- ① DNA及び生体高分子の構造、機能及び情報の解析研究事業
- ② 解析研究データの蓄積及び提供事業
- ③ 解析研究結果の医療、環境及び食糧分野への応用の研究事業
- ④ 研究成果の産業への応用及び技術支援事業
- ⑤ 人材の育成及び普及啓発事業
- ⑥ 内外研究機関等との研究交流及び技術支援事業
- ⑦ ①から⑥までに掲げる業務の管理
- ⑧ その他知事が特に必要と認めた事業

6 交付申請

(1) 申請書

必要的記載事項：申請額、補助事業の目的及び内容、経費の配分

(2) 添付書類

事業経費の配分表

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知（交付要綱に特段の定めはない）。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付書類：事業精算書

9 成果等

(1) 公益的な効果

平成6年の開所から植物ゲノム及びヒトゲノムに関する最先端の基礎研究で世界的な成果を上げている。また、近年ではその成果を社会に還元する取組に力を置いている。

(2) 必要性について

事業目的の達成、運営体制の維持には、県の補助金が必要であり、研究所が行っているDNAに関する基礎研究は多くの時間と設備面などの経費が必要とされる一方、その研究成果が直ちに収益に直結するものではないことから、補助金なしの運営は困難若しくは不可能である。

(3) 方針のひとつである「自立的経営の転換」について

これまで行ってきた基礎・基盤研究から将来を見据えた研究活動の重点化、その成果の社会実装化を進めており、併せて、競争的外部資金の獲得、自主財源の強化及び経費の節減に努めることなどにより、経営の自立性・自主性を可能な限り向上していく。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項は、暴力団排除に必要な措置を講ずべきことを求め、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」は、各関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定め、県警に対し受給者が暴力団関係者かの照会をすることを求めている。よって、交付要綱に暴力団排除条項を規定し、県警に対し、受給者につき、暴力団との関係の有無を照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第63 下請取引振興事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

公益財団法人千葉県産業振興センターを受給者とした、千葉県チャレンジ企業支援センター事業に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、5272万8000円である。平成29年度の予算額は、5420万6000円である。平成27年度の決算額は、5399万6000円、平成26年度の決算額は、4529万4000円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

平成22年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

中小企業支援法7条により、県知事は、県が行う中小企業支援事業のうち経営の診断や助言等の特定支援事業を中小企業支援センター（公益財団法人千葉県産業振興センター）に行わせることができるとされており、この特定事業に下請取引振興事業の事務が含まれることから、県では同センターに事業費を補助している。

中小企業支援法

（指定）

第7条 都道府県知事は、次の各号に適合する者を、その申請により、当該都道府県に一を限って指定し、その者（以下「指定法人」という。）に、当該都道府県が行う中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせることができる。

- 一 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であること。
- 二 申請者が当該特定支援事業を適正かつ確実に実施することができると認められる者であること。
- 三 申請者が次条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

2 前項の特定支援事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 中小企業者が行う電子計算機を利用して行う事業活動に関する経営の診断、助言、調査、研究及び情報の提供（以下この項において「経営診断等」

という。)を行う事業

二 中小企業者の経営に必要な資金の株式又は社債による調達の円滑な実施に資する経営診断等を行う事業

三 中小企業者が技術革新の進展に即応した高度な産業技術の開発を行い、又は当該産業技術を製品若しくは役務の開発、生産、販売若しくは役務の提供に利用する事業活動に関する経営診断等を行う事業

四 中小企業者が行上エネルギー、特定物質（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質をいう。）、包装材料及び容器の使用の合理化並びに資源の有効な利用（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三条第一項に規定する資源の有効な利用をいう。）の促進に資する事業活動に関する経営診断等を行う事業

五 前各号に掲げるもののほか、中小企業者の経営方法又は技術に関し、高度の専門的な知識及び経験を必要とするため当該都道府県が自ら行うことが困難な経営診断等を行う事業

4 受給者

(1) 受給者の概要

県内中小企業者等に必要となる、経営・金融・技術・IT相談等の窓口の一本化とともに支援機能を集中し、一箇所で必要な支援を受けることができる「ワンストップサービス」の促進を図り、新製品の開発や新規事業にチャレンジする中小企業を総合的にバックアップする。

(2) 二次受給者

無料相談等の支援を受ける県内中小企業者等

5 交付要綱

(1) 目的

下請中小企業の受注量の確保や取引拡大を図るため、公益財団法人千葉県産業振興センターを通じて、県内外の大手企業に対する発注案件の開拓、下請取引斡旋支援システムの活用による効果的な取引あっせん、商談会の開催等を実施。

(2) 事業

- ① 支援体制整備情報化事業
- ② 受発注情報等収集提供事業
- ③ 商談会等開催事業

6 交付申請

(1) 申請書

事業の内容（事業計画書記載）、事業に要する経費及び補助金交付申請額、事業の経費の配分、事業完了予定日

(2) 添付書類

事業計画書、経費配分書

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知（交付要綱に特段の定めはない）。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付書類：千葉県チャレンジ企業支援センター事業補助金支出表、千葉県チャレンジ企業支援センター事業実績書

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項において「県は、公共工事その他の県の事務又は事業（略）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（略）を県の事務等から排除するため、県が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする」旨規定する。また、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」により、各関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めること等を求めている。

暴力団排除が条例上の要求であるので、交付要綱に暴力団排除規定を整備し、誓約書を求め、警察本部への照会をするなど、徹底を図るべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 終期の設定について

補助金は一度交付を開始すると廃止するのが難しく、公益性等の要件を満たしている補助金については廃止する積極的な理由がない限り、長期間にわたり補助金が交付され続ける。

しかし、県の財政的及び人的資源には限りがあり、県の施策を実現するためには補助金を交付する事業について優先順位を付けざるを得ない場合がある。

どの事業に補助金が必要となるかどうかは環境の変化によって変わっていくにもかかわらず、補助金に終期を設定することなく長期化又は固定化することに

よって、補助金が必要となる新規事業が適時に行われないリスクもある。

県としては、補助金を交付する場合には終期を設定し、終期として定めた事業年度において補助金の成果を精査した上で、終期以降も補助金を交付するか、補助内容を変更して継続するか、若しくは廃止するか、定期的に補助金交付の必要性等の見直しを行うことについて検討することが望ましい。

② 数値目標等について

補助金を受給した公益的な効果について、県は「県内外の大手企業に対する発注案件の開拓、下請取引斡旋システムの活用による取引あっせんを実施するほか、商談会を開催することにより、下請中小企業の受注量の確保、取引拡大に貢献している。」としているが、具体的な効果は不明であり、下請中小企業の受注量の確保や取引拡大について数値目標等は設けていない。

終期の設定と関連して、数値目標等を設定することが望ましい。

第64 新事業・新産業創出支援事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

県内中小・ベンチャー企業、大学、研究機関などの結びつきを強化し、それらが連携して行う研究・製品開発等を一貫して支援することにより、産学官連携による技術・製品開発を促進し、新事業・新産業の創出を促すため、公益財団法人千葉県産業振興センターが行う「新事業・新産業創出支援事業」に要する経費を助成する補助金である。

対象事業は以下のとおりである。

- ・産学官連携等を支援する専門人材の設置
- ・大学・企業等のネットワーク活動の促進
- ・産学官連携等の支援のためのデータベースの運用・管理
- ・その他の産学官連携等を支援する取組

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、2932万8000円である。平成29年度の予算額は、2944万9000円である。平成27年度の決算額は、2826万2000円、平成26年度の決算額は、2765万1000円である。

3 経緯

平成22年度より開始されている。

資料が保存されておらず経緯は不明である。

4 受給者

公益財団法人千葉県産業振興センター

5 交付要綱

(1) 目的

県内中小・ベンチャー企業、大学、研究機関などの結びつきを強化し、それらが連携して行う研究・製品開発等を一貫して支援することにより、産学官連携による技術・製品開発を促進し、新事業・新産業の創出を促すことである。

(2) 事業

公益財団法人千葉県産業振興センターが行う以下の「新事業・新産業創出支援事業」である。

- ・産学官連携等を支援する専門人材の設置
- ・大学・企業等のネットワーク活動の促進
- ・産学官連携等の支援のためのデータベースの運用・管理
- ・その他の産学官連携等を支援する取組

補助率は10分の10である。

(3) 交付申請

① 申請書

新事業・新産業創出支援事業補助金交付申請書

② 添付書類

事業計画書、経費配分書

(4) 実績報告

① 報告書

新事業・新産業創出支援事業実績報告書

② 添付書類

新事業・新産業創出支援事業補助金支出表・同実績書

6 交付申請

(1) 申請書

新事業・新産業創出支援事業補助金交付申請書

(2) 添付書類

事業計画書、経費配分書

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

新事業・新産業創出支援事業実績報告書

(2) 添付書類

新事業・新産業創出支援事業補助金支出表・同実績書

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第65 千葉県産業振興事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

技術革新や情報化の進展に対応し、産・学・官の交流連携を積極的に推進し、ベンチャー企業の育成・支援を行うとともに、共同研究の促進、県内企業の技術の高度化を推進するため、公益財団法人千葉県産業振興センター新事業支援部（ベンチャープラザ船橋入居）及び東葛テクノプラザに配置された関係職員の人件費及び管理業務費に対する助成をする補助金である。

対象事業は以下のとおりである。

- ・研究開発促進事業
- ・人材育成・交流事業
- ・技術交流・技術移転促進事業
- ・啓蒙、啓発に関する普及事業
- ・情報の収集及び調査事業
- ・広報に関する事業
- ・上記各事業の業務の管理
- ・その他知事が特に必要と認めた事業

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1億402万9000円である。平成29年度の予算額は、1億0079万3000円である。平成27年度の決算額は、1億305万2000円、平成26年度の決算額は、8891万9000円である。

3 経緯

昭和61年度より開始されている。

資料が保存されておらず経緯は不明である。

4 受給者

公益財団法人千葉県産業振興センター

5 交付要綱

(1) 目的

技術革新や情報化の進展に対応し、産・学・官の交流連携を積極的に推進し、ベンチャー企業の育成・支援を行うとともに、共同研究の促進、県内企業の技術の高度化を推進することである。

(2) 事業

公益財団法人千葉県産業振興センター新事業支援部（ベンチャープラザ船橋入居）及び東葛テクノプラザが実施する以下の事業である。

- ・研究開発促進事業
- ・人材育成・交流事業
- ・技術交流・技術移転促進事業
- ・啓蒙、啓発に関する普及事業
- ・情報の収集及び調査事業
- ・広報に関する事業
- ・上記各事業の業務の管理
- ・その他知事が特に必要と認めた事業

補助率は10分の10である。

(3) 交付申請

① 申請書

千葉県産業振興センター事業費補助金交付申請書

② 添付書類

事業計画書、経費配分書

(4) 実績報告

① 報告書

千葉県産業振興センター事業実績報告書

② 添付書類

千葉県産業振興センター事業費補助金支出表・同実績書

6 交付申請

(1) 申請書

千葉県産業振興センター事業費補助金交付申請書

(2) 添付書類

事業計画書、経費配分書

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

千葉県産業振興センター事業実績報告書

(2) 添付書類

千葉県産業振興センター事業費補助金支出表・同実績書

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第66 千葉県バス運行対策費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的な系統を運行する乗合バス事業者に対し、運行経費（経常費用）の一部を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、9187万8000円である。平成29年度の予算額は、7652万2000円である。平成27年度の決算額は、8348万3000円、平成26年度の決算額は、8136万円である。

3 経緯

乗合バス事業は、昭和26年の道路運送法制定以来、事業の新規参入に一定の制限を行う需給調整規制により、過当競争による安全性の低下の防止等を図るとともに、市場における独占性の付与により、同一事業者内部で、採算路線の利益により不採算路線の損失を補う、いわゆる内部補助を行うことによって、地域内の路線網の維持・確保が図られてきた。しかし、マイカーの普及等による利用者の減少に伴い、内部補助による路線の維持は限界となっており、利用者の多様なニーズに応えるためには、競争を促進させ、事業者の創意工夫による良質なサービスの提供を確保し、併せて、経営健全化への事業者努力を求めることが不可欠と認識されるに至った。そのため、国は、安全確保等の必要最小限の規制を除いて、需給調整規制等の規制を廃止することとし、平成12年5月に道路運送法を改正し、平成14年2月1日の改正法施行により、乗合バス事業の需給調整規制は廃止された。

もっとも、これにより、交通需要の少ない地方部では、新たな事業参入が期待できず、不採算路線からの撤退の加速により生活交通の確保に支障を来すことが危惧された。そこで、生活交通の確保対策の一環として、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的な路線の運行の維持を図ることを目的として、平成

14年度から本補助金の運用が開始された。

4 受給者

乗合バス事業者であって、最も少ない補助金で地域間幹線系統を運行するものとして地域協議会での議論を経て知事が選定した者である。地域協議会とは、地域における生活交通路線の確保のため各都道府県が主体となり、地方運輸局、関係市町村及び関係事業者等の構成員によって設置される組織をいう。平成28年度は、計8事業者・23系統に対し本補助金が交付されている。

5 交付要綱

本補助金に関し、「千葉県バス運行対策費補助金交付要綱」（以下「本要綱」という。）が定められている。

(1) 目的

本補助金は、地域住民の日常生活に必要なバス路線の維持が輸送需要の減少により困難となっている現状にかんがみ、生活交通の確保対策の一環として、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的な路線の運行の維持を図ることを目的とする（本要綱1条）。

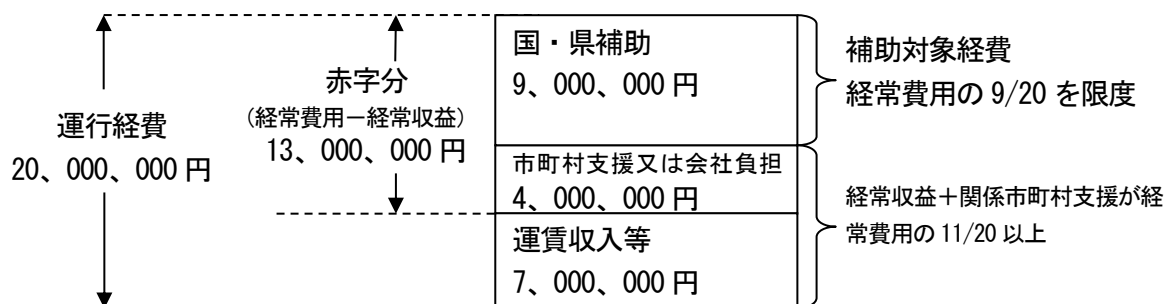
(2) 事業

地域協議会において維持・確保が必要と認められた以下の要件を満たす広域的・幹線的なバス路線の運行が交付対象事業である。

- ① 複数市町村を經由する路線
- ② 1日当たりの輸送量（平均乗車密度×運行回数）が15～150人に見込まれるもの
- ③ 1日当たりの計画運行回数が原則として3回以上
- ④ 広域行政圏の中心市町への需要に対応して設定されている路線

赤字額（運行経費－運行収入）の2分の1を県が補助し、その余の2分の1を国が補助する。ただし、県及び国の補助対象経費は、運行経費（経常費用）の20分の9に相当する額を限度とする。

【イメージ図】



(3) 交付申請

① 申請書

補助金の交付を受けようとする者は、所定の様式（第1号様式）による千葉県バス運行対策費補助金交付申請書を知事に提出しなければならない（本要綱8条）。

申請書には、交付を受けようとする補助金の額、補助対象期間における損益の実績、キロ当たりの補助対象経常費用及び収益、地域間幹線系統の運行状況を記載しなければならない。

② 添付書類

申請書には、補助対象期間に係る営業報告書、運行系統別輸送実績・平均乗車密度算定票を添付しなければならない（本要綱8条）。

(4) 実績報告

本要綱には、実績報告に関する定めはない。

6 交付申請

いずれも本要綱が求めるとおりの申請書及び添付書類が提出されている。平成28年度の交付申請の額等は次表のとおりである。

	申請者	申請額	系統数
1	A社	1164万9000円	5系統
2	B社	4031万7000円	8系統
3	C社	108万3000円	1系統
4	D社	278万7000円	1系統
5	E社	139万8000円	1系統
6	F社	1242万9000円	2系統
7	G社	1835万2000円	4系統
8	D社及びG社	386万3000円	1系統(共同運行)
	合計	9187万8000円	

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。なお、本補助金では、交付決定と同時に額の確定を行い受給者に通知している（本要綱9条）。

8 実績報告

本要綱には、実績報告に関する定めはなく、本補助金の交付後に受給者から実績報告書は提出されていない。ただし、交付申請の段階で、補助対象期間における損益の実績、キロ当たりの補助対象経常費用及び収益、地域間幹線系統の運行状況といった実績が報告されている。

9 その他

- (1) 地域協議会は、毎年度、事業の実施状況の確認及び評価を行い、当該確認等の結果を、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、国土交通省関東運輸局に報告するとともに公表している。
- (2) 本要綱には、平成29年8月31日付けで、県暴力団排除条例に基づき、補助金交付事務からの暴力団員等の排除に関する規定が追加された。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第67 千葉県鉄道輸送対策事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備等を目的として、これに要する経費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、1108万3000円である。平成29年度の予算額は、1725万円である。平成27年度決算額は、4274万2000円、平成26年度の決算額は1792万円である。

3 経緯

本補助金は昭和54年度に創設されたが、当時の関係資料は既に保存期間が経過して存在しないため、本補助金が創設された経緯は不明である。

4 受給者

- (1) 次に掲げる者を除いた千葉県内の鉄道事業者に受給者の資格がある。ただし、補助対象経費の額が、交付申請時直近の全事業の決算における経常利益の額を下回る場合は、交付の対象とされない。
 - ① 地方公共団体
 - ② 東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
 - ③ 大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者、並びにその他の資本金が50億円以上の鉄道事業者
 - ④ 一の市町村の行政区域のみを運行する路線を営業する鉄道事業者（広域的な観光振興等に影響を及ぼすと知事が認める鉄道事業者を除く。）
- (2) 平成28年度は2事業者が本補助金を受給している。

5 交付要綱

本補助金の交付に関し、「千葉県鉄道輸送対策事業費補助金交付要綱」（以下「本要綱」という。）が定められている。

(1) 目的

鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備等に要する経費に対し、国及び市町村と協調して補助することにより、輸送の安全を確保すること等を目的とする（本要綱1条）。

(2) 事業

補助対象事業者が実施する安全性の向上に資する下記の表に定める設備の整備であって、地方運輸局長に提出された「生活交通確保維持改善計画」（地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者等からなる協議会が鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために策定する計画）に基づき行われるもの。

区 分	工 事 内 容
(1) 信号保安設備	列車集中制御装置（CTC）、プログラム運行制御装置（PTC）、総合列車運行管理装置（TTC）、自動進路制御装置（PRC）、自動列車停止装置（ATS）、自動列車制御装置（ATC）、自動列車運転装置（ATO）、自動閉そく装置、連動装置、踏切及び駅の集中監視装置、踏切保安設備<新設を除く>、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置
(2) 保安通信設備	列車無線設備、通信線、落石等警報装置（土砂崩壊警報設備、橋梁ずい道等の変状検知装置、法面崩壊検知装置、倒木警報装置）
(3) 防護設備	落石等防護設備（防護柵、防護網、防護覆、防護壁、土留め、法面固定、線路側溝）、防風設備（風速計、防風板等）、融雪設備、雨量計、地震計
(4) 停車場設備	ホーム<新設を除く>、駅構内通路、誘導ブロック
(5) 線路設備	レール、マクラギ、分岐器、軌道道床、曲線修正、橋りょう、トンネル
(6) 電路設備	電柱、き電線、電車線、吊架線、配電線、避雷用電線
(7) 変電所設備	変成機器、遮断装置
(8) 車両設備	車両<新設を除く><冷暖房化を除く>、制動装置
(9)その他設備	保守用車両

(3) 交付申請

① 申請書

補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、所定の交付申請書を知事に提出しなければならない（本要綱5条）。申請書には、工事内容、補助対象事業の着手及び完了予定日、補助対象経費の配分、補助金額等を記載する。

② 添付書類

申請書には、交付申請事業一覧、誓約書、役員一覧、工事概要及び積算書等を添付するものとされる。

(4) 実績報告

① 報告書

補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに所定の完了実績報告書を知事に提出しなければならない。完了実績報告書には、工事内容、補助対象事業の整備完了年月日、補助対象経費の配分、補助金額、実施額等を記載する。

② 添付書類

完了実績報告書には、補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類（完了実績表、実施調書等）を添付しなければならない。

6 交付申請

(1) 申請書

本要綱が求める書式どおりの申請書が提出されている。申請書によれば、A社の工事内容は①木製マクラギの交換、②分岐器用レールの交換、③土留め及び側溝の新設及び④道床交換の4件、補助対象経費の配分は①が400万円、②が100万円、③が1000万円、④が1600万円である。補助金額は①が66万6666円、②が16万6666円、③が166万6666円、④が266万6666円である。交付申請額は516万6664円である。B社の工事内容は①木製マクラギの交換、②踏切設備の更新の2件、補助対象経費の配分は①が1750万円、②が350万円である。補助金額は①が291万6665円、②が58万3331円である。交付申請額は349万9996円である。

(2) 添付書類

本要綱が求める添付書類が提出されている。なお、積算書は、本補助金の交付申請者が文献や過去の実績等から最も妥当と思われる数値を査定し、これにより経費の積算を行ったものである。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

本要綱が求める書式のとおり実績報告書が提出されている。これによれば、A社の工事の実施額の合計は3053万6170円であり予定額（3100万円）を46万3830円下回った。その結果、補助金の確定額は交付決定額（516万

6664円)を7万7304円下回る508万9360円に確定されている。B社の工事の実施額の合計は2061万円であり予定額(2100万円)を39万円下回った。その結果、補助金の確定額は交付決定額(349万9996円)を6万5000円下回る343万4996円に確定されている。

(2) 添付書類

本要綱が求める添付書類が提出されている。補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類として、各工事の施工前・中・後の状況を撮影した写真をつづつた工事写真帳が貼付されている。

9 その他

本要綱に定めはないが、本補助金の運用上、県は、担当職員が現地に出向き、設備を直接確認し、補助対象事業が申請書及び報告書のとおり実施されたか否かを調査するために、完了検査を行っているとのことである。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 手続の適正

① 積算根拠

受給者は、交付申請書の添付書類として提出した積算書について、「文献や過去の実績等から最も妥当と思われる数値を査定し、これにより経費の積算を行ったもの」と説明するが、当該文献や過去の実績は示されておらず、当該積算方法が妥当か否かを交付申請書から判断することはできない。積算内容の合理性を確認するため、積算書にその根拠となる具体的な資料・情報等を明示・添付させることが望ましい。

第68 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金(国際交流部門)

一 補助金の内容

1 概要

公益財団法人ちば国際コンベンションビューローが行う事業に要する経費に対して行う補助金。なお、本補助金は、公益財団法人ちば国際コンベンションビューローの国際交流部門に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度予算額は2411万4000円、平成29年度は2434万

4000円である。平成27年度の決算額は、2374万8000円、平成26年度の決算額は2347万3000円である。

3 経緯

平成元年6月に財団法人千葉コンベンションビューローが設立され、平成2年12月に財団法人千葉県国際交流協会が設立された。平成13年4月に両法人が統合し、財団法人ちば国際コンベンションビューローとなり、平成25年4月に公益財団法人となる。

千葉県におけるコンベンションの振興、国際化及び国際交流の推進を図るため、公益財団法人ちば国際コンベンションビューローが行う事業に要する経費について予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則及び公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付することにより、その活動を支援する。

なお、本事業は、総合企画部国際課の所管であるが、類似の第54はコンベンション部門であり、担当課は商工労働部経済政策課が所管する。

4 受給者

公益財団法人ちば国際コンベンションビューローである。

定款によれば、その目的は、千葉県の有する歴史、文化、経済その他の地域的特性を生かし、千葉県で開催される会議、報奨・研修旅行、国際会議及びイベント事業などを推進するとともに、国際交流の推進などを図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては「公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金交付要綱」が定められている。

(1) 目的

千葉県内におけるコンベンションの振興、国際化及び国際交流の推進をはかるため、当該法人が行う事業に対する経費について予算の範囲で補助する。(要綱1条)。

(2) 事業

補助金が交付される対象事業は、国際交流推進事業である(要綱2条)。そのうち、補助対象経費は、臨時雇用賃金、給料手当、法定福利費、福利厚生費、旅費交通費及び事務経費である。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金交付申請書(要綱別記第一号)

様式)によるものとされている(要綱4条)。

II 必要的記載事項

上記様式には、補助金交付申請額、補助事業の内容、補助事業の経費の配分についての記載が求められている。

② 添付書類

なし

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

ちば国際コンベンションビューロー事業実績報告書(要綱別記第4号様式)。

II 必要的記載事項

上記様式には、補助金交付決定額、事業内容、経費の内訳を記載することとされている。

② 添付書類

なし

6 交付申請

(1) 申請書

要綱の要求するとおりの交付申請がなされている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

要綱の要求するとおり

② 記載内容

基本的には、要綱の要求するとおりの記載がなされているが、事業内容については、「国際交流推進事業」とのみ記載されており、実際に行われた事業に関する資料は認められない。

(2) 添付書類

なし

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 手続の適正

① 実績報告書の記載が不十分

実績報告における事業内容の記載については、国際交流推進事業との記載のみであって添付資料は認められない。他方で、申請書には、補助事業の内容として、別紙1 補助事業計画書のとおりとの記載がある。実績報告においては、申請時において予定されていた補助事業の実施状況についての報告を要求することが望ましい。

第69 上水道繰出事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

地方公営企業法17条の3に基づき、地方公営企業である県水道局、北千葉広域水道企業団及び君津広域水道企業団に対して支給される繰出金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、3億2437万円である。平成29年度の予算額は、2億7510万7000円である。平成27年度の決算額は、2億5083万8000円、平成26年度の決算額は、4億0871万2000円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

平成2年度から実施されている。

(2) 当該補助金が設定されるにいたるまでの経済的・社会的・政策的な要因

地方公営企業は、その経営に要する経費を経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされているが、地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる（地方公営企業法17条の3）。本補助金は、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進しその経営基盤を強化するため、一般会計からの繰出しを行うものである。

4 受給者

本補助金の受給者は、県水道局、北千葉広域水道企業団及び君津広域水道企業団であり、いずれも地方公営企業法2条で定める水道事業を行う地方公営企業である。北千葉広域水道企業団は県と7市、君津広域水道企業団は県と4市によって構成される地方自治法上の一部事務組合であり、構成団体が経営する水道事業に対して水

道用水を供給する役割を担っている。

5 交付要綱

本補助金について交付要綱は作成されていないが、千葉県補助金等交付規則に基づき、総務省から毎年度通知される「地方公営企業繰出金について（通知）」において示される考え方に沿って繰出しを実施している。本補助金の目的は、地方公営企業の経営の健全化を促進しその経営基盤を強化することである。平成28年度における本補助金の対象は、上水道の水源開発に要する経費、上水道の広域化対策に要する経費、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費及び経営戦略の策定等に要する経費である。なお、県の財政状況により、総務省の基準からの削減が実施されており、県水道局については水源調整計画にかかるものを除き全額、北千葉広域水道企業団については児童手当に要する経費を除き25%、君津広域水道企業団については児童手当に要する経費を除き15%削減された金額が交付されている。

6 交付申請

交付申請書の添付書類として、上水道繰出事業補助金算出表、上水道繰出事業補助金算出明細表に加え、予算書、水源調整計画に係る協定書、覚書、国庫補助交付決定通知書、企業債元利償還金表、水資源機構割賦負担金表等の補助金額の算定根拠となる資料が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告書には、補助金の算出根拠となる支出にかかる証拠書類の写しが添付されており、適切な実績報告がなされていると認められた。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 交付要綱の制定

本補助金については、「地方公営企業繰出金について」（総務副大臣通知）によって交付目的、交付対象事業、補助率等が示されており、県は、これに基づいて補助金を交付しているため、交付要綱を制定していないとのことであった。しかしながら、前記通知においては、地方公営企業繰出金を支出すべき経費の種別、経費の趣旨及び繰出し（金額）の基準が示されているものの、補助金交付の手続に係る規定などは規定されておらず、本補助金の交付手続に係る事務の取扱基準を定める必要性がないとはいえないため、本補助金についても交付要綱を制定すべきである。

2 意見

意見はない。

第70 南房総広域水道用水供給事業施設整備費等補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、南房総地域県民の水道に対する負担の軽減を図るため、南房総広域水道企業団に対して交付されるものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、3億3100万9000円である。平成29年度の予算額も、3億3100万9000円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額は、いずれも3億3101万円である。

3 経緯

夷隅・安房地域は、慢性的な渇水に悩まされていた状況や新たな水需要の増加に対応するため、長期的に安定した水源を確保するとともに、施設の合理的な建設及び維持管理を行い、事業経営の経済性を発揮し、水道の整備普及を図り、もって環境衛生の向上、住民福祉の増進に寄与することを目的に、用水供給を行う広域水道として、平成2年に南房総広域水道企業団が設立され、平成3年3月14日に事業認可を受けた。南房総広域水道企業団は、他の用水供給事業に比べ多額の施設整備費を要することから、企業団の施設整備費に対し県が補助をすることにより、用水単価を引き下げ、もって南房総地域県民の水道に対する負担の軽減を図ることを目的とし、平成3年度から補助が行われている。

4 受給者

本補助金の受給者は、南房総広域水道企業団である。同企業団は、夷隅・安房地域の8市町により構成される地方自治法上の一部事務組合であり、夷隅・安房地域への水道用水供給事業を行っている。

5 交付要綱

(1) 目的

南房総広域水道用水供給事業の施設整備費の増大等に鑑み、県から補助金を交付することにより用水単価を引き下げ、もって南房総地域県民の水道に対する負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 事業

① 交付対象となる事業

補助金の交付対象は、次の事業に要する経費である。なお、現在の補助対象事業は、南房総導水路の使用権を取得する事業のみであり、同事業は平成32年度をもって終了する予定である。

I 用水供給事業の創設事業に係る施設整備費等のうち、水道水源開発等施設整備費国庫補助金の対象となる①水道水源開発施設及び②水道広域化施設を整備するための事業

II 南房総導水路の使用権を取得するための事業

② 補助対象事業費及び補助率

補助対象事業費		補助率
水道水源開発施設の整備事業	水道水源開発等施設整備費国庫補助金補助対象事業費算定額 (実支出額がこの算定額より少ないときは実支出額)	1/8
水道広域化施設の整備事業		1/4
南房総導水路使用権の取得事業	水資源開発公団法第29条及び同法施行令第24条第1項の規定による水道等負担金から、南房総導水路を利用することにつき課されるべき消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を、割賦により支払うため、同法施行令第24条第4項の規定により計算した当該年度の額から利子を控除した額	1/2

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には、補助金申請額、事業の目的及び効果を記載し、南房総広域水道用水供給事業施設整備費等補助金取扱要領の定める書式に従い、事業計画調書、事業費所要額調書、財源調書、工事工程表を付すこととされている。

② 添付書類

歳入歳出予算書抄本、設計図面、水道水源開発等施設整備費国庫補助金内定通知(写)、財政収支表、財政状況表を添付することとされている。

(4) 実績報告

① 報告書

実績報告書の書式には補助金精算額、工事期間を記載し、工事施工方法、事業費精算額調書、工事設計書、財源調書、県費補助金受入状況調書の書類を付すこととされている。

② 添付書類

歳入歳出決算(見込み)書抄本、精算設計図面、工事着工より竣工までの経過写真、工事契約書写又は一覧表、竣工検査書又は一覧表を添付することとされている。

6 交付申請

交付申請は、交付要綱に定める書式によって行われ、必要な添付書類が添付され

ており、適正に行われていると認められた。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告は、交付要綱に定める書式によって行われ、要綱の書式上添付が必要とされている書類に加え、補助対象にかかる事業費の支出を証する書類の写しが添付されており、適正に行われているものと認められた。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第71 簡易水道施設事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、簡易水道の普及を図るため、市町村（千葉市を除く。）又は市町村が組織する地方自治法284条1項に規定する一部事務組合が行う簡易水道施設事業に要する経費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、874万3000円である。平成29年度の予算額は2492万7000円である。平成27年度の決算額は800万円、平成26年度の決算額は732万5000円である。

3 経緯

本補助金は、昭和32年度から実施されているが、制度開始当時の記録が現存しておらず補助が開始された詳細な経緯は不明である。

4 受給者

本補助金の受給者は、千葉市を除く市町村及び市町村が組織する地方自治法284条1項に規定する一部事務組合である。平成28年度は、富津市及び勝浦市の2市が受給している。

5 交付要綱・取扱要領

(1) 目的

簡易水道の普及を図ることである。簡易水道とは、101人以上5000人以下の給水人口を対象として、水を供給する水道事業をいう（水道法3条2項、3項）。なお、簡易水道の新設・増設は国庫補助の対象となっている（水道法44条、同施行令12条、別表4）。

(2) 事業

交付対象となる事業は、①水道未普及地域解消事業、②簡易水道再編推進事業、③生活基盤近代化事業（施設の増補改良及び老朽化した施設の更新等）である。

補助対象事業費は、工事費、用地費、工事雑費及び諸経費の合計額である。また、補助率は、財政力指数0.300以下の地方自治体については補助対象事業費の100分の15、財政力指数0.300超の地方自治体については補助対象事業費の100分の10である。なお、平成10年度から補助額の削減が行われており、平成14年度以降は補助基本額を25%削減している。

(3) 交付申請

申請書には添付書類として、事業計画書、設計図面、収支予算書を添付することとされている。このうち、事業計画書は簡易水道施設事業に対する補助金取扱要領において書式が定められている。

(4) 実績報告

実績報告書には、事業精算書、精算設計図面、収支決算見込書を添付することとされている。このうち、事業精算書は、前記要領により書式が定められている。

6 交付申請

交付申請は、要綱及び要領の定める書式に従って行われており、必要な添付書類が提出されている。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がされている。

8 実績報告

実績報告書は、要綱に定める書式が用いて行われ、要綱及び要領に定める添付書類が提出されており、事業の実施を確認できる書類が提出されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第72 千葉県私学教育振興財団退職資金事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

公益財団法人千葉県私学教育振興財団に対し、同財団が教職員に交付する退職手当の原資として積み立てる経費を助成するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、5億9600万円である。平成29年度の予算額は、

6億0900万円である。平成27年度の決算額は5億9609万円、平成26年度の決算は5億9362万1000円である。

3 経緯

制度創設（昭和58年）の際の文書等は保存年限経過につき存在していない。しかし、制定当時の要綱制定過程における書類が存在している。そこには、私立学校及び私学関係団体に勤務する職員の勤続を奨励するとともに待遇の安定と改善を図るため、昭和39年度から出捐金として取り扱ってきたものを更に効率よく運用させるため、補助金として取り扱うことにしたとされている。

4 受給者

公益財団法人千葉県私学教育振興財団である。同財団の概要は以下のとおりである（同財団のHP（<http://www.chiba-sksz.jp/>）を参照した。）。

同財団は、千葉県内における私立学校教育環境の充実及び向上を図ることにより、私立学校教育の振興及び発展を図り、もって千葉県における教育文化の高揚に資することを目的として設立された団体である。そして同法人の定款上、事業としては①私立学校における教育環境の充実及び向上に資する事業、②その他この法人の目的を達成するために必要な事業が掲げられており、具体的には、退職手当交付事業をはじめとし、学校経営に必要な資金の調達を支援し借入利息の一部を補填する融資あっ旋事業や、私学各協会の運営全般をサポートする企画・調整事業など多くの事業を行っている。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては、千葉県私学教育振興財団退職金事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）。

(1) 目的

私立学校及び私学関係団体等に勤務する教職員の勤続を奨励するとともに、待遇の安定と改善を図るためである（要綱1条）。

(2) 事業

公益財団法人千葉県私学教育振興財団が行う退職手当交付事業であり、同財団が教職員に交付する退職手当の原資として積み立てる経費のうち、標準給与年額（※）の1000分の20以内を補助するものである（要綱2条）。

※私学の給与体系が一律でないため、標準となる給与表を定め、その表に加入者の給与月額を当てはめたもの（＝標準給与月額）×12ヵ月

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

要綱別記第1号様式によるものとされている（要綱3条）。

II 必要的記載事項

上記様式には、交付申請額を記載することとされており、そのほかは②記載の添付書類によることとされている。

② 添付書類

事業計画書、収支予算書を添付することとされている。なお事業計画書には、教職員数や標準給与月額、学校法人等の負担金、県の補助金額などを記載することとされている。

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

要綱別記第2号様式によるものとされている（要綱4条）

II 必要的記載事項

上記様式には、事業実績と収支決算書を記載することとされている。そして事業実績としては、教職員数や標準給与月額、学校法人等の負担金、県の補助金額などを記載することとされている。

② 添付書類

要綱上、実績報告においては上記様式以外についての添付資料は求められていないが、収支決算書においては事実上添付書類によっている。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

5項(3)① I で指定されている様式に基づいている。

② 記載内容

同書には交付申請額のみが書かれ、そのほかは(2)記載の添付書類によっている。

(2) 添付書類

補助対象事業に関する事業計画書や事業計画、交付先団体全体の予算書、標準給与見込書などが添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

5項(4)① I で指定されている様式に基づいている。

② 記載内容

同書には事業実績としての教職員延人数や標準給与年額、学校法人等の負担金、県からの補助金額などが書かれ、そのほかは(2)記載の添付書類によっている。

(2) 添付書類

交付先団体の正味財産増減計算書、補助対象事業に関する補助金学種別明細書、学種別の標準給与月額の一覧表が添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第73 千葉県私立幼稚園教育振興事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

学校法人立以外の幼稚園（以下「個人立等幼稚園」という。）が行う教育に要する経常的経費について補助金を交付するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1億4781万6000円である。平成29年度の予算額は、1億1729万2000円である。平成27年度の決算額は、5億9609万円、平成26年度の決算額は、1億4900万4000円である。

3 経緯

平成元年当時、県下の国公立幼稚園全体のうち私立幼稚園に在園している園児の割合が84%を占め、私立幼稚園が県内における幼稚園教育において極めて重要な役割を果たしているところ、私立幼稚園においては、幼児減少に伴い、入園料や保育料等の納付金収入が低減してきており、経営、財政基盤の安定性が脅かされつつあり、廃園を余儀なくされる園もあった。その中で、県は、学校法人立幼稚園に対しては、経常費補助金をはじめとする各種補助金等の助成策を講じてきていたが、個人立等幼稚園については、各種補助金等の交付対象外であったため、学校法人化への円滑な移行を促進してきていた。

しかし、学校法人化が困難な個人立等幼稚園にあっても、公教育の一環をなしており、その健全な発展が社会的に要請されていることに鑑み、これまで県が私学団体連合会へ交付してきた「私立幼稚園教材費助成事業補助金」と「私立幼稚園教諭研修費補助金」を一本に統合すること等を目的として、本件補助金が制定された。

なお、制定当初は私学団体連合会への補助金によって言えば間接補助の形で個人立等幼稚園の教育の振興を図ってきたが、平成16年の制度（要綱）改正によって、

県から対象幼稚園に直接補助金を交付する形式となっている。

4 受給者

学校法人立以外の幼稚園（補助金の交付を受けようとする年度の5月1日現在において現に幼児が在籍する幼稚園に限る。）を設置する者である。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては、千葉県私立幼稚園教育振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）が定められている。

(1) 目的

私立幼稚園教育の振興と幼児の保護者の教育費負担の軽減を図るためである（要綱1条）。

(2) 事業

学校法人以外の私立幼稚園設置者が行う私立幼稚園教育振興事業であり、具体的には、①教育研究経費、②管理経費（交際費、補助活動費及び減価償却費を除く）、③設備関係費（教育研究用機器備品及び図書に係るものに限る）である。また、補助額は定額とされている（要綱3条）。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

要綱別記第一号様式によるものとされている（要綱5条）。

II 必要的記載事項

上記様式には、補助金交付申請額のみを記載することとされており、そのほかは②記載の添付書類によることとされている。

② 添付書類

理由書、事業計画書、資金収支予算書を添付することとされている。なお事業計画書には、補助金申請額のほか、幼稚園設置者が負担することとなる金額などを記載することとされている。

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

要綱別記第四号様式によるものとされている（要綱9条）。

II 必要的記載事項

事業実績として補助金交付決定額や幼稚園設置者負担額などを記載することとされている。

② 添付書類

別紙として収支決算書を添付することとされている。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

要綱別記第一号様式に基づいている。

② 記載内容

同書には補助金交付申請額のみが記載され、そのほかは(2)記載の添付書類によっている。

(2) 添付書類

理由書、事業計画書、収支予算書が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

要綱別記第四号様式に基づいている。

② 記載内容

事業実績として補助金交付決定額や幼稚園設置者負担額などが記載されている。

(2) 添付書類

収支計算書（監事の意見書添付のもの）または青色申告書の写しが添付されている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項は、県が暴力団排除に必要な措置を講ずることを求め、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」は、暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている。よって、交付要綱に暴力団排除条項を制定し、受給者の役員につき暴力団関係者であるか否かを県警に照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第74 私立幼稚園特別支援教育振興事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

障害のある幼児が在籍している学校法人立以外の私立幼稚園を設置する者に対して交付される補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算は、1130万円である。平成29年度の予算額は、790万円である。平成27年度の決算額は1058万4000円、平成26年度の決算額は921万2000円である。

3 経緯

本補助金に関する要綱が制定される平成16年当時、それまで学校法人立以外の幼稚園への補助金に関しては、私学団体連合会を通じた間接補助を行ってきた（「私立幼稚園教育振興事業補助」及び「私立幼稚園特殊教育振興事業補助」）が、個人立等幼稚園に対し、直接助成を行うことで補助金の使途等に関する各種報告や検査等の実施により、適正な補助金交付が図れるため、平成16年に新たに制定されたものである。

4 受給者

対象事業者は、「障害のある幼児」（※）が在籍している幼稚園で以下の要件に該当するものを設置する者である（5項記載の要綱3条）。

- ① 障害のある幼児に対する特別支援教育を積極的に行っていること
- ② 障害のある幼児に対する特別支援教育について、広く保護者等の理解を深めるよう努力していること

※「障害のある幼児」とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱虚弱、情緒障害、言語障害等の障害を有する満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている者、知事の定める医師又は児童相談所において障害のある幼児と診断された者、その他前記に準ずる機関等の診断により知事が特に認めた者のことである（要綱2条）。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては、千葉県私立幼稚園特殊教育振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）が定められている。

(1) 目的

障害のある幼児の就学の機会の拡大を図るとともに、障害のある幼児の在籍する

私立幼稚園における特別支援教育の充実、振興及び保護者の教育費負担の軽減を図るためである（要綱1条）。

(2) 事業

私立幼稚園特別支援教育振興事業であり、具体的には幼稚園における人件費、教育研究経費、管理経費及び設備費のうち障害のある幼児の特別支援教育に必要な経費である。そして補助額は、定額とし、在籍する障害のある幼児の数に、知事が別に定める額を乗じて得た額以内の額とする（ただしその額は、補助事業に要した経費の額をその限度とする）。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

要綱別記第1号様式によることとされている（要綱5条）。

II 必要的記載事項

上記様式には、補助金交付申請額のみを記載することとされており、そのほかは②記載の添付書類によることとされている。

② 添付書類

理由書、事業計画書、資金収支予算書（補助事業に係るもの）、障害のある幼児の一覧、障害のある幼児に対する教育を行う旨を明示したものをそれぞれ添付することとされている。

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

要綱別記第3号様式によることとされている（要綱8条）。

II 必要的記載事項

事業実績として、所要経費の内訳や、補助金受領済額などを記載することとされており、また資金収支決算書も記載するものとされている。

② 添付書類

要綱において添付を求めている書類はない。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

要綱別記第1号様式に基づいている。

② 記載内容

同書には補助金交付申請額のみが記載され、そのほかは(2)記載の添付書類によ

っている。

(2) 添付書類

理由書、事業計画書、資金収支予算書（補助事業に係るもの）、障害のある幼児の一覧が添付されている。しかし、県から受給希望者に交付される案内書面において、交付要綱によると添付しなければならないとされる、「障害のある幼児に対する教育を行う旨を明示したもの」の添付を求める記載がそもそもなされていない。そのため、各受給者が提出した交付申請書においても、同書面の添付がなされていない事例が見られた。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

要綱別記第3号様式に基づいている。

② 記載内容

事業実績として、所要経費の内訳や、補助金受領済額などを記載することとされている。

(2) 添付書類

別紙として、収支決算書が添付されているが、決算書に関する原資料（領収書など）は添付されていない。もっとも、県は、受給希望者から交付申請に先立って事業計画書の提出を求めており、その際人件費に関しては給与支給明細の写し等給与、手当等の支給を証明する書類の添付を求めており、その他の経費支出に関してはそれぞれ領収書の写し等の添付を求めており、実際にも添付がされている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 交付申請に際しての書類不備

要綱で交付申請の際に添付しなければならないとされている書類（「障害のある幼児に対する教育を行う旨を明示したもの」）が実際には添付されていない点については（一6項(2)関連）、主務課において交付先団体に提出を求める交付申請書類の内容について十分な検討を行っていない可能性を示唆するものである。そのため、交付先団体からの提出を徹底するか、仮にかかる書類の提出を求めない（求める必要がない）のであれば、要綱の内容を変更するべきである。

② 暴力団排除条項の制定

補助金73と同じである。

2 意見

意見はない。

第75 千葉県栽培漁業推進体制整備促進事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県栽培漁業推進体制整備促進事業補助金（以下「栽培漁業推進補助金」という。）は、栽培漁業を推進するため、「財団法人千葉県水産振興公社（以下「水産振興公社」という。）」が実施する事業に要する経費に対して交付する補助金をいう。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、2790万円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額は、いずれも2800万円である。

3 経緯

国際連合の主導の下に、1982年（昭和57年）に国連海洋法条約が締結されて、沿岸国が200海里の範囲内において排他的経済水域を設定できる制度が新設された。その排他的経済水域のうち、漁業資源の確保を目的とする水域が漁業専管水域である。日本国においても、その機運に影響されて、沖合・沿岸漁業が見直され、同時に栽培漁業の推進が望まれるようになった。県は、このような漁業振興の全国的機運の高まりを受けて、昭和57年に栽培漁業センター（現「水産総合研究センター種苗生産研究所勝浦生産開発室」）を開設し、マダイやヒラメの種苗生産及び放流の事業、並びにこれらの魚種が生息するための魚礁の整備を進める等の事業を始め、栽培漁業の推進を図った。その努力が結び、平成4年度から平成6年度にかけて、地域の市町村及び漁業関係者で構成される「地域栽培漁業推進協議会」が4地域で発足し、平成6年6月に、県主導の下、市町村及び漁業者が一体となって水産振興公社が設立され、そして、同時に、県は、「千葉県栽培漁業推進体制整備促進事業費補助金交付要綱（以下「栽培漁業事業費補助金交付要綱」という。）」を制定し、平成6年度の予算からこれを適用して、水産振興公社に対し、栽培漁業推進補助金を交付した。以後毎年度、水産振興公社に対して栽培漁業推進補助金が交付されている。

4 受給者

(1) 公益財団法人

受給者は、公益財団法人「千葉県水産振興公社（以下「水産振興公社」という。）」である。

(2) 事業

① 事業の概要

水産振興公社が行っている主な事業は、アワビ種苗生産育成事業、ヒラメ種苗中間育成事業、ノリ養殖振興対策事業、クルマエビ種苗生産配付事業、種苗生産飼育事業（マダイ・ヒラメ・アユ・マコガレイ）、マダイ種苗中間育成事業、栽培漁業普及推進事業、調査研究事業、漁船漁業経営改善指導事業及び水産業経営安定促進事業

② 受託契約状況

I アワビ種苗生産・育成事業

千葉県漁業資源課 約8391万円

II 種苗生産飼育事業

千葉県水産総合研究センター 約6650万円

III 環境監視調査及び生物実験調査業務

君津富津広域下水道組合 約1304万円

IV ミルクイ種苗生産試験

富津漁業協同組合 約344万円

合計約1億6686万円

(3) 財産状況

① 貸借対照表

I 資産

a 流動資産 約1億0214万円

b 固定資産 約10億2740万円

II 負債

a 流動負債 約1696万円

b 固定負債 約707万円

III 正味財産 約11億0551万円

② 正味財産増減計算書

I 一般正味財産増減の部

a 経常増減の部

経常収益 約4億5960万円

経常費用 約4億5710万円

当期経常増減額 約250万円

b	経常外増減の部	△5万円
c	当期一般正味財産増減額	約245万円
d	一般正味財産期末残高	1億6179万円
II 指定正味財産増減の部		
a	当期指定正味財産増減額	約7540万円
b	指定正味財産期末残高	9億4372万円
c	正味財産期末残高	11億0551万円

5 交付要綱

栽培漁業推進補助金を交付する手続を定めるために、平成6年5月、「千葉県栽培漁業推進体制整備促進事業費補助金交付要綱（「栽培漁業補助金要綱」という。）が定められ、同年6月1日から施行されている。その内容は、以下のとおりである。

(1) 目的

栽培漁業推進補助金の目的は、栽培漁業の推進にある。

(2) 事業及び補助率

① 事業及び補助率は、以下のとおりである。

I 種苗生産育成放流事業（補助率は経費の1/2以内）

- a 地域展開促進事業費
基盤整備事業費
マダイ・ヒラメ中間育成事業費
- b クルマエビ種苗生産放流事業費

II 栽培漁業推進体制強化事業（補助率は経費の10/10以内）

- a 常勤役員給与
- b 県派遣職員給与
- c 上記に付随する経費

② 栽培漁業推進体制強化事業は、平成11年度の改正で事業に追加されたものであるが、そのうち、県派遣職員給与に対する補助金については、全庁的見直しが行われ、平成23年度からは、補助金ではなく直接給付となり、栽培漁業推進体制強化事業に対する補助金は、その全額が常勤役員報酬の支払いに充てられる運用になっている。

(3) 交付申請

① 交付申請書

交付申請は、書面で行うこととされ、その書式が定められているが、その必要的記載事項は、事業の目的、事業内容及び経費の配分、収支予算である。

② 添付書類

事業計画書の添付が必要とされている。

(4) 実績報告

① 実績報告書

実績報告も、書面で行うこととされ、書式が定められているが、その必要的記載事項は、交付申請書の必要的記載事項の様式に準ずるとされている。

② 添付書類

事業報告書、事業の経過及び完了を証するに足る写真、及び中間育成等の委託があれば、その契約書の写しを添付すべきことが定められている。

6 交付申請

交付申請は、先ず、平成28年4月1日付けで事業計画書が提出され、これを受けて県が内示を行い、平成28年5月20日付けで交付申請がなされている。

(1) 事業計画書

事業計画書の記載内容の概要は、以下のとおりである。

① 総事業費と補助金の各金額は、以下のとおりである。総事業費は、積算内訳は記載されているが、積算の根拠資料は添付されていない。

総事業費	6684万3140円
県補助金	2790万円

② 事業の内容と補助金の配分は、以下のとおりである。

I 種苗生産育成放流事業

基盤整備事業	200万円
マダイ・ヒラメ中間育成事業	1050万円
クルマエビ種苗生産放流	580万円

II 栽培漁業推進体制強化事業

常勤役員報酬補助	960万円
----------	-------

合計2790万円

(2) 内示

内示には、補助対象事業費6684万3140円のうち2790万円を交付する予定という記載がなされている。

(3) 交付申請書

以下の記載がなされ、事業計画書が添付されている。

① 事業の目的

マダイ・ヒラメの中間育成を実施し、水産資源の増大を図る。

② 事業内容及び経費の配分

事前に提出された事業計画書につづられている平成28年度事業費の配分を

記載した表と同じである。

③ 収支予算

I 収入の部

県補助金 2790万0000円

水産振興公社負担金 3894万3140円

合計6684万3140円

II 支出の部

種苗生産育成放流事業 5683万0000円

栽培漁業推進体制強化事業 1001万3140円

合計6684万3140円

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 実績報告書

① 「結果概要」との標題の下、以下の記載がなされている。

I 種苗生産育成放流事業

a 中間育成施設整備（中間育成用生簀網の整備等）を行った。

b 市場調査（市場での魚体測定及び放流魚識別）を実施した。

c マダイ・ヒラメの中間育成・放流、クルマエビの種苗生産・放流等を実施し水産資源の増大を図った。

II 栽培漁業推進体制強化事業

公社常勤役員の配置により、公社栽培漁業推進体制の強化を図った。

② 事業の目的

交付申請書と同じ記載がなされている。

③ 事業内容及び経費の配分

補助金申請に際して提出された計画書に添付された「平成28年度事業の配分」の記載内容と比較すれば、前者の「補助対象事業費実績額」は后者の「総事業費」とが、前者の「負担区分」は后者の「負担区分」と、いずれも事業内容とその金額が一致している。

④ 収支精算

I 収入

a 県補助金 2790万0000円

b 公社負担金 3986万1978円

合計6776万1978円

II 支出

- a 種苗生産育成放流事業 5683万0000円
- b 栽培漁業推進体制強化事業 1001万3140円

⑤ 添付書類

事業報告書、写真及び中間育成等の委託契約書が添付されている。

(2) 補助金の使途

前述の事業の内容と補助金の配分に記載のとおり支出したと記載されている。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 公益性

① 人件費補助

補助金19番で詳述したと同様に、栽培漁業推進体制強化事業への補助金交付は、常勤役員に就任した元職員の再就職への人件費補助であり、当該職員の再就職と密接不可分でありかつ当該元職員の個人的利益に直接結びついているため、公益上の必要性に疑問が生ずる。県は、県民に対し、水産振興公社の性格、業務の内容、常勤役員の職務の内容、県の漁業振興施策との関係、常勤役員を配置する必要性、それらの者に必要とされる能力、資質及び経験、人材確保の必要性、人件費及び補助額の相当性を積極的に説明する必要があると考える。

(2) 効率性

① 多額の資産を持つ者への補助金交付の必要性

水産振興公社は、11億円(内金約7億4372円は使途が限定された寄付金)以上の資産を持つ団体であり、受託契約の収入は合計約1億6686万円もあるため、補助金交付の必要性に疑問が残る。補助対象事業の経費のみならず、水産振興公社の事業全般の収支、県が委託する契約の内容、寄付金の寄附内容及び資産の管理状況を把握し直し、補助金等の予算の配分として、水産振興公社に対する補助の必要性を改めて検討されたい。

第76 東京湾漁業総合対策事業（種苗供給施設管理事業）費補助金

一 補助金の内容

1 概要

東京湾漁業総合対策事業（種苗供給施設管理事業）費補助金（以下「種苗供給施

設管理事業補助金」という。)は、東京湾沿岸の市町や漁業協同組合等を受給者とする東京湾漁業総合対策事業費補助金(以下「東京湾漁業総合対策補助金」という。)のうちの種苗供給施設管理事業を対象とする補助金をいう。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、600万円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

東京湾漁業は、のり養殖業、貝類漁業及び漁船漁業等を中心にして活発な漁業生産活動を行っていて、県水産業の中で大きな部分を占めている重要な基幹産業である。ところが、東京湾域が人口・産業の集中によって漁業環境が悪化し、また、船舶航行が混雑して、漁船操業が制約される等の支障が生じている。そこで、県は、平成8年度に、漁業環境の改善、漁業資源の育成・導入及び生産性の向上等を図ることを目的として、実施期間を平成9年度から5年間と定めて、東京湾漁業総合対策事業を開始した。その事業の一つとして、のり養殖振興対策事業があり、そのうちの種苗供給施設管理事業を対象とするものが種苗供給施設管理事業補助金であるが、その交付は、平成12年度から公益財団法人千葉県水産振興公社(以下「水産振興公社」という。)を受給者として開始された。

4 受給者

東京湾漁業総合対策補助金は、受給者として市町や漁業協同組合等を想定しているが、種苗供給施設管理事業補助金を実際に受給している者は、現在も過去も水産振興公社のみである。

5 交付要綱

東京湾漁業総合対策事業費補助金の行政事務の基準として、東京湾漁業総合対策事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)が定められている。その内容は、以下のとおりである。

(1) 目的

東京湾漁業総合対策補助金は、東京湾漁業(浦安市から館山市に至る千葉県海面をいう。)を、漁場の特性を生かした活力ある生産体制に育成することを目的とする。

(2) 事業

東京湾漁業総合対策補助金が補助の対象とする事業は、水産業近代化施設整備事業の外5事業があるが、それらの事業は、それぞれ複数の具体的事業に分類されている。

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には、以下の事項を記載すべきことが定められている。

- I 事業の目的
- II 事業の内容及び経費の配分
 - a 事業の内容
 - b 経費の配分
- III 事業完了予定年月日
- IV 収支予算

② 添付書類

以下の書類を添付すべきことが定められている。

- I 間接補助事業の場合は、市町の補助金交付に関する規定又は要綱
- II 当該事業の設計書
- III 市町の予算書の写し

(4) 実績報告

① 報告書

報告書には、以下の事項を記載すべきことが定められている。

- I 事業目的
- II 事業の内容及び経費の配分
記載内容は、申請書と同様である。
- III 事業完了年月日
- IV 収支精算

② 添付書類

- I 精算設計書
- II 事業の完了を証する書面（写真、契約書の写し及び証票等）

6 交付申請

(1) 申請書

申請書には、以下の記載がなされている。

① 事業の目的

県のり種苗培養施設（富津市所在）を管理運用し、良質なのり養殖用種苗を、のり養殖業者に安定供給して、のり養殖業の生産の安定及び品質の向上を図り、もって県のり養殖業の振興に寄与する。

② 事業の内容及び経費の配分

I 事業の内容

事業種目は、種苗供給施設管理事業であり、事業内容は、のり養殖種苗の生産

を行い、関係漁業協同組合に配付することであり、計画数量は、カキ殻糸状体（完製品）は18万枚、カキ殻糸状体（準完製品）は、受注生産、カキ殻糸状体（半製品）は、1000枚、フリー状体は、10本としている。

II 経費の配分

事業費1469万7000円のうち、補助金が600万円、残金869万7000円が事業主体である水産振興公社としている。

③ 事業完了予定年月日

事業完了予定年月日は、平成29年3月31日としている。

④ 収支予算額

I 収入の予算額は、補助金600万円、事業収入588万8160円、雑収入2160円、自己財源280万6680円、合計1469万7000円であり事業費と同額である。

II 支出は、その予算額と同額としている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

報告書には、以下の記載がなされている。

① 事業目的

より良質な種苗を生産し供給するための生産管理技術の向上を目指すと記載されていて、交付申請書における事業の目的の記載と若干ずれがある。

② 事業の内容及び経費の配分

生産数量は、カキ殻糸状体（完製品）は18万3000枚、カキ殻糸状体（準完製品）は0枚、カキ殻糸状体（半製品）は、5000枚、フリー状体は、3.5本としている。

③ 事業完了年月日は、平成29年3月31日である。

④ 収支精算

平成28年度の収支精算は、以下のとおりである。

I 収入

収入は、補助金600万円、事業収入604万9296円、雑収入0円、自己財源339万9845円、合計1544万9141円である。

II 支出

支出は、事業費1544万9141円である。

(2) 添付書類

精算設計書が添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第77 印旛沼排水機場等維持管理費補助金

一 補助金の内容

1 概要

印旛沼土地改良区に対し、同土地改良区が管理する排水機場の維持管理事業交付対象事業に要する経費につき交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、800万である。平成29年度の予算額も、800万円である。平成27年度、平成26年度の決算額、27年度の決算額も、いずれも800万円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

昭和37年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

印旛沼の開発は、古くは江戸期の干拓事業に始まるが、昭和21年から農地造成のため国営干拓事業が始まり、昭和31年印旛沼周辺の土地改良事業もあわせて行われることとなった。

しかし、その後、印旛沼を工業用水の水源として有効利用をするため、(独)水資源機構が実施した印旛沼堤防の嵩上げ工事で水位が高くなり、従来、自然排水されていた周辺の農業用水について、常時強制排水する必要が生じ、印旛沼土地改良区では以前より多くの維持管理費が必要となった。

4 受給者

印旛沼土地改良区（区画整理や農業水利施設や農地の保全、それに必要な施設の新設・改修・維持管理などを行なう農家の組織、印旛沼土地改良区HP）

5 交付要綱

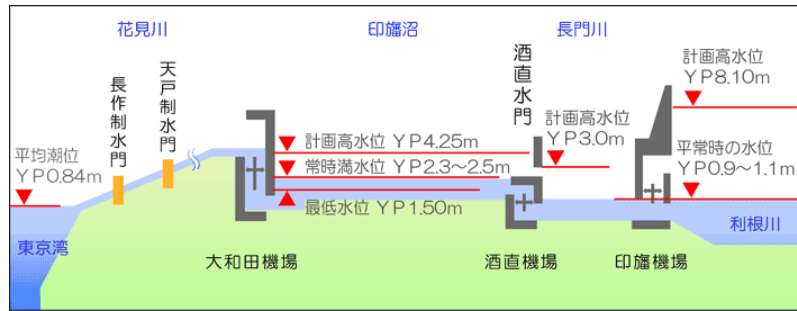
(1) 目的

印旛沼土地改良区の排水機場等維持管理事業に要する経費に対し補助する。

(2) 事業

排水機場について

<http://www.water.go.jp/kanto/chiba/inba/inbanumakaihatsumain.html>



6 交付申請

(1) 申請書

必要的記載事項：事業の目的、事業の概要、収支予算、事業完了予定年月日、仕入れに係る消費税相当額

(2) 添付書類

収支説明書

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知（交付要綱に特段の定めはない）。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付書類：収支説明書

9 交付申請・実績報告の流れ

補助申請・・・事業の目的、概要、収支予算等

警察照会・・・暴力団等欠格事項の照会、団体構成役員一覧

交付決定・・・申請書から額の決定、額を記載した交付決定通知

実績報告・・・事業の成果、事業の開始と終了期間、収支説明書

額の確定・・・実績報告書から額を確定、額を記載した確定通知

補助金交付請求・・・確定額の請求

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

実績報告書に領収書等の支出証拠書類が添付されていない。領収書等の支出証拠書類を確認しなければ、事業の実施の有無、補助金の実際の用途を確認できず、不正支出を見逃す可能性もあるし、事業の具体的内容の把握が不十分になり、効果的に事業を見直すことにもならない。職員が往査して確認しても、報告書を作成し、その報告書に領収書の写しを添付しなければ、往査の結果は客観的な資料

として残らず、上司の管理監督も往査の内容には及ばず、支出を確認したとは言えない。往査して作成する報告書に支出証拠書類の写しを添付するのであれば、実績報告書のその写しを添付させる方が事務処理の効率が良い。

よって、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。

2 意見

意見はない。

第78 北総中央用水土地改良区運営費補助金

一 補助金の内容

1 概要

北総中央用水土地改良区を受給者とした、土地改良区の運営費に必要な経費のうち、事業推進に要する経費及びその事務に要する経費に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、850万円である。平成29年度の予算額も、850万円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、いずれも850万円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

昭和63年

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

昭和62年12月25日付け北中第14号「北総中央用水土地改良区の設立と助成について」文書において、北総中央用水土地改良事業推進協議会から土地改良区の助成を依頼されたことによる。

4 受給者

北総中央用水土地改良区

5 交付要綱

(1) 目的

北総中央用水事業は、幹線施設を国営事業で昭和63年度から実施中であり、国営事業で整備した地域から県営事業で末端施設の整備を進めているが、計画面積3267haに対し、通水面積が少ないため受益農家からの賦課徴収が僅かな状況にある。

末端整備を行う県営事業が完了して、計画面積に達成するまでの期間、土地改良区へ運営費を補助するもの。

(2) 事業

北総中央用水事業は、畑地及び水田かんがい用水の整備による北総台地の農業振興を目的に実施している。さらに、地盤沈下の防止等のため、県条例で地下水取水を規制している区域も受益地とし、農業用水の地下水から河川水への水源転換や防火用水として利用できる機能の維持・増進にも寄与する。

6 交付申請

(1) 申請書

必要的記載事項：事業の目的、事業の内容、収支予算書

(2) 添付書類

誓約書、役員等名簿

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、要綱4条により通知。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付書類なし

9 交付申請から実績報告、額の確定までの手続の流れや、作成される書類の名称と記載内容

- ① 「北総中央用水土地改良区業務計画書」の提出
(内容) 事業の目的、概要、収支予算書
- ② 補助金の内示
(内容) 補助金の額の内示
- ③ 「北総中央用水土地改良区運営費補助金交付申請書」
(内容) 事業の目的、概要、収支予算書
- ④ 交付決定：耕地課→印旛農業事務所→土地改良区
- ⑤ 「北総中央用水土地改良区運営費補助金概算払請求書」
(内容) 概算払い請求
- ⑥ 補助金支払（概算払い）
- ⑦ 「北総中央用水土地改良区運営費補助金実績報告書」
(内容) 事業の目的、事業の成果、収支決算書等
- ⑧ 「北総中央用水土地改良区運営費補助金検査復命書」：印旛農業事務所
- ⑨ 額の確定：耕地課

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

実績報告書に領収書等の支出証拠書類が添付されていない。領収書等の支出証拠書類を確認しなければ、事業の実施の有無、補助金の実際の使途を確認できず、不正支出を見逃す可能性もあるし、事業の具体的内容の把握が不十分になり、効果的に事業を見直すことにもならない。職員が往査して支出を確認しても、報告書を作成し、その報告書に領収書の写しを添付しなければ、往査の結果は客観的な資料として残らず、上司の管理監督も内容には及ばず、支出を確認したとは言えない。往査して作成する報告書に支出証拠書類の写しを添付するのであれば、実績報告書のその写しを添付させる方が事務処理の効率が良い。

よって、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。

2 意見

意見はない。

第79 緑化推進委員会運営費補助

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、公益社団法人千葉県緑化推進委員会に対し、その運営に要する経費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、620万円である。平成29年度の予算額も、620万円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額は、いずれも618万9000円である。

3 経緯

本補助金は昭和56年度から実施されているが、事業開始当初の文書は保存期間を経過しているため現存しておらず、事業開始の詳しい経緯は不明である。

4 受給者

本補助金の受給者は、公益社団法人千葉県緑化推進委員会である。同委員会は、昭和25年に任意団体として設立され、昭和59年に社団法人、平成24年に公益社団法人に移行している。同委員会は、緑の募金による森林整備などの推進に関する法律に基づき、緑の募金活動を実施する県内唯一の団体であり、主な業務は、緑の募金の実施、緑の募金を原資とした緑化や森林整備の助成、青少年への緑化教育、公共施設等の緑化等である。

緑化推進委員会に対しては、平成20年度まで県の現職職員1名が派遣され、常

勤役員として再就職した県の退職職員1名と併せて2名分の人件費が補助対象とされていた。平成21年度からは現職職員の派遣は廃止されたが、以後も緑化推進委員会から常勤役員職の人選について県の退職職員の紹介要請があり、緑化推進委員会へ退職職員1名が再就職することが繰り返されて現在に至っている。

5 交付要綱

(1) 目的

本補助金の目的は県土の緑化推進を図ることとされている。

(2) 事業

補助金の対象となる事業の区分、経費、補助率は次の表のとおりとされている。

事業の内容	補助対象経費	補助率
千葉県緑化推進委員会運営費	人件費	10分の10以内

(3) 交付申請

① 申請書

申請書には経費の収支予算を記載するとともに、当該年度の緑化推進事業計画書と交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎を別紙として添付することとされている。

② 添付書類

定款、役員名簿、資産及び負債調書、市町村負担金内訳書、収支予算書を添付することとされている。

(4) 実績報告

実績報告書には経費の収支精算（補助対象経費に係る収入の内訳及び金額並びに支出の細目ごとの金額）を記載し、別紙として緑化推進委員会の事業実績を記載した報告書を添付することとされている。

6 交付申請

交付申請については、要綱に定める書式に従って行われており、必要な添付書類が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告書には、別紙として、事業報告書（緑化推進委員会が実施した事業の項目とそれぞれの経費額が記載されている。）と補助対象人件費の内訳（報酬、通勤手当、社会保険料等の内訳）が添付されている。

また、本補助金については、実績報告書以外に、県の職員が緑化推進委員会へ赴

いて収入及び支出予算整理簿、収入及び支出証拠書類などの書類を検査するなどの調査を行い、実績の確認を行っている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 適法性

① 再就職者への人件費補助につき職歴の調査

千葉県緑化推進委員会運営費は、元職員の再就職者の人件費である。離職後に営利企業等に再就職した元職員が離職後2年間に、契約等の事務であって、離職前5年間の職務に関する要求又は依頼することは、地方公務員法38条の2第1項によって禁止され、これに違反した再就職者は、同法60条4号により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。同法38条の2第1項に規定されている「営利企業等」とは、営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいい、「契約等事務」は、売買、賃貸、請負その他の契約又は当該営利法人等に対してなされる行政手続法2条2号に規定される処分に関する事務のことをいう。補助金の交付は、法律行為としては贈与であり、受給者に対する処分であるから、再就職した元職員が、離職後2年以内に、離職前5年間に在籍していたことがある部課が所管する補助金等の交付を要求し又は依頼すれば、同法38条の2第1項に該当することになる。これらの要件の一つでも欠ければ地方公務員法38条の2第1項違反にはならないものの、元職員としての立場を利用して補助金の交付を要求又は依頼する行為が適正な行為になるわけではない。それゆえ、再就職者に人件費補助をする場合は、離職時期、離職前過去5年間の所属先が重要であるから、交付決定に際してはこれらの事実を調査し、確認すべきであり、かつ、その資料を交付決定の記録につづるべきである。

② 再就職者への人件費補助の公表

I 同法38条の6が制定され、地方自治体は、元職員の退職管理の適正確保に必要な措置をすることが求められることになったため、県は、その措置として、再就職状況を公表して透明化することにし、平成26年6月、「千葉県退職職員の再就職状況の公表に関する要綱」を定め、退職職員の再就職状況を公表している。ところが、再就職した職員についてその人件費補助がなされる場合も、人件費補助についてはこの要綱では公表事項とされていない。県は、人件費補助を補助金として公表しているが、緑化推進委員会運営費補助に対する補助金という公表の仕方では、人件費補助とは理解できないし、再就職と結びつけて理解することもできないことであり、再就職に人件費補助がなされている事実が公表されている

とは認められない。

Ⅱ 犯罪行為ではない元職員の再就職につき、再就職の適正確保のために再就職を公表して県民の監視の下に置いているのに、地方公務員法38条の2第1項の犯罪が成立することがあり得る、あるいはそれを疑われる人件費補助付き再就職について、公表しないのであれば、再就職の適正確保の措置を講じていないことにほかならない。よって、再就職の公表の際、人件費補助がなされる事実（人件費の金額は除く）も併せて公表すべきである。

(2) 手続の適正

① 県警への照会

本補助金の交付要綱には、暴力団排除条項が設けられており、交付申請にあたっては役員名簿の提出を受けているが、交付申請の審査にあたり、県警に対する暴力団関係者の有無の照会が行われていなかった。暴力団排除の趣旨を徹底するため、県警への照会を行うべきである。

2 意見

(1) 公益性

① 人件費補助

交付要綱においては、本補助金は、公益社団法人千葉県緑化推進委員会運営費のうち人件費の10分の10以内を補助するものとされており、同委員会の特定の職員の人件費のみを補助するものとは規定されていない。しかしながら、平成28年度当時、同委員会には、元県職員の専務理事兼事務局長のほかに、常勤の職員が2名、嘱託職員が2名、非常勤嘱託職員が1名在籍しているにもかかわらず、本補助金の交付申請に際しては、元県職員の専務理事兼事務局長の人件費についてのみ補助を受ける前提で、当該職員の人件費のみの算出根拠を記載した申請書が提出されている。県も当該職員の人件費を補助する前提で予算を組んでおり、実態としては元県職員の専務理事兼事務局長の人件費相当額を補助するものとなっている。

緑化推進委員会の活動には公益性が認められるが、本補助金は実質的に元県職員である専務理事兼事務局長の人件費を補助するものとなっており、当該職員の再就職と密接不可分でありかつ当該元職員の個人的利益に直接結びついているため、公益上の必要性につき疑問が生じる。県は、県民に対し、緑化推進委員会の性格、業務の内容、県の施策との関係、緑化推進委員会の職員に必要とされる能力、資質および経験、人材確保の必要性、人件費および補助額の相当性を積極的に説明する必要があると考える。

第80 東京湾漁業総合対策事業（海底障害物除去事業）費補助金

一 補助金の内容

1 概要

東京湾漁業総合対策事業（海底障害物除去事業）費補助金（以下「海底障害物除去補助金」という。）は、千葉県漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合連合会」という。）に対し、同連合会が実施する東京湾海底障害物の除去事業について交付する補助金をいう。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1400万円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額は、1162万5000円、平成26年度の決算額は1400万円である。

3 経緯

東京湾の漁場清掃事業は、昭和52年度に始まり、同年度から平成2年度までは県の委託事業として実施され、平成3年度から補助事業とされ、同年度から平成8年度までは、東京湾漁場清掃事業として実施された。そして、平成9年度に東京湾漁業総合対策事業費補助金交付要綱が制定され、海底障害物除去補助金は、東京湾漁業総合対策事業のうちの一つとして実施されている。

4 受給者

海底障害物除去補助金の受給者は、漁業協同組合連合会である。同連合会は、海底障害物除去事業を、市川市行徳漁業協同組合、船橋市漁業協同組合、金田漁業協同組合、富津漁業協同組合及び新富津漁業協同組合等に委託して実施している。

5 交付要綱

海底障害物除去補助金の交付要綱は、東京湾漁業総合対策事業費補助金交付要綱であり、その内容は、補助金第76で記述したとおりである。

6 交付申請

(1) 申請書

申請書には、以下の記載がなされている。

① 事業の目的

事業の目的として、海底障害物の除去によって、漁業操業の安全を確保し、漁船漁業の振興を図る。

② 事業の内容及び経費の配分

事業の内容は、漁具による障害物の除去、小型障害物の確認調査及び除去である。

経費の配分は、事業費2800万円のうち補助金が1400万円、残り

1400万円は漁連の負担である。

③ 事業完了予定年月日 平成29年3月31日

④ 収支予算

収入は補助金1400万円と漁連の自己資金1400万円であり、支出は事業費2800万円である。

(2) 添付書類

設計書が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

報告書には、以下の記載がなされている。

① 事業の目的

申請書の記載と同じである。

② 事業の内容及び経費の配分

I 事業の内容は、申請書の記載と同じである。

II 経費の配分は、事業費が2450万0340円、補助金が1225万円、自己負担が1225万0340円である。

③ 事業完了年月日 平成29年3月23日

④ 収支予算

経費の配分と予算との差額が記載されている。

(2) 添付書類

精算設計書が添付されている。精算設計書には、事業の具体的内容が記載されているが、その主な記載内容は、以下のとおりである。

① 漁具による障害物の除去582.178m³ 1746万5340円

② 小型障害物の確認調査5回 137万5000円

③ 小型障害物の除去3回 566万0000円

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 見直しの必要性

海底障害物除去事業は、昭和52年に始まり、既に約40年もの長い年月が経

過している。障害物の状況の推移を調査し、業者の選定方法に相見積もり取っているかを確認し、そして、作業の実施状況を見分する等して、効率性の観点から改善すべきところがないかを検討することが望ましい。

第81 東京湾漁業総合対策事業（製品規格対策促進事業）費補助金

一 補助金の内容

1 概要

東京湾漁業総合対策事業（製品規格対策促進事業）費補助金（以下「製品規格対策補助金」という。）は、千葉県漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合連合会」という。）に対し、同連合会が実施する乾のりの格付け検査について交付する補助金をいう。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、2600万円である。平成29年度の予算額は、2264万1000円である。平成27年度の決算額は、2336万8000円、平成26年度の決算額は、2319万2000円である。

3 経緯

県は、昭和39年から乾のりの格付け検査事業を実施していたが、平成元年から民間にその事業を実施させて県は補助金を交付する方式にした。その後、東京湾の漁業に係る補助金事業は、東京湾漁業総合対策事業に整理統合されることになり、乾のりの格付け検査事業もこれに組み込まれて、平成9年度から東京湾漁業総合対策事業のうちの一事業として実施されている。この東京湾漁業総合対策事業は、当初の実施期間は5年とされたが、更新を重ねて今日に至っている。

4 受給者

製品規格対策補助金の受給者は、漁業協同組合連合会である。

5 交付要綱

交付要綱は、東京湾漁業総合対策事業費補助金交付要綱であり、その内容は、補助金第76で説明したとおりである。

6 交付申請

(1) 申請書

申請書には、以下の記載がなされている。

① 事業の目的

乾のりの品質・規格の統一及び流通の合理化を目的として、乾のりの格付けを行う。

② 事業の内容及び経費の配分

事業の内容は、乾のりの検査である。

③ 事業完了予定年月日 平成29年3月31日

④ 収支予算

(2) 添付書類

設計書が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

報告書には、以下の記載がなされている。

① 事業の目的

乾のりの品質・規格の統一及び流通の合理化を目的として、乾のりの格付けを行う。

② 事業の内容及び経費の配分

I 事業内容

1億7087万2900枚の乾のりを検査員6名で検査した。

II 経費の配分

経費の配分は、事業費3256万2741円、補助金2021万円、自己負担866万1880円である。

③ 終了年月日 平成29年3月31日

④ 収支精算

(2) 添付書類

精算設計書が添付されているが、その主な記載内容は以下のとおりである。

① 検査した乾のりの枚数は1億7087万2900枚であり、検査員は6名である。検査する期間は、季節に即していえば、11月から翌年の4月までの6か月間となるが、4月は翌年度になるため、年度に即していえば、平成28年度は、同年4月、11月、12月、平成29年1月から3月までの6か月間になる。よって、検査員1名の検査枚数は、1か月平均約474万6469枚、1か月21日稼働として1日平均22万6022枚である。

そして、検査員は、のり生産者に対して乾のりの品質向上を図るための指導、助言も行っている。

② 事業費は3256万2741円、その負担区分は、補助金が2021万円、事業主体負担が866万1880円、受入検査手数料369万0861円である。

③ 支出

支出の内訳は、以下のとおりである。

I 人件費 1474万3540円

検査員1名の1か月当たりの人件費は、40万9543円である。

(計算方法)

$$1474万3540円 \div (6名 \times 6か月) = 40万9543円$$

II 旅費 61万5720円

検査員が検査場に赴くための交通費である。検査場は、船橋市漁協第一共販所外7箇所である。

III 結束紙費 124万円

結束紙は、のりを束ねる紙であり、乾のり1000枚当たり7円である。明細には、のり検査帯と記載されている。

IV 消耗品費 1444万1250円

消耗品は、プリンターシール、ダンボール、ポリ袋及びパットの費用であり、乾のり100枚当たり8円である。

V 厚生費 5万9600円

厚生費は、作業服代であり、検査員1名当たり9933円である。

VI 品質検査費 4万2631円

査定用のりの取得費用である。

VII 人夫費 142万円

人夫が行う作業内容は記載されていない。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第82 園芸産地強化・連携支援事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、公益社団法人千葉県園芸協会に対し、同協会が園芸産地強化・連携支援事業実施要領に基づいて行う事業に要する経費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1000万円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額は、1000万円、平成26年度の決算額は、700万円である。

3 経緯

本県は、園芸産出額で全国1位を維持してきたが、高齢化の進展などの要因により、平成21年には2位に後退するなど産地体制の弱体化が懸念されている。本補助金は、園芸産地の生産力や販売力を向上させるため、加工・業務需要など大口需要に対応できる生産・流通体制を構築し、「オール千葉」として、国内外産地に打ち勝てる力強い産地づくりを推進することを目的として、平成26年度から実施されている。

4 受給者

本補助金の受給者は、公益社団法人千葉県園芸協会である。同協会は、千葉県内の園芸関係者の連絡協調を図り、新鮮で安心・安全な園芸農産物を広く一般国民に安定供給するため、園芸事業の健全なる発展と農業経営の安定を図ることを目的とする公益社団法人であり、生産・販売強化策、販売促進対策、県農産物の輸出促進、6次産業化の取組推進、担い手対策、野菜価格安定対策、優良種苗の安定供給、生産基盤強化対策などの事業を行っている。

5 交付要綱・事業実施要領

(1) 目的

園芸産地の生産力や販売力を向上させるため、加工・業務需要など大口需要に対応できる生産・流通体制を構築し、「オール千葉」として、国内外産地に打ち勝てる力強い産地づくりを推進することを目的としている。

(2) 事業

園芸産地強化・連携支援事業実施要領において、補助対象項目等は次のように定められている。

事業の種類	補助対象項目	取組内容	経費の明細
産地指導人材研修会	1 産地指導員研修会の開催 2 主要品目の先進地調査	○産地指導員の資質向上 ○主要品目の先進地調査の実施 ○調査結果の分析及び報告 ○その他必要な取組	旅費、会場借上料、資料作成費、講師謝金、講師旅費宿泊費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、調査先謝金、資料購入費、車両借上費、その他事業の目的に必要な経費等
「フレッシュ!ちばの園芸品」生産販売促進事業	1 品目別協議会の設置と運営 (1) 品目別協議会の設置 (2) 販売促進活動の実施 (3) 品目別研修会、現地検討会の開催 2 県出荷統一規格の作成、普及 3 優良品種の普及定着 4 県内卸売市場と産地のマッチング (1) 県内卸売市場のニーズ調査 (2) 産地への情報提供 5 卸売市場が産地と連携した販売戦略の構築と実践	○研修会の開催 ○検討会の開催 ○出荷規格等統一の普及検討会の開催 ○推進会議等の開催 ○販売促進活動の実施 ○優良品種の普及定着 ○調査の実施 ○産地との情報交換 ○検討会の開催 ○販売戦略の実施 ○その他必要な取組	旅費、車両借上費、消耗品費、通信運搬日、視察先謝金、データ管理費、資料購入費、資料作成費、展示ほ設置費(ほ場借上料、種子購入費)、印刷製本費、会場借上料、資料作成費、その他産地の強化活動に必要な経費等

また、補助額は、要綱において定額と定められている。

(3) 交付申請

① 申請書

要綱が定める補助金の交付申請書の書式は、事業の目的、事業の内容、経費の配分及び負担区分、事業完了予定年月日、収支予算を記載する形式となっている。また、要領においては、千葉県園芸協会が補助対象事業を実施する場合には、次の書類を作成して知事に提出し、事業実施の協議をすることとされている。

I 事業実施計画書

II 事業実施主体の概要

III 誓約書・役員等名簿

② 添付書類

補助金の交付申請時に添付が必要な書類は定められていない。

(4) 実績報告

① 報告書

実績報告書の書式には、申請書と同様の事項の記載が求められている。

② 添付書類

事業ごとに取組が判る資料等の添付が求められている。

6 交付申請

交付申請及び事業実施の協議手続は、要領及び要綱に定める書式を用いて行われ、要綱で定められている書類が添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告書は、要綱に定める書式を用いて行われ、要綱で定められている書類が添付されている。実績報告書に添付されている事業ごとの取組を報告する書面には、実施した取組ごとに図や写真を交えた説明が詳しく記載されており、事業の実績がわかりやすく内容となっている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第83 千葉米改良協会事業活動費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、千葉米改良協会に対し、同協会の行う事業に要する経費を補助する

ものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、825万円である。平成29年度の予算額は、636万円である。平成27年度の決算額は635万円、平成26年度の決算額は、591万9000円である。

3 経緯

稲作近代化推進本部、県農産物改良協会及び県種子協会の活動が統合され、新たに千葉米改良協会が設立された際、同協会の行う活動を支援するため、従来行われていた農産物販売改善事業補助金を廃止し、昭和45年度から本補助金が実施されることとなったものである。

4 受給者

本補助金の受給者は千葉米改良協会である。同協会は、法人格のない団体であり、稲作生産の組織化推進、品質の改善、稲作の安定生産を図るための指導、奨励品種の普及と計画的な種子更新の推進、その他千葉米の流通改善等の活動を行っている。

5 交付要綱

(1) 目的

本補助金の目的は千葉米の品質改善及び生産性を高め農家経済の向上をはかることである。

(2) 事業

補助対象事業の種目、経費及び補助率は、次の表のとおりである。

種目	経費	補助率
協会活動支援事業	協会の行う事業であって、次の各号に掲げるものに要する経費 1 生産組織の育成、銘柄産地の造成等生産性の向上に必要な体制の整備の推進に関すること 2 品質の改善に必要な栽培管理及び乾燥調整に関する技術の普及に関すること 3 奨励品種の普及及び計画的な種子更新の推進に関すること 4 産米懇談会、試食会の開催その他産米の流通の改善に関すること 5 前各号に掲げる事業に関する調査研究 6 その他知事が特に必要と認める事業	当該事業に要する経費の2分の1以内
混種事故防止対策支援事業	混種事故を防止するために実施するDNA検査	当該事業に要する経費の3分の1以内

(3) 交付申請

① 申請書

申請書の書式は、協会活動支援事業については事業の目的及び事業の内容を、

混種事故防止対策支援事業については事業の目的、事業の内容及び事業完了予定年月日を記載する形式となっている。

② 添付書類

収支予算書を添付することとされている。受給者である千葉米改良協会に法人格がないのに、権利能力なき社団であることの要件具備を確認するために必要な書類、即ち、団体の会則・規約、組織図、役員等名簿、財産目録等の提出は求められていない。

(4) 実績報告

① 報告書

報告書の書式は、協会活動支援事業及び混種事故防止対策支援事業について、それぞれ事業の目的と事業の実績を記載する形式となっている。

② 添付書類

収支決算書を添付することとされている。

6 交付申請

交付申請は要綱に定める書式を用いて行われており、添付が必要な書類の添付がなされている。協会活動支援事業に関する補助金の交付申請書には、事業計画書と収支予算書が別紙として添付されており、事業計画書には実施しようとする事業の内容が詳細に記載され、収支予算書には事業に係る収支予算の内訳が記載されている。また、混種事故防止支援事業に関する補助金の申請書には、DNA検査を実施する品種ごとにその予定数と検査費用、費用の負担区分の記載及び混種事故防止対策支援事業の収支予算が記載されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告書は、要綱に定める書式を用いて行われており、必要な添付書類が添付されている。協会活動支援事業に関する補助金の実績報告書には、別紙として当該年度の事業報告書と補助事業に係る収支決算書が添付され、実施した事業の内容と収支が把握できるようになっている。また、混種事故防止対策支援事業に関する実績報告書には、品種ごとに、DNA検査の実績数、検査費用とその負担区分の一覧表及び事業に係る収支精算書が添付されている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 適法性

① 権利能力なき社団の要件の確認

本補助金の受給者は、法人格を有しない団体である千葉米改良協会である。県は、同協会が権利能力なき社団であることを前提に補助金を交付しているが、権利能力なき社団であるというためには、「団体としての組織をそなえ、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定していること要する」（最判昭和39年10月15日民集18巻8号1671頁）とされているところ、協会からの補助金の交付申請時や実績報告時には、上記判例の示す権利能力なき社団の要件を充足しているかどうかを判断するに足りる資料が提出されていなかった。県は、協会の設立当初から、協会が権利能力なき社団にあたることを確認しており、現在においても、総代会の資料等の提出を受け、権利能力なき社団であることを確認しているとのことであるが、この点は補助金の交付を受ける主体が誰であるのかに関わる重要な事項であるため、交付申請時の添付書類として、団体の会則・規約、組織図、役員等名簿、財産目録等の資料を加えるよう要綱を改正し、毎年度の交付申請時にこれらの資料の提出を求めるべきである。

(2) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

本補助金の実績報告に際しては、補助対象経費の支出証拠書類の写しの添付が求められておらず、補助対象経費が適正に支出されたことを確認することができない。県は、実地検査によって支出証拠書類を確認しているとのことであるが、支出証拠書類の写しを添付した現地調査の記録を作成するなどの方法によって記録化がされていなければ、実際にどのような検査が行われ、どのような根拠に基づいて適正な支出が確認されたのか判断できず、支出の確認方法としては不十分である。職員が往査して調査するよりも、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させ、先ずこれを確認し、必要に応じて職員あg往査する方が事務処理として効率が良い。よって、補助事業に係る支出を確認するため、実績報告書には支出証拠書類の写しの提出を求めるべきである。

② 暴力団排除条項の制定

本補助金の交付要綱には、暴力団排除条項が規定されていない。補助事業からの暴力団の排除を徹底するため、暴力団排除条項を制定すべきである。

2 意見

(1) 適法性

① 補助対象外経費の計上

本補助金については関係人調査を実施し、補助金の受給者である千葉米改良協

会から、実績報告書に添付された収支決算書に事業費として計上されている支出に係る領収証等の写しの提出を受けた。これらの領収書等の内容を確認したところ、実績報告書の収支決算書において種子対策費（細目は「採種栽培技術講習会・現地指導会等」「採種ほ場設置会議」「種子場農協関係者打合せ会議」など）として計上されている費用のうち、飲食費とみられる経費が80万6112円、関係者への手土産代とみられる経費が3万3564円、採種組合への祝い金の支出4万円など、補助対象外と考えられる経費の支出が認められた。これらの補助対象外とみられる経費を除外して補助対象事業の経費を算定しても、補助金額に変動はないため、補助金額を飲食費に充てたとはいえないものの、実績報告書記載の支出の一部に疑問があるため、今後の対応として、補助対象事業が適正に行われているか、不適切な支出がないかにつき、監視を強めることが望まれる。

第84 中小漁業融資保証制度安定対策事業

一 補助金の内容

1 概要

中小漁業融資保証制度安定対策事業の補助金は、千葉県漁業信用基金協会に対して、その運営費の一部を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、720万円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

制定当時の文書等については保存年限経過につき破棄済みであり、創設に際しどのような議論、やりとりがなされたかについては不明である。

なお、千葉県漁業信用基金協会は、漁業者向け融資の信用保証を引き受ける唯一の団体として、中小漁業融資保証法に基づき設立された団体であるが、低金利の長期化、保証料収入の減少並びに国の基準による求償権償却引当金繰入率の引き上げ等に伴い経営が悪化してきていた。そのため、同協会に対し、その債務保証に伴う代位弁済金の一部を助成し、同協会の経営改善と中小漁業者等に対する融資の円滑化を図ることを目的として、平成13年に制度化されたものである。

その後、平成14年度には上記助成に加えて、同協会の運営費補助が追加され、平成19年度には代位弁済補助が削除され現在に至っている。

4 受給者

千葉県漁業信用基金協会である。同協会の概要は以下のとおりである（平成28

年度末現在)。

- (1) 所在地 千葉市中央区新宿2-3-8 水産会館5階
- (2) 設立 昭和28年6月6日
- (3) 根拠法 中小漁業融資保証法（法律に基づき設立された特殊法人）
- (4) 会員 千葉県、県内18の市町村、31の漁協、信漁連、66名の個人漁業者、20の法人漁業者、その他（19）
- (5) 役員 理事長（常勤、1名）、理事（8名）、監事（2名）
- (6) 組織 理事長1名、職員1名、嘱託2名
- (7) 業務 ①漁業者が信漁連等の金融機関から融資を受ける場合に保証すること
②事故が発生した場合、融資機関からの請求に応じて債務者に代わり代位弁済すること
③代位弁済で取得した求償権の行使により債権を回収すること
- (8) 保証対象資金 ①漁業近代化資金
②一般資金（公庫資金、経営改善促進資金、一般緊急融資資金、借替緊急融資資金など）

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては、千葉県中小漁業融資保証制度安定対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）が定められている。

- (1) 目的
中小漁業者等への資金融資の円滑化を図り、もって漁業振興に資することである（要綱1条）。
- (2) 事業
交付先団体の運営費の一部である。具体的には、事業主体が行う業務に要する経費としての人件費（常勤役員給与及びそれに付随する経費）である（要綱3条及び4条）。
- (3) 交付申請
 - ① 申請書
 - I 書式
要綱別記第1号様式によることとされている（要綱5条）。
 - II 必要的記載事項
事業の目的、事業の内容、収支予算をそれぞれ記載することとされている。
 - ② 添付書類
補助金申請額の算出根拠について添付することとされている。

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

要綱別記第3号様式によることとされている（要綱8条）。

II 必要的記載事項

事業の目的、事業の内容、収支精算額をそれぞれ記載することとされている。

② 添付書類

補助金実績額の算出基礎について添付することとされている。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

5項(3)①Iで指定されている様式に基づいている。

② 記載内容

事業の目的、事業の内容、収支精算額がそれぞれ記載されている。

(2) 添付書類

補助金申請額の算出基礎に関する書類が添付されている。そこには、常勤役員の人件費としての報酬額、交通費等付随経費、それらの月別の内訳が記載されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

5項(4)①Iで指定されている様式に基づいている。

② 記載内容

実績報告書には、当該年度の事業の目的及び事業の内容、収支精算額が記載されており、加えて補助事業に関する算出基礎（内訳）が添付されている。しかし、補助事業に関する原資料は添付されていない。

この書類によると、常勤役員（少なくとも平成26年度から現在まで、県職員の退職者である。）の給与及び付随経費のうち、720万0000円が本補助金で賄われていることがわかる。

(2) 添付書類

補助金実績額の算出基礎に関する書類が添付されている。なお記載されている金額は、交付申請書の添付書類に記載されているものと同じである。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 適法性

① 再就職者への人件費補助につき職歴の調査

本補助金は、千葉県漁業信用基金協会の常勤役員に再就職した元職員の人件費補助である。離職後に営利企業等に再就職した元職員が離職後2年間に、契約等の事務であって、離職前5年間の職務に関する要求又は依頼することは、地方公務員法38条の2第1項によって禁止され、これに違反した再就職者は、同法60条4号により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。同法38条の2第1項に規定されている「営利企業等」とは、営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいい、「契約等事務」は、売買、賃貸、請負その他の契約又は当該営利法人等に対してなされる行政手続法2条2号に規定される処分に関する事務のことをいう。補助金の交付は、法律行為としては贈与であり、受給者に対する処分であるから、再就職した元職員が、離職後2年以内に、離職前5年間に在籍していたことがある部課が所管する補助金等の交付を要求し又は依頼すれば、同法38条の2第1項に該当することになる。これらの要件の一つでも欠ければ地方公務員法38条の2第1項違反にはならないものの、元職員としての立場を利用して補助金の交付を要求又は依頼する行為が適正な行為になるわけではない。それゆえ、再就職者に人件費補助をする場合は、離職時期、離職前過去5年間の所属先が重要であるから、交付決定に際してはこれらの事実を調査し、確認すべきであり、かつ、その資料を交付決定の記録につづるべきである。

② 再就職者への人件費補助の公表

I 同法38条の6が制定され、地方自治体は、元職員の退職管理の適正確保に必要な措置をすることが求められたため、県は、その措置として、再就職状況を公表して透明化することにし、平成26年6月、「千葉県退職職員の再就職状況の公表に関する要綱」を定め、退職職員の再就職状況を公表している。ところが、再就職した職員についてその人件費補助がなされる場合も、人件費補助についてはこの要綱では公表事項とされていない。県は、人件費補助を補助金として公表しているが、中小漁業融資保証制度安定対策事業に対する補助金という公表の仕方では、人件費補助とは理解できないし、再就職と結びつけて理解することもできないことであり、再就職に人件費補助がなされている事実が公表されているとは認められない。

II 犯罪行為ではない元職員の再就職につき、再就職の適正確保のために再就職を公表して県民の監視の下に置いているのに、地方公務員法38条の2第1項の犯

罪が成立することがあり得る、あるいはそれを疑われる人件費補助がなされる再就職について、公表しないのであれば、再就職の適正確保の措置を講じていないことにほかならない。よって、再就職の公表の際、人件費補助がなされる事実（人件費の金額は除く）も併せて公表すべきである。

2 意見

(1) 公益性

① 人件費補助

補助金19で詳述したと同様に、千葉県漁業信用基金協会への補助金交付は、元職員の再就職への人件費補助であるため、公益上の必要性に疑問が生ずる。県は、県民に対し、千葉県漁業信用基金協会の性格、業務の内容、同協会の常勤役員の職務の内容、中小漁業融資保証制度安定対策事業との関係における同協会の役員に必要とされる能力、資質及び経験、人材確保の必要性、人件費及び補助額の相当性を積極的に説明する必要があると考える。

第85 漁業経営保全対策共済加入助成事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

千葉県漁業共済組合が行う漁業共済事業に係る共済契約を締結した中小漁業者及び漁業協同組合に対し、共済掛金の一部を補助するものである。

なお漁業共済制度とは、漁業災害補償法に基づく制度であり、思わぬ不漁等により損害を受けた漁業者に対し、保険（共済）の仕組みによりその損失を補償し、漁業の再生産を確保できるようにする制度である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、3470万円である。平成29年度の予算額は、3380万円である。平成27年度の決算額は、2770万3000円であり、平成26年度の決算額は、2665万6000円である。

3 経緯

昭和56年に本制度は創設されたが、その際の文書等は保存年限経過につき破棄済みであり、創設に際しどのような議論、やりとりがなされたかについては不明である。

また、本制度の見直しの概要については以下のとおりである。

① 補助対象の見直し

平成14年度まで $(\text{共済掛金} - \text{国庫補助金}) \times \text{補助率}$

平成15年度～ (純共済掛金－国庫補助金) × 補助率

※共済掛金は純共済掛金と附加共済掛金(事務費相当分)からなる。

② 補助率の見直し

平成9年度まで 漁協一括契約 1年目60% 2～4年目30%

個別契約 1年目40% 2～4年目20%

平成11年度まで 漁協一括契約 1年目50% 2～4年目25%

個別契約 1年目35% 2～4年目18%

平成12年度～ 漁協一括契約 1～4年目 各30%

(新規の1年目のみ50%)

個別契約 1～4年目 各22%

(新規の1年目のみ35%)

平成14年度～ 漁協一括契約 1～4年目 各20%

個別契約 1～4年目 各15%

平成16年度～ 漁協一括契約 1～4年目 各15%

個別契約 1～4年目 各11.25%

③ その他の見直し

平成24年度 千葉県暴力団排除条例施行に伴い、暴力団排除条項を追加

4 受給者

千葉県漁業共済組合である。同組合は、補助率分を差し引いた上で各漁業者から掛金を徴収しているため、事実上補助金によって利得を得ているのは各漁業者である。

5 交付要綱

本補助金の交付事務の基準としては、千葉県漁業経営保全対策共済加入助成事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)が定められている。また、暴力団排除条項の規定もある。

(1) 目的

中小漁業者等の負担する共済掛金の一部を軽減し、漁業共済への加入の促進を図り、もって漁業経営の保全に資することである(要綱1条)。

(2) 事業

千葉県漁業共済組合が行う漁業共済事業に係る共済契約を締結した中小漁業者及び漁業協同組合に対する共済掛金の一部を補助するものである。その補助率は、純共済掛金から国庫補助金を除いた額の11.25%(漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済のうち個別契約の場合)又は15%(漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済のうち漁協一括契約の場合、及び漁業施設共済(個別契約)の場合)である(平

成28年度) (要綱別表1及び2)。

(3) 交付申請

① 申請書

I 書式

要綱別記様式第1号によることとされている (要綱4条)。

II 必要的記載事項

補助事業の目的及びその内容、補助金申請額を記載することとされている。

② 添付書類

補助金の算出基礎に関する書類を別紙として、また誓約書 (暴力団員等でないことなどを制約させる書面 (要綱別記様式第7号)) と役員等名簿 (別記様式第8号) を合わせて添付することとされている。

(4) 実績報告

① 報告書

I 書式

要綱別記様式第3号によることとされている (要綱5条)。

II 必要的記載事項

補助事業の目的及びその内容、補助金実績額を記載することとされている。

② 添付書類

補助金の算出基礎に関する書類を別紙として、添付することとされている。

6 交付申請

(1) 申請書

① 書式

要綱別記様式第1号に基づいている。

② 記載内容

補助事業の目的及びその内容、補助金申請額が記載されている。

(2) 添付書類

千葉県漁業経営保全対策共済加入助成事業補助金事業計画が添付されている。これにより、漁業種類毎の構成員数や共済金額、補助対象額 (それぞれ見込み) などが明らかとされている。

また、誓約書及び役員等名簿も添付されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

要綱別記様式第3号に基づいている。

② 記載内容

補助事業の目的及びその内容、補助金実績額が記載されている。

(2) 添付書類

千葉県漁業経営保全対策共済加入助成事業補助金事業実績などが添付されている。これらによって漁業種類毎の構成員数や共済金額、補助対象額（それぞれ実績）が明らかとされている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第86 農業近代化資金利子補給

一 補助金の内容

1 概要

農業近代化資金利子補給は、農協系統等の民間金融機関に対し、同金融機関から農業近代化資金を借り入れた者が同金融機関に対して支払義務を負う利子の相当額を交付する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、6311万6000円である。平成29年度の予算額は、6890万5000円である。平成27年度の決算額は、5418万5000円、平成26年度の決算額は、5892万6000円である。

3 経緯

農業近代化資金は、農業経営に必要な施設、機械等の導入資金を農業者等に融資する資金である。同資金の利子補給は従前、国庫補助事業として行われてきたが、「三位一体の改革について」（平成16年11月26日政府・与党合意）に基づき、平成16年度をもって国が助成を廃止し、平成17年度から都道府県に税源委譲されたため、平成17年度からは県単独事業として実施している。

そして、千葉県農業近代化資金利子補給利子補給規則5条の規定により、利子補給率は知事が別に定めるとされているが、利子補給率は毎月国から通知されるため、毎月、関係機関宛てに通知されている（変動がないときは通知しない）。

4 受給者

農業近代化資金利子補給を受給する者は農協系統等の民間金融機関であるが、実質的な受給者はこれによって利子の支払を免れる者、即ち、農業近代化資金の借入

をした者である。なお平成28年度下期の支払先金融機関の内訳は、県内の農業協同組合（20組合）、農林中央金庫千葉支店、銀行（3行）、信用金庫（2金庫）、信用組合（2組合）である。

5 交付要綱

本補助金に関連する法令等としては、農業近代化資金融通法、農業近代化資金融通法施行令、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン、千葉県農業近代化資金利子補給規則（以下「規則」という。）、千葉県農業近代化資金取扱要領、千葉県農業近代化資金集計システム諸報告書作成要領である。

(1) 目的

農業者等が低利で資金を調達できるよう農協等の融資機関に対し利子補給を行うことで、資金融通の円滑化を図り農業経営の近代化に資することを目的としている（規則3条参照）。

(2) 事業

農業近代化資金である。

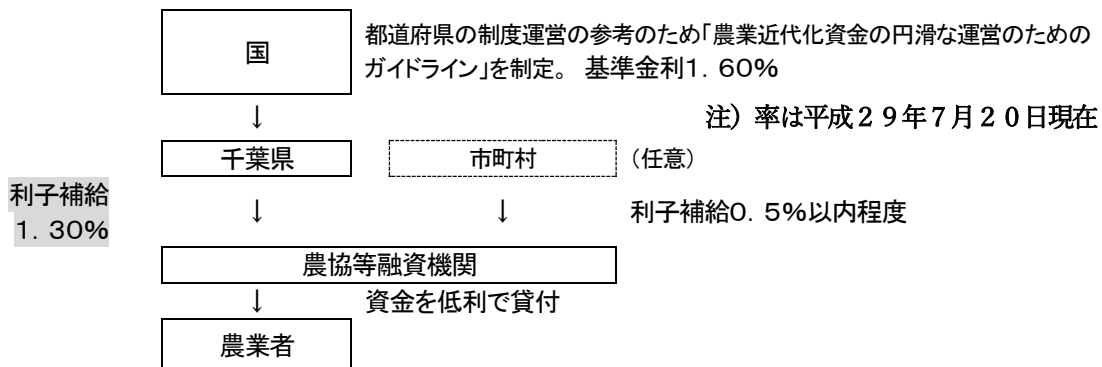
農業近代化資金の貸付限度額は以下のとおりである。

区分	対象者	限度額
個人利用	①農業を営む法人	2億円
	②知事が特に必要と認めた農業者	
	③集落営農組織、農業を営む任意団体	
	④農業参入法人	1億5000万円
	①～④以外の農業者	1800万円
共同利用	農協等の共同利用施設	15億円

融資対象は、農舎や集出荷施設等の建設、農機具の購入等の資金であり、償還期限は7～20年とされている（据置期間は2～7年）。

また、利子補給率は、0.4～1.395%であり、承認月や融資対象によって補給率は異なっている。

[利子補給に関するフロー図]



(3) 交付申請

① 請求書

I 書式

規則別記第一号様式によることとされている（規則7条1号）。

II 必要的記載事項

利子補給金の金額のみ記載することとされている。

② 添付書類

特に求められていない。

(4) 実績報告

① 実績報告書

I 書式

規則別記第二号様式によることとされている（規則7条2号）。

II 必要的記載事項

利子補給金の金額のみ記載することとされている。

② 添付書類

農業近代化資金利子補給金融資機関別承認年度別集計表を添付することとされている（規則別記第2号の2様式）。

6 交付申請

(1) 請求書

① 書式

規則別記第一号様式に基づいている。

② 記載内容

利子補給金の金額のみが記載されている。

(2) 添付書類

特にない。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 報告書

① 書式

規則別記第二号様式に基づいている。

② 記載内容

利子補給金の金額のみが記載されている。

(2) 添付書類

農業近代化資金利子補給金融資機関別承認年度別集計表が添付されている。

なお、実績報告に際し農業近代化資金に関する原資料の提供は求められていないが、県の回答によると、翌年度に融資機関へ調査に入り、すべての利子補給承認案件の原資料を確認しているとのことであった。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 暴力団排除条項の制定

千葉県暴力団排除条例9条1項は、県が暴力団排除に必要な措置を講ずることが求められているところ、県は、関係部署に対し、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」にて、暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、農業近代化資金の融資を受ける受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている。農業近代化資金利子補給の実質的な受給者は融資を受けた者であるから、その者につき県警に対し、暴力団関係者か否かを照会すべきである。

2 意見

意見はない。

第87 肉豚生産安定対策事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、国庫事業である養豚経営安定対策事業における生産者負担金の一部を県が負担するため、公益社団法人千葉県畜産協会に（以下「千葉県畜産協会」という。）交付するものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、7113万990円である。平成29年度の予算額は、7600万円である。平成27年度決算額は7156万9750円、平成26年度の決算額は7061万3200円である。

なお、平成26年度以降の生産者積立金（生産者負担額）、契約頭数、県助成金（1頭当たり）及び県助成金総額の推移は次表のとおりである。

年 度	生産者積立金 (生産者負担額)	契約頭数	県助成金	県助成金総額
平成26年度	500円 (430円)	100万8760頭	70円	7061万3200円
平成27年度	700円 (630円)	102万2425頭	70円	7156万9750円
	(平成23年度～平成26年度分 無事戻し金※ 1億6073万6987円)			
平成28年度	700円 (630円)	101万6157頭	70円	7113万0990円

※ 無事戻し金とは、積立金に充てるため県から交付されたが、積立てが不要となったため、県に返納された補助金である。

3 経緯

配合飼料価格の高騰等により、養豚経営の収益性悪化が懸念される状況となったことから、平成21年度から交付されている。

4 受給者

千葉県畜産協会は、農業者等の畜産経営の運営改善、家畜改良、飼養管理、飼料の生産及び確保、畜産物の流通、畜産物の安全性の確保、家畜衛生の向上等の事業の推進により、もって畜産物の安定供給確保を目指すとともに、県土の利用・保全と併せて地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする団体である（同協会定款3条）。

本補助金は、国庫事業である養豚経営安定対策事業における生産者負担金の一部について、県が千葉県畜産協会を通じて補助するものであり、最終的な受給者は肉豚の生産者（養豚経営者）である。

5 交付要綱

本補助金の交付に関して、「肉豚生産安定対策事業補助金交付要綱」及び「肉豚生産安定対策事業実施要領」が制定されている。

(1) 目的

養豚経営の安定と肉豚の安定的な生産を確保するため、千葉県畜産協会が実施する養豚経営安定対策事業における生産者負担金の一部を補助するものである（本要綱1条）。

(2) 事業

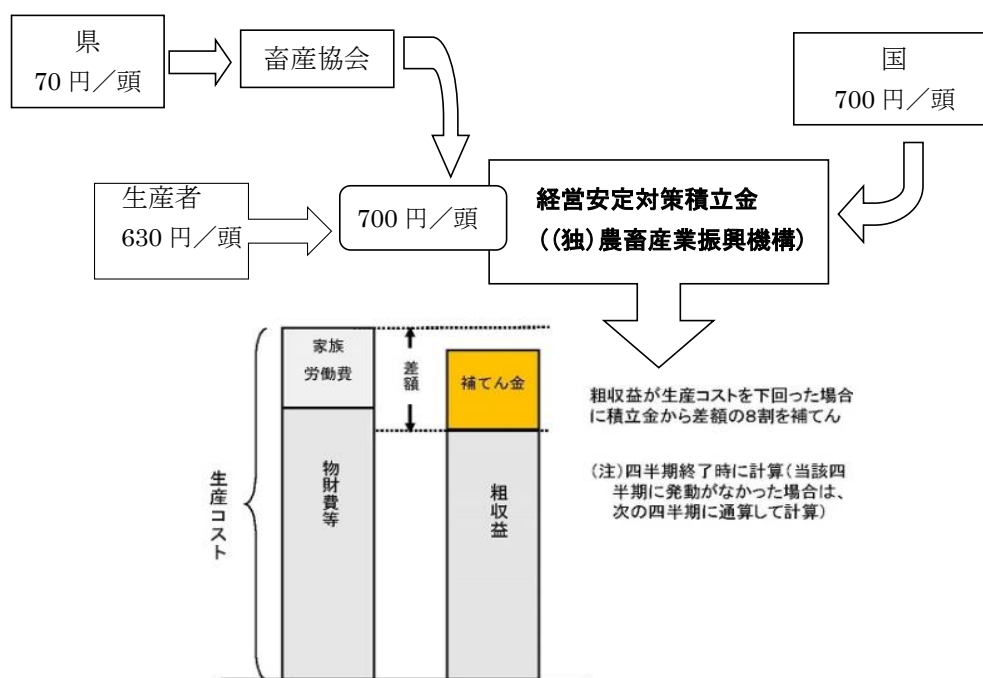
独立行政法人農畜産業振興機構は、養豚経営の収益性が悪化した場合に、粗収益と生産コストの差額を補てんすることにより、養豚経営の安定を図ることを目的と

して、「養豚経営安定対策事業」を行っている。同事業においては、国と生産者がそれぞれ積立金（経営安定対策積立金）を負担して、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者に対して積立金から差額の8割を補てんするものとされている。

本補助金は、生産者の負担を軽減するため、公益社団法人千葉県畜産協会に対し、生産者負担金の一部（平成28年度は1頭当たり70円）を補助金として交付する県単独事業の補助金である。

なお、平成25年以降、粗収益が生産コストを下回ることなく、積立金から補てん金は支出されていない。そのため、県が交付した補助金は、全額、無事戻し金として返納されている。

本事業の概要は次表のとおりである。



(注)

- ・金額は平成28年度のもの
- ・粗収益：主産物価格（枝肉価格）と副産物価額（皮・骨・油等）の合計
- ・生産コスト：物財費等、家族労働費、と畜経費の合計

(3) 交付申請

① 申請書

補助金の交付申請には、所定の肉豚生産安定対策事業補助金交付申請書を提出しなければならない(本要綱3条)。申請書には、交付申請額、補助事業の目的、補助事業の内容及び計画、補助事業完了予定年月日並びに収支予算を記載しなければならない。

② 添付書類

申請書には、誓約書及び役員名簿を添付しなければならない。誓約書は、補助金交付申請者(法人の場合は役員等)が、本要綱2条2項各号(いわゆる暴力団排除条項)のいずれにも該当しないことを誓約するものである。

(4) 実績報告

① 報告書

補助事業の完了した日から起算して1か月を経過した日または補助金の交付決定に係る会計年度終了のいずれか早い日まで、所定の肉豚生産安定対策事業実績報告書を提出しなければならない(本要綱6条)。報告書には、補助事業の目的、補助事業の内容及び実績、補助事業完了年月日並びに収支精算額を記載しなければならない

② 添付書類

添付書類は特に定められていない。

6 交付申請

(1) 申請書

① 本要綱が求める書式どおりの申請書が提出されている。

② 交付申請額は7113万990円である。補助事業の目的は、養豚経営の安定と肉豚の安定的な生産を確保するため、養豚経営安定対策事業における生産者負担金の積立てに対し補助金を交付することとされている。事業内容は養豚経営安定対策事業に係る生産者負担金、事業費は7113万990円、補助事業完了予定年月日は平成29年3月31日とされている。収支予算は、収入・支出ともに7113万990円である。

(2) 添付書類

本要綱が求めるとおり、誓約書と役員名簿が提出されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

本要綱が求める書式どおりの実績報告書が提出されている。報告書には、交付申請書と同一の補助事業の目的、補助事業の内容及び実績、補助事業完了年月日並びに収支精算額が記載されている。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 昨今の状況を踏まえた見直しの検討

平成25年度以降、積立金から補てん金は支出されておらず、県が交付した補助金は無事戻し金として返納される状況が続いている。このような状況を踏まえた上で、県は、今後の配合飼料価格の推移及び養豚経営者の収益状況等を見極め、本補助金の要否及び補助金額の妥当性等について見直しを検討することが望ましい。

第88 乳用牛群検定事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、千葉県酪農農業協同組合連合会（以下「千葉県酪連」という。）が実施する乳用牛群検定事業に必要な器具機材の整備、検定農家に対する検定の実務、乳成分検査及び検定結果の記録・確認に要する経費を助成するものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、720万円である。平成29年度の予算額も、同額である。平成27年度の決算額、平成26年度決算額も同額である。

3 経緯

千葉県の牛群検定（※）参加率は全国の参加率と比べて非常に低い参加率となっているため、牛群検定の普及定着により、県産乳量の向上につなげることを目的として、平成20年度に導入された。

※ 牛群検定とは、農家の飼養する乳用牛について、個体ごとに泌乳量、乳成分率、体細胞数、濃厚飼料給与量、繁殖成績、体重などを測定・記録し、その結果を低能力牛の淘汰や飼養管理の改善などに活用することにより、酪農経営における生産性の向上を図ることを目的とするものである。

4 受給者

千葉県酪連は、乳牛の飼料や酪農資材を販売する購買業務、消費者により安全・安心な牛乳を供給するために酪農家に対する生産対策業務、生乳の品質検査事業等を事業目的に掲げる団体である。

5 交付要綱

本補助金の交付に関し、「乳用牛群検定普及定着化事業実施要領」（以下「本要領」という。）が制定されている。なお、乳用牛群検定普及定着化事業は千葉県畜産振興事業の一部であるため、本補助金には、千葉県畜産振興事業に関する千葉県畜産振興事業補助金交付要綱も適用される。

(1) 目的

効率的な能力検定を推進して、乳用雌牛群の改良と安全・安心で高品質な生乳の生産拡大を図るとともに、牛群検定成績を活用した酪農指導体制の充実強化から飼養管理の改善や高能力牛の選抜などを図り、酪農経営における生産性の向上を目指すこと（本要領、第1）。

(2) 事業

千葉県酪連が実施する乳用牛群検定事業に必要な器具機材の整備、検定農家に対する検定の実務、乳成分検査及び検定結果の記録・確認に要する経費を助成するものである。

(3) 交付申請

① 申請書

所定の乳用牛群検定普及定着化事業（乳用牛群検定事業）実施計画承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない（本要領、第4、2）。

② 添付書類

申請書には、所定の実施計画書を添付する必要がある。実施計画書には、事業の目的及び事業内容（受益戸数、受益頭羽数、事業内容、事業量、事業費、負担区分等）を記載しなければならない。

(4) 実績報告

千葉県畜産振興事業補助金交付要綱7条1項により、事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。なお、本要綱上、実績報告に当たり、補助対象経費が実際に支出されたことを示す領収書の写しの添付は求められていない。

6 交付申請

(1) 申請書

本要領が求める書式どおりの申請書が提出されており、補助金の申請額は720万円である。

(2) 添付書類

本要領が添付書類とする実施計画書が提出されている。これによれば、事業内容は検定員謝金、乳成分検査費、記録取りまとめ費、通信費及びミルクメーターの購

入費の支払、受益戸数は147件、受益頭数は6635頭、事業費の合計額は1901万5800円である。このうち720万円を本補助金により負担するものとされている。

7 交付決定

交付申請のとおりに交付決定がなされている。

8 実績報告

千葉県畜産振興事業補助金交付要綱が求める書式どおりの実績報告書が提出されている。実績報告書によれば、受益（酪農）農家は146戸、乳用牛は6648頭である。事業費は、検定員謝礼金が993万円、乳成分検査費が819万5796円、記録取りまとめ費が179万5000円、通信費が12万6300円、ミルクメーターが68万円、合計2072万7096円とされる。かかる事業費のうち720万円が本補助金により賄われている。

9 その他

乳用牛群検定推進事業は、県内の酪農家の平均乳量、繁殖成績（分娩間隔）、牛群検定加入率を事業効果の指標としており、当該指標について、県は、一般社団法人家畜改良事業団乳用牛群検定全国協議会の乳用牛群能力検定のまとめを中心に、効果測定・検証を行っている。その結果、本事業を実施したことにより、平均乳量、牛群検定率、繁殖成績は向上傾向にあることが判明している。平成24年から平成28年までの主な項目の推移は次表のとおりである。

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
乳量（1年あたり kg）	9606	9562	9606	9646	9640
分娩間隔（日）	449	451	450	446	449
検定参加農家戸数	151	152	154	153	147
頭数	6333	6261	6840	6873	6738
普及率（農家）%	18.5	18.6	21.1	22.1	22.5
普及率（牛）%	23.2	23.5	27.6	28.8	28.9

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

既に述べたとおり、本補助金の実績報告に当たり、補助対象経費が実際に支出されたことを示す支出証拠書類（領収書の写し等）の添付は求められていない。この点、本補助金を支出した際に県職員が作成した知事宛ての確認書と題する書

面には、「実績報告書のとおり実施したことを確認した」との記載があるが、具体的な確認方法及び確認資料等は、同確認書からは明らかではない。本補助金が交付目的どおり適正に支出されたか否かを確認するためには、補助対象経費が支出されたことを示す支出証拠書類を実績報告書に添付させるべきである。

2 意見

意見はない。

第89 肉用牛ブランド力向上対策事業費補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、①千葉県肉牛生産農業協同組合が実施する肉用牛ブランド力向上対策事業及び②チバザビーフ協議会が実施するチバザビーフ肥育技術向上対策事業に対し、それぞれ事業費を補助するものである。

2 予算・決算

(1) 肉用牛ブランド力向上対策事業

平成28年度予算額は1015万円である。平成26年度決算額は545万円、平成27年度決算額は425万円である。

(2) チバザビーフ肥育技術向上対策事業

平成28年度予算額は80万円である。平成26年度決算額は624万円、平成27年度決算額は92万8000円である。

3 経緯

本県では優良な繁殖牛及び肥育素牛が不足しており、県産和牛の銘柄化に向けた基礎的な条件が整わない状況であるため、育種価を用いて県内和牛の優良遺伝資源を評価・選抜するとともに、受精卵移植技術等を活用し、本県における和牛の改良と増殖を推進する目的で、平成23年度に、本補助金の交付対象事業の前身の一つである和牛繁殖基盤強化事業が開始された。また、優良な肥育素牛の導入に対する経費の補助や肥育技術の指導及び千葉県内の銘柄牛肉の生産者、販売者等と連携した広報・宣伝活動等への支援を行うことで、千葉県産牛肉のブランド力向上に必要な出荷頭数の拡大と肉質の向上及び千葉県産牛肉の知名度向上を図る目的で、平成26年度に、同じく本補助金の交付対象事業の一つである県産牛肉ブランド力向上対策事業が開始された。

平成26年度以降は、肉用牛ブランド力向上対策事業と県産牛肉ブランド力向上対策事業のうちチバザビーフ肥育技術向上対策事業を併せて、事業名を「肉用牛ブ

ランド力向上対策事業」に改め、本補助金が創設された。

4 受給者

(1) 肉用牛ブランド力向上対策事業

千葉県肉牛生産農業協同組合が受給者である。

千葉県肉牛生産農業協同組合は、千葉県内の肉牛生産農家等が組合員となり設立された農業協同組合（平成25年12月31日現在、組合員数194名）であり、和牛登録及び共同販売等の事業を行っている。

(2) チバザビーフ肥育技術向上対策事業

チバザビーフ協議会が受給者である。

チバザビーフ協議会は、千葉県産銘柄牛肉（チバザビーフ）の販売促進等を目的に活動する団体であり、公益社団法人千葉県畜産協会内に事務局が置かれている。

5 交付要綱

(1) 肉用牛ブランド力向上対策事業

肉用牛ブランド力向上対策事業に対する補助金の交付等に関し、肉用牛ブランド力向上対策事業実施要領が制定されている。なお、肉用牛ブランド力向上対策事業は千葉県畜産振興事業の一部であるため、本補助金には、千葉県畜産振興事業に関する千葉県畜産振興事業補助金交付要綱も適用される。

① 目的

酪農県として発展してきた本県の肉用牛生産は、優良な繁殖雌牛及び肥育素牛の少なさから、他県のブランド牛には出荷頭数、品質とも追いついていない状況である。そこで、本県肉用牛のブランド力向上を図るため、生産者が行う和牛の増頭や育種価を活用した改良の取組を支援し、もって定時・定量、高品質な牛肉生産の拡大を推進することを目的とする（肉用牛ブランド力向上対策事業実施要領、第1）。

② 事業

①繁殖雌牛改良促進事業、②受精卵活用増頭推進事業及び③繁殖雌牛の増頭対策事業に分類される。

③ 交付申請

知事が定める期日までに所定の補助金交付申請書を提出しなければならない（千葉県畜産振興事業補助金交付要綱3条1項）。

④ 実績報告

事業完了の日から30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに所定の実績報告書を提出しなければならない（千葉県畜産振興事業補助金交付要綱7条1項）。

(2) チバザビーフ肥育技術向上対策事業

チバザビーフ協議会が実施する県産牛肉ブランド力向上対策事業に対する補助金の交付等に関し、「県産牛肉ブランド力向上対策事業補助金交付要綱」と「県産牛肉ブランド力向上対策事業実施要領」が制定されている。

① 目的

優良な肥育素牛の導入に対する経費の補助や肥育技術の指導、及び県内の銘柄牛肉の生産者、販売者等と連携した広報・宣伝活動等への支援を行うことで、県産牛肉のブランド力向上に必要な出荷頭数の拡大と肉質の向上、及び県産牛肉の知名度の向上を図る（県産牛肉ブランド力向上対策事業実施要領、第1）。

知事は、県産牛肉のブランド力向上を図るため、チバザビーフ協議会が実施するチバザビーフ知名度向上対策事業及びチバザビーフ肥育技術向上対策事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する（県産牛肉ブランド力向上対策事業補助金交付要綱1条）。

② 事業

チバザビーフ協議会が実施するチバザビーフのブランド力向上を図るための肥育技術指導事業である。

③ 交付申請

所定の補助金交付申請書を知事に提出しなければならない（県産牛肉ブランド力向上対策事業補助金交付要綱3条）。

④ 実績報告

所定の実績報告書を知事に提出しなければならない（県産牛肉ブランド力向上対策事業補助金交付要綱7条1項）。

6 交付申請

(1) 肉用牛ブランド力向上対策事業

本要綱が求める書式どおりの申請書が提出されている。

交付申請額は1015万円である。

(2) チバザビーフ肥育技術向上対策事業

本要綱が求める書式どおりの申請書が提出されている。

交付申請額は50万円である。

7 交付決定

(1) 肉用牛ブランド力向上対策事業

交付申請のとおり交付決定がなされている。

(2) チバザビーフ肥育技術向上対策事業

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

(1) 肉用牛ブランド力向上対策事業

本要綱が求める書式どおりの実績報告書が提出されている。これによれば、平成28年度の本事業の事業費は8028万7000円であり、このうち1015万円を本補助金で賄っている。事業費を事業内容毎に見ると、繁殖雌牛改良促進事業費が252万円（枝肉情報収集504頭×単価5000円）、受精卵活用増頭推進事業費が2055万3000円（移植頭数403頭×単価5万1000円）、繁殖雌牛の増頭対策事業費が5721万4000円（導入頭数50頭×単価114万4280円）である。

本補助金は直接の受給者である千葉県肉牛生産農業協同組合を通じて、二次的受給者である肉牛生産農家に交付されるものだが、二次的受給者の数は繁殖雌牛改良促進事業費が27件、受精卵活用増頭推進事業費が23件、繁殖雌牛の増頭対策事業費が19件と報告されている。

(2) チバザビーフ肥育技術向上対策事業

本要綱が求める書式どおりの実績報告が提出されている。これによれば、平成28年度の本事業の事業費は104万5579円であり、このうち50万円を本補助金で賄っている。事業内容としては、平成28年7月に東京食肉市場において枝肉研究会を実施し（出品頭数54頭）、平成29年2月には同市場において枝肉共励会を実施している（出品頭数80頭）。

9 その他

(1) 肉用牛ブランド力向上対策事業

県は、平成28年に策定した「千葉県酪農・肉用牛生産近代化計画書」において、繁殖雌牛の飼養頭数を平成37年度に3500頭とすることを目標としており、肉用牛ブランド力向上対策事業はこの目標の達成を目指している。

そして、県は、肉用牛ブランド力向上対策事業について、毎年2月に農林水産省から公表される畜産統計のうち繁殖雌牛の頭数を事業の効果の指標としている。平成25年以降、子牛価格が高騰しているため繁殖雌牛の更新が難しい状況にあり、本県の過去5年の繁殖雌牛の平均減少率は年2.5%となっている。平成27年度から平成28年度にも2.5%減少した場合は2233頭となるはずだったが、本事業の効果もあり、平成28年度は2250頭と減少率は1.7%に抑えられた。

(2) チバザビーフ肥育技術向上対策事業

チバザビーフ協議会は、肉質等級が黒毛和種は3等級以上、交雑種は2等級以上と定義しているため、全頭がこの等級以上に格付されチバザビーフとして出荷することを目標としている。

そして、県は、東京食肉市場中央卸売市場が公表する市場統計情報により、千葉県
の枝肉成績の推移を確認している。本事業の効果により、枝肉重量、肉質、1
k g 当たりの単価は年々向上している。平成26年から平成28年までの主な項目
の推移は、次表のとおりである。

		平成26年	平成27年	平成28年
黒毛和種	4、5等級率	57.9%	59.0%	64.6%
	枝肉重量	460.8 kg	459.4 kg	476.8 kg
	1 k g 当たりの単価	1869 円	2291 円	2534 円
交雑種	3～5等級率	54.5%	60.3%	59.6%
	枝肉重量	492.3 kg	488.6 kg	507.8 kg
	1 k g 当たりの単価	1255 円	1611 円	1636 円

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 目標達成後の見直し

本補助金は、千葉県産肉用牛のブランド力向上を図るため導入されたものであり、上記の数値が示すとおり着実な成果を上げつつある。もっとも、一定のブランド力が構築されれば、補助金に頼らない生産実績が期待できるはずであり、本補助金はいずれかの段階でその役割を終えるべき性質と考えられる。

上記のとおり、本補助金の対象となる各事業は、客観的指標に基づく目標（達成基準）が存在するため、県は、目標の達成状況を見極めつつ、いずれかの段階で本補助金の見直しについても検討することが望ましい。

第90 「世界に飛び出せ千葉の農林水産物」輸出促進事業（千葉の農林水産物輸出促進事業）

一 補助金の内容

1 概要

農林水産業関係事業者・団体等を受給者とした、輸出促進事業に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1500万円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額は、488万8000円、平成26年度の決算額は、284万1000円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

平成21年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

国内の食市場は少子高齢化や人口減少等で縮小傾向がみられる中、海外においては、アジア地域を中心とした経済成長、富裕層の拡大、日本食レストランの増加等により、新たな販路の開拓・拡大が期待できるため、輸出を通じて産地の活性化につながる取組を県として支援・推進するために設定。

4 受給者

市町村、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、営農組織、漁業者組織

※3戸以上の生産者又は漁業者で構成され、代表者の定め及び組織運営に関する規定が定められていること。

その他、知事が特に適当と認める法人、団体等

5 交付要綱

(1) 目的

輸出にチャレンジする生産者団体等の取組への支援を通じて、県産農林水産物の輸出促進を図ることにある。

(2) 事業

① 海外輸出環境調査

対象者が取り扱う品目における、海外での需要、消費動向等の調査

② 海外輸出生産体制整備

対象者が行う、海外への販路開拓・定着化に向けた、新しい品目・品種・技術等の導入試験等による生産体制整備

③ 海外輸出環境整備

対象者が行う、海外への販路開拓・定着化に向けた、試験輸出、商品開発、出荷方法の改善及び技術試験等による出荷における環境整備

④ 海外販売促進活動

対象者が行う、海外における販売や広報等の販売促進活動

6 交付申請

(1) 申請書

必要的記載事項：事業目的、事業計画、経費の配分及び負担区分、収支予算等

(2) 添付書類

事業実施主体の定款又は寄附行為等

(営農団体等においては、事業実施主体の規約及び構成員名簿)

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知(交付要綱に特段の定めはない)。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付：必要に応じて成果品等

9 交付申請・実績報告以外の手続等

(1) 実施要領第3の4において、事業実施計画の協議を定めている。

事業実施計画の協議中、第3の4(3)において、選考委員会(外部有識者及び県関係部局で構成)による事業実施計画の審査・選考を行い、知事による承認を得る手続を定めている。

(2) 成果

「平成23年に約76億円*であった県産農林水産物の輸出額が、平成28年には約135億円*(加工食品を加えると約200億円)の成果があがっている。

*:流通販売課調べ」とのことである。

県産農林水産物の輸出額

輸出年	輸出額
平成22年	100億円
平成23年	76億円
平成24年	116億円
平成25年	116億円
平成26年	117億円
平成27年	114億円
平成28年	200億円

<https://www.pref.chiba.lg.jp/ryuhan/export/table.html>

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第91 千葉県地域ブランド化推進事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

農林水産業関係事業者・団体等を受給者とした、ブランド化推進事業に対する補助金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、600万円である。平成29年度の予算額は、同額である。平成27年度の決算額は、453万8000円、平成26年度の決算額は、429万4000円である。

3 経緯

(1) 交付の始期

平成23年度

(2) 当該補助金が設定されるに至った経済的・社会的・政策的な要因

千葉県農林水産業振興計画（計画期間：平成26年度～平成29年度）中、【横断的・戦略的分野】「1. 販売促進・輸出拡大」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/nousui/keikaku/nourinsuisan/shinkoukeikaku/documents/13hanbai.pdf>

4 受給者

- ・農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合
- ・農業法人（農事組合法人等）、森林施業事業体
- ・生産者3戸以上を含む、組織団体
（組織運営に関する規約等の定めがあり主体的活動実績がある団体に限る。）
- ・市町村（政令指定都市を除く。）
- ・生産者3戸以上と連携し、地域産物の振興を図ってきた実績がある団体のうち千葉県知事が認めた団体

5 交付要綱

(1) 目的

地域が自ら策定したブランド化の計画に基づき、一貫したコンセプトで農産物の生産から販売まで取り組むことにより、付加価値を創造し、他産地との差別化による有利販売や認知度向上を図るための、継続かつ戦略的な取組を支援することを目的とする。

(2) 事業

農産物のブランド力の向上や商品のブランド化など、地域ブランド化に向けた「プロジェクト計画」（複数年計画）の目標達成のために行う活動のうち、次のい

ずれかに該当する活動を対象とする。

① ブランド化戦略策定

基本戦略（プロジェクト計画）をブラッシュアップし、効果的な戦略展開をするための次の活動

I 将来理想とする産地のイメージや農産物のファンになってほしいターゲットやブランドコンセプトなど基本的な戦略の策定のための専門家の招へい、検討会の開催、市場調査の実施

II 地域の生産者等の共通認識の醸成のための検討会・研修会の開催など

② ブランド確立

生鮮としてのブランド価値を高め、首都圏で通用するブランド力を確立するための次の活動

I 生産出荷管理基準の作成のための栽培試験、成分分析等実施による科学的データの採取

II 消費者に対し、産地のイメージやブランドコンセプトをアピールするための商品パッケージのデザインの作成、見直し

III 商標権等の調査・取得など

③ 新商品開発

農産物の付加価値を高めるための次の活動

I 加工品など農産物を活用した新たな商品の開発

II 料理レシピ、料理メニューなど農産物を活用した新たなサービスの開発

④ 情報発信・販路開拓

新たな販路開拓や認知度向上のために実施する次の活動

I 複数の産地が連携して更なるブランド展開等を行うためのイベント等の取組

II 首都圏や全国において更なるブランド浸透・販路拡大のための事業など他の地域のモデルとなるような取組

※助成の内容

総事業費の1／2以内

6 交付申請

(1) 申請書

必要的記載事項：事業目的、事業計画、経費の負担区分、収支予算等

(2) 添付書類

団体の概要書、団体の定款又は規約書、団体の決算書、その他、知事が必要と認める書類

7 交付決定

千葉県補助金等交付規則4条1項により決定、同規則6条により通知（交付要綱に特段の定めはない）。

交付決定額は申請額と同額である。

8 実績報告

添付：必要に応じて成果品等

9 交付申請・実績報告以外の手続等

(1) 事業計画

実施要領8・9において、事業計画の申請・承認手続を定めている。

(2) 成果

成果については、「地域の中核的な、域内外への波及効果が高い組織を対象にブランド力向上の取組を支援することで、先進・モデル事例として県全体への波及効果が生み出され、千葉県全体のブランドの総合力の向上につながっている」「知名度向上」「機内食に起用される」とのことである。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 見積り合わせについて

I 補助金交付対象事業は上記5(2)のとおりであり、価格（費用）が法令等であらかじめ決まっているわけではなく、性質上随意契約によるべきものは、調査した限りでは存在しない。

II 活動費について見積り合わせの有無を質問したところ、以下の回答を得た。

「見積り合わせは要求していないが、次の2点に注意して事業を進めている。

(a) 経費の経済的な使用を意識し、一般的な観点で適正な実行価格で経費を執行するよう指導している。

(b) 確認検査時にそれらを再度確認し、適正と認められない場合に補助対象経費としないこととしている。」

III 適正な価格との判断が難しいこと、判断の妥当性を確保することが難しいことから、端的に見積り合わせによるとしたほうが簡便である。

(2) 手続の適正

① 交付要綱の改定

交付決定書に支出証拠書類についての記載があり、実績報告書に支出証拠書類を添付させているが、交付要綱にこれを記載することが望ましい。

② 債務不履行（履行遅滞等）時における対処方針

チラシ作成事業について、納品期限（チラシを使用したキャンペーン開始日）を徒過したものがあつた。そこで、関係人調査によって資料の提供を受けたところ、見積書等は作成しているものの、契約書は作成していなかつた。県は、このような履行遅滞がある場合、一般的には、事業の目的達成に明らかな問題や悪影響が認められる場合は、当該経費を補助の対象としない等の判断をするが、今回の事案は事業の成果に問題や悪影響がなかつたと確認したため補助金を満額支給しているとのことである。今回の事案は、不履行の程度（徒過した日数）が軽微といえることから、上記の判断自体には問題はないと考えられるものの、判断が難しい事案の発生に備え、判断の妥当性及び透明性等が確保できる方法を検討することが望まれる。

第92 消防振興事業補助金

一 補助金の内容

1 概要

本補助金は、公益財団法人千葉県消防協会（以下「消防協会」という。）に対し、同協会が行う防災思想普及啓発事業、教養訓練事業及び報償事業の経費を補助するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、2800万円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額は4400万円、平成26年度の決算額も4400万円である。平成27年度までは、消防協会が西部防災センターにおいて、県から行政財産の使用許可を受けて来館者等に対する防災思想の普及啓発事業や県業務の補助を行っていたが、平成28年度からは西部防災センターが指定管理者による管理に移行したため、西部防災センターにおける業務に要する経費分の補助金が削減されている。

3 経緯

本補助金の開始年度は昭和32年度である。補助開始当初の資料は現存しておらず、補助が開始されるに至った詳細な経緯等は不明である。平成27年度までは定額補助とされていたが、平成28年度に定率補助に変更されている。

4 受給者

本補助金の受給者は、公益財団法人千葉県消防協会である。消防協会は、昭和23年に設立され、平成24年に公益財団法人に移行し、消防防災力の充実強化を

通じて、安心・安全な地域社会を形成するために、消防防災思想の普及啓発、消防防災知識・技術の向上、消防防災活動能力・組織の強化、消防職・団員の士気の高揚及び福利厚生の実を充実を図ることにより、社会公共の安全、福祉の増進に寄与することを目的とする法人である。消防協会は、公益目的事業として、防災思想普及事業、教育訓練事業、弔慰救済事業及び報償事業を、収益事業として、施設貸与事業を、その他の事業として、消防団員福祉共済、弔慰見舞事業及び退職者報償事業を実施している。

5 交付要綱

(1) 目的

本補助金の目的は消防防災思想の普及及び啓発並びに消防活動の強化を図ることである。

(2) 事業

補助の対象となる事業の種目、経費及び補助率は次のとおりである。

種目	経費	補助率
防災思想普及啓発事業	消防防災思想の普及及び啓発のために要する経費	当該経費の3分の2以内
教育訓練事業	消防防災に係る知識及び技術の向上等を図るために要する経費	
報償事業	消防機関及び会員並びに消防功労者に対する報償のために要する経費	当該経費の2分の1以内

(3) 交付申請

① 申請書

申請書の書式は、事業の種目、事業の目的、事業の概要及び収支予算を記載する形式となっている。

② 添付書類

添付が義務付けられている書類はない。

(4) 実績報告

① 報告書

実績報告書には補助対象事業の実績内容を記載することが求められている。

② 添付書類

収支精算書を添付することとされている。

6 交付申請

交付申請においては、要綱の定める書式を用いて申請がなされており、要綱上の

必要的記載事項が記載されている。事業の目的、事業の概要及び収支予算については別紙として添付されており、詳細に記載されている。

7 交付決定

交付申請のとおり交付決定がなされている。

8 実績報告

実績報告書は、要綱に定める書式を用いて行われている。実績報告書には、当該年度の事業報告書（消防協会のウェブサイト上で公開されている事業報告書に事業費の額及び補助対象額を付加したもの）と補助対象事業費の決算内訳書が添付されており、実施された補助事業の内容と事業費の内訳の詳細が確認できる形となっている。

なお、本補助金については、実績報告書による確認のほかに、年度末に県の職員が消防協会を訪問し、事業内容や制作物を確認する等の事務を行っている。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

本補助金の交付要綱においては、本補助金の実績報告書に補助対象事業に係る支出の支出証拠書類の写しを添付することが求められておらず、実績報告書には支出証拠書類の写しは添付されていない。県は、職員が消防協会を訪問し、事業が適正に実施されたかどうかを確認しているとのことであるが、報告書を作成し、支出証拠書類の写しを添付するなどの措置をとらなければ、確認の結果が客観的な資料として残らないため、十分な確認を行っているものとはいえない。

県の職員が消防協会に往査し、その報告書を作成するのであれば、実績報告書に支出証拠書類の写しを添付させたほうが事務処理の方法として効率的であるため、実績報告書に補助対象事業に係る支出の支出証拠書類の写しを添付させる方法により、支出の確認を行うべきである。

2 意見

意見はない。

第2編 負担金

第1 一般財団法人地域創造分担金

一 負担金の内容

1 概要

正式名称は、「芸術文化くじの持寄額に応じた分担金」である。

地方公共団体関係者によって設立された一般財団法人地域創造が行う地域における創造的・文化的な表現活動のための環境づくり等に資する事業等の経費に対する分担金で、グリーンジャンボ宝くじとして発売される芸術文化くじによる収益金額に応じて負担するものである。

分担金を支出することによって、地方公共団体等の行う文化活動への財政的支援及び文化環境づくり等に関する情報提供、研修等が受けられる。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1929万7000円である。平成29年度の予算額は、1920万9000円である。平成27年度の決算額は、1929万7000円、平成26年度の決算額は、1907万円である。

3 経緯

平成7年に開始されている。

当時の関係文書が存在しないため、加入の経緯等は不明である。

4 受給者

一般財団法人地域創造

5 根拠

任意的負担金である。

6 申請

芸術文化くじの持寄額に応じた分担金について（通知）

↓

芸術文化くじの持寄額に応じた分担金の納入について（請求書）

↓

精算払い

7 実績報告

一般財団法人地域創造から、芸術文化くじの持寄額に応じた分担金の通知がある。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第2 学校音楽鑑賞教室共催負担金

一 負担金の内容

1 概要

児童・生徒等の情操の涵養を図るため、プロのオーケストラ（公益財団法人千葉交響楽団、旧称：ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉）を各学校に派遣し、優れた音楽鑑賞の機会を提供する「学校音楽鑑賞教室事業」を、学校音楽鑑賞教室実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主体となって行っている。公益財団法人千葉交響楽団に支払われる共催負担金は、県・実施した市町村教育委員会・開催校が負担しているところ、このうち県が負担する共催負担金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1946万5000円である。平成29年度の予算額は、1601万6000円である。平成27年度の決算額は、1509万9000円、平成26年度の決算額は1588万円である。

3 経緯

昭和60年に開始されている。事業実施は教育庁であったが、平成19年度より知事部局環境生活部文化振興課（現在は県民生活・文化課）に移っている。

当時の関係文書が存在しないため、加入の経緯等は不明である。

4 受給者

公益財団法人千葉交響楽団

5 根拠

義務的負担金である。実行委員会の規約により、負担金を総会にて定めることとなっており、「学校音楽鑑賞教室開催要項」において、県の負担額を定めている。

6 申請

県と実行委員会が協定書を締結する

↓

実行委員会より県に負担金の請求書が送付される

↓

県は実行委員会に負担金を前金払いする

↓

事業の完了

↓

実行委員会より県に実績報告を提出

7 実績報告

実行委員会から県に対して、実績報告がなされている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第3 手賀沼水環境保全協議会負担金

一 負担金の内容

1 概要

(1) 受給者と根拠

本負担金の受給者は、県がその構成団体の一つとなっている手賀沼水環境保全協議会である。同協議会の会則により、構成団体の負担金をもって同協議会の経費に充てること及び負担金を総会において定めることが定められている。

(2) 負担金の性格

本負担金は、県が加盟する団体の運営、事業に要する経費を分担するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1483万2000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額は、847万5000円、平成26年度の決算額は、1041万2000円である。

3 経緯

昭和50年2月に現在の手賀沼水環境保全協議会の前身である手賀沼水質浄化対策協議会が発足し、昭和51年度から本負担金の交付が開始されている。その後、関連組織との統廃合や流域下水道における汚水量の変更等に伴う負担額の見直しが行われている。

4 受給者

本負担金の交付先は手賀沼水環境保全協議会である。同協議会は、手賀沼及びその流域の水環境保全について、関係者の意識の共有と連携・協働した取組の推進を図り、必要な対策を協議するため昭和50年2月に設立された手賀沼水質浄化対策協議会を前身とし、その後関連組織との統廃合を経て、平成18年4月から現在の組織となったものである。県以外の構成団体は、手賀沼流域の7市（松戸市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市）、利水団体（千葉県手賀沼土地改良区、木下土地改良区、手賀沼漁業協同組合、我孫子手賀沼漁業協同組合）、住民団体（美しい手賀沼を愛する市民の連合会）である。なお、同協議会の会則により、同協議会の会長は県知事が務めることとされている。

5 根拠

手賀沼水環境保全協議会の会則により、構成団体の負担金をもって同協議会の経費に充てること及び負担金を総会において定めることが定められている。各構成団体の具体的な負担割合については、構成団体間で合意された「手賀沼の水環境保全

に関する協定書」により定められており、現在の協定においては、県は、①水環創造事業に係る処理費負担及び②河川浄化施設（リン除去施設）に係る処理費負担の3分の2、同協議会の運営及び前記①②以外の事業に要する費用のうち、利水団体及び住民団体の費用負担額（定額）を除いた額の2分の1を負担することとされている。

同協議会の行う水質浄化事業は、県を含む行政の責任において実施されるべき性質のものであるから、同協議会が水質浄化事業等を行うことにより、県の行政目的が達成される側面があり、その意味で本負担金により県が受益していることとなる。

6 申請

前記の協定書において定められた負担割合に基づき、手賀沼水環境保全協議会の総会で定められた県の負担額を、同協議会が県に対し請求する。

7 支出報告手続

特に本負担金に関する支出報告は行われていないが、毎年行われる手賀沼水環境保全協議会の総会において決算報告等が行われており、これによってどのような事業にいくら支出されたのかが確認できる。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 適法性

① 双方代理

本負担金の交付申請及び交付決定については、手賀沼水環境保全協議会の会長を務めている県知事が同協議会と県の双方を代表する形式で行われている。地方公共団体の長が締結する契約について、民法108条の双方代理の禁止の規定が類推適用されるとの最高裁判所平成16年7月13日判決・民集58巻5号1368頁によれば、本負担金の交付申請及び交付決定についても、双方代理の禁止の規定が類推適用されるものと考えられる。

双方代理を回避するためには、同協議会が代表者とは別に代理人を選任し、代理人が交付申請を行うという手法によることも考えられるが、復代理人の選任によっては民法108条の適用を免れることはできないとする見解も存在するため、この方法によった場合は、なお双方代理と解する余地がある。そのため、会則の改正や同協議会の総会議決などによって、県に対する負担金の交付申請を行う際の代表権を知事以外の者に付与するなどし、双方代理とならないよう措置をとるべきである。

過去に交付された負担金については、双方代理のため、取り消されうる状態であるため、追認を得る措置をとるべきである。前記最高裁判例は、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表するとともに相手方を代理し又は代表し

て契約を締結した場合において、議会が長による上記行為を追認したときは、民法116条の類推適用により、当該普通地方公共団体に法律効果が帰属しているため、県においては、県議会から追認を得るとともに、協議会に対しても、総会決議で追認を得るなどの措置をとるよう促すべきである。

2 意見

意見はない。

第4 全国都道府県議会議長会都道府県分担金

一 負担金の内容

1 概要

- (1) 全国都道府県議会議長会都道府県分担金(以下「都道府県議会議長会分担金」という。)は、全国都道府県議会議長会(以下「都道府県議会議長会」という。)に対して交付される負担金である。
- (2) 都道府県議会議長会は、47都道府県議会の議長を会員とし、都道府県議会間の連絡を保ち、地方自治の発展を図ることを目的とする組織であり、都道府県議会議長会分担金は、その活動経費を賄うために、各都道府県に支払額が割り当てられている負担金である。

2 予算・決算

(1) 県の予算・決算

平成28年度の予算額は、983万9000円である。平成29年度予算額は994万7000円である。平成27年度の決算額は、983万9000円、平成26年度の決算額も同額である。

(2) 割当額の算出方法

各都道府県に割り当てられる支払額は、都道府県議会議長会が定めた負担金算出方法によって算出される。その算出方法は、①各都道府県に均一に割り当てられる金額、②各都道府県の人口で按分した金額、③各都道府県の財政力で按分した金額の三つを合算するというものである。

(3) 都道府県議会議長会の予算

都道府県議会議長会の平成28年度予算は、3億1333万1000円であり、平成27年度決算額も、同額である。県の平成28年度予算額・平成27年度決算額983万9000円は、都道府県議会議長会の予算額・決算額3億1333万1000円の3.14%である。

3 受給者

(1) 沿革

都道府県議長会は、1923年（大正12年）に設立され、現在は47都道府県議会の議長を会員とし、その相互間の連絡を密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理することを目的とする全国的連合組織として、地方自治法263条の3第1項に基づき総務大臣へ届け出た団体であり、同第2項に基づき、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。同様の組織として、全国知事会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会及び全国町村議会議長会があり、都道府県議長会を含めて、地方六団体と呼ばれている。

(2) 組織

都道府県議長会の議決機関は、47都道府県議会の議長をもって構成される総会である。総会の下に、地方自治委員会、社会文教委員会、経済産業委員会、国土交通委員会、農林水産環境委員会が設置されていて、各所管事項の調査研究、政策の立案、国等への要望事項の審議等を行っている。役員会は、会長、8名の副会長、7名の理事、3名の監事の合計19名で構成され、事務局は、事務総長の下に、総務部、議事調査部、調査部が置かれている。

(3) 事業

以下の事業を行っている。

- ① 地方議会の意思を国会、政府その他の関係方面に反映させるための措置
- ② 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画、立案及び実施に関する関係各大臣との協議の場に関する事項
- ③ 地方自治に影響を及ぼす法律等について内閣や国会に対する意見の申出
- ④ 地方自治に関する事項につき、国会、政府等との折衝及び情報の収集
- ⑤ 地方議会の向上発展に寄与する事項の調査研究
- ⑥ その他各都道府県議会間の連絡、地方自治の発展に必要な有益な事項

(4) 都道府県議長会の活動実績

都道府県議長会の活動のうち、各年度の総会で議決した事項の数は、以下のとおりである。

全国都道府県議会議長会 総会において議決された決議及び 提言数

	7月総会		10月総会		1月総会		合計
	決議	提言	決議	提言	決議	提言	
平成26年度	4	31	5	31	0	0	71
平成27年度	4	35	5	35	0	0	79
平成28年度	4	34	5	35	1	0	79

- (5) 千葉県議会議長は、平成28年度においては、社会文教委員会及び農林水産環境委員会に所属し、平成28年11月2日の社会文教委員会の要請活動に参加している。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 経費の分析の必要性

都道府県議長の平成28年度予算は、3億1333万1000円であり、同年度の県の負担額は、983万9000円であり、予算及び県の負担額は、多額である。県は、都道府県議長会から決算書、予算書及び会務報告等の資料の提供を受け、県議会議長が総会に出席し、予算や活動に係る議案の可否を判断しているとのことであるが、更に、支出証拠書類の開示を受けて、無駄な支出がないかを確認することが望ましい。

第5 教育研究団体等負担金（特別支援学校）

一 負担金の内容

1 概要

教育研究団体等負担金（以下「県立学校負担金」という。）は、県立の特別支援学校35校、全日制高校120校が、各学校の運営に必要な各種義務的経費について支出する負担金の総称である。

2 予算・決算

特別支援学校35校が支出する県立学校負担金（特別支援学校）の平成28年度予算額は1008万6000円であり、1校当たりになれば約28万8171円である。平成29年度の予算額は、815万3000円である。平成27年度の決算額は590万1000円、平成26年度の決算額は374万円である。

3 県立学校負担金の分類

(1) 各種教育研究団体負担金

- ① 教職員に係わる教育研究団体に対して支出する経費の分担金である。
- ② 負担金の支出対象となる教育研究団体は、教育庁が支出を認定した団体に限られる。支出対象となる教育研究団体として、全国高等学校長会等の校長会、全国盲学校教頭会等の副校長・教頭会、全国公立学校事務長会等の事務長会、35の

部会を持つ教育研究会がある。

(2) 安全運転管理者地区会費・受講料

特別支援学校が、乗員定数11名以上の自家用自動車1台を運用する場合は、安全運転管理者を選任しなければならない（道路交通法74条の3、同法施行規則9条の8）。安全運転管理者は、各地区の安全運転管理者協議会に加入の上、講習会に毎年参加しなければならない。その会費や受講料である。

(3) PCB特別管理産業廃棄物管理責任者講習受講料

電気機器等に使用されるPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物を保管する事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任しなければならない（廃棄物の処理及び清掃に関する法律12条の2第8項）。その資格を取得するための講習会の受講料である。

(4) その他

光熱水費負担金、施設管理者負担金、農場実習地負担金、実習船電波使用料等学校施設や運営の形態によって発生する様々の義務的経費である。

4 支出決定

県立学校負担金は、各学校が個別に支出決定している。

5 関係書類の保管

県立学校負担金は、各学校が個別に支出決定するので、支出関係書類は各学校が保管している。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第6 教育研究団体等負担金（全日制高校）

一 負担金の内容

1 概要

教育研究団体等負担金（全日制高校）の概要等は、予算・決算のほかは、第5の教育研究団体等負担金（特別支援学校）と同じである。

2 予算・決算

教育研究団体等負担金（全日制高校）の平成28年度の予算は、653万円であり、1校当たりによれば約5万4417円である。平成27年度の決算額は、630万2000円、平成26年度の決算額は、639万7000円である。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第7 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済加入掛金

一 負担金の内容

1 概要

本負担金は、県の設置する学校の児童生徒等が、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度に加入するための掛金の一部を、県が同センターに対して負担するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1億8610万7000円である。平成29年度の予算額は、1億8591万9000円である。平成27年度の決算額は1億8547万1000円、平成26年度の決算額は1億8601万6000円である。

3 経緯

昭和34年12月に成立した日本学校安全会法に基づき設立された「日本学校安全会」の災害共済給付制度が本災害共済制度の前身である。平成15年10月に独立行政法人日本スポーツ振興センターが設立され、以降は同センターが災害共済給付制度を運営している。

4 受給者

本負担金の交付先は、独立行政法人日本スポーツ振興センターである。同センターは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき設立された法人であり、スポーツの振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的としている。

5 根拠

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する災害共済制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法15条1項7号に基づき実施されているものである。県が、同センターと災害共済給付契約を締結することにより、県の共済掛金の負担義務が生じる。独立行政法人日本スポーツ振興センター法17条1項及び同法施行令7条により、学校の種別及び一般児童生徒等・要保護児童生徒の区分ごとに児童生徒等の一人当たりの共済掛金が定められている。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター法17条4項及び施行令10条により、学校設置が保護者から徴収する額の範囲が定められており、県は関東地区の都県の状況等を参考に徴収割合を決定している。

本災害共済制度は、県が設置する学校管理下における災害について、学校の有責

無責を問わず、保護者に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金）を行うものであるが、県が災害について責任を負う場合においては、災害共済給付が支給された範囲の全部又は一部について、県が賠償の責任を免れることとなるため、その限度で、県が負担金を支出することにより直接利益を受けている。また、県の設置する学校の児童生徒等の保護者に災害共済給付が行われることで、児童生徒等の損害の一部が填補されるため、その点でも県民にとっての利益にかなうものである。

6 申請

県は、毎年度共済の対象となる児童生徒等の名簿更新の手続きを行い、当該年度の加入掛金を当該年度の5月31日までに独立行政法人日本スポーツ振興センターに支払、災害共済給付契約の更新を行う。

7 支出報告手続

本負担金は災害共済制度の加入掛金であり、支出報告等の手続はない。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第8 学校管理者賠償責任保険

一 負担金の内容

1 概要

本負担金は、都道府県立学校管理者賠償責任保険の掛金に相当するものである。当該保険は、県が全国都道府県教育委員会連合会を通じて加入する保険であるため、都道府県教育委員会連合会に対する負担金として支払われる。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は890万2000円、平成29年度の予算額は894万1000円である。平成27年度の決算額は894万8000円、平成26年度の決算額は888万円である。

3 経緯

都道府県立学校管理者賠償責任保険の制度は昭和51年度に発足し、県は制度の発足当初から本年度まで引き続き加入している。

4 受給者

本負担金の交付先は、全国の都道府県教育委員会によって組織される全国都道府県教育委員会連合会である。

都道府県立学校管理者賠償責任保険は、全国都道府県教育委員会連合会が実施している制度である。国内保険会社4社の共同保険であり、全国都道府県教育委員会

連合会が保険契約者、各都道府県が被保険者となっているものであり、県立学校の施設・設備の不備又は管理上の瑕疵による事故及び教育活動実施中の事故等について、県が賠償金を支払った場合に、賠償額が保険金により補填される。独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する災害給付制度の給付金が給付される場合は損害賠償額からその給付額を控除し、更に本保険の免責額200万円を控除した額について5000万円を上限として支払われる。

5 根拠

全国都道府県教育委員会連合会が保険会社に対して負担する保険料の額は、学校に在籍する生徒数に生徒一人当たりの単価を乗じて算出される。県は、県立学校に在籍する生徒数等によって算出された保険料相当額を、全国都道府県教育委員会連合会に負担金として支払う。

県は、本賠償責任保険に加入することで、県立学校における事故等により賠償責任を負うこととなった際、被害者の速やかな救済を図るとともに、県の財政負担を軽減することができるという利益を受けている。

6 申請

県が保険料の算出に必要な事項を全国都道府県教育委員会連合会に報告し、全国都道府県連合会から県宛てに保険料分担金の請求書が送付され、県が分担金を納付するという手続となる。

7 支出報告手続

支出報告等の手続はない。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第9 教育職員免許状授与管理事業負担金

一 負担金の内容

1 概要

(1) 受給者と根拠

教員免許管理システム運営管理協議会を受給者、教育職員免許法5条2項・同9条の2や教員免許管理システム運用管理に関する協定書を根拠とする教員免許管理システム運用管理業務委託料に対する負担金

(2) 事業

同協議会が委託する、システム運用管理業務委託への対価

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、713万4000円である。平成29年度の予算額は

1252万6000円である。平成27年度の決算額は718万9000円、平成26年度の決算額は689万6000円である。

3 経緯

平成21年度からの教員免許更新制の実施に伴って導入された。

4 受給者

教員免許管理システム運営管理協議会

各都道府県が教員免許状に係る事務の円滑な実施に資するために開発した教員免許管理システムを共同で運営管理するに当たり、相互に協力し円滑な実施を図ることを目的として設置された（教員免許管理システム運営管理協議会規約2条）。

（教員免許更新制の概要）

「1. 目的

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

※ 不適格教員の排除を目的としたものではありません。」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/1316077.htm

（協議会の運営について）

事務局は、平成27年度まで地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に置かれ、平成28年度は公益財団法人文教協会が担当した。しかし、平成28年度末に公益財団法人文教協会が解散されたため、現在、東京都教育委員会内に事務局が置かれている。協議会には、ブロック代表からなるシステム検討委員会と専門部会が置かれ、事務局がシステムの運営管理にあっている。

（教員免許管理システム運営管理協議会）

<http://www.kyojin-menkyo.jp/menkyo-pubsys-web/pubuser/>

教員免許管理システム運営管理協議会

教員免許管理システム運営管理協議会は、各都道府県が教員免許状に係る事務の円滑な実施に資するために開発した教員免許管理システムを共同で運営管理するに当たり、相互に協力し円滑な実施を図ることを目的として設置されています。このページでは、主に教員免許更新制における更新講習の情報を公開しています。

■ 更新講習を検索する

教員免許の更新講習を実施している大学等の検索が可能です。

■ リンク

- [教員免許更新制（文部科学省ホームページ）](#)
- [修了確認期限をチェック（文部科学省ホームページ）](#)
- [講習開設情報（文部科学省ホームページ）](#)
- [都道府県教育委員会のホームページへ](#) → ▼選択
- [大学等利用関係者の方へ](#) Go

5 根拠

教員免許更新制の実施に伴い、教員免許状に関する運営管理を行う全国共通のオ

ンラインシステムを利用する。

- (1) 授与権者としての機能（原簿管理、免許発行・書換・再交付・失効、授与証明書の発行）
- (2) 免許管理者としての機能（免許更新・修了確認・免除・延長・延期、保有者情報の管理）

教員免許については、都道府県教育委員会が授与権者・免許管理者となっており、今年度の全国的な教員所有免許状調査により、ようやく個人の免許状管理が少しずつ進んできたところである。また、国による一元的な教員免許管理の必要性も話題になってきているが、教員免許管理システムのより適切な運用と改善は不可欠なものであり、より有効的な利用が求められている。

6 申請

(1) 手続

規定は特になし

受託業者から県宛ての見積書を受領

(2) 内容

本システムにおける前2年間分の利用件数における免許状の授与及び更新に係る処理件数の実績値を踏まえ、都道府県別の負担率を算出する（千葉県の負担率は、例年約3.86%）。

7 支出報告手続

(1) 手続

規約10条11条

(2) 内容

不明

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第10 自治医科大学経常運営負担金

一 負担金の内容

1 概要

自治医科大学の運営に係る人件費、教育研究費、管理経費及び修学資金貸与金を賄うため、全都道府県で共同して負担する負担金のうち、千葉県が負担する負担金である。

2 予算・決算

1都道府県当たり1億2700万円に加え、3名入学した都道府県については、

翌年度の負担金から1人当たり140万円を上乗せして負担している。本県では、平成22、25、26、28年度の入学者が3名であったため、翌年度から負担金が140万円増額となっている。

3 経緯

昭和45年、へき地等における深刻な医師不足を解消するため、当時の自治大臣がへき地等に勤務する医師養成機関を都道府県が共同して設立するという構想を表明したことを受け、昭和47年、医療に恵まれないへき地等における医療の確保向上及び地域住民の福祉の増進を図るため、自治医科大学が設置された。

4 受給者

自治医科大学

5 根拠

任意的負担金

6 申請

毎年、大学からの負担金額の通知により支出負担行為伝票を起票し、請求書により支出伝票を起票し、前期（5月）と後期（10月）の2回に分けて支出している。

7 支出報告手続

該当なし

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第11 市原健康福祉センター仮庁舎電気利用料金負担金

一 負担金の内容

1 概要

- (1) 市原健康福祉センター仮庁舎電気利用料金負担金（以下「電気利用料金負担金」という。）は、県が借り受けている建物の所有者に対して支払う電気代である。
- (2) 県は、市原健康福祉センターの耐震改修工事のため、民間会社から建物を借りてこれを仮庁舎とした。電気料利用料金負担金は、県が仮庁舎である建物の賃貸人に支払う電気代である。

2 予算・決算

- (1) 平成28年度の予算額は、176万5000円である。平成27年度の決算額は104万5000円である。
- (2) 電気料利用料金負担金は、賃貸人である民間会社が、建物全体の電気料金を建物全体の電気使用量に占める県の仮庁舎の電気使用量の割合を乗じて算出していた。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第12 技術職員研修会負担金

一 負担金の内容

1 概要

県土整備部営繕課所属の職員が営繕業務（建築物の営造と修繕）の遂行に必要な知識・技術を習得する目的で研修会等を受講した際に、県がその受講費用を負担するものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、22万8000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額は13万7000円、平成26年度決算額は18万2000円である。

3 経緯

本負担金は、県土整備部営繕課所属の職員が営繕業務の遂行に必要な知識・技術を習得するため支払がされるようになったものだが、支払の開始年度については関係資料が保存期間を経過しているため不明である。

4 受給者

県土整備部営繕課所属の職員が営繕業務（建築物の営造と修繕）の遂行に必要な知識・技術を習得するため参加した研修会等の主催者。

平成28年度の支払先は、一般社団法人公共建築協会（8回）、一般財団法人経済調査会（2回）、一般社団法人東京都設備設計事務所協会（1回）、一般社団法人電気設備学会（1回）、一般財団法人日本建築防災協会（1回）及び一般財団法人建築保全センター（2回）の6団体（括弧内は支払回数）。本負担金の支払先は、いずれも営繕業務に係る法令や基準等の改定などに伴う説明会やガイドラインなどの知識・技術の習得のための講習会を実施している。

5 根拠

県は、原則として、研修会等の主催者から請求を受けた後に本負担金を支払う。ただし、一部の研修会では、受講当日に受講料を支払わなければならないため、資金前渡（概算払）を実施している。

6 申請手続

- (1) 県（対象課：県土整備部営繕課）は、研修会等の主催者から研修会等の案内書を受領した後、課内参加希望者を取りまとめ、受講伺いをした上で、主催者に申込みを行う。そして、県は、研修会等の開催後、受講した職員に復命書を提出させ、受講の事実を確認し、請求書の送付を待って受講料の精算払いを行う。ただし、一部

の研修会では、受講当日に受講料を支払わなければならないため、資金前渡（概算払）を実施している。

- (2) 平成28年度は、計15件の研修を延べ28名の職員が受講し、負担金の支出額の合計は20万7000円である。研修の具体的な名称は、「平成29年度新営予算単価と設計料算定説明会」、「公共建築工事標準仕様書平成28年版講習会」、「雨水利用・排水再利用設備計画基準同解説平成28年版講習会」等である。

7 実績報告

本負担金は、研修に参加した職員の復命書によって研修の受講を確認しており、本負担金の支出後、特に支出先から実績報告等の提出は予定していない。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第13 一般社団法人公共建築協会負担金

一 負担金の内容

1 概要

県が賛助会員として加入している一般社団法人公共建築協会の会費を負担するものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、3万円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額及び平成26年度決算額も3万円である。

3 経緯

入会当時の関係資料の保存期間が経過しているため、詳細は不明だが、現存する資料から、遅くとも平成11年度には県は賛助会員として会費を負担していたものと思われる。県が賛助会員となった理由は、①一般社団法人公共建築協会の設立趣旨及び事業に賛同していること、②営繕業務の遂行上有益であること（各種講習会に優先的に参加が可能。設計事務所を選定する場合に、設計事務所の業務実績等の情報を検索利用することが可能）などにあると考えられる。

4 受給者

一般社団法人公共建築協会は、国及び地方公共団体等の公共建築物の建築等の事業の合理化と能率化に寄与するとともに、公共建築物の建築等に携わる技術者の技術水準と地位の向上を図ることを目的として設立された法人である。

一般社団法人公共建築協会は、公共建築物の建築等に関する調査及び研究のほか各種講習会等を開催しており、県職員も同協会が開催する講習会等に参加している。

5 根拠

「一般社団法人公共建築協会定款」及び「一般社団法人公共建築協会の会費に関する規則」により、賛助会員には会費の支払が義務付けられている。

6 申請手続

一般社団法人公共建築協会から県に対し1事業年度毎に請求書が送付され、県ではこれを受けて精算払いを行っている。平成28年度は賛助会員会費1口分である3万円の請求を受け支払っている。

7 実績報告

本負担金の支払後に、支払先である一般社団法人公共建築協会から県に対する個別の報告は特に予定されていないが、同協会の通常総会の報告において、本負担金による収入額を含む決算状況が報告されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第14 印旛沼開発施設管理費負担金

一 負担金の内容

1 概要

(1) 受給者と根拠

県が、印旛機場及び大和田機場の操作、維持及び修繕に要する費用（以下「施設管理費用等」という。）の一部につき、河川法17条66条及び千葉県知事と水資源開発公団（当時）総裁との間で交わされた昭和48年4月1日付け「印旛機場および大和田機場の管理に関する協定書」に基づいて負担するものである。

(2) 負担金の性格

施設管理費を負担金と分類しているものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1億217万6000円である。平成29年度の予算額は、1億1897万9000円である。平成27年度の決算額は、9533万円、平成26年度の決算額は、8873万円である。

3 経緯

昭和48年4月1日付け印旛機場及び大和田機場（以下「兼用工作物」という。）の管理に関する協定に基づく。それによると、千葉県知事と水資源開発公団（当時。現在の独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。））総裁との間で、河川法17条及び66条の規定に基づき、兼用工作物の管理に要する費用の負担割合に関する協定がなされ、それに基づいて県がその費用（施設管理費用等）の一部を負担金として支払っているものである。

4 受給者（機構のHPなどを参照）

受給者は、機構（独立行政法人水資源機構）である。

機構は、産業の発展及び人口の集中に伴い、用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的に設立された法人である。そして機構は、水資源開発水系として指定されている全国7水系（利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川）において、これまで63事業を完成させ、さらに10事業について建設中であるが、それらのうち改築などの重複を除く事業により建設した52施設（30ダム、水路総延長約3024キロメートル）を管理している（平成28年度「業務概要」による）。

5 根拠

本負担金の対象とされている印旛機場、大和田機場はともに、印旛沼開発事業（従前幾多の災害を引き起こしてきた印旛沼を、近代的な工法と大型機械の導入により、治水、農業用水、工業用水及び水道水の多様な利水機能を持つ沼へと変化させるための事業）において建設され、運転されている施設である。具体的には、印旛機場は、印旛沼の洪水を利根川に排水する施設であり、大和田機場は、印旛沼の洪水を東京湾に排水する施設である。

そして、上記各機場は、水資源開発施設と河川管理施設との効用を兼ねる施設であることから、河川法17条及び66条に基づき、その施設管理費用等の負担について、機構と河川管理者である千葉県知事との間による協議がなされ、その一部（38.15%）を県が負担しているものである。

6 申請

(1) 手続

機構から、年2回、負担金納入に関する通知書及び請求書の送付を受ける形で行われている。

(2) 内容

上記通知書には、別紙として負担金の算出根拠資料が添付されている。具体的には、施設別の管理費や事務費等が記載された一覧表や、管理費負担金を計算した書類などがある。県としては、上記通知書及び請求書に基づいて河川環境課で伝票を起票し、出納局で支払を行っている。

7 支出報告手続

支出報告手続は特になされていない。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第15 黒部川水門管理費負担金

一 負担金の内容

1 概要

(1) 受給者と根拠

黒部川総合開発事業に係る利根川河口堰施設のうち黒部川水門の管理に関する負担金であり、千葉県知事と水資源開発公団（当時）副総裁との間で交わされた平成2年4月1日付け「黒部川総合開発事業に係る利根川河口堰施設のうち黒部川水門の管理に関する協定書」に基づいて負担するものである。

(2) 負担金の性格

施設管理費を負担金と分類しているものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1617万円である。平成29年度の予算額は、1645万円である。平成27年度の決算額は、1846万7000円、平成26年度の決算額は、1352万6000円である。

3 経緯

平成2年4月1日付け「黒部川総合開発事業に係る利根川河口堰施設のうち黒部川水門の管理に関する協定書」に基づく。すなわち、県内における黒部川総合開発事業が完成し、平成2年度から管理に移行するのに伴い、水資源開発公団（現在の独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。))が管理している利根川河口堰のうち黒部川水門の管理費用等に関し、千葉県知事が一定割合の負担をする旨の協定を行ったことによる。

4 受給者

受給者は、機構である。機構の概要は負担金14の4項で記載したとおりである。

5 根拠

黒部川総合開発事業は、洪水調節と水道水・農業用水を供給する多目的事業であり、治水上は、河道断面を300m³/sを確保することで、沿岸の水害を防ぐ目的として整備が行われた。そして、利根川河口堰施設のうち黒部川水門に関しては、機構が県のために、水道用水として最大0.63m³/sの取水ができるように操作することのいわば対価として、県が機構に対し、同水門の管理に要する費用のうち、一部（機構の所有に係る黒部川水門の管理に要する費用の1000分の220相当額や、付加施設の管理に要する費用全額など）を負担する協定を結んだことによる。

6 申請

(1) 手続

機構から、協定に基づく当該年度の実施計画協議を受け、年2回、負担金納入に関する通知書及び請求書の送付を受ける形で行われている。

(2) 内容

上記通知書には、負担金の算出根拠資料が添付されている。具体的には、当該年度の利根川河口堰管理費の予算額の内訳が書かれた表や、費用負担内訳及び各費用負担者の負担金額に関する計算式等が書かれている。県としては、上記通知書及び請求書に基づいて河川整備課で伝票を起票し、出納局で支払を行っている。

7 支出報告手続

支出報告手続は特にされていない。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第16 千葉県魅力ある建設事業推進協議会負担金

一 負担金の内容

1 概要

建設業のイメージアップを図るため設立され、県の災害・建設業担当部長が構成員となる千葉県魅力ある建設事業推進協議会の事業費の一部を県が負担するものである。県の負担額は、同協議会の定期総会において決定される。

2 予算・決算

平成28年度予算額は38万4000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額は、38万4000円、平成26年度決算額は30万円である。

3 経緯

平成元年度に、旧建設省関東地方建設局（現国土交通省関東地方整備局）は、建設業のイメージアップを図るため、産・学・官の代表者を構成委員とする「魅力ある建設事業推進協議会」を設置し、コンテストや技術者の顕彰等の事業を実施した。その後、建設省から各都県に対し、各都県においても同様の協議会を設置して事業に取り組むよう要請がなされ、これを受けて千葉県においても、平成4年4月に、学識経験者、行政関係者及び業界関係者から成る「千葉県魅力ある建設事業推進協議会」が設立され、建設業のイメージアップを図るために各種事業に取り組んでいる。

本負担金は、平成4年度の千葉県魅力ある建設事業推進協議会の設立時に遡る。

4 受給者

- (1) 千葉県魅力ある建設事業推進協議会が支払先である。
- (2) 千葉県魅力ある建設事業推進協議会は、会長以下委員20名、監事2名で構成される。委員構成は、学識経験者3名（会長を含む）、行政関係者3名（副会長を含む）、

建設業団体関係者11名及び報道関係者3名である。同協会の事務局は、県建設・不動産課内に置かれ、同課の職員が同協会の事務に従事するとともに、県の災害・建設業担当部長が同協会の副会長を務めている。

(3) 千葉県魅力ある建設事業推進協議会では、以下の事業を行っている。

① 建設業イメージアップ事業

I 地域貢献事業等の広報

II 県民参加事業への助成

② ホームページ等運営

③ 建設業活性化のための支援

I 経営支援のための取組

「建設業経営者講習会」の共催

II 後継者育成のための取組

出張授業（小・中学校）、出前講座（工業高校等）、意見交換会等

5 根拠

本負担金の額は、毎年開催される千葉県魅力ある建設事業推進協議会の定期総会において決定される。

6 申請手続

千葉県魅力ある建設事業推進協議会の定期総会において負担額が決定された後、県は請求書の送付を受けて支払う。平成28年度は、平成28年7月8日付けで38万4000円の請求があり、県は同年8月8日付けで支払済みである。

7 実績報告

本負担金の支払後に、支払先である千葉県魅力ある建設事業推進協議会から県に対する個別の報告は特に予定されていないが、同協議会の通常総会の報告において、本負担金による収入額を含む決算状況が報告されている。

8 その他

千葉県魅力ある建設事業推進協議会は、翌年度の事業内容の参考とするため、各事業を実施した際に、参加者を対象としたアンケート調査を実施している。例えば、平成28年度に実施した小・中学校向け出張授業では、授業実施後に生徒を対象としたアンケート調査を実施しており、その回答状況は次のとおりである。

○対象

- ・ 小学校10校、中学校2校 計1023名
- （内訳） 小学校6年生 6校 計514名
- 5年生 1校 計102名
- 4年生 4校 計259名
- 中学校1年生 2校 計148名

○回答

- ・「建設業の仕事に興味を持った」・・・「とてもそう思う」「そう思う」計81.7%
- ・「建設業の仕事は大切だと思った」・・・「とてもそう思う」「そう思う」計99.6%
- ・自由意見：陰で支えている仕事の素晴らしさを感じられ、とても良かった。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 適法性

① 職務専念義務

上記のとおり、千葉県魅力ある建設事業推進協議会の事務局は、県建設・不動産産業課内に置かれ、同課の職員が同協会の事務に従事している。このように県職員が県以外の団体の事務を行う場合、職務専念義務との関係で、公益上の必要性に関する検討が必要と思われる（職務専念義務に関する監査人の意見の詳細は、負担金23において述べる。）。よって、県職員が千葉県魅力ある建設事業推進協議会の事務を行うことの公益上の必要性について、改めて検討を行うことが望ましい。

(2) 効率性

① 効果の検討

本負担金が支出されるようになってから約25年が経過しているが、効率性の観点からは、この間に建設業のイメージアップがどの程度図られたのか、イメージアップが図られたとして具体的にどのような効果が発生しているのか等について、調査・検討が必要であると思われる。

上記のとおり、千葉県魅力ある建設事業推進協議会は、各事業を実施した際に、参加者を対象としたアンケート調査を実施しており、当該アンケートの調査結果が本負担金の効果を検討する一つの材料となり得る。もっとも、より長期的な観点からの調査、例えば、出前講座を受講した工業高校の生徒の進路、進路選択の際に出前講座を参考としたか否か等について追跡調査を行うことも効果検討の手法として有益と考えられる。このように、本負担金の効果を検討するためには、予算の許す範囲という制約はあるが、現在行われているアンケート調査にとどまらないより広範な調査も含め実施を検討することが望ましい。

第17 宅地建物取引業法主管者協議会分担金

一 負担金の内容

1 概要

県が構成員となっている宅地建物取引業法主管者協議会の運営費を、同協議会の規約に基づき負担するものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は2万4000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額も、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

宅地建物取引業法主管者協議会規約の施行日は昭和52年1月21日であるが、関係資料の保存期間が経過しているため、同協議会の設立経緯及び本負担金の発生経緯は不明である。

4 受給者

宅地建物取引業法の施行に伴い、国土交通省及び都道府県相互の連携を密にして、法の適正かつ確実な運用を図るため、宅地建物取引業法主管者協議会が設置され、国、都道府県及び賛助会員（指定試験機関及び宅建システムの管理・運営機関）がその構成員とされ、千葉県も構成員となっている。宅地建物取引業法主管者協議会には幹事県、庶務県及び監査県が置かれ、それぞれ一定の基準に基づいて互選により選出された都道府県がその任に当たっている。本負担金は、宅地建物取引業法主管者協議会の代表庶務県（庶務県の中から互選で選出された代表）に対し支払われるものである。

宅地建物取引業法主管者協議会は、次の事業を行う。

- ・宅地建物取引業免許事務等処理システムの管理・運営に関する基本方針の審議
- ・職員研修の実施
- ・事例研究、情報交換及び関係資料の収集

5 根拠

宅地建物取引業法主管者協議会規約13条に基づき、県は代表庶務県に対し分担金の納付義務を負う。分担金の額は、年度毎にその前年度の前期幹事県会議において決定される。

6 申請手続

県は、幹事県会議で分担金額が決定された後、代表庶務県に対し本負担金を支払う。平成28年度は、平成28年4月8日付けで代表庶務県である東京都から2万4000円の請求を受け、同年5月11日付けで支払っている。

7 実績報告

本負担金の支払後に、支払先である宅地建物取引業法主管者協議会の代表庶務県

から県に対する個別の報告は特に予定されていないが、同協議会の総会の報告において、本負担金による収入額を含む決算状況が報告されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第18 地方公務員等共済組合法に基づく地方公共団体負担金

一 負担金の内容

1 概要

本負担金は、千葉県住宅供給公社に対し、地方職員共済組合の基礎年金拠出金に係る負担に要する費用及び同組合団体共済部の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用を負担するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1732万5000円である。平成29年度の予算額は、1518万6000円である。平成27年度の決算額は、1768万2000円であり、平成26年度の決算額は1786万5000円である。

3 経緯

昭和46年11月に千葉県住宅供給公社が地方団体関係団体職員共済組合に加入したことに伴い、昭和46年度分から県が負担を開始している。なお、地方団体関係団体職員共済組合は、昭和57年4月に解散し、地方職員共済組合がその権利義務を承継している。

4 受給者

交付先は千葉県住宅供給公社である。同公社は、昭和28年に財団法人千葉県住宅協会として発足し、昭和40年6月に制定された地方住宅供給公社法に基づき同年11月に千葉県住宅供給公社に改組したものである。同公社は、住宅を必要とする勤労者に対し居住環境の良好な住宅及び宅地を供給し、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

5 根拠

地方公務員等共済組合法144条の3第1項の規定により、千葉県住宅供給公社に雇用される職員（役員、臨時職員を除く。）は、地方職員共済組合団体共済部の組合員となり、同法の規定中、長期給付及び福祉事業に係る部分が適用される。県は、同法113条4項2号及び5項の規定により、基礎年金拠出金に係る負担に要する費用及び組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用について負担することとされている。

6 申請

千葉県住宅供給公社から県に対し、当該年度分の負担金の算出根拠を添付した請求書が提出され、これに基づき負担金を支出する。

7 支出報告手続

支出報告手続等はない。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第19 南房総地域交通円滑化対策事業負担金

一 負担金の内容

1 概要

国道410号の君津市南部における老朽化したトンネルへの安全対策工事によって、道路幅員が減少し片側交互通行となることに伴い、並行する房総スカイライン有料道路を無料通行措置とし、南房総地域の円滑な交通を確保することを目的として、千葉県道路公社に対し支払われる負担金である。本負担金は、有料道路を無料通行化するために支払われる負担金であり、実質的に補償金としての性格を有しているといえる。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、1億7600万円である。平成29年度の予算額も、同額である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

県が実施する南房総地域交通円滑化対策事業の一環として、千葉県道路公社が管理する房総スカイライン有料道路の無料通行措置について、県と千葉県道路公社との間で平成26年3月20日に基本協定を締結した。同協定に基づき、無料通行に伴う負担金は県が負担することとされ、年度ごとの負担金については、別途年度協定を締結するものとされた。

4 受給者

千葉県道路公社が支払先である。千葉県道路公社は、千葉県内及びその周辺地域における有料道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、昭和46年5月11日に設立された団体である。

本負担金は、千葉県道路公社が実施する房総スカイライン有料道路の無料通行措置（実施期間：平成26年4月1日から平成31年4月20日まで）を対象として支払われるものである。

5 根拠

県と千葉県道路公社との間の平成26年3月20日付け基本協定及び年度毎に締結される協定。

6 申請手続

県は、半期毎に千葉県道路公社から送付される請求書に基づき本負担金を支払う。平成28年度は、平成28年9月5日付けで本負担金の半額(8800万円)、平成29年3月1日付けでその余の半額(8800万円)の請求があり、県はそれぞれ概算払いをしている。

7 実績報告

本負担金の支払後に、支払先である千葉県道路公社から県に対する報告は特に予定されていないが、同公社は、年度末に、無料通行措置を実施した旨の報告書を県に提出している。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 効果の検討

県は、本負担金の支出時に、千葉県道路公社から、無料通行措置を実施したとの報告は受けているが、利用者数等の報告は特段受けていない。本負担金の支出によりその目的が確実に達成されたか否かを検討するため、利用者数等の報告も受けることが望ましい。

第20 東京湾アクアライン料金割引事業負担金

一 負担金の内容

1 概要

東京湾アクアラインの料金引下げ措置を実施するため、東日本高速道路株式会社関東支社との間の協定等に基づき、同社へ支払われる負担金である。本負担金は、高速道路(東京湾アクアライン)の料金引下げ措置を実施する目的で支払われるものであり、実質的に補償金としての性格を有するといえる。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、4億7529万円である。平成29年度の予算額は、5億円である。平成27年度の決算額は、4億9288万円、平成26年度の決算額は4億9795万円である。

3 経緯

県は、平成21年8月から平成26年3月末まで、東京湾アクアラインを通行する自動料金收受システム（E T C）搭載車（普通車）の通行料を、2320円から800円に引き下げる社会実験を実施した。平成26年4月からE T Cを搭載した普通車の正規の通行料は1920円とされたが、県は、平成25年12月に国（国土交通省）から示された方針（「新たな高速道路料金に関する基本方針」）に基づき、引き続き値下げ分の負担を国と折半して、800円の通行料を継続することとした。

このような経緯に基づき、県は、東日本高速道路株式会社の間で、東京湾アクアライン料金引下げ措置を実施するため、平成26年3月31日、措置に関する業務の分担及び費用の負担に関する基本協定（「東京湾アクアライン料金引下げ措置に関する基本協定」）を締結し、同協定に基づく年度契約書により、平成26年度以降負担金を支出している。

4 受給者

東日本高速道路株式会社関東支社である。本負担金が料金値下げの対象とするのは、東日本高速道路株式会社関東支社が管理する東京湾アクアライン川崎浮島ジャンクションから木更津金田インターチェンジまでの区間を通行するE T Cシステムを利用した自動車である。

5 根拠

東京湾アクアライン料金引下げ措置に関する基本協定及び年度契約書。

6 申請手続

東日本高速道路株式会社関東支社は年度契約書に定められた算出根拠により本負担金の額を算出した上で請求書を送付し、これを受けて県が本負担金の支払を行う。平成28年度は平成29年4月20日付けで4億7529万円の請求があり、県は同年5月19日付けで支払っている。

7 実績報告

本負担金の支払後に、支払先である東日本高速道路株式会社関東支社から県に対する報告は特に予定されていないが、同支社は、請求書の提出と同時に、請求額の算定根拠として、同支社から割引がなかった場合の料金収入（144億2873万3773円）と割引期間の料金収入（134億210万4536円）を示している。

8 その他

県は、平成29年1月26日付けで、平成26年4月から実施されている東京湾アクアラインの通行料金引下げ継続（アクアライン割引）による経済波及効果の取りまとめ結果を発表している（「アクアライン割引による経済波及効果について」）。これによれば、観光消費による経済波及効果は約968億円、企業の設備投資による経済波及効果は約69億円、企業の増加した生産額による経済波及効果は約

118億円であり、首都圏全体の経済波及効果は約1155億円と推計され、首都圏の経済の活性化に大きく寄与していると総括されている。また、アクアラインの平成27年度の交通量は1日当たり4万4000台であり、社会実験前の平成20年度と比較して約2.1倍、料金引下げ継続前（本負担金創設前）の平成25年度と比較して約1.1倍に増加しているとのことである。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 効果の検討

本負担金の支払により、どの程度東京湾アクアラインの交通量が増加し、経済効果が発生したのか否かは、本負担金の必要性・有効性を判断するために重要な評価指標であり、県は引き続きこれらの指標を調査・評価した上で、本負担金の継続の是非について判断することが望ましい。なお、本負担金は県の財源により支出されるものであるから、県は、可能であれば、本負担金の支出による経済効果によって、県自身の収入（税収等）がどの程度増加したのかについても推計し、県民に公表することが望ましい。

第21 県単街路整備事業（整備費）負担金

一 負担金の内容

1 概要

- (1) 県単街路整備事業（整備費）の負担金（以下「街路整備負担金」という。）は、踏切の立体化等に伴って改築、移転が必要となった周辺工作物を所有する民間会社に対して支払われる負担金である。
- (2) 民間会社をして任意かつ迅速にその設備の改築又は移転をさせて、踏切の立体化等を速やかに進行させるために、その設備の改築又は移転費用の一部を県が補償する事業が県単街路整備事業（整備費）であり、街路整備負担金は、民間会社の設備移転についての補償という性格を持っている。

2 予算・決算

街路整備負担金の平成28年度予算は、1億0894万6000円である。平成29年度の予算額は、4381万8000円である。平成27年度の決算額は1614万6000円、平成26年度の決算額は1328万2000円である。

3 受給者

受給者の多くは、鉄道会社各社であり、予算の大半も、鉄道各社が受給者となっている事業に充てられている。これは、鉄道会社各社が持つ設備の規模が大きく、改築費用も多額だからである。鉄道会社のほかは、鎌ヶ谷市、東京電力の関連会社及びガスプラント会社がある。

4 県単の意味

県が、国の補助を受けずに、地方税や地方債などの自主財源を使って、県の自主的な判断に基づき、単独で行う公共事業を、県費単独事業というが、県単とは、その略語である。

5 負担金額の合意手続

(1) 鉄道会社各社が受給者の場合

鉄道会社各社が受給者となっている場合は、負担金額の算定手続が整備されている。

(2) 民間会社が受給者の場合

① 協議の経緯

民間会社が受給者の場合は、個別協議による。平成28年度の受給者であるガスプラント会社との協議は、平成21年以前から始まり、平成21年2月20日付けで、「東習志野実叅線の道路立体化に伴う工作物の移設工事又は除去工事等に関する費用負担協定（以下「個別協定」という。）」が締結され、平成24年10月15日に変更協定が締結されているが、この協定に基づいて、平成28年3月18日付けで、「東習志野実叅線の道路立体化に伴う工作物の移設工事又は除去工事等に関する費用負担協定書に規定する平成27年度契約書（以下「平成27年度契約書」という。）」が作成され、負担金額は、この契約書で定められている。この平成27年度契約書によれば、ガスプラント会社の設備移転又は除去工事の費用は65万円、消費税加算額で70万2000円、そのうち県が負担する金額が17万5500円であるが、この県負担額は、消費税加算額の4分の1の金額である。工事費用については、施工会社がガスプラント会社に宛てて、平成27年11月付けで見積書を作成している。

② 設備移転又は除去工事と負担金の支払

I ガスプラント会社から、平成28年3月28日、平成27年3月28日付け請求書及び平成28年3月28日付け工事完了報告書が提出され、平成28年4月14日に支出伝票が作成され、同月22日に17万5500円が支払われている。平成27年3月28日付け請求書には、千葉土木事務所の平成28年3月28日付け収受判が押されているが、これは請求書の日付が誤記されていたためと推測される。

II 工事完了報告書は、その作成者が施工会社ではなく、街路整備負担金の受給者

であるガスプラント会社であり、報告内容において、施工会社名、着工日及び工事終了日の記載がなく、添付書類の工事写真では表示板に日付の記載がなく、添付書類に施工会社の請求書や領収書の写しが添付されていない。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 効率性

① ガスプラント会社の事業費算定

事業費は、10mと5mのケーブル2本の移設工事費用であり、受給者から提出された見積書によれば70万2000円である。その見積には、算定の根拠資料が添付されていない。相見積も取られていないし、施工業者は事業者と社名が類似しているが、第三者であることが確認できる資料も添付されていない。そのため、その見積の相当性を判断できない。そして、工事完了報告書及びその添付書類からは、請求者や領収書の添付がなされていないため、工事費用の支出を確認することはできず、工事の実施についても着工日及び完了日も不明である。これでは、事業費算定の相当性を確認できない。しかし、それだけを理由として何らかの法的主張をすることはできないので、今回はやむを得ないとして、今後は、受給者が見積書を作成するに際して算定の根拠とした市販の積算書の該当頁の写し等の客観的資料、必要に応じて相見積書、受給者と見積もり業者が第三者であることを知る手がかりとなる商業登記現在事項証明書等の見積の相当性を検討確認することが出来る資料を提出させるべきである。

(2) 手続の適正

① 支出証拠書類の添付の必要性

実際の事業費の支出を確認するために、工事完了報告書等に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。

② 暴力団排除条項の制定

民間会社が受給者の場合、県は、千葉県暴力団排除条例の定めに従い、暴力団の排除に努め、県の事業により暴力団を利することにならないようにしなければならない。それゆえ、県は、負担金の受給者及び施工業者が暴力団ではないことを確認する必要がある、受給者に受給者及び施工業者の役員名簿を提出させ、県警から提供された書式を用いて、県警に対し、受給者及び施工業者が暴力団関係者か否かにつき照会すべきである。

2 意見

(1) 手続の適正

① 工事現場の視察

指摘で記述した事項の事務を適正に行うためには、受給者や施工会社の事務所

を訪れ、見積りに際して現場で説明を受け、施工中及び施工後に工事現場を視察することが望ましい。

② 交付要綱の制定

市や補助金交付手続が整備されている鉄道会社以外の民間会社に対する負担金交付については、今後の件数の見通しにもよるが、事業費の適正な見積りや千葉県暴力団排除条例の遵守のため、交付要綱を制定することが望ましい。

第22 地方公務員等共済組合法に基づく負担金（千葉県土地開発公社）

一 負担金の内容

1 概要

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員の掛金及び負担金を負担するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、921万7000円である。平成29年度の予算額は、896万5000円である。平成27年度の決算額は、886万6000円、平成26年度の決算額は、824万3000円である。

3 経緯

地方公務員等共済組合法に基づき、昭和49年に開始されている。

4 受給者

地方公務員等共済組合法144条の3にあげられている法人等

5 根拠

義務的負担金

6 申請

千葉県土地開発公社から県に請求する際に、以下の書類が提出されている。

- ・請求書
- ・千葉県負担金額一覧表
- ・掛金率及び負担金率等について（地方職員共済組合）
- ・遡及計算書（遡及がある場合）
- ・掛金等納付額計算

7 支出報告手続

該当なし

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第23 ちばプロモーション協議会負担金

一 負担金の内容

1 概要

ちばプロモーション協議会負担金（以下「観光協議会負担金」という。）は、県・市町村・観光協会・商工団体・民間事業者等で構成し、千葉県における観光の産業化の施策を検討する「ちばプロモーション協議会（以下「観光協議会」という。）」に交付する負担金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、2900万円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額は、2400万円である。

3 経緯

- (1) 政府は、平成15年1月、観光立国協議会を主宰し、観光立国の推進を開始し、平成18年12月には観光立国推進基本法が成立し、平成19年6月には観光立国推進基本計画が閣議決定され、平成20年10月には観光庁が設置された。観光立国推進基本法は、観光立国の実現を国の基本方針とし、これを実現する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、経済の発展及び国民生活の安定向上を実現すると共に国際相互理解の増進に寄与することを目的とする法律であり、国・地方公共団体・住民・観光事業者の責務を定めているが、地方公共団体の責務は、地域の特性を生かした施策を策定し実施すべきこととされている。
- (2) 県は、このような国の施策を受けて、平成16年10月に「観光立県ちば推進ビジョン」を策定し、全県を挙げて観光振興に取り組む方向性を示した。そして、県は、平成19年2月、県・市町村・観光協会・商工団体・民間業者等で構成する観光協議会の設立を主導し、平成19年度から同協議会に対し観光協議会負担金の交付を開始し、現在に至っている。

4 受給者

(1) 目的

観光協議会は、観光立県ちば推進ビジョンの下に、観光に関わる事業者・各種団体・NPO・大学・行政が協同して、県の観光産業の振興と各地域の活性化に寄与することを目的とする。

(2) 役員

役員は、会長1名、副会長若干名、理事約30名及び幹事2名が置かれている。

会長は、知事であるが、双方代理による法律行為の無効を定める民法108条の類推適用を避けるため、観光協議会の会長である知事は、観光協議会の事務局長に対して資金管理を委任している。なお、最高裁判所平成16年7月13日判決は、名古屋市長が他の団体の代表者として名古屋市と他の団体との売買契約を締結した

事案につき民法108条の類推適用を認めている。

(3) 会員

平成28年4月1日現在の会員は、県や市町村の外、①観光協会47、②農林水産団体11、③経済・商工団体59、④大学3、⑤交通事業者26、⑥宿泊事業者20、⑦NPO法人・ボランティアガイド団体15、⑧観光業者40、⑨神社・仏閣6、⑩各種団体12、⑪企業・団体111となっている。

(4) 組織

組織は、最高意思決定機関として総会、執行機関として役員会と幹事会、事業の実施に係わる組織として部会が置かれている。部会は、分野別の部会として、計画部会、広報宣伝部会、企業部会、物産・食部会、広域連携部会及び文化部会が置かれ、地域別の部会として、東葛飾地域部会、ベイエリア地域部会、かずさ・臨海地域部会、北総地域部会、九十九里地域部会及び南房総地域部会がそれぞれ置かれている。

(5) 庶務

観光協議会の庶務は、千葉県商工労働部観光誘致促進課及び公益社団法人千葉県観光物産協会（以下「観光物産協会」という。）が共同して行う。事務局は、観光物産協会に設けられ、事務を統括する者として事務局長が置かれている。

(6) 事業

観光協議会が実施する事業は、以下のとおりである。

- ① 観光目的の来県者を増やすための広報宣伝に関すること。
- ② 様々の分野における資源の活用に関すること。
- ③ その他目的達成に必要な事業に関すること。

(7) 会計

会計は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとされている。

(8) 活動期間

平成19年度から平成32年度までとし、それ以降の活動は別途協議することとされている。

5 平成28年度事業計画

平成28年度の事業計画の内容は、以下のとおりである。

(1) 観光プロモーションの展開

① 年間を通じた観光PR

ポスター、観光スポット写真のSNS投稿、ウェブサイトによるキャンペーンの広報及び県産品のプレゼント

② 季節ごとの観光PR

I ゴールデンウィーク前の観光PR

II 秋

イベント企画の実施、観光パンフレット作成・配布、キャンペーンポスターの作成・掲出、圏央道延伸を活用した茨城・栃木・福島向けの観光プロモーション、鉄道を利用した観光プロモーション

III 秋以降の観光PR

JR東日本千葉支社と連携したPR、東北圏（仙台）プロモーション

③ 千葉観光情報館「チーバくんプラザ」の有効利用

三井アウトレットパーク木更津にある「チーバくんプラザ」における継続的観光PRや季節に応じたイベントの実施

④ 旅行会社・メディア等への情報発信

教育旅行を誘致するために中京圏でキャラバンや商談会を実施し、県外のイベントの際に現地のメディアを訪問して観光PRを実施

(2) 力強い観光基盤を築く取組

① 旅行商品造成

I 合同地域部会や各地域部会を開催し、平成23年度に開始した観光資源の商品化の取組につき、今後の進め方を確認する。

II 地域部会において商品開発のノウハウ取得や競争力向上を目指す。

III 作成した商品につき旅行会社等職員による商品審査会を開催する。

② 観光商談会の開催・参加

観光商談会を、平成28年7月頃に名古屋市で、同年10月頃に都内で、平成29年1月頃に仙台市でそれぞれ行う。

③ 千葉県観光素材シート集の作成・配付

従前取り組んで来た商品造成の成果を冊子にまとめ、旅行会社等へのセールス活動に活用する。

④ 商品造成モデル事業推進のための助成

商品造成のノウハウの質を向上させ、地域のイベントと絡めた商品や広域的コースの造成等、商品価値を高めるような事業提案に対して助成を行う。

⑤ 会員の自発的取組と観光キャンペーンとの連携推進

各会員の取組と観光キャンペーンとを連携させて裾野を広げる。

⑥ 観光用レンタルサイクルの活用

株式会社千葉銀行から「観光用レンタルサイクル」が平成27年から平成31年までの5年間にわたり合計300台が寄贈されるので、これを活用する。

⑦ 会員間交流の促進

会員相互間の情報交換を促進し、観光産業の振興を図る。

⑧ 各種プロモーション活動との連携

各事業者が実施する各種プロモーション活動、千葉インバウンド協議会、成田空港活用協議会の取組及びオリンピック・パラリンピックに向けた県の施策との連携を推進する。

(3) 全県的なおもてなし運動の展開

① 全県的なおもてなし運動の展開

「おもてなし宣言」の掲示、ピンバッジの着用等による意識向上を図る。

② 会員が実施するおもてなしの取組との連携

会員が企画し、実施する取組に積極的に連携する。

③ 県施策との連動

県が実施する「トイレ美化おもてなし運動」との連携や「おもてなし研修」への会員の参加を促進する。

6 平成28年度収支予算

(1) 収入

① 負担金	3058万0000円
Ⅰ 県	(2900万0000円)
Ⅱ 市町村等	(158万0000円)
② 協賛金・広告料	100万0000円
③ 前年度繰越金	337万9000円
	合計3495万9000円

(2) 支出

① 事業費	2900万0000円
Ⅰ 観光プロモーション	(2050万0000円)
Ⅱ 力強い観光基盤を築く取組	(350万0000円)
Ⅲ 全県的なおもてなし運動	(500万0000円)
② 事務費	570万0000円
③ 予備費	25万9000円
	合計3495万9000円

7 平成27年度事業報告及び決算

平成28年4月28日開催の総会で、平成27年度事業報告及び決算が議案になっている。平成28年度の事業計画の分類に対応させて整理すると、以下のとおりとなる。

(1) 観光プロモーションの展開

① 観光PRイベント

ゴールデンウィーク前観光PRイベント、群馬・千葉合同観光キャンペーン、圏央道開通PRイベント(アウトレット)、千葉県産フェアでの観光PRイベント

及び圏央道開通PRイベント（サービスエリア）の計5回実施している。

② メディア向けPR

群馬のテレビ放送局2社及び新聞社1社訪問、FM放送生番組ゲスト出演

③ 年間を通じた観光PR

I ポスター、観光スポット写真のSNS投稿キャンペーンを平成27年6月1日から平成28年3月31日まで実施している。

II お得チケット付きパンフレット配布

④ 広報宣伝活動

観光パンフレットの配布、イベント情報を掲載した観光情報誌を作成・配布、ポスターの作成・掲示、首都圏における秋季観光プロモーションを成田空港及び東京ビックサイトで開催、イベント列車の運行、県広報誌の活用。

⑤ 季節に応じたキャンペーン

I 夏の観光キャンペーン

II 早春の観光キャンペーン

(2) 商品造成

① 着地型旅行商品コンテスト審査会

各地域部会で検討した着地型観光素材70本から事務局が選定した19本を対象として、旅行会社等の職員を審査員として審査し、うち1本を最優秀賞品として選び、これを都内千葉県観光商談会において、旅行会社の前でプレゼンテーションを実施した。

② 観光商談会

中京圏、首都圏、東北圏をそれぞれ対象とした観光商談会を各1回ずつ実施し、旅行会社合計41社・168名、メディア7社・16名、観光業者（千葉県）92団体・168名が参加した。

③ 千葉県観光素材集の作成

ガイドブックとして「千葉県観光素材集」を県と連携して作成し、商談会を通して旅行代理業者等に配付

④ 各旅行会社への商品造成依頼

JR東日本による房総観光キャンペーン等に協力、各旅行会社による各種宿泊プラン等にパンフレット提供

⑤ 教育旅行誘致の取組

市町村、観光協会、観光事業者等でキャラバン隊を組み、誘致が見込まれる学校を個別訪問、モニターツアーの実施

(3) おもてなし運動

1129施設・団体が参加して、「おもてなし宣言」の掲示、うちの配布、バス

ジの着用を実施し、知事応接室で「おもてなし運動推進決意表明式」を行った。

8 観光誘客効果

(1) 観光入込客数

- | | |
|---------|---------------|
| ① 平成19年 | 1億3422万5000人 |
| ② 平成26年 | 1億6766万7000人 |
| | 増加数3344万2000人 |

(2) 宿泊客総数

- | | |
|---------|------------|
| ① 平成19年 | 1541万6000人 |
| ② 平成26年 | 1619万3000人 |

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 適法性

① 職務専念義務

- I 県は、観光協議会の構成員であり、同時に事務局として関与し、観光協議会の事業や会計の事務を観光物産協会と共同して行っている。これは、県職員が県以外の団体の職務を行っていることにほかならず、派遣と実質的に異ならない。
- II 最高裁判所平成10年4月24日判決は、派遣についての処分権者が職務専念義務の免除や勤務しないことについての承認につき、「処分権者がこれを全く自由に行うことができるというものではなく、職務専念義務の免除が服務の根本基準を定める地方公務員法30条や、職務に専念すべき義務を定める同法35条の趣旨に違反したり、勤務しないことについての承認が給与の根本基準を定める同法24条1項の趣旨に違反する場合には、これらは違法になると解すべきである。」とし、その適法性の判断について、派遣により商工業の進展を図るとの市の目的達成と派遣との具体的関連性を明らかにすべきであり、そのためには、派遣先の実際の業務内容と市の施策との関連性、派遣先での職務の内容と市の施策との関係について審理を尽くした上で、「市の右行政目的の達成のために本件派遣をすることの公益上の必要性を検討し、これらに照らして、本件職務専念義務の免除及び（勤務しないことの）本件承認が上記各条項の趣旨に反しないかどうかを判断する必要がある」と判示している。
- III この判決によれば、県職員が観光協議会の事業や会計の事務をすることにつき、職務専念義務の免除や勤務しないことについての承認があったとしても、それが適法かどうかという問題が残るのであり、その適法性の判断は、観光協議会の業務の内容、県職員が処理する事務の内容、そしてこれらと県の施策との関連性が

どのようなものであるかによって、観光協議会の事務をすることの公益上の必要性の判断が異なることもあり得ることになるから、県としては、個々の事務ごとに当該事務をすることの公益上の必要性を検討されたい。

(2) 効率性

① 事業の効果の判断

観光協議会は、様々な事業を行い、観光客の増加という具体的成果をもたらしているが、どの事業がどの程度の効果をもたらしたかにつき、引き続き資料収集と分析をし、これを事業活動に活用することを検討されたい。

第24 企業誘致推進役負担金

一 負担金の内容

1 概要

(1) 受給者と根拠

本負担金は、県が出向職員の出向元である株式会社千葉銀行に対し、当該出向職員の給与の一部を負担するものであり、県と千葉銀行との間の合意に基づき、千葉銀行に支払われる。

(2) 負担金の性格

企業誘致推進役として県の事務に従事する職員は、出向元である千葉銀行から給与の支払を受けているところ、本負担金は、当該職員から労務の提供を受けている県が、千葉銀行が当該職員に支払う給与の一部を負担するものである。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、700万である。平成29年度の予算額も、同額である。平成27年度の決算額も、平成26年度の決算額も、いずれも700万円である。

3 経緯

県は、戦略的な企業誘致を推進する施策の一環として、民間の営業ノウハウ等を活用した誘致活動を行うため、平成13年10月から株式会社千葉銀行の協力を得て同銀行からの出向職員を企業誘致推進役として配置している。

4 受給者

負担金の交付先は、県内最大手の地方銀行である株式会社千葉銀行である。

5 根拠

県と株式会社千葉銀行との間で締結される「出向職員の取扱いに関する協定書」「給与等の負担金に関する覚書」が負担金の根拠である。県の負担額は、出向職員の標準的な給与額の半分を目安に設定されている。

株式会社千葉銀行からの出向職員が、企業誘致推進役として県の業務に従事することで県が受益する。

6 申請

年度末に株式会社千葉銀行から県に対して負担金の請求がなされ、負担金が支出される。

7 支出報告手続

支出報告手続はない。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第25 独立行政法人日本貿易振興機構千葉貿易情報センター支援事業に対する負担金

一 負担金の内容

1 概要

県内企業の貿易取引支援を行うため、海外市場・取引等のノウハウを有する独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）との間で締結した協定に基づき、同機構千葉貿易情報センターの管理費及び事業費の一部を負担するものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、1854万6000円である。平成29年度予算額は、1896万3000円である。平成27年度の決算額は1813万円、平成26年度決算額は1810万3000円である。

3 経緯

県が誘致を進めてきた旧日本貿易振興会（現日本貿易振興機構・ジェトロ）の地方拠点である貿易情報センターが県内に設置されることを受け、県とジェトロが平成10年10月1日付けで締結した協定に基づき、県が支援事業の一部を負担するものとした。なお、特定企業への貿易取引支援は、ジェトロの本来業務ではないため（日本貿易振興機構法12条3号）、本負担金により県内企業の海外取引支援を行うこととしている。

4 受給者

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）が支払先である。同機構は、平成15年10月、日本貿易振興機構法に基づき、前身の日本貿易振興会を引き継いで設立された。同機構は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の

拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする（独立行政法人日本貿易振興機構法3条）。

本負担金は、日本貿易振興機構千葉貿易情報センターの管理費及び事業費の一部を負担するものである。

5 根拠

設置に係る協定書

6 申請手続

本負担金は、以下のような手続を経て支払われる。

- (1) 協定書に基づき負担金額を決定し、県から日本貿易振興機構に通知
- (2) 事業が完了次第、千葉貿易情報センターの事業運営について県による検査確認
- (3) 日本貿易振興機構から、活動報告書及び負担金交付請求を県に提出
- (4) 負担金支払

7 実績報告

支払先である独立行政法人日本貿易振興機構千葉貿易情報センターは、毎年4月に前年度の活動報告書を県に提出しており、同報告書には、相談実績等が記載されている。これによれば、平成28年度は、貿易投資相談を695件、ビジネス・サポート・サービス（希望者を対象に行うジェトロ海外事務所による調査サービス等）91件、講演会・セミナー等の開催21件（「フィリピン最新ビジネス事情セミナー」ほか）、中小企業の海外展開支援11件（外部機関主催のセミナーへの後援・協力、講師派遣等）等が実施されている。

二 指摘・意見

1 指摘

指摘はない。

2 意見

(1) 効率性

① 効果の検討

日本貿易振興機構千葉貿易情報センターの活動報告書からは、同センターが県内企業への貿易取引支援を広く行っている事実を窺うことができる。他方で、同センターの活動が貿易取引を行おうとする県内企業にどの程度浸透しているのか、実際に同センターの支援を受けた県内企業が同センターの支援内容をどのように評価しているのかは、報告書のみでは判断することができない。そこで、県は、本負担金の効果を検討するため、利用者側である県内企業も対象として、同センターの活動がどの程度浸透し、評価されているのか否か等について調査し、県民に公表することが望ましい。また、本負担金は県の財源により支出されるものであるから、県は、可能であれば、本負担金の支出による経済効果によって、県自

身の収入（税込等）がどの程度増加したのかについても推計し、県民に公表することが望ましい。

第26 内外情勢調査会会費負担金

一 負担金の内容

1 概要

千葉県商工労働部長が会員となっている一般社団法人内外情勢調査会の会費の支払を目的とする負担金である。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、20万8000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額、平成26年度決算額は、いずれも20万7000円である。

3 経緯

国内外の情勢について、知識の向上と理解の増進を図ることを目的として、千葉県商工労働部長は昭和49年度から一般社団法人内外情勢調査会の会員となり、会費を負担している。なお、県の他の幹部職員等（以下会員名簿順によれば、知事、県議会議長、県土整備部長、会計管理者、総務部長、水道局長、企業土地管理局長、農林水産部長、健康福祉部長、総合企画部長、環境生活部長、病院局長及び防災危機管理部長）もそれぞれ同調査会の会員となり、別個に会費を負担している。

4 受給者

一般社団法人内外情勢調査会が支払先である。一般社団法人内外情勢調査会は、公正な世論の醸成を目的に、報道機関の株式会社時事通信社の関連団体として、昭和29年12月に設立された団体である。全国各地の企業経営者や諸団体の長らが会員として入会し、会員への講演活動や資料提供を行っている。

5 根拠

一般社団法人内外情勢調査会の会員規約

6 申請手続

県は、一般社団法人内外情勢調査会から請求を受け、支払を行っている。平成28年度は、平成28年4月1日付けで年会費20万7360円（消費税込み）の請求を受け、同月15日に支払っている。

7 実績報告

本負担金の支払後に、支払先である一般社団法人内外情勢調査会から県に対する報告は特に予定されていない。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 効率性

① 負担金交付の要否についての検討

上記のとおり、県では、商工労働部長以外の幹部職員等もそれぞれ本調査会の会員となり、別個に会費を負担している。しかし、部局間で情報を共有すれば、必ずしも各幹部職員等がそれぞれ本調査会の会員である必要はないものと思われる上、本調査会の年会費は、租税等が原資となっていて、その金額は20万7360円であって、安価とはいえない。よって、効率性の観点から、本負担金の要否について検討すべきである。

2 意見

(1) 効率性

① 情報源としての重要性等の検討

本負担金は、「国内外の情勢について、知識の向上と理解の増進を図ること」を目的とするものだが、本負担金の支出によって、県が具体的にどのような情報を入手し、その情報をどのように施策に役立てているのかは不明と言わざるを得ない。本負担金の支出が開始されてから40年以上が経過しているが、情報の入手経路が多様化した昨今、本会から得られる情報がどの程度重要であり、施策の立案にどの程度有益なのかにつき、検討を行うことが望ましい。

第27 長期海外派遣研修事業負担金（独立行政法人日本貿易振興機構に支払う事務負担金）

一 負担金の内容

1 概要

職員の海外派遣に伴う必要経費として、県が独立行政法人日本貿易振興機構の事務費の一部を負担するものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、69万8000円である。平成29年度の予算額は、129万6000円である。平成27年度の決算額は、129万6000円、平成26年度の決算額は、59万円である。

3 経緯

県は、長期派遣研修事業として、平成4年度以降、職員を独立行政法人日本貿易振興機構の海外事務所へ派遣し、県行政に関連する諸問題を調査研究させることにより、職員の視野を広め資質の向上を図ることを目指している。本負担金は、職員の海外派遣に伴う必要経費として、県が独立行政法人日本貿易振興機構の事務費に

ついて負担金を支払うものである。

4 受給者

独立行政法人日本貿易振興機構

5 根拠

県と独立行政法人日本貿易振興機構との間で締結した「研修生に関する覚書」

6 申請手続

県は、独立行政法人日本貿易振興機構から請求書が届き次第、支払を行っている。平成28年度の本負担金は、平成28年10月28日付けで請求を受け、平成28年11月21日付けで支払っている。

7 実績報告

本負担金の支払後に、支払先である独立行政法人日本貿易振興機構から県に対する報告は特に予定されていないが、派遣職員は四半期ごと及び派遣終了時に、県に対し報告書を提出することとされている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第28 中央旅券事務所の光熱費負担金（電気等使用料）

一 負担金の内容

1 概要

県は、旅券法21条3項に定められた法定受託事務である旅券の発給等を行うため、県内2箇所に旅券事務所を開設している。本負担金はこのうち中央旅券事務所の事務処理に要する電気等の使用料を負担するものであり、同事務所の賃貸人に対し支払われている。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、738万4000円である。平成29年度の予算額は、753万4000円である。平成27年度の決算額は、712万4000円、平成26年度の決算額は、718万2000円である。

3 経緯

県は、平成5年度に、現在の場所（センシティタワー4階）に事務所を賃借し、中央旅券事務所を開設した。以後、本負担金を支払っている。

4 受給者

中央旅券事務所の賃貸人（不動産事業会社）

5 根拠

県と賃貸人が締結した賃貸借契約書の11条に基づき、県は前々月分の付加使用

料（電気等の使用料）を毎月10日までに賃貸人に支払っている。

6 申請手続

県は、賃貸人から請求を受けて本負担金を支払う。請求書には、算定根拠として、本負担金の内訳（電気使用料、空調費、冷水使用料、修理料）ごとの単価と使用量が記載されている。平成28年度の月ごとの請求額は、4月分・59万9038円、5月分・58万7800円、6月分・63万4708円、7月分・60万4228円、8月分・64万2120円、9月分・56万9095円、10月分・60万4052円、11月分・57万2543円、12月分・55万2176円、1月分55万8126円、2月分・58万4024円、3月分・62万5200円である。

7 実績報告

本負担金の支出に当たり、決裁文書には中央旅券事務所次長作成に係る検査調書（検査の結果、履行を確認した旨が記載された文書）が添付され、履行の事実を示す検針台帳及び賃貸人作成の納品書も添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第29 中央旅券事務所の共益費負担金

一 負担金の内容

1 概要

県は、旅券法21条3項に定められた法定受託事務である旅券の発給等を行うため、県内2箇所に旅券事務所を開設している。本負担金はこのうち中央旅券事務所の事務処理に要する事務室の賃借に伴う共益費を負担するものであり、同事務所の賃貸人に対し支払われている。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、1014万2000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額及び平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

県は、平成5年度に、現在の場所（センシティタワー4階）に事務所を賃借し、中央旅券事務所を開設した。以後、本負担金を支払っている。

4 受給者

中央旅券事務所の賃貸人（不動産事業会社）

5 根拠

県と賃貸人が締結した賃貸借契約書の11条に基づき、県は当月分の共益費を毎月10日までに賃貸人に支払っている。

6 申請手続

県は、賃貸人から請求を受けて本負担金を支払う。平成28年度は月額84万5095円（消費税込み）を支払っている。

7 実績報告

本負担金の支出に当たり、決裁文書には中央旅券事務所次長作成に係る履行確認書が添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第30 東葛飾旅券事務所の光熱費負担金（電気等使用料）

一 負担金の内容

1 概要

県は、旅券法21条3項に定められた法定受託事務である旅券の発給等を行うため、県内2箇所に旅券事務所を開設している。本負担金はこのうち東葛飾旅券事務所の事務処理に要する電気等の使用料を負担するものであり、同事務所の賃貸人に対し支払われている。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、215万6000円である。平成29年度の予算額は、206万5000円である。平成27年度の決算額は、177万5000円、平成26年度の決算額は、175万1000円である。

3 経緯

県は、昭和63年5月に、現在の場所（ちばぎん松戸ビル）に事務所を賃借し、東葛飾旅券事務所を開設した。以後、本負担金を支払っている。

4 受給者

東葛飾旅券事務所の賃貸人（不動産事業会社）

5 根拠

県と賃貸人が締結した賃貸借契約書の4条に基づき、県電気等の使用料を毎月賃貸人に支払っている。単価は従前1kwh当たり34.67円と定められていたが、平成28年5月2日付け合意書により、同月発生分以降は1kwh当たり35.34円に改定された。

6 申請手続

県は、賃貸人からの請求を受けて本負担金を支払う。平成28年度の支払額は、4月分・14万2909円、5月分・15万2492円、6月分・16万4331円、7月分・15万0901円、8月分・16万8218円、9月分・14万

7014円、10月分・15万2315円、11月分・14万4399円、12月分・14万8781円、1月分・14万2420円、2月分・14万4187円、3月分・15万6556円である。

7 実績報告

本負担金の支出に当たり、決裁文書には東葛飾旅券事務所長作成に係る検査調書（検査の結果、履行を確認した旨が記載された文書）が添付され、電気使用量を明らかとするため、前月末と当月末の電気メーターの数値を記載した書面も添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第31 東葛飾旅券事務所の共益費

一 負担金の内容

1 概要

県は、旅券法21条3項に定められた法定受託事務である旅券の発給等を行うため、県内2箇所に旅券事務所を開設している。本負担金はこのうち東葛飾旅券事務所の事務処理に要する事務室の賃借に伴う共益費を負担するものであり、同事務所の賃貸人に対し支払われている。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、667万2000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額及び平成26年度の決算額も、同額である。

3 経緯

県は、昭和63年5月に、現在の場所（ちばぎん松戸ビル）に事務所を賃借し、東葛飾旅券事務所を開設した。以後、本負担金を支払っている。

4 受給者

東葛飾旅券事務所の賃貸人（不動産事業会社）

5 根拠

県と賃貸人が締結した賃貸借契約書の4条に基づき、県は当月分の共益費を当月中に賃貸人へ支払っている。単価は坪当たり3132円とされている。

6 申請手続

県は、賃貸人からの請求を受けて本負担金を支払う。平成28年4月分から平成29年2月分までの支払額は各55万5961円（消費税込み）、同年3月分の支払額は55万5964円（消費税込み）であり、年度間の支払額の合計は667万1535円である。

7 実績報告

本負担金の支出に当たり、決裁文書には東葛飾旅券事務所長作成に係る検査調書（検査の結果、履行を確認した旨が記載された文書）が添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第32 千葉県統計協会会費

一 負担金の内容

1 概要

千葉県統計協会の正会員である県が、協会の会則に基づき毎年度会費として支出している負担金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、66万5000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額も、同額である。

協会専任嘱託職員（1名）の人件費の4分の1相当額である。

（人件費財源 県会費：4分の1、市町村会費：4分の1、事業収入：2分の1）

3 経緯

昭和48年度に開始されている。それ以前の経緯は、関係書類が保存されておらず不明である。

4 受給者

千葉県統計協会

5 根拠

任意的負担金

6 申請

該当なし

7 支出報告手続

該当なし

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第33 千葉県企業土地管理局及び千葉県水道局工業用水部（旧企業庁）仮移転先賃貸 オフィス共益費負担金

一 負担金の内容

1 概要

県警本部新庁舎建設に伴い、建設用地の旧南庁舎に入居していた旧企業庁（現在の企業土地管理局及び水道局（旧企業庁工業用水部））の仮移転先である幕張テクノガーデンの共益費について、仮移転の原因者である県が賃貸人の株式会社幕張テクノガーデンに対し支出するものである。県は企業土地管理局及び水道局（旧企業庁工業用水部）から同額を負担金として徴収していた。

なお、この支払・徴収事務を効率化・明確化するため、仮移転先である株式会社幕張テクノガーデンと締結している賃貸借契約を、平成29年度より企業土地管理局へ承継し、株式会社幕張テクノガーデンへの共益費の支払を企業土地管理局が直接行うこととしたため、県の共益費負担金の支出はなくなった。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、6156万7000円である。平成29年度の予算額は、5274万2000円である。平成27年度の決算額、平成26年度の決算額は、いずれも6156万7000円である。

3 経緯

以下の表のとおりである。

年 月	経 過
平成16年 3月22日	第13回警察本部新庁舎建設検討委員会において「仮移転及び仮移転期間中の企業庁及び水道局に係る経費のうち光熱水費・維持管理費以外のものを原因者（一般会計）で負担することとする。」旨、決定される。
平成17年 3月22日	第15回警察本部新庁舎建設検討委員会において「企業庁の仮移転先を、幕張テクノガーデンとする。」旨、決定される。
平成18年 4月1日	株式会社幕張テクノガーデンとの賃貸借契約を締結。 賃貸借期間 H18.4.1～H23.4.30 賃貸借面積 3811㎡ 企業庁が仮移転先オフィスにて業務開始。 株式会社幕張テクノガーデンへの共益費負担金の支払を開始。 （単価：月額1440円/㎡） 企業庁との協議に基づき、共益費相当額の受入を開始。

平成22年 12月7日	企業庁の組織変更に伴い賃貸オフィス512.03㎡の一部解約を株式会社幕張テクノガーデンへ届出。 賃貸借面積 3811㎡→3298.97㎡に変更 (H23.6.7付けで解約)
平成23年 4月1日	賃貸オフィス契約締結。 賃料の変更 659円/㎡→1100円/㎡
平成28年 4月1日	企業庁が企業土地管理局へ改組される。 工業用水部が水道局へ移管される。 平成28年度の負担金徴収について、企業土地管理局、水道局と協議。
平成28年 12月26日	工業用水部の水道局幕張庁舎への移転に伴い賃貸オフィス519.96㎡の一部解約を株式会社幕張テクノガーデンへ届出。 賃貸借面積 3298.97㎡→2779.01㎡に変更 (H29.6.30付けで解約)
平成29年 4月1日	株式会社幕張テクノガーデンと締結している賃貸借契約を、企業土地管理局へ承継

4 受給者

共益費、光熱水費、維持管理費を、使用者である企業土地管理局及び水道局（旧企業庁工業用水部）との協議に基づき、同額を負担金として徴収している。

5 根拠

任意的負担金である。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第34 住民基本台帳法に係る地方公共団体情報システム機構事務負担金

一 負担金の内容

1 概要

地方公共団体情報システム機構の運営に要する費用は、同機構の定款で定めるところにより、地方公共団体が負担する（地方公共団体情報システム機構法）。当該負担金は、同法に定められた運営費の負担金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、9500万円である。平成29年度の予算額は、7000万円である。平成27年度の決算額は、4857万4000円、平成26年度の決算額は2732万2000円である。

3 経緯

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されたのに伴い、住民基本台帳法が改正され、改正前住民基本台帳法30条の20の規定に基づき支出していた交付金から、地方公共団体情報システム機構法32条の規定に基づく負担金とされたものである。

4 受給者

負担金の受給者は地方公共団体情報システム機構である。

5 根拠

地方公共団体情報システム機構法を根拠とする。

6 申請

地方公共団体情報システム機構の定款により負担金が支出される。

7 支出報告手続

定められていない。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第35 総合行政ネットワーク負担金

一 負担金の内容

1 概要

地方公共団体情報システム機構法32条に基づき、総合行政ネットワーク（LGWAN）の運営費に充てるため、同ネットワークを運営する地方公共団体情報システム機構に対し支払うものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、5376万4000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年度決算額は3414万2000円、平成26年度決算額は3786万1000円である。

3 経緯

総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）とは、政府のミレニアムプロジェクト（平成11年12月19日内閣総理大臣決定）において、地方公共団体における電子政府の基盤と位置づけられて構築された、高度なセキュリティを維持した行政専用の閉域ネットワークである。地方公共団体の組織内ネットワーク（庁

内LAN)を相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的としており、全ての都道府県及び市区町村がLGWANに接続している。また、国の府省間ネットワークである「政府共通ネットワーク」とも相互に接続しており、地方公共団体と国の府省との行政情報の連携基盤としても機能している。県は、平成15年11月1日からLGWANの利用を開始している。

4 受給者

地方公共団体情報システム機構が支払先である。同機構は、地方公共団体が運営する組織(地方共同法人)として、住民基本台帳法、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的に、平成26年4月1日に設立された。

5 根拠

LGWANの運営は、地方公共団体情報システム機構が同機構定款22条4号の規定により行い、運営に要する費用は地方公共団体情報システム機構法32条の規定により各都道府県が負担金として負担するものとされている。負担金額は、機構代表者会議において決定される。平成28年度の県の当初負担額は3990万1000円と定められたが、LGWAN運營業務の平成27年度決算により未払返還負担金(次期繰越収支差額相当額)が生じたことから、当初負担額が減額調整されることとなった。減額調整後の県の負担額は3310万9000円である。

6 申請手続

県は、地方公共団体情報システム機構から請求を受けて支払う。請求は四半期毎になされており、平成28年度の第1四半期分から第3四半期分までの請求額はそれぞれ997万5000円、第4四半期分の請求額は318万4000円である。

7 実績報告

県は、LGWANの業務について、担当者による検査を行い、履行を確認した旨の検査調書を作成している。平成28年度は、平成29年2月17日に検査を行い、本業務について履行を確認している。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第36 公的個人認証サービス負担金

一 負担金の内容

1 概要

地方公共団体情報システム機構法32条に基づき、公的個人認証サービスの運営費に充てるため、同サービスを運営する地方公共団体情報システム機構に対し支払うものである。

2 予算・決算

平成28年度予算額は、6254万1000円である。平成29年度の予算額は、8940万6000円である。平成27年度決算額は5650万3000円、平成26年度決算額は6502万1000円である。

3 経緯

公的個人認証サービスとは、インターネット等を利用した行政手続を行う際に、本人確認ができる手段（電子認証）を全国的に安価で提供するサービスである。平成27年度以前、公的個人認証サービスは都道府県知事が運営することとされ、全都道府県が財団法人自治体衛星通信機構に運営を委任し、運営に要する費用は都道府県から同機構に交付金として支出され、公的個人認証サービス都道府県協議会（各都道府県で構成）が実施する安全性テストなどの共通基盤運用事業の費用等は、同協議会に負担金として支出されていた。しかし、法改正により、平成28年度以降は、地方公共団体情報システム機構が公的個人認証サービスを運営するものとされ、運営に要する全ての費用は地方公共団体情報システム機構法32条により、各都道府県が負担金として負担することとされた。

4 受給者

地方公共団体情報システム機構が支払先である。同機構は、地方公共団体が運営する組織（地方共同法人）として、住民基本台帳法、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的に、平成26年4月1日に設立された。同機構は、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に基づき、公的個人認証サービスを運営している。

5 根拠

地方公共団体情報システム機構法32条。負担金額は、機構代表者会議において決定される。

平成28年度の県の当初負担額は6284万7691円と定められたが、公的個

人認証サービス業務の平成27年度決算により未払返還負担金（次期繰越収支差額相当額）が生じたことから、当初負担額が減額調整されることとなった。減額調整後の県の負担額は5902万8995円である。

6 申請手続

県は、地方公共団体情報システム機構から請求を受けて支払う。請求は年3回に分けて行われており、1回目の請求額は2093万9000円、2回目の請求額は1675万1000円、3回目の請求額は2133万8995円である。

7 実績報告

県は、公的個人認証サービスの業務について、担当者による検査を行い、履行を確認した旨の検査調書を作成している。平成28年度は、平成29年2月21日に検査を行い、本業務について履行を確認している。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第37 地方電子申告に係るシステム都道府県負担金

一 負担金の内容

1 概要

(1) 受給者と根拠

本負担金の正式名称は、一般社団法人地方税電子化協議会会費及び負担金である。一般社団法人地方税電子化協議会（以下「地電協」という。）が交付相手となる。千葉県は、地電協の会員となり、会費及び負担金等を納めている。

(2) 負担金の性格

会費である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、2360万6000円である。平成29年度の予算額は、2640万4000円である。平成27年度の決算額は、2239万2000円、平成26年度の決算額は、2171万円である。

3 経緯

地方税ポータルシステム（通称「eLTAX（エルタックス）」）は、インターネットを通じて地方税に関する手続を電子的に行うことを目的として、全国の都道府県・市町村が組織する地電協が主体となって開発・運営をしている。

千葉県においては、平成18年1月から地方税電子申告システムの運用を開始し、法人県民税・事業税について、納税者または代理人からの電子申告・届出を受理している。

また、国税連携システムは、L GWAN回線により国税庁から確定申告データ等が各都道府県、市町村へ送信されるシステムであり、千葉県では平成23年1月から運用を開始し、受信したデータを基に個人事業税の賦課処理を行っている。地電協においては、これらシステムの運営費のほか、次期システム更改に向けての開発積立てを行い、負担の平準化を図ることとしている。

4 受給者

受給者は、地電協である。地電協は、地方公共団体の相互協力を基本理念として地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、地方税務行政の高度化及び効率化に寄与することを目的として設立された団体である。

同協議会の実施事業は、電子申告等事業、公的年金からの特別徴収に係る経由機関事業、国税連携事業である。

5 根拠

一般社団法人地方税電子化協議会定款、会費及び負担金規則、会費調整率算定要綱

6 申請

(1) 手続

地電協から、会費及び負担金規則、経由機関業務分担金規則に基づき通知書兼請求書の送付を受ける形で行われている。

(2) 内容

請求金額について記載されているが、請求金額については税込、申告件数に応じて決定されており、公平性は確保されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第38 WBG共益費等負担金

一 負担金の内容

1 概要

県が事務所として賃借する千葉市美浜区中瀬所在の建物（ワールドビジネスガーデン。以下「WBG」という。）の共益費等（事務所賃借に伴う清掃負担金、殺鼠殺虫点検駆除業務負担金及び電気料負担金）の支払を目的とした負担金である。本負担金は、賃貸借契約に基づき賃貸人に対し支払われる。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、538万7000円である。平成29年度の予算額は532万7000円である。平成27年度決算額は497万5000円、平成26

年度の決算額は、508万9000円である。

3 経緯

WBGの賃借開始時期である平成15年12月から負担している。契約は以後2年毎に更新している。

4 受給者

WBGの賃貸人（不動産事業会社）。

5 根拠

県と賃貸人との間で締結した賃貸借契約に基づき支払っている。

6 申請手続

県は賃貸人からの毎月請求を受けて支払っている。

7 実績報告

本負担金の支出に当たり、決裁文書には総務ワークステーション所長作成に係る検査調書（検査の結果、履行を確認した旨が記載された文書）が添付されている。

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第39 一般財団法人救急振興財団負担金

一 負担金の内容

1 概要

(1) 受給者と根拠

全国知事会において受給者である財団法人救急振興財団（当時）を設立することとして、設立の際に全都道府県が出資することとしたと考えられる（資料は現存せず）。

(2) 負担金の性格

全都道府県による出資を財源として設立された法人の運営費の一部

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、1880万円である。平成29年度の予算額は、1890万円である。平成27年度の決算額は、1880万円、平成26年度の決算額は、1940万円である。

3 経緯

文書名については不明であるが、平成2年12月21日の全国知事会の場において、全都道府県の出資による財団設立の方針が了承されその後、平成3年5月29日付け救事総発第2号により、財団設立についての通知を受けた。

平成3年5月29日付け救事総発第3号により、当該法人への出損金及び負担金

について、依頼を受けている。

4 受給者

一般財団法人救急振興財団

当該法人は、プレホスピタル・ケアの充実を目的として、平成3年4月に成立した救急救命士法を受けて、消防機関の救急救命士養成を主たる目的に、同年5月、全国47都道府県の共同出資により設立された財団法人である。

また、救急救命士の要請を計画的に進めるとともに、併せて救急に関する調査研究事業、地方公共団体が行う応急手当の普及啓発支援事業、国民から寄せられた寄付金からなる救急基金事業を行っている。

5 根拠

(1) 上記3（経緯）のとおり

6 申請・支出報告手続

(1) 手続

規定は特になし

(2) 内容（作成される書類）

負担金請求書、負担金計算用統計値、事業計画、予算書

二 指摘・意見

指摘及び意見はない。

第3編 交付金

第1 運輸事業振興助成交付金

一 交付金の内容

1 概要

運輸事業振興助成交付金（以下「運輸事業交付金」という。）は、一般社団法人である千葉県バス協会及び千葉県トラック協会に対し、その旅客又は貨物の輸送の安全確保、サービス向上、効率性の確保等を目的として交付される補助金的な交付金である。

2 予算・決算

平成28年度の予算額は、7億8612万6000円であり、うち千葉県バス協会への交付額が6615万円、千葉県トラック協会への交付額が7億1997万6000円である。平成29年度の予算額も同額である。平成27年の決算額は7億9241万4000円、平成26年度の決算額は7億7829万6000円である。

3 経緯

- (1) 昭和51年度の税制改正により軽油引取税が増税された際、営業用トラック及びバスについては、公共性が高いことから、自家用車両よりも優遇すべきであるとの議論があった。しかし、徴税において営自格差を設けることが困難であるため、税制調査会は、昭和50年12月、営業用トラック及びバスについては、別途特別な配慮を行うことが必要との答申をした。これを受けて、政府は、事務次官通達により、営業用トラック及びバスについては、都道府県が都道府県トラック協会及び都道府県バス協会に対して運輸事業振興助成交付金を交付することによって営自格差を設けることにし、その予算の補填措置として、国が都道府県に対して地方交付税交付金を交付する制度を創設した。
- (2) 平成12年4月1日、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（通称「地方分権一括法」）が施行され、これにより、地方自治法245条の2に、「普通公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。」という「関与の法定主義」が規定されて、通達行政が廃止されたが、運輸事業振興助成交付金について法的根拠となる法律は制定されず、そして、国から交付される地方交付税交付金は一般会計に組み入れられる仕組みのままとされた。その結果、都道府県に、運輸事業振興助成交付金を削減する動きが広まり、平成23年度には、削減した地方公共団体は19府県となった。
- (3) このような動きに対抗して、平成23年8月、運輸事業の振興の助成に関する法律が制定された。同法は、都道府県に対して運輸事業振興助成交付金を交付するよ

う努力すべき義務を課し、その総額につき平成6年度以降に交付された各年度における総額（およそ200億円）の水準が確保されることを基本として総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を基準とするとし、その使途を旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業、輸送サービスの改善に関する事業、環境対策及び地球温暖化対策の推進に関する事業、その他軽油を燃料とする自動車を用いる運輸事業の振興に資する事業に充てるべきと定め、交付を受ける者に交付金を充てて行った事業の実績等を報告すべき義務を課し、そして、財政上の措置として交付に要する経費は都道府県に交付する地方交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入すると規定している。

4 運輸事業振興助成交付要綱

(1) 目的

平成22年度税制改正大綱により、軽油引取税の税率を引き上げていた暫定税率が廃止された後もその税率水準を維持することが決定され、軽油を燃料とするディーゼルエンジン搭載のバスや貨物自動車を用いて行われる旅客運送や貨物運送の事業に引き続き負担が課せられることに鑑み、運輸事業の振興の助成に関する法律に基づき、予算の範囲内で運輸事業振興助成交付金を交付することによって、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資することを目的とする。

(2) 交付対象者

交付の対象者は、軽油を燃料とするディーゼルエンジン搭載の自動車を用いる運輸事業を営む者を構成員とし、千葉県を区域とする一般社団法人千葉県バス協会及び一般社団法人千葉県トラック協会である。

(3) 交付金の使途

交付金の使途は、軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業（以下「特定運輸事業」という。）を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業、サービスの改善及び向上に関する事業、公害の防止、地球温暖化防止その他環境の保全に関する事業、事業の適性化に関する事業、共同利用に供する施設の設置及び運営に関する事業、震災等の災害時に必要な物資を輸送するための体制の整備に関する事業、経営の安定化に寄与する事業等に限定されている。

(4) 交付の条件

交付について以下の条件が付される。

- ① 交付金に係る事業の内容又は事業に要する経費の配分を変更しようとするとき、又は、交付金に係る事業を中止し、又は廃止しようとするとき及び基金を処分しようとする場合は、知事の承認を得なければならない。
- ② 事業が予定の期間内に完了する見込みがないときは、知事に報告してその指示を受けなければならない。

- ③ 交付金に係る会計は、他の会計と区分して経理し、収支簿を備え、その支出内容を整備し、事業年度終了後5年間保存しなければならない。

(5) 交付申請

① 申請書

申請書には、以下の事項を記載すべきと規定されている。

- I 事業の名称及び目的
- II 交付金の額
- III 事業完了予定日

② 添付書類

以下の書類を添付すべきものと定められている。

- I 事業計画書及び資金計画書（事業の内容及び経費の配分の明細）
- II 各種共同施設に係る設計図（若しくは仕様書）並びに設計書（若しくは見積書）及び備品購入に係る見積書
- III 総会議事録
- IV 暴力団排除に関する誓約書
- V 役員名簿
- VI その他

(6) 実績報告

① 実績報告書

実績報告書には、以下の事項を記載すべきものと規定されている。

- I 事業の目的
- II 交付決定額
- III 実績額
- IV 事業の成果

事業実績（事業計画書及び資金計画書の様式に準じて作成）

- V 事業完了期日

② 添付書類

以下の書類の添付が求められている。

- I 各種施設に係る写真
- II 共同施設に係る契約書の写し（若しくは支出証拠書類の写し）及び備品購入に係る支出証拠書類の写し
- III その他、実績に係る資料

5 千葉県バス協会の交付申請と実績報告

(1) 交付申請

① 交付申請書

交付申請書には、以下の事項が記載されている。

- I 事業の名称及び目的 運輸事業振興助成交付金事業
- II 交付金の額 6615万円
- III 事業完了予定日 平成29年3月31日

② 添付書類

以下の書類が添付されている。

- I 安全運行の確保等交通安全対策に関する事業（各種受講料）
運転手等をして安全確保のための適正診断等を受けさせる事業であり、予算額は868万5800円である。
 - a 運転者適正診断 予算額573万1600円
運転者等をして、独立行政法人自動車事故対策機構（略称は「NASVA」）が実施する運転者適正診断の受診をさせる事業である。同機構の運営形態業務範囲は、独立行政法人自動車事故対策機構法に定められている。予算は、受診予定者数2492名に一人当たりの受診料2300円を乗じて算出した573万1600円である。
 - b 運行管理者基礎講習 予算額103万5300円
運行管理者（運送事業者において当該事業年度で初めて運行管理者に選任され、以前に基礎講習を受講していない者）をして、上記機構が実施する運行管理者基礎講習（3日間で合計16時間）を受講させる事業である。予算は、受講予定者数119名に一人当たりの受講料8700円を乗じて算出した103万5300円である。
 - c 運行管理者一般講習 予算額191万8900円
運行管理者及び運行管理者補助者をして、上記機構が実施する一般管理講習（1日で5時間）を受講させる事業である。予算は、受講予定者数619名に一人当たりの受講料3100円を乗じて算出した191万8900円である。
- II 共同施設の整備運営に関する事業
5社共同で停留所等の上屋、標識及び案内板を設置する事業であり、予算額は325万3000円である。
- III 輸送サービス改善、その他公共の利便に資する事業及びバス事業者が行う事業
 - a ポスター 予算額70万円
事業名は「ポスター」、内容は「走行環境・他」、業者名は印刷業者と記載されているので、ポスターの印刷であることは分かるが、内容は記載からは理解し難く、枚数や貼付場所も不明である。
 - b 貸切類似行為防止キャンペーン 予算額1150万円
事業名は「貸切類似行為防止キャンペーン」、内容は「310万袋」、業者名

は印刷業者であり、単価は約38円と記載されているので、封筒にキャンペーン内容を印刷して配付する事業と解されるが、配布先310万袋の算定根拠が不明である。

c バスの日 予算額130万円

事業名に「バスの日（9月20日）」と記載されているのみであり、実績報告を読むと、各バス会社に支出されているので、各バス会社がバスを有償で提供して運行する事業と解されるが、具体的内容は不明である。

IV 千葉県バス総合案内システム整備事業

千葉県バス総合案内システムの維持管理費であり、予算額は250万円である。

V 人と環境に優しいバス等導入助成事業

人と環境に優しいバス等の導入を助成する事業とのみ記載してあり、それだけでは理解できないが、実績報告を読むとハイブリッドバス、ノンステップバス、リフト付きバス及び燃費基準達成車バスの導入を助成する事業と分かる。予算額は699万4000円である。

VI 事故防止対策事業

予算額は1038万6200円である。

VII バス活性化対策事業

予算額は600万円である。

VIII その他（事務運営費外）

予算額は40万円である。

(2) 実績報告

① 実績報告書

要綱で定められた書式に従って実績報告書が作成されている。

I 事業の目的

申請書に添付されている「資金計画及び事業計画書」の2の「交付金の使途」に記載されている(1)から(8)までの事業がそのまま記載されている。

II 交付決定額

交付決定額は、交付申請額と同額の6615万円である。これに基金取崩し額として99万9972円と利息収入193円の合計6715万165円が記載されている。この金額が事業を実施するために支出した費用の総額である。

III 交付金実績額

実績額は、6615万円であり、事業実施のために支出した金額は、実績額6615万円に基金取崩し額99万9972円及び利息収入193円を加えた6715万165円である。

② 添付書類

実績報告書の別紙として「平成28年度運輸事業振興助成交付金事業実績明細書」が綴られ、これに交付金の二次受給者作成の請求書や工事写真の写し等が添付されている。なお、県では、毎年、職員が往査して、支出が適正になされているかを確認するため、関係帳簿等を調査している。

6 千葉県トラック協会の交付申請と実績報告

(1) 交付申請

① 交付申請書

交付要綱に定められた書式の申請書が提出されている。記載事項は、以下のとおりである。添付書類の記載は、書式のとおりである。

- I 事業の名称及び目的 運輸事業振興事業
- II 交付金の額 7億1997万6000円
- III 事業完了予定日 平成29年3月31日

② 添付書類

事業の具体的内容は、資金計画及び事業計画書に記載されている。その記載内容は、以下のとおりである。

I 交通安全対策事業

以下の具体的事業の総称であり、予算額は2億8624万2000円である。

- a 追突事故防止セミナーの開催と追突警報装置の導入
- b ETC2.0（高速・大容量通信により、広範囲の渋滞・規制情報提供や安全運転支援等の情報を提供する通信サービス）の受信装置導入
- c 初任運転者及び管理者を対象とした教育
- d 「交通事故・労災災害」防止大会を開催
- e ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフの導入助成
- f 運転者を対象とする定期健康診断受診費用の助成
- g 春秋の「全国交通安全運動」等の各種安全キャンペーン
- h 運転適正診断受診及び運転記録証明書の取得の費用助成
- i 自動車安全運転センターと連携し、無事故・無違反を競う「セーフティドライバーズちば」の参加者拡大

II 環境保全対策事業

以下の具体的事業の総称であり、予算額は7960万7000円である。

- a 事業者が自ら行う環境保全対策「グリーンエコプロジェクト」活動の推進
- b 圧縮天然ガス自動車・ハイブリッド車等の導入助成
- c 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が認証する「グリーン経営認証」取得等の助成
- d 省燃費運転講習会の開催及びアイドリングストップ運動の実施

e 植林事業の実施

III 貨物自動車運送適正化事業

以下の具体的事業の総称であり、予算額は7998万円である。

- a 千葉陸運支局が選定したトラック運送事業者を対象として、法令遵守と事故防止の取組状況について、巡回指導評価基準に基づいて評価し、その基準を超えている運送事業者はそれを認定し、公表することによって、その業者は安全性が高い優良事業者との評価を獲得して、営業成績が向上するという利点が伴うことによって、運送事業者の法令遵守と事故防止の取組推進を図る事業
- b 運送事業者を対象として、交通安全対策等への取り組みを評価基準に基づいて評価し、これを超えている事業者を安全優良事業所として認定して公表し、その認定したことを証するGマークを交付し、これによってその認定業者の営業成績が向上するという利点が伴うことによって、運送事業者の安全対策の推進を図る事業
- c 巡回指導結果の評価が低い事業者に対し、フォーアアップ講習会を開催する事業
- d 千葉県トラック協会に加入していない事業者に対し、巡回指導を行い、法令遵守と事故防止の取組を向上させ、千葉県トラック協会加入を勧誘する事業

IV 緊急輸送体制整備事業

以下の具体的事業の総称であり、予算額は200万円である。

- a 千葉県及び千葉県倉庫協会と締結した「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、会員事業者と連携して、緊急物資支援車両等の迅速な出動態勢を維持する事業
- b 千葉県と協定を締結した「新型インフルエンザ対策」や「急性悪性家畜伝染病対策」について、迅速に対応する体制を整備する事業

V 輸送サービス事業

VI 経営基盤強化事業

VII 輸送情報近代化事業

VIII 交付金運営事業

IX 広報事業

X 中央事業への出捐金

(2) 実績報告

① 実績報告書

要綱で定められた書式に従って実績報告書が作成されている。

I 事業の目的

申請書に添付されている「資金計画」及び「事業計画書」に記載されている

10の事業がそのまま記載されている。

II 交付決定額

交付決定額は、交付申請額と同額の7億1997万6000円である。

III 実績額

実績額は、交付決定額と同額の7億1997万6000円が記載されている。しかし、事業実施のために支出した金額は、添付書類の「平成28年度運輸事業振興助成交付金事業収支計算書」の記載によれば、8億804万7000円であり、不足した差額8800万円は、近代化基金の取崩金で賄われている。

IV 事業の成果

a 事業実績

添付書類の「平成28年度運輸事業振興助成交付金に係る事業計画及び資金計画の実績報告書」のとおりと記載されている。

b 事業完了日

平成29年3月31日と記載されている。

② 添付書類

「平成28年度運輸事業振興助成交付金に係る事業計画及び資金計画の実績報告書」、その別紙として「平成28年度運輸事業振興助成交付金事業収支計算書」、「その他参考にすべき事項」、「平成28年度千葉県運輸事業振興助成交付金事業明細」、「平成28年度事業報告書」、「平成28年度資金報告書」が添付されているが、いずれも、会計を整理した要約書であり、支出を裏付ける領収書や振込伝票等は、添付されていない。なお、県では、毎年、職員が往査して、支出が適正になされているかを確認するため、関係帳簿等を調査している。

二 指摘・意見

1 指摘

(1) 手続の適正

① 支出証拠書類添付の必要性

千葉県バス協会の実績報告及び千葉県トラック協会の実績報告には、領収書等の添付がなく、支出が確認できない。補助金等の適正化において最も重要なことは不正受給の防止であり、そして、不正受給を防止するためにまずなすべきことは支出の有無及び内容の確認である。県では、毎年、担当職員が往査して会計書類を確認しているとのことであるが、その報告書は作成されていない。仮に監査報告書を作成するとすれば、監査報告書に支出を確認できる資料の写しを添付しなければならない。その程度の証拠書類が揃った報告書が県の管理する簿冊につづられていて、初めて県が支出を確認したと認められるのであって、そうでなければ不正な支出が無かったことの確認は、担当職員の主観にとどまる。報告書を

作成して領収書等の資料を添付するくらいならば、受給者の実績報告書に領収書を添付させた方が事務処理として効率が遙かに高い。よって、実績報告書に支出を確認できる領収書等の証拠書類を添付させるべきである。

以上